

令和4年2月15日付け
監査公表第8号
(神戸市公報第3746号)の別紙

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに
一般財団法人神戸市学校給食会の出納その他の事務の執行について

神戸市包括外部監査人

森山 恭太

目次

第1 外部監査の概要.....	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件（テーマ）	1
1 監査対象.....	1
2 対象期間.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 監査の方法	2
5 外部監査の実施期間.....	4
6 外部監査の従事者	4
7 利害関係.....	4
8 その他	5
第2 監査対象の概要.....	6
I 神戸市教育委員会について	6
1 教育委員会とは.....	6
2 教育委員会の権限	7
3 教育長及び教育委員について	8
4 教育委員会会議について	9
5 総合教育会議について.....	9
6 組織図	10
7 教育委員会事務局について.....	10
8 教育機関について	13
9 予算及び決算の状況.....	16
10 神戸市の教育について	19
II 一般財団法人神戸市学校給食会について	27
1 概要	27
2 組織概要	28
3 評議員会及び理事会の開催状況	30

III	当包括外部監査での監査方針.....	31
第3	監査の結果及び意見	35
I	総論.....	35
II	全般及び共通事項.....	39
1	働き方改革と労務管理について	39
2	G I G Aスクール構想を含むデジタル化の現状について	64
3	教育委員会の組織風土改革の進捗状況について.....	77
4	財産管理の状況について	88
5	情報管理について	103
6	教育施設について	117
III	実施重点施策について.....	125
1	監理室	125
2	学校経営支援課.....	134
3	教職員課.....	159
4	児童生徒課	162
5	教科指導課	184
6	学校教育課	205
7	特別支援教育課.....	213
8	健康教育課	226
9	学校環境整備課.....	245
IV	一般財団法人 神戸市学校給食会について.....	277
1	実施した手続.....	277
2	事業内容	277
3	設立以降の財務状況の推移.....	280
4	事務処理について	286
5	新型コロナウイルスへの対応状況.....	292
6	今後の在り方について.....	294

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査対象

教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸市学校給食会の出納その他の事務の執行について

2 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても遡及して対象にした。

3 事件を選定した理由

教育現場においては、少子高齢化の進展により児童・生徒が減少している一方で、GIGAスクール構想をはじめとするデジタル化の急速な進展等により、とりまく環境が急速かつ大きく変化しており、課題の多様化や複雑化が進んでいる。

また、従前より課題となっている教員の多忙化についても、給食費を含む準公金の取扱事務の改善など具体的な課題が挙がっている。

このような状況のなか、神戸市における教育費の令和3年度予算額は1,246億円

で、一般会計の約 14.3%を占めていることから、学校事務の効率化等による神戸市の財政への影響は多大なものである。

令和2年9月に神戸市が策定した「行財政改革方針2025」の重点項目として、働き方改革の推進やデジタル技術を利用した業務プロセスの変革や生産性の最大化を進めるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が掲げられており、前述の教育現場における課題の解決及び学校事務の効率化等は、この行財政改革にも寄与するものであるといえる。

教育現場における現状を把握のうえ、正確な課題認識を行い、その対応が効果的かつ効率的に実施できているかについて監査を実施することは、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげ、また組織運営の合理化に努めるとの地方自治法の趣旨を達成するために必要であると認められることから、令和3年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4 監査の方法

4.1 監査の視点

- ▶ 教育委員会事務局等の事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ▶ 教育委員会事務局等の事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

4.2 主な監査手続

上記4.1に記載した監査の視点に基づき、監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は下記のとおりである。

(1) 教育委員会事務局及び市立学校

- ▶ 組織風土改革や働き方改革が計画どおり進んでおり、改善がみられるか。
- ▶ 時間外勤務の管理や休暇の取得などの労務管理が適切に行われ、教職員の給与は適切に処理されているか。

- G I G Aスクール構想等のデジタル化推進の取り組みは、業務プロセスの革新等による学校事務の効率化に寄与できているか。
- 学校給食事業は、経済的・効率的に運営されているか。
- 給食費を含む準公金の取扱事務は、効率的に運用されているか。
- 金銭の徴収や現金管理、債権管理は適切に行われているか。
- 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確となっているか。
- 事業の手法や実施内容、実施範囲は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- 事業目標の達成度合いが具体的に評価・分析され、結果が有効に活用されているか。
- 内部統制が有効的に構築・運用されているか。
- 他の事業との重複や無駄な細分化はないか。
- 委託契約を含む契約事務が法令・規則等に基づき適切に行われているか。
- 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- 情報資産の管理は適切に行われているか。等

(2) 一般財団法人神戸市学校給食会

① 教育委員会事務局関係

- 学校給食会の業務及びガバナンスに関して適切な指導監督を行っているか。等

② 学校給食会関係

- 効率的、効果的な事業運営が行われているか。
- 取引業者は安全性・経済性等の観点から合理的に選定されているか。
- 契約事務が法令・規則等に基づき適切に行われているか。
- 内部統制が有効的に構築・運用されているか。等

5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和3年7月14日から令和4年1月27日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

6.1 包括外部監査人

公認会計士 森山 恭太

6.2 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

弁護士 村上 公一

公認会計士 青戸 祥倫

公認会計士 安達 誠二

公認会計士 池田 学

公認会計士 大谷 泰史

公認会計士 湯本 規子

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

8 その他

8. 1 金額単位等

原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨て又は四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

8. 2 報告書の数値等の出典

神戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 監査対象の概要

I 神戸市教育委員会について

1 教育委員会とは

教育委員会とは都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、学校等の教育機関の管理、教育職員等の任免、児童生徒の入学、教育課程の編成、教科書の採択、学校給食、社会教育等に関する事務などを管理し、執行するものである。

教育委員会は教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置される。地方公共団体の長から独立して設置される意義、及び教育委員会制度の特性は下記のとおりである。

【教育委員会制度の意義】

①政治的中立性の確保

- 個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性・安定性の確保

- 教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③地域住民の意向の反映

- 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(出典：文部科学省ホームページ)

【教育委員会制度の特性】

①首長からの独立性

- 行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

②合議制

- 多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

③住民による意思決定（レイマンコントロール）

- 住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

（出典：文部科学省ホームページ）

2 教育委員会の権限

教育委員会の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により

- 学校その他の教育機関の設置・管理・廃止
- 教育財産の管理
- 教職員等の任免
- 児童生徒の入学・転学・退学
- 学校の組織編制・教育課程・学習指導・生徒指導等
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎その他の施設等の整備
- 教職員の研修
- 学校給食
- 社会教育

などに関する事務を管理し、執行すると定められている。

3 教育長及び教育委員について

神戸市教育委員会は、「神戸市教育委員会の委員の定数に関する条例」により、「教育長及び5人の委員をもって組織する」と定められている。

教育長は、人格高潔で教育行政に識見を有するもののうちから市長が市会の同意を得て任命し、任期は3年、また委員は人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから市長が市会の同意を得て任命し、任期は4年となっている。

令和2年4月1日現在の教育委員会の構成は下記のとおりである。

教育長	長田 淳（1期目） 平成30年4月1日～令和3年3月31日	
委員 ※教育長職務代理者	山本 正実（1期目） 平成28年12月24日～令和2年12月23日	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会シニアアドバイザー
委員	梶木 典子（4期目） 平成27年10月30日～令和4年10月29日	神戸女子大学教授
委員 ※保護者委員	伊東 浩司（3期目） 平成29年3月30日～令和3年3月29日	甲南大学スポーツ健康科学教育研究センター教授
委員 ※保護者委員	今井 陽子（1期目） 平成28年10月11日～令和2年10月10日	弁護士
委員	正司 健一（1期目） 令和元年10月11日～令和5年10月10日	神戸大学大学院経営学研究科教授 神戸大学学長顧問

教育長・委員の主な活動としては

- 教育委員会会議における議案審議等（年間20回程度開催）
- 幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校の各校園長会との懇談会
- 教育現場の視察（スクール・ミーティング、音楽会、運動会、生活発表会など）
- 教育委員会関係行事への出席（いきいき生徒会会議、中学生の主張大会など）
- 校園長候補者等の面接選考

などがある。

4 教育委員会会議について

教育委員会会議は教育行政における重要事項や基本方針を協議・決定するものである。会議は在任委員の過半数の出席により開催され、出席委員の過半数で議決される。定例会及び臨時会があり、定例会は原則として毎月1回以上開催しなければならないが、臨時会は必要がある場合において開催される。令和2年度には定例会が22回、臨時会は6回開催された。

教育委員会では会議で決定された教育行政における重要事項や基本方針の執行に関する事務は教育長が事務局を指揮監督して執行する。また、教育長に委任できない事務は法令により定められているが、事前の議決や異例の事態の場合などは、教育長による臨時代理が可能である。

5 総合教育会議について

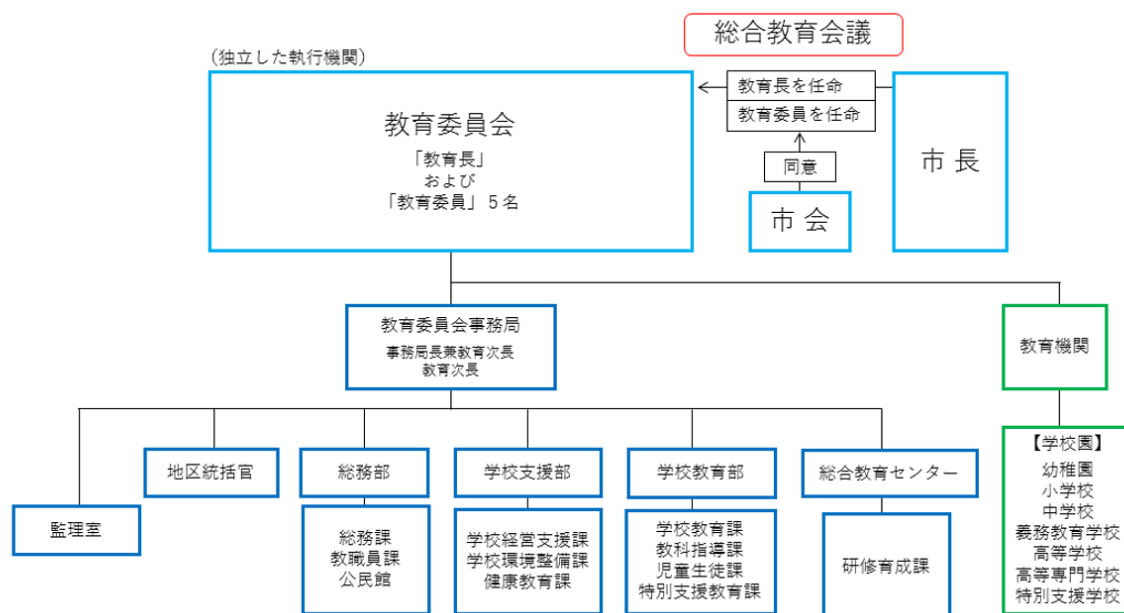
教育委員会は教育の政治的中立性の確保等のため、市長から独立した執行機関として位置付けられている一方、市長の職務権限である予算の編成・執行、条例案の提出は教育委員会と密接な関係にある。また市長は地域の民意を代表する存在でもあり、そのような市長との連携強化を図る目的で、平成27年に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正法において、市長と教育委員会から構成される総合教育会議が設置された。

「神戸市総合教育会議の設置・運営に関する要綱」には、「市長と教育委員会が、本市教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携を図りながら効果的に教育行政を推進していくため、神戸市総合教育会議を設置する」と規定されている。

なお、最終的な執行権限は教育委員会に留保されており、政治的中立性は確保されている。

6 組織図

教育委員会をとりまく組織を図示すると下記のようなになる。



7 教育委員会事務局について

7.1 教育委員会事務局とは

教育委員会事務局は日々の教育事務を執行する教育長を補佐する組織である。教育委員会は本来、教育事務全般について事務局を指揮監督し執行していくものとされているが、委員の身分は非常勤であり意思決定も合議で行うことから、教育委員会は教育の行政運営の基本的な方針について決定し、その決定に基づき、教育長の指揮監督のもと、教育委員会事務局が日々の事務を執行している。

7.2 人員構成

教育委員会事務局職員数 579 人（令和2年4月1日現在）

7. 3 教育委員会事務局各課の業務内容

部	課	業務内容
	監理室	学校園の指導・支援、コンプライアンスの推進、重大事態・事故の初動対応、教育委員会会議、教育委員会委員、総合教育会議など
総務部	総務課	局所管事務の運営管理に係る総括調整、教育関係法規、争訟の総括、広報・広聴、教育委員会に係る特定の調査・重要施策の企画立案、教育に係る調査統計、教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価、学校運営協議会・地域学校協働活動、学校施設開放、社会教育、婦人会館、青少年科学館、神出自然教育園など
	教職員課	学校職員の福利厚生、学校職員の給与・勤務条件、職員団体、保健衛生・安全衛生、事務局・教育機関の職制・定員・人事、学級編制、学校職員の資質向上、学校職員の採用、事務局・学校園の業務改革の推進、公民館など
学校支援部	学校経営支援課	事務局・教育機関の事務の審査・改善、学校の運営費、学校事務、学校の教具・管理備品、教育の情報化の推進、学齢児童生徒の就学・幼児生徒の入学等、奨学金・就学奨励、授業料・保育料・入学選抜料、私立学校（幼稚園を除く。）等の助成、学事、教育人材センターなど
	学校環境整備課	教育機関の施設・設備の整備・管理、不動産の取得・処分、学校園の施設の目的外使用、小学校・中学校・義務教育学校の適正規模化・過密化対策の推進、校区調整審議会など
	健康教育課	幼児児童生徒の保健衛生、学校の保健指導・環境衛生、幼児児童生徒に係る災害共済給付、学校給食、学校給食共同調理場、神戸市学校給食会など
学校教育部	学校教育課	学校運営、幼稚園・高校の教育課程等、学校園の教育の専門的事項の指導、幼稚園・高校の再編・あり方検討、高校の教科書採択・その他教材、高校の通学区域、人権教育、家庭教育、地域改善対策奨学金、PTA、こども日本語サポートひろばなど
	教科指導課	小学校・中学校・義務教育学校の教育課程等、学校園における教育の専門的事項の指導、小学校・中学校・義務教育学校の教科書の採択、学校教員の指導力向上、国際教育、学校における読書指導、学校図書館の運営など
	児童生徒課	生徒指導の調査・連絡調整・専門的事項の指導、児童生徒の生活指導・交通安全指導、いじめ問題審議委員会、部活動、青少年育成センターなど
	特別支援教育課	特別支援教育に係る諸施策の企画・調査研究・連絡調整、障害児に係る就学、特別支援教育の専門的事項の指導、特別支援学校・特別支援教室の教育課程、発達障害に係る教育相談・支援（学びの支援センター）、特別支援学校・特別支援学級の教科書の採択・その他教材など
総合教育センター	研修育成課	教職員の研修、教育に関する専門的・技術的事項の研究・研究成果の普及、情報教育の推進、児童生徒の教育相談・適応指導、教育に関する情報収集・作成・提供、教科書の展示、教員の資質向上など

7. 4 社会教育関連施設等について

博物館、美術館、図書館などの社会教育関連施設は教育委員会事務局の管轄であったが、令和2年度の神戸市組織改正において、文化・スポーツ振興施策の一体的推進により都市の魅力向上を図ることを目的として、上記の社会教育関連施設を教育委員会より市長部局に移管するとともに、市民参画推進局の再編により文化スポーツ局を設置することとなった。

よって、令和2年度現在では、教育委員会事務局に属する社会教育関連施設は青少年科学館、神出自然教育園、青少年育成センターのみとなっている。また社会教育関連施設ではないが、公民館や婦人会館、支援員等の紹介機関である教育人材センターも教育委員会事務局の管轄である。

7. 5 教育委員会の組織風土改革について

神戸市垂水区中学生自死事案に係る一連の不適切な対応や後を絶たない教職員による不祥事を受けて、平成30年7月に設置した「組織風土改革のための有識者会議」より、同年9月に「中間取りまとめ～組織体制及び事務執行管理について～」が、平成31年2月に「教職員による不祥事の防止に関する報告書（中間とりまとめその2）」が提出され（最終報告書は令和元年9月に提出）、平成31年4月1日に「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」を策定し、組織風土改革に取り組んできた。

そのような中、令和元年9月に須磨区小学校における教員間ハラスメント事案が発覚し、それを受けて、令和2年2月に「神戸市小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会」から調査報告書が、令和3年1月に「教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会」から報告書が提出された。これらの附属機関や有識者会議からの様々な提言や意見を受け、「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」を改め、令和3年4月、新たに「神戸市教育委員会改革方針 2021」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム 2021」を策定し、組織風土改革に取り組んでいるところである。当該改革の進捗状況の評価については後述の「3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況について」を参照されたい。

8 教育機関について

教育委員会の下には教育委員会事務局と並んで小学校、中学校など、実際の教育を行う機関として学校園が置かれている。以下では神戸市における学校園の状況を概観する。

8. 1 市立学校の概況

(1) 市立学校数

(令和2年5月1日現在)

	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校・ 高等専門学校	特別支援学校
東灘区	3	14	7		1	分1
灘区	2	12	5			1
中央区	3	9	6	1	2 定2	1
兵庫区	1	8	5 分1		1 定1	1
北区	9	33 分1	17 分1			
長田区	1	13	6 分1			
須磨区	1	20	11		1	1
垂水区	4	24	11			
西区	9	29	13		専1	1
計	33	162 分1	81 分3	1	5 定3 専1	5 分1

※表中、「分」は分校、「定」は定時制、「専」は高等専門学校の略

(2) 学級数、児童生徒数

(令和2年5月1日現在)

区	分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校		高校 (全日制)	高校 (定時制)	特別支援 学校	高専 (本科)	高専 (専攻科)	合計	
					前期 課程	後期 課程							
学	校	園	数	33	162,分1	81,分3	1		5	3	5,分1	1	291,分5
学 級 数	計		90	2,843	1,129	22	9	129	37	333	30	8	4,630
	1年	7年 3歳	9	404	314	3	3	42	9	81	6	4	875
	2年	8年 4歳	39	412	324	4	2	43	9	81	6	4	924
	3年	9年 5歳	41	401	316	3	2	44	9	84	6		906
	4年			413		3			10	13	6		445
	5年			386		3				10	6		405
	6年			395		3				12			410
	複式			1	15					52			68
	特別支援学校			0	417	175	3	2					597
	児 童 生 徒 数 等	計		1,430	73,893	33,696	566	238	5,082	862	1,159	1,200	72
1年		7年 3歳	161	11,642	11,170	84	83	1,683	224	348	243	35	25,673
2年		8年 4歳	567	12,020	11,387	115	76	1,707	226	333	251	37	26,719
3年		9年 5歳	702	12,222	11,139	74	79	1,692	194	320	240		26,662
4年				12,643		103			218	63	236		13,263
5年				12,563		92				44	230		12,929
6年				12,803		98				51			12,952

※幼稚園：3歳・4歳・5歳

※義務教育学校後期課程：7年・8年・9年

※表中、「分」は分校の略

(3) 学校園職員数

①学校園職員数

8,580 人（令和2年4月1日現在）

②市立学校園の教職員定数（令和2年度）

（単位：人）

	小学校	中学校	特別支援 学校	幼稚園	高等学校	合計
校園長	163	82	6	25	8	284
教員等	3,956	2,186	704	140	504	7,490
教頭・教諭	3,698	2,096	673	115	457	7,010
養護教諭	183	90	15	25	13	326
栄養教諭	75	—	5		—	80
実習助手	—	—	11		34	45
(合計)	4,119	2,268	710	165	512	7,774
教育事務職員	189	95	19		31	334

9 予算及び決算の状況

9.1 令和2年度予算について

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	1,345,774	13 教 育 費	125,542,675
1 使 用 料	1,331,603	1 教 育 総 務 費	7,591,026
2 手 数 料	14,171	2 教 育 振 興 費	1,014,134
18 国庫支出金	18,446,292	3 幼 稚 園 費	2,265,663
1 負 担 金	17,610,776	4 小 学 校 費	48,414,635
2 補 助 金	811,083	5 中 学 校 費	26,710,207
3 委 託 金	24,433	6 高 等 学 校 費	6,582,518
19 県支出金	182,364	7 特 別 支 援 学 校 費	8,508,905
2 補 助 金	182,364	8 高 等 専 門 学 校 費	1,824,778
20 財 産 収 入	6,887	11 社 会 教 育 費	2,822,683
2 財 産 売 払 収 入	3,126	12 体 育 保 健 費	4,268,547
3 基 金 収 入	3,761	13 学 校 建 設 費	14,807,808
21 寄 附 金	62,000	14 教 育 施 設 整 備 費	731,771
1 寄 附 金	62,000	15 諸 支 出 金	20,000
22 繰 入 金	49,721	2 過 年 度 支 出	20,000
2 基 金 繰 入 金	49,721		
24 諸 収 入	2,054,578		
1 納 付 金	52,692		
2 措 置 費 等 受 入	884,995		
4 受 託 事 業 収 入	349,981		
5 貸 付 金 元 利 収 入	23,291		
7 雑 入	743,619		
歳 入 合 計	22,147,616	歳 出 合 計	125,562,675

(2) 令和2年度予算における重点施策

令和2年度教育委員会予算の重点施策

1 児童生徒の学力・体力の向上

- 英語教育の推進
- 学習支援ツールの配信
- 学校 ICT の環境整備

2 ガバナンス・組織力の強化

- 外部人材の登用による教育委員会のガバナンス強化
- 学校法務専門官の配置
- 教育人材センターの開設
- 教頭業務等補助スタッフの配置

3 いじめ・不登校対策の充実

- 不登校児童生徒に対する支援
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- 不登校等の教育相談の実施

4 特別支援教育の推進

- 自校通級指導教室の整備
- インクルーシブ支援員の配置拡充
- 特別支援学校における医療的ケアの充実
- 特別支援学校におけるスクールバスの運行

5 学びを支える環境の整備

- 中学校給食費の負担軽減
- こども日本語サポートひろばの設置
- 学校施設安全対策
- 小中学校の校舎増改築等（こうべ小、御影北小、高羽小、春日野小、垂水小）
- H A T 神戸地域における小学校・特別支援学校の新設
- 小学校の統合（ありの台小、多間南小・本多間小）
- フッ化物事業の小学校におけるモデル実施
- 神戸市情報教育基盤サービス再構築

6 図書館サービスの充実

- （仮称）名谷図書館の開設
- 新西図書館の整備検討
- 電子図書館の実施
- 新垂水図書館の整備検討
- 予約図書自動受取機及び返却ポストの設置

7 博物館・美術館等の魅力向上

- 博物館・美術館等の特別展の開催等

8 文化財の保存・活用

- 地域における歴史遺産の保存と活用

- 新規事業
- 拡充事業

(3) 各重点施策の主な内容及び予算額

施策	事業内容	予算額
1 児童生徒の学力・体力の向上		(2, 213, 567)
英語教育の推進	外国人英語指導助手等の配置	971, 349
学校 ICT 環境の整備	ICT 学習環境（電子黒板機能付プロジェクター等）の整備	(※1) 256, 670
学習支援ツールの配信	学校配信・個別配信：全小中学校、特別支援学校等	51, 456
学校司書の配置	令和 2 年度：小中学校 150 校程度	335, 269
学ぶ力・生きる力向上支援員の配置	令和 2 年度：全小中学校	585, 126
その他	体力アップの推進	13, 697
2 ガバナンス・組織力の強化		(298, 055)
教頭業務等補助スタッフの配置	令和 2 年度：小中学校 100 校程度	124, 625
中学校部活動における外部人材の活用	令和 2 年度：外部顧問 82 人、外部支援員 164 人	77, 590
その他	学生スクールサポーターの配置等	95, 840
3 いじめ・不登校対策の充実		(541, 737)
スクールカウンセラーの配置	令和 2 年度：月 4 回配置の小学校を 112 校に拡大	428, 921
スクールソーシャルワーカーの配置	令和 2 年度：北区・垂水区・西区には各 2 名に拡大	65, 449
その他	不登校等の教育相談の実施等	47, 367
4 特別支援教育の推進		(829, 941)
特別支援学校におけるスクールバスの運行	令和 3 年度：39 台予定	679, 824
特別支援学校における医療的ケアの充実	医療的ケア指導医配置校数：3 校	72, 892
その他	インクルーシブ支援員の配置拡充等	77, 225
5 学びを支える環境の整備		(18, 039, 528)
中学校給食の魅力向上	温かいメニューの提供等	1, 089, 892
中学校給食の負担軽減	全世帯の学校給食費の半額負担	330, 000
小学校給食調理等業務委託	新たに 7 校の自校調理校において民間委託を実施	567, 102
学校施設安全対策	建築物等について危険性の高い不具合個所の対策工事等	2, 628, 000
学校施設の異常高温対策	特別教室の空調新設、中学校体育館の部分空調新設等	895, 800
学校園のトイレ改修	洋式化改修工事等	2, 315, 600

神戸市情報教育基盤サービス (KIIF) 再構築	セキュリティ強化、保護者との連絡ツール導入等	1,063,676
就学援助の充実	新入学児童生徒学用品等の支給単価増額	805,743
学校の過密化・老朽化対策等	御影北小学校施設整備等	(※2)1,386,774
学校規模の適正化等	HAT 神戸地域における小学校・特別支援学校の新設等	6,672,670
その他	外国人児童生徒等に対する日本語指導等	284,271
6 図書館サービスの充実		(917,655)
名谷図書館の開設		504,629
図書館改修	空調設備更新工事、照明改修工事等	211,667
その他	新西図書館・新垂水図書館の整備検討等	201,359
7 博物館・美術館等の魅力向上		(506,197)
博物館特別展の開催	コートールド美術館展等の開催	258,921
公民館改修	空調設備更新や体育室の床面張替え等	130,497
その他	青少年科学館施設改修等	116,779
8 文化財の保存・活用		(603,660)
文化財調査	埋蔵文化財調査	371,590
文化財保護	保存修理助成等	104,534
その他	埋蔵文化財センター改修等	127,536

(※1) 別途 繰越明許費 20,000 千円

(※2) 別途 繰越明許費 53,389 千円

(注) 令和2年度職制改正前の所管事務にかかる予算を含む。

10 神戸市の教育について

10.1 神戸市の教育施策体系

神戸市では、平成15年度から「特色ある神戸の教育推進アクティブプラン」、次いで平成20年度に「神戸市教育振興基本計画」、平成25年度に「第2期神戸市教育振興基本計画」を策定し、「人は人によって人になる」の理念の下、「心豊かにたくましく生きる人間」の育成を目指し、教育の充実に取り組んできた。

第2期教育振興基本計画（平成26年度～平成30年度）においては、4つの方向

性と 20 の重点事業を設定し、教育の充実に取り組んだ。下記はその方向性、重点事業及び第 3 期計画への主な継承・改善・発展事項をまとめたものである。

方向性		
	重点事業	第 3 期計画への主な継承・改善・発展事項
(方向性 1) 一人一人の自立に向けた力を伸ばす		
	<ul style="list-style-type: none"> ①一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実 ②確かな学力の育成一力のつく授業の推進 ③豊かな心の育成 ④健やかな体の育成 ⑤特別支援教育の充実 ⑥幼児教育の充実 ⑦特色ある高校教育・工業高等専門学校教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 2) 個に応じた指導の充実 3) 「スマートスマホ都市 KOBE」の推進を含め、ネットいじめ等の防止やネット依存防止に向けた取組の推進 4) 「超スマート社会」の到来を見据えた学校の ICT 学習環境整備の促進 5) 児童生徒の体力向上 6) 魅力ある持続可能な中学校部活動の推進 7) 学校給食の推進及び魅力の向上 8) 域内の教育資源の活用・関係機関との連携による幼児・児童生徒への支援の充実 9) 公・私立の幼稚園・認定こども園、保育所における幼児教育と小学校教育との連携・接続の推進 10) 役割の多様化に応じた定時制教育の充実
(方向性 2) 教職員・学校の魅力と実力を磨き高める		
	<ul style="list-style-type: none"> ⑧教員を支え伸ばす学校の組織力の充実 ⑨子供の力を引き出す教職員の力の向上 ⑩子供たちが生き生きと過ごせる学校生活の実現 ⑪安全・安心な学校づくりに向けた環境整備 ⑫学校園適正規模化の推進 ⑬教育活動の評価・改善と情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 学校の組織力強化や学校への支援の充実 2) 教育の質を高める教職員の働き方改革の推進 3) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践的な研修の充実 4) 高い倫理観と規範意識のある教員の育成、コンプライアンス意識の醸成された職場環境の構築 5) いじめの積極的な認知と適切なチーム対応の推進 6) 不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実 7) 児童虐待への対応 8) 学校の小規模化や過密化、校舎の老朽化の教育環境の諸課題への対応
(方向性 3) 特色ある神戸の教育を更に発展させる		
	<ul style="list-style-type: none"> ⑭生きる力の基礎となる「言葉の力」の充実 ⑮グローバル社会に対応した英語教育、国際理解・多文化共生教育、国際交流の充 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 学校司書の配置を拡充する等学校図書館の活用の促進 2) 国際都市神戸としての英語教育の推進 3) 生きる力を育む神戸の防災教育の推進

	実 ⑯神戸らしい教育（防災、キャリア・体験、環境・福祉、人権、伝統文化、芸術に関する教育）の充実	
（方向性4）市民が自ら学び子供の育ちを共に支える		
	⑰教育を支える主体（家庭、地域、PTA、学校園等、大学、企業、NPO、区役所を含む行政）間の連携と協働 ⑱家庭教育支援の充実 ⑲生涯を通じて市民が自ら「学ぶ」「活かす」「つながる」学習環境づくり ⑳スポーツの振興	1) 学校を支援する人材への育成や教員志望者の育成 2) 地域に開かれた学校運営の推進 3) 生涯「学ぶ」「活かす」学習機会の充実や新しい社会の力の創造に資する「つながり」の促進

（出典：第3期神戸市教育振興基本計画（本編）より監査人が作成）

また、平成28年1月には7つの方針から成る「神戸市教育大綱」を策定した。これは教育の目標や施策の根本的な方針で、総合教育会議において協議・調整を尽くし、市長が策定したものである。

【神戸市教育大綱】

- 1 学力の向上に取り組めます。
- 2 教員の資質向上を図ります。
- 3 学校の組織力を強化します。
- 4 教員の多忙化対策に取り組めます。
- 5 学習の機会均等を確保します。
- 6 子供たちが健やかに育つ環境を整備します。
- 7 教育に関する科学的な調査研究を進めます。

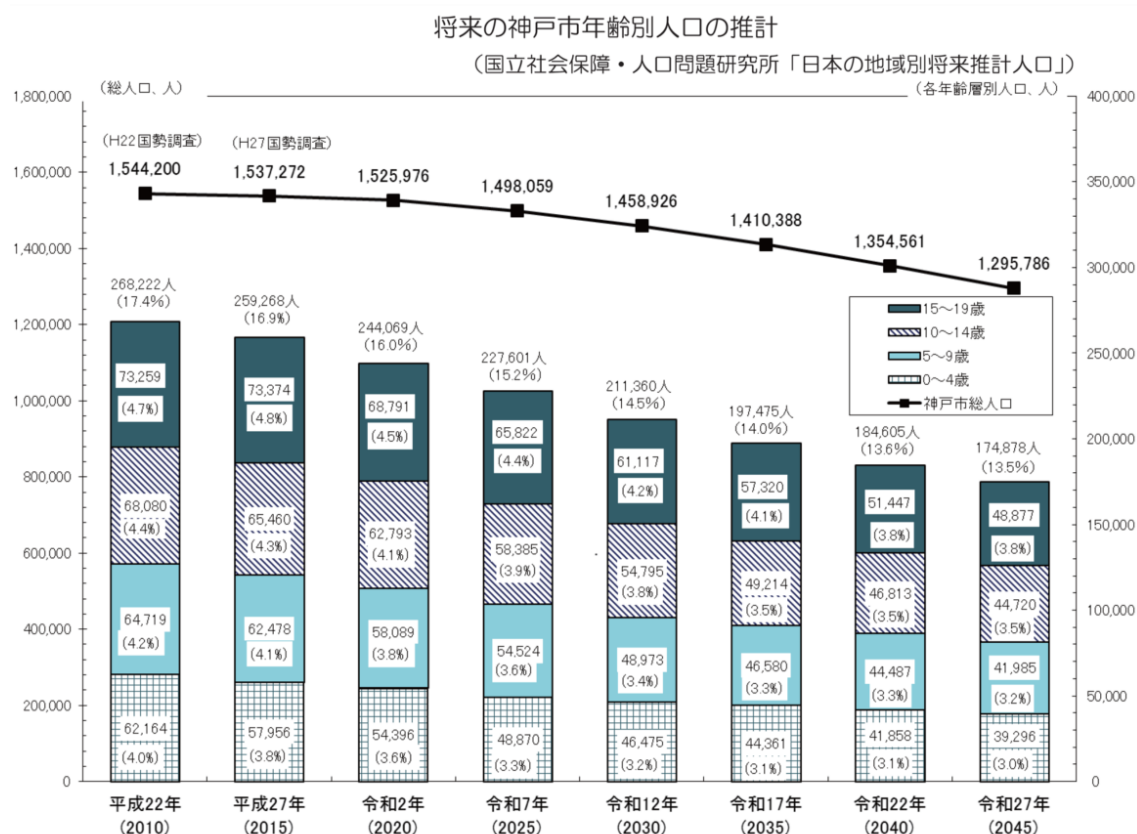
10.2 教育をとりまく現状

我が国の人口は、2008年をピークとして減少局面にあり、2030年にかけて20代、30代の世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、神戸市においても2011年をピークに人口が減少している。

少子化の進行により、市立小・中学校に通う児童生徒数は、ピーク時には、小学

校児童数（1981年度）13.4万人、中学校生徒数（1986年度）6.5万人だったものが、2018年度にはそれぞれ、7.5万人、3.4万人と減少している。この傾向は今後も続くと見込まれており、小規模化する学校の適正規模化が課題となっている。

また、一方では一部の地域において、住宅開発等に伴う児童生徒の急激な増加によって過密化が進む学校への対策が重要となっている。



(出典：第3期神戸市教育振興基本計画（本編）)

この他の教育をとりまく状況として

- 家族形態の変化による家庭や地域の教育力の低下
- 教育用AIなどの発達・普及など、技術革新に伴う授業スタイルの変化
- グローバル化の進展に伴う日本語指導などの必要性の増加
- 教職員の働き方改革推進への要請
- 新型コロナウイルス感染症への対応と「学びの保障」の確保

などの課題があり、それぞれ対応が必要と考えられる。

一方、国においては、平成30年度に「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指す「第3期教育振興基本計画」を策定し、「教育立国」の実現に向けた取り組みを進めている。

10.3 第3期神戸市教育振興基本計画等

こうした背景及び「第2期神戸市教育振興基本計画」の期間終了を踏まえ、神戸市教育委員会は同計画を継承・発展させた「第3期神戸市教育振興基本計画」を策定し、令和2年度から令和5年度までの4年間の教育の充実に向けた方向性等を定めた。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、「神戸市教育大綱」を踏まえて策定している。

また、本計画は、市政全般の基本方針である「神戸2020ビジョン」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合を図りながら、教育施策を推進するものである。

前述した教育をとりまく現状や、第2期計画の総括等を踏まえ、第3期計画においては2つの基本政策及び14の重点事業を設定している。下記はその内容で、各重点事業の下に列挙しているのはその主な取組内容である。

基本政策1 心豊かにたくましく生きる神戸の子供を育む	
	(重点事業1) 確かな学力の育成
	① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 ② 個に応じた指導の充実 ③ 指導体制・指導支援の充実
	(重点事業2) 豊かな心の育成
	① 自他の命を大切にす教育の推進 ② 子供たちの心に響く道徳教育の推進 ③ 子供たちの心を育む人権教育の推進 ④ 家庭・地域・学校の連携・協働による規範意識の醸成 ⑤ 環境教育の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 体験活動や児童生徒の自主的活動の推進 ⑦ 学校図書館を活用した子供読書活動の推進 ⑧ 伝統や文化等に関する教育の充実
(重点事業3) 健やかな体の育成	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の体力向上 ② 保健教育の推進 ③ 発達段階に応じた食育の推進と情報発信 ④ 魅力ある持続可能な中学校部活動の推進
(重点事業4) 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育と福祉の連携による幼児・児童生徒への支援の充実 ② 域内の教育資源の活用・関係機関との連携による幼児・児童生徒への支援の充実 ③ 教職員の特別支援教育にかかる資質・専門性の向上 ④ 一人一人の発達に応じた特別支援学校での自立に向けた取組 ⑤ 特別支援学校の整備・充実 ⑥ 特別支援教育における学習環境の充実 ⑦ 帰国・外国人児童生徒等への支援の充実 ⑧ 学齢経過者等への学びの機会の提供 ⑨ 教育費や通学費負担の軽減 ⑩ 家庭の経済状況等に左右されない学習機会の提供
(重点事業5) 人格形成の基礎となる幼児教育の質の向上	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園教育要領に基づく教育の充実並びに公私幼保の教育の質の向上に寄与する研究・発信 ② 公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携、接続の推進 ③ 幼児期における特別支援教育の充実 ④ 市立幼稚園における幼児教育のあり方検討 ⑤ 認定こども園の増加等を踏まえた幼児教育の質充実の推進
(重点事業6) 特色ある高校教育・高専教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 全日制高校における魅力・特色づくりの推進 ② 役割の多様化に応じた定時制教育の充実 ③ 生徒理解に基づく適切な指導の充実 ④ 時代の変化に対応した高専の教育内容の充実 ⑤ 地域の産業への技術的な貢献及び理科教育など小中学校との連携
(重点事業7) 神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際都市神戸としての英語教育の推進 ② 国際理解・国際交流事業の推進 ③ 生きる力を育む神戸の防災教育の推進
基本政策2 安全・安心で楽しい学校を築き、地域と共に子供を支える	
(重点事業8) いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現	
	<ul style="list-style-type: none"> ① いじめの積極的な認知と適切なチーム対応の推進 ② インターネット上のトラブルやいじめ等の未然防止の推進 ③ 児童生徒の自主活動や地域ぐるみのいじめ防止対策の推進 ④ 不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実 ⑤ 児童虐待への対応の強化 ⑥ いじめや不登校、友人関係などさまざまな悩みに応じる教育相談の推進 ⑦ 非行・犯罪防止のための啓発・相談対応の推進 ⑧ 児童生徒や保護者向けの相談窓口の充実・周知
(重点事業9) 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践的な研修の充実 ② 若手教員の育成・指導 ③ 多様な人材の活用を含む研修体制の強化 ④ 自主的な資質向上に対する支援 ⑤ 高い倫理観と規範意識のある教員の育成、コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築 ⑥ 大学と連携した養成・研修段階における教員育成の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 質の高い教員の採用・育成 ⑧ 社会に開かれた教育課程の実現に向けた学校運営力の向上 ⑨ 学校の組織力強化や学校への指導・支援の充実 ⑩ 教育委員会事務局組織の再構築
(重点事業 10) 教育の質を高める教職員の働き方改革の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校の組織力強化や学校への指導・支援の充実 ② 校務のICT化の推進による教職員の負担軽減 ③ 学校業務の適正化の推進 ④ 教職員の事務負担等の軽減 ⑤ 学校園現場における意識改革 ⑥ 女性が活躍できる環境づくり
(重点事業 11) 安全・安心で質の高い学校教育環境の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校の適正規模化 ② 学級増対策の推進 ③ 学校施設の老朽化対策の推進 ④ 学校施設の機能向上 ⑤ 学校施設の異常高温対策 ⑥ 感染症対策の推進 ⑦ 学校事故対応の強化 ⑧ 登下校や外出時の安全・安心の確保
(重点事業 12) ICTの基盤整備と利活用の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ① GIGAスクール構想の実現に向けた学校のICT学習環境整備の推進 ② 授業改善に向けた効果的なICT活用の促進 ③ 校務のICT化の推進による教職員の負担軽減（重点事業10から再掲） ④ 特別支援教育における学習環境の充実（重点事業4から再掲）
(重点事業 13) 地域と学校との協働による社会に開かれた教育の実現	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域に開かれ、地域とともにある学校づくりの推進 ② 子供の健全育成に向けた家庭と学校の連帯、家庭教育支援 ③ 地域の協力をもとにした児童生徒の安全・安心の確保の推進 ④ 家庭・地域との連携によるキャリア教育の充実 ⑤ 学校を支援する人材の育成、教員志望者の育成 ⑥ 教育委員会の情報発信の充実
(重点事業 14) 地域に活かし・つなげる社会教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯の「学ぶ」機会の充実、地域に還元する「活かす」学習活動の支援 ② 新しい社会の力の創造に資する「つながり」の促進 ③ 地域交流、コミュニティ活動の場の充実

10.4 神戸市教育大綱との対応関係

神戸市教育大綱と第3期神戸市教育振興基本計画の対応関係は下記のとおりである。

神戸市教育大綱	第3期神戸市教育振興基本計画
①学力の向上に取り組めます。	1 確かな学力の育成
②教員の資質向上を図ります。	9 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化
③学校の組織力を強化します。	
④教員の多忙化対策に取り組めます。	10 教育の質を高める教職員の働き方改革の推進
⑤学習の機会均等を確保します。	4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
⑥子供たちが健やかに育つ環境を整備します。	2 豊かな心の育成
	8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現
	11 安全・安心で質の高い学校教育環境の整備
⑦教育に関する科学的な調査研究を進めます。	1 確かな学力の育成
	2 豊かな心の育成
	3 健やかな体の育成 等

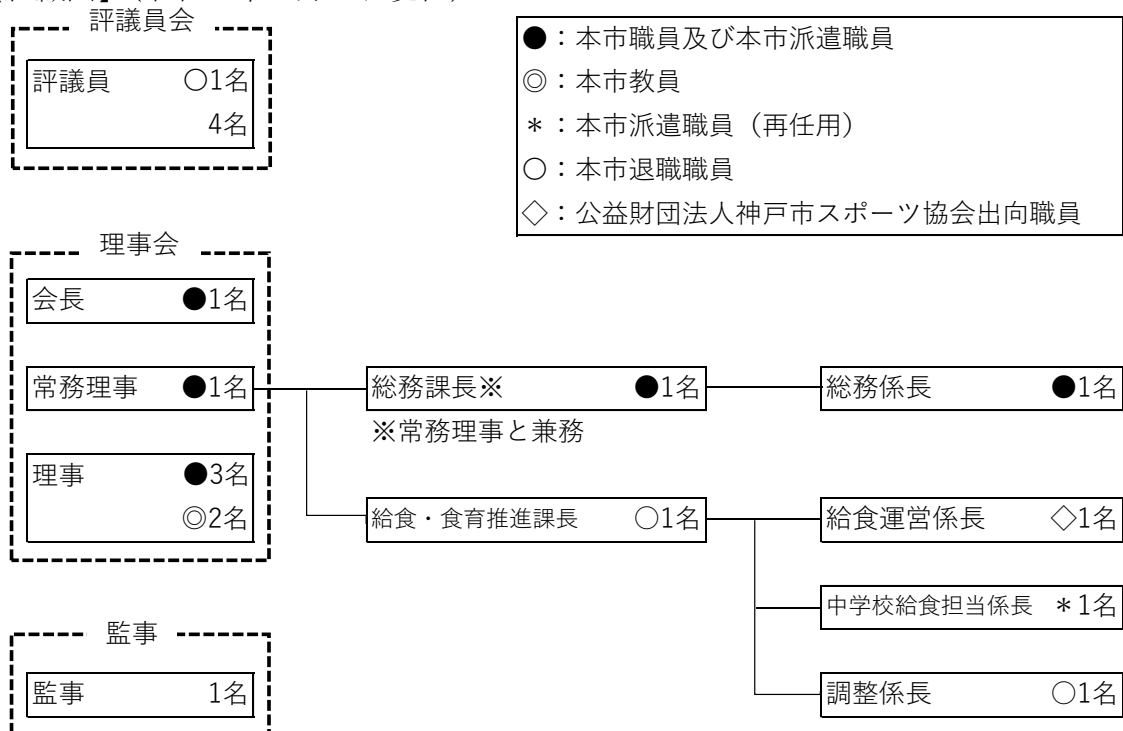
Ⅱ 一般財団法人神戸市学校給食会について

1 概要

名 称	一般財団法人神戸市学校給食会
所 在 地	神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 (神戸商工貿易センタービル10階)
設立年月日	平成30年5月10日
設 立 目 的	神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与することを目的とする
基 本 財 産	3,000千円(出捐:神戸市100%)
事 業	(1) 安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業 (2) 学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業 (3) 食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
沿 革	<p>学校給食事業については、平成30年9月に一般財団法人神戸市学校給食会に移管されるまで現公益財団法人神戸市スポーツ協会で実施されていた。その沿革は下記のとおりである。</p> <p>昭和22年12月 任意団体「神戸市体育協会」発足 昭和27年6月 任意団体「神戸市学校給食協会」発足 昭和55年12月 「神戸市学校給食協会」が「神戸市健康教育公社」に名称変更 昭和60年6月 「神戸市健康教育公社」が財団法人化し、「財団法人神戸市スポーツ教育公社」に名称変更 平成2年4月 「神戸市体育協会」が財団法人化 平成10年10月 「財団法人神戸市体育協会」が「財団法人神戸市スポーツ教育公社」と統合 平成24年4月 公益財団法人移行及び「神戸市スポーツ教育協会」に名称変更 平成30年9月 学校給食事業を「一般財団法人神戸市学校給食会」に移管 令和元年7月 「神戸市スポーツ教育協会」から「神戸市スポーツ協会」に名称変更</p>

2 組織概要

【組織図】（令和2年7月1日現在）



【人員数】（令和2年7月1日現在）

役員数

（単位：人）

		固有	市派遣	市OB	その他	計
評議員	常勤	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	1	4	5
	計	0	0	1	4	5
理事	常勤	0	1	0	0	1
	非常勤	0	6	0	0	6
	計	0	7	0	0	7
監事	常勤	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	1	1
役員計	常勤	0	1	0	0	1
	非常勤	0	6	1	5	12
	計	0	7	1	5	13

職員数

(単位：人)

		固有	市派遣	市OB	その他	計
総務課	常勤	0	(※1) 2	0	(※2) 1	3
給食・食育推進課	常勤	0	(※3) 1	2	(※2) 1	4
契約職員又は人材派遣職員		0	0	0	4	4
職員計		0	3	2	6	11

※1 市派遣職員のうち1名は常務理事と兼務である。

※2 総務課、給食・食育推進課ともにその他1名は公益財団法人神戸市スポーツ協会からの出向職員である。

※3 市派遣職員1名は市の再任用職員である。

(出典：令和2年度一般財団法人神戸市学校給食会事業概要を元に監査人作成)

【評議員・役員の役職等】

評議員

	役職等
1	弁護士
2	元神戸女子大学教授、NPO法人食ネット理事長
3	甲南大学経営学部教授
4	神戸市PTA協議会会長
5	元神戸市教育委員長

役員（理事・監事）

	役職	団体役職
1	会長	神戸市教育長
2	常務理事	神戸市教育委員会事務局担当部長
3	理事	神戸市健康局副局長
4	理事	神戸市経済観光局商業流通担当部長
5	理事	神戸市教育委員会事務局学校支援部長
6	理事	神戸市中学校長会給食検討委員会委員長
7	理事	神戸市小学校長会給食運営委員会委員長
8	監事	公認会計士

3 評議員会及び理事会の開催状況

設立以降の評議員会及び理事会の開催状況は下記のとおりである。

【評議員会】

年度	開催回	評議員		理事	備考
		総数	出席数	出席数	
平成30年度	第1回	5	4	3	
令和元年度	第1回	—	—	—	書面決議
	第2回	4	4	3	
令和2年度	第1回	—	—	—	書面決議
	第2回	5	5	4	

【理事会】

年度	開催回	理事		監事		備考
		総数	出席数	総数	出席数	
平成30年度	第1回	7	7	1	1	
	第2回	—	—	—	—	書面決議
	第3回	7	7	1	1	
	第4回	—	—	—	—	書面決議
令和元年度	第1回	7	7	1	1	
	第2回	—	—	—	—	書面決議
令和2年度	第1回	—	—	—	—	書面決議
	第2回	7	7	1	1	
	第3回	—	—	—	—	書面決議
	第4回	7	6	1	1	

Ⅲ 当包括外部監査での監査方針

前述のとおり、教育委員会事務局等で実施している事業としては、令和2年度予算の重点施策に基づくものと第3期神戸市教育振興基本計画に基づくものがあるが、今回の監査の切り口としては、担当所属や事業予算との結びつきを重視し、令和2年度予算の重点施策に基づく事業を採用した。

今回の監査においては、教育委員会事務局や学校園にコロナ禍による負荷がかかっていることもあり、極力、監査範囲を狭めるよう要望があったことから、幼稚園、高等専門学校は対象外とし、監査対象とした学校園についても義務教育（小学校、中学校）をメインとして強弱をつけた監査を実施した。社会教育関連施設等については神出自然教育園、青少年育成センター、教育人材センターのみを対象とした。

また、監査の実施期間中、緊急事態宣言が発令されており、学校園での感染者も多く発生していたことから、学校園との往来を最小限に留めるよう依頼があったため、学校園への往査は断念し、電子メールによる質疑応答など、代替的な監査手法を採用せざるを得なかった。

令和2年度予算の実施事業一覧を入手し、上記の監査方針に基づき実施事業の中から金額的重要性も考慮しつつ監査対象事業を抜き出した。下記がその一覧であり、対象とした事業の担当所属にアンケートを送付し、事業内容を把握した。

また、学校環境整備課が担当所属である学校園施設の整備工事や増改築工事、それに関連する委託契約なども実施事業一覧に含まれていたが、内容的に類似しており実施事業ごとで監査を行う必要性が乏しいため、学校環境整備課における工事契約・委託契約・物品購入契約一覧を入手し、金額やリスクに応じてサンプルを抜き出し監査対象とする手法を採用した。

その他、個々の実施事業を対象とした監査とは別に、学校園における現金や債権管理、情報管理の状況、及び教育委員会の組織風土改革についても監査対象としている。

一般財団法人神戸市学校給食会については、教育委員会事務局による指導監督やガバナンス、運営の効率性など、給食会の運営全般に関して監査を実施した。

【監査対象とした実施事業一覧】

令和2年度実施事業	事業予算 (千円)	令和2年度予算 の重点施策	(参考) 第3期神戸市教育振 興基本計画との結びつき (丸数字は重点事業の番号)
【監理室】			
外部人材の登用による教育委員会 のガバナンス強化	40,000	2 ガバナンス・組織力の強化	⑨教職員の資質・能力の向上 と学校の組織力の強化
学校法務専門官の配置	19,680	2 ガバナンス・組織力の強化	⑨教職員の資質・能力の向上 と学校の組織力の強化
【学校経営支援課】			
学校ICTの環境整備	256,670	1 児童生徒の学力・体力の向 上	⑫ICTの基盤整備と利活 用の促進
神戸市情報教育基盤サービス (K I I F) 再構築	1,063,676	5 学びを支える環境の整備	⑫ICTの基盤整備と利活 用の促進
G I G Aスクール構想の端末 整備及び通信環境整備	2,178,356	5 学びを支える環境の整備	⑪安全・安心で質の高い学校 教育環境の整備
教育人材センターの開設	5,036	2 ガバナンス・組織力の強化	⑨教職員の資質・能力の向上 と学校の組織力の強化
神戸市奨学金	5,801	5 学びを支える環境の整備	—
学生スクールサポーターの配 置	31,124	2 ガバナンス・組織力の強化	⑨教職員の資質・能力の向上 と学校の組織力の強化
【教職員課】			
教頭業務等補助スタッフの配 置	187,211	2 ガバナンス・組織力の強化	⑨教職員の資質・能力の向上 と学校の組織力の強化
【児童生徒課】			
中学校部活動における外部人 材の活用	77,590	2 ガバナンス・組織力の強化	③健やかな体の育成
不登校児童生徒に対する支援	3,790	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生き と過ごせる学校生活の実 現
不登校等の教育相談の実施	20,897	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生き と過ごせる学校生活の実 現
スクールカウンセラーの配置	428,921	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生き と過ごせる学校生活の実 現
スクールソーシャルワーカー の配置	65,449	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生き と過ごせる学校生活の実 現

いじめ・体罰・子ども安全ホットライン等	13,112	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現
学校ネットパトロール	1,853	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現
学校サポートチームの派遣	5,525	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現
【教科指導課】			
学校司書の配置	335,269	1 児童生徒の学力・体力の向上	①確かな学力の育成
学ぶ力・生きる力向上支援員の配置	585,126	1 児童生徒の学力・体力の向上	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
学習支援ツールの配信	51,456	1 児童生徒の学力・体力の向上	⑫ICTの基盤整備と利活用の促進
GIGAスクール構想に対応するための学校設備	200,000	5 学びを支える環境の整備	⑪安全・安心で質の高い学校教育環境の整備
体力アップの推進	13,697	1 児童生徒の学力・体力の向上	③健やかな体の育成
英語教育の推進	971,349	1 児童生徒の学力・体力の向上	⑦神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進
【学校教育課】			
子ども日本語サポートひろばの設置	13,080	5 学びを支える環境の整備	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
外国人児童生徒等に対する日本語指導	86,614	5 学びを支える環境の整備	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
ネットいじめ・ネット依存等防止プログラム	2,190	3 いじめ・不登校対策の充実	⑧いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現
【特別支援教育課】			
自校通級指導教室の整備	5,000	4 特別支援教育の推進	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
特別支援学校における医療的ケアの充実	72,892	4 特別支援教育の推進	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
インクルーシブ支援員の配置拡充	39,612	4 特別支援教育の推進	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
特別支援学校におけるスクールバスの運行	679,824	4 特別支援教育の推進	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実

小中学校・幼稚園における医療的ケア支援の充実	32,613	4 特別支援教育の推進	④一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実
【健康教育課】			
学校再開に伴う感染症対策費等（小学校・中学校）	445,586	—	—
中学校給食費の負担軽減	330,000	5 学びを支える環境の整備	—
中学校給食の魅力向上	1,089,892	5 学びを支える環境の整備	⑩安全・安心で質の高い学校教育環境の整備
小学校給食調理等業務委託	567,102	5 学びを支える環境の整備	⑩安全・安心で質の高い学校教育環境の整備

第3 監査の結果及び意見

I 総論

今回の監査対象は令和2年度であるが、神戸市教育委員会において、令和2年度とは下記のような状況にあった期間であった。

- 7月に令和2年度から令和5年度までの4年間の教育の充実に向けた方向性等を定めた「第3期神戸市教育振興基本計画」を策定した。
- 教育現場にとって大きな変革の一つとなるであろうGIGAスクール構想を含む教育現場のデジタル化に関し、教員用端末ではK I I F 3が導入され、児童生徒用端末は小学1年生～中学3年生分が令和3年2月下旬までに配備済みとなり、その他電子黒板の導入やネット環境の改善等が図られた。
- コロナ禍により学校園の長期休校や夏休みの短縮、学校行事の中止などが相次いだ。

上記のような状況にあったことから、以下の点についてご理解頂きたい。

- 「第3期神戸市教育振興基本計画」は開始したばかりであるため、今回の監査ではこの計画の遂行による効果を判断するには時期尚早であった。
- GIGAスクール構想を含む教育現場のデジタル化は令和2年度に運用が始まったばかりであり、この導入効果についての判断に関しても時期尚早であった。
- 働き方改革に対する各種施策に関しても、コロナ禍における学校園での対応やGIGAスクール等の教育デジタル化の導入対応のため教職員の業務量が増加したと考えられることから、施策による効果を測定するには至らなかった。

また、監査の実施に際しても、コロナ禍により学校園への往査を中止したため、備品等の現物確認や現金管理状況等の確認、準公費のプロセスヒアリングなど、往査でなければ実施できない手続は断念した。

このように監査の実施にあたって課題の多い状況ではあったが、幾つか重要と思われる問題点も浮かび上がってきた。総論ではその中から特に下記の点について述べておきたい。

① 働き方改革について

教育現場では以前より学校における教職員の長時間労働が問題となっており、国が主導して学校における働き方改革が推進されている状況である。働き方改革には教職員を過労から救うという目的も当然あるが、働き方を見直すことにより自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、生徒に対して効果的な教育活動を行うことにより教育の質を維持するという目的もある。

平成 28 年に「神戸市教育大綱」が策定されて以降、神戸市においても様々な多忙化対策の取組が行われてきたが、教職員の長時間勤務の抜本的な改善には至らなかったため、平成 31 年 3 月に「神戸市立学校園 働き方改革推進プラン」（以下「働き方改革プラン」）が策定された。また第 3 期神戸市教育振興基本計画にも、令和 2 年度教育委員会予算での重点事業にも働き方改革に関する対策は数多く含まれている。

この結果、教職員の長時間勤務・多忙感解消のための働き方改革として、非常に多くの施策が実施されている状況である。

令和 2 年度においては働き方改革プランで掲げた目標は未達となったが、これは上記のように新型コロナウイルス感染症の流行による現場対応や G I G A スクール等の教育デジタル化の導入対応が原因の一つと考えられ、施策の効果についての判断は保留せざるを得ない。

ただ、働き方改革に関する各施策の内容を見ると、長時間勤務の原因と考えられるあらゆる事項に対して網羅的に対応しようとしているように思われる。予算に限りがないならばこの方法は理想的であるが、現実には予算制約があるため各施策に配分される予算は当然少なくなり、例えば一部の学校園や一部の教師に対してしか対応できていないなど、意図した目的に対して中途半端な実施状況となっているものも目に付いた。また施策が多数、かつ似たような施策もあり複雑であるため、学校園でもどの様な目的のためにどのような施策があり、どうすれば利用できるのかが理解できていないという意見もあった。

働き方改革は取組が始まってまだ期間が浅く、現在は過渡期であるという点は配慮が必要であるが、今後はより有効と考えられる施策に予算を集中していく、選択と集中という意識が重要となってくると考える。

そのためには例えば教職員の負担とならないように配慮した上で、現場の実態を把握するためのアンケートを効果的に採取・分析し、また可能な限り施策の指標も設定して、費用対効果の面で有用な事業を継続的に判断していく、といったことが必要である。

② G I G Aスクール構想を含む教育現場のデジタル化について

G I G Aスクール構想を含む教育現場のデジタル化は始まったばかりであり、上記のようにこれが教育の質の向上や働き方改革に繋がっていくかは今のところ評価できない。また働き方改革に関しては導入当初で不慣れなこともあり、現在は逆に現場負担となっていると考えられる。今後の推移を見守る必要がある。

ただし、端末やシステム等を整備した後、導入時の研修や相談対応だけではなく継続して支援を行わなければ、学校園ごとに利用深度や利用頻度にばらつきが発生し、不公平や不効率が発生する可能性があり、また学校園管理職の負担増大にもつながることとなる。

担当課を明確に決めた上で定期的に各学校園の利用状況をモニタリングし、利用が進んでいない学校園に対してはその原因を探って対策を講じる、また先進的、有効的な利用方法に関する情報を各校で共有できるようにする、など、今後の学校園の利用を教育委員会事務局の方で継続的にリードしていく必要がある。

③ 組織風土改革について

神戸市教育委員会では、過去の不祥事等を受けて平成31年4月1日に「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」を策定し、改革を進めている。

当改革方針及びプログラムにおいては組織体制の強化や、制度の見直し、規定の整備・改定、研修の実施等の様々な施策が行われているが、最終的な目標はどのようなものか、いつまでに改革を行うかが不明確である他、現在どこまで進捗しているのか、施策が重複等無く効果的に行われているか等の評価も不十分な状況となっており、検討が必要である。

④ 請負契約や委託契約、物品購入契約等について

神戸市教育委員会が結んでいる請負契約や委託契約、物品購入契約等に関してはそのプロセスにおいて指摘事項や意見が少なからず発見された。教育委員会では各学校園の改修や統合、廃止等に伴い多額かつ多数の契約等を結ぶ必要があり、おのずと問題が発生し易い環境にあるといえる。他の一般的な部局より有効性の高い内部統制が要求されるため、継続的に内部統制を評価して不備な面があれば整備していく必要がある。

⑤ 一般財団法人 神戸市学校給食会について

一般財団法人 神戸市学校給食会（以下「学校給食会」）についても少なからず問題点が発見された。学校給食会はその取扱金額に比して人員も少なく、教育委員会による指導監督も不足しているため、ガバナンス及び内部統制に限界があると考えられる。学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務であり、現状の改善に向けた取組を進めるべきであるが、今後改善が見込めない場合、その存在意義を含め在り方を検討すべき時期に来ている。

Ⅱ 全般及び共通事項

1 働き方改革と労務管理について

1. 1 実施した手続

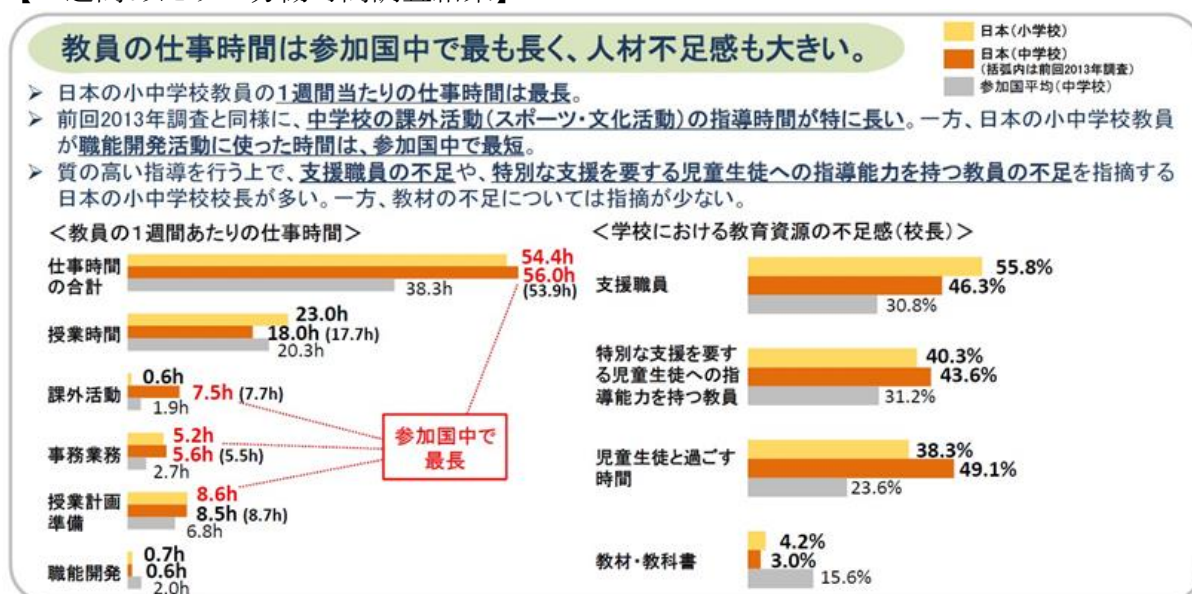
家庭環境や地域の関わり方等の社会変化により、学校が抱える課題が複雑化・多様化し、それに対応を強いられる教職員の長時間勤務が社会的な問題となっている。

そこで、教職員の神戸市教育委員会事務局において推進されている働き方改革及び労務管理の状況について、学校教頭へのアンケートの実施、管理資料の閲覧及び所管課及び関連課へのヒアリング等を実施することにより確認した。

1. 2 教職員の全国的な長時間勤務の実態

文部科学省が令和元年6月に公表した、「OECD国際教員指導環境調査(TALIS) 2018 調査結果」によると、日本の教職員の1週間あたりの労働時間は、小学校で54.4時間、中学校で56.0時間となっており、調査参加国(OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加))で最長となっている。

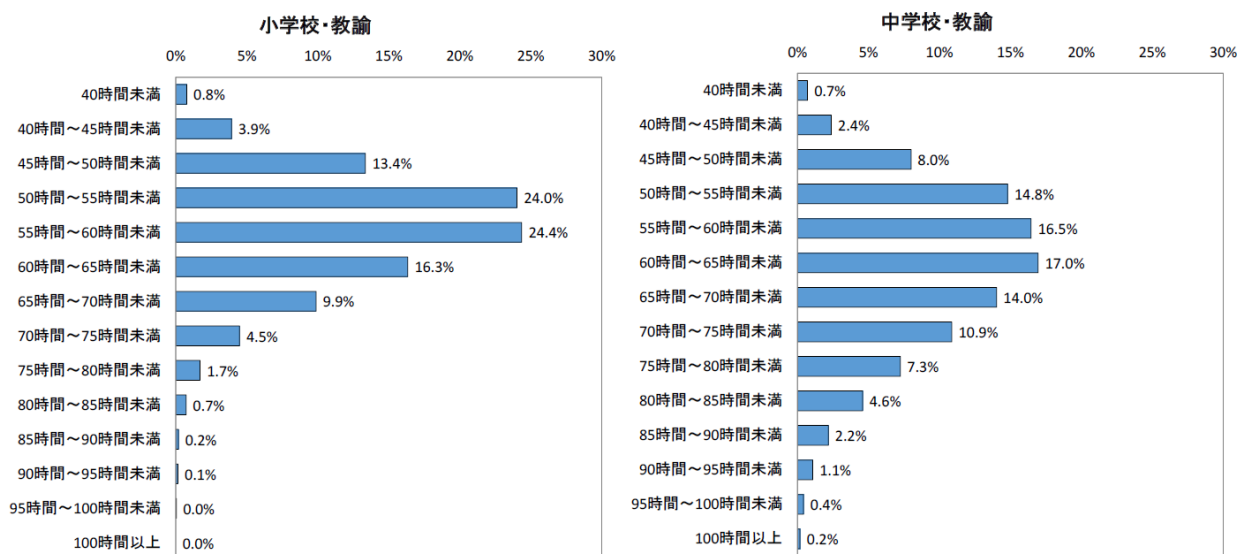
【1週間あたりの労働時間調査結果】



(出典：文部科学省「我が国の教員の現状と課題－TALIS 2018 調査結果より－」)

また、同省が平成 29 年度に公表した、「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究報告書」によると、1 週間あたりの正規の勤務時間は 38 時間 45 分であるが、いわゆる「過労死ライン」と呼ばれる週 60 時間以上勤務をしている教職員が、小学校教諭では 3 割以上、中学校教諭では 6 割弱となっている。

【教諭の 1 週間あたりの学内総勤務時間（主幹教諭・指導教諭を含む）】



(出典：文部科学省「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究報告書」平成 29 年度)

【教諭の平均的な勤務の状況】

		小学校	中学校
定められている勤務開始・終了時刻		8:15～16:45	
出勤・退勤時刻の平均	(平均年齢 41.1 歳)	7:30～19:01	7:27～19:19
1 日当たりの学内勤務時間		11 時間 15 分	11 時間 32 分
教員*の 1 年間当たりの有給休暇の平均取得日数		11.6 日	8.8 日

※ここでいう「教員」には、校長や副校長・教頭等を含む

(出典：文部科学省「教員勤務実態調査(平成 28 年度)の分析結果及び確定値の公表について(概要)」)

民間事業者の法定労働時間が 1 日 8 時間と労働基準法に規定されていることからすれば、教職員の平均学内勤務時間が約 11 時間という状況は特殊なものであることは容易にうかがえる。

しかしながら、この状況は看過できるものではない。超過勤務時間が多くなれば、教職員の心身を害するおそれがあることはもちろん、集中力の低下により児童・生徒に適切な教育を提供することを阻害する要因となることから、教育の品質の維持のため、長時間勤務の解消が大きな課題となっている。

1. 3 長時間勤務となる背景

教職員の勤務時間が長時間となる背景の1つとして、児童・生徒を教えるという仕事は尊いものであり、教職員はプライベートを犠牲にしても児童・生徒に尽くすという共通認識が戦前の社会にあったことがあげられる。

昭和23年の公務員の給与制度改革により、勤務時間の長短に応じて公務員の給与が支給されることになった。教職員については勤務の特殊性から一般公務員より1割程度高い給与が支給されることになったが、超過勤務手当に相当するものが支給されることはなかった。

経済社会の高度成長により、教育環境が大きく変動し、人事院が教員の超過勤務手当の問題について指摘したことを契機に、昭和46年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）が制定され、翌昭和47年に施行された。

この給特法は、教職員の勤務の特殊性に鑑み、超過勤務手当を支給しないとする一方で、勤務時間の内外を問わず包括的に勤務を評価した処遇として、給与月額額の4%を「教職調整額」として上乘せして支給することを定めた法律である。この法律が制定されたことにより、教職員の勤務時間にかかわらず給与が一定となったことから、勤怠管理が杜撰とならざるを得ず、これが教職員の長時間労働というものを助長させてきたと考えられる。そのような背景もあってか、文部科学省が平成29年度に公表した「勤務時間管理の現状とあり方について」によると、教職員のICTによる勤怠管理の割合はまだ低く、出勤簿への押印により勤怠管理を行っている割合が多い。

もう一つの教職員の長時間勤務の背景は、授業及び授業準備の他、クラブ活動対応、保護者対応及びPTA対応等多岐にわたり、膨大な業務量をこなす必要があることにあると考える。

教職員による業務の分業化及び外部人材の活用等が重要な改善策になると考えられる。

【業務内容別の勤務時間】

教諭の1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)の内訳(平日)

時間:分

	小学校			中学校		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
a 朝の業務	0:33	0:35	+0:02	0:34	0:37	+0:03
b 授業	3:58	4:25	+0:27	3:11	3:26	+0:15
c 授業準備	1:09	1:17	+0:08	1:11	1:26	+0:15
d 学習指導	0:08	0:15	+0:07	0:05	0:09	+0:04
e 成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:25	0:38	+0:13
f 生徒指導(集団)	1:17	1:00	-0:17	1:06	1:02	-0:04
g 生徒指導(個別)	0:04	0:05	+0:01	0:22	0:18	-0:04
h 部活動・クラブ活動	0:06	0:07	+0:01	0:34	0:41	+0:07
i 児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
j 学校行事	0:29	0:26	-0:03	0:53	0:27	-0:26
k 学年・学級経営	0:14	0:23	+0:09	0:27	0:37	+0:10
l 学校経営	0:15	0:22	+0:07	0:18	0:21	+0:03
m 会議・打合せ	0:31	0:24	-0:07	0:29	0:25	-0:04
n 事務・報告書作成	0:11	0:17	+0:06	0:19	0:19	±0:00
o 校内研修	0:15	0:13	-0:02	0:04	0:06	+0:02
p 保護者・PTA対応	0:06	0:07	+0:01	0:10	0:10	±0:00
q 地域対応	0:00	0:01	+0:01	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:00	0:02	+0:02	0:01	0:01	±0:00
s 校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:11	0:12	+0:01
t 会議・打合せ(校外)	0:05	0:05	±0:00	0:08	0:07	-0:01
u その他の校務	0:14	0:09	-0:05	0:17	0:09	-0:08

(出典：文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)(確定値)について」)

1. 4 超過勤務の考え方

教職員については、勤務時間の内外を問わず包括的に勤務を評価した処遇として、月額給与の4%にあたる教職調整額を支給する一方、原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、いわゆる「超勤4項目」、すなわち、①生徒の実習、②学校の行事、③職員会議、④非常災害等の対応に限られることとなった。

【超勤4項目】

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(抜粋)

(昭和46年法律第77号)

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。)を正

規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第5条から第8条まで、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第3項及び次条第1項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（抜粋）（平成15年政令第484号）

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

二 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

（アンダーラインは監査人記載）

「超勤4項目」に該当しない業務は、各教職員が自発的に仕事をしているということになり、教職調整額により包括的に評価される仕組みとなっているため、長時間に及ぶ時間外勤務は、いわゆる「サービス残業」という扱いになってしまう。

1. 5 長時間勤務に対する最近の動向

月額給与の4%の上乗せ支給を定めた給特法が制定されたのは、50年前の昭和46年である。当該「教職調整額」は、昭和40年代の超過勤務時間が月平均8時間であったために定められたものであるが、現在の教職員は多岐にわたる業務に対応する必要から、超過勤務時間が月平均8時間を遥かに超過しており、実態に沿わない給与制度となっていることは明らかである。

教職員の長時間勤務が社会問題となり、給与制度も上記のような状況にあることから、埼玉県の公立小学校の男性教員が超過勤務手当の支払いを県に求めた訴訟が平成30年に提起された。結果、さいたま地方裁判所は令和3年10月に請求を棄却したものの、給特法がもはや教育現場の実情に適合していないと付言しており、教

職員の労働環境を見直すよう強く要望した判決と考えられる。地方公共団体は、この事実を重く受け止め、教職員の労働環境の早期の改善に取り組む必要がある。

1. 6 神戸市における教職員の勤務時間の状況

(1) 教職員数の推移

神戸市の教職員及び事務職員の配置員数推移は、下記のとおりとなっている。特別支援学校の教職員の配置は増加傾向にあるが、全体的には大きな変動はない。

【教職員数の推移】

校種	役職	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	校長	165	162	159	150	144
	教頭	165	164	164	163	164
	主幹教諭	267	252	222	220	230
	教諭	2,886	2,916	2,968	3,036	3,011
	合計	3,483	3,494	3,513	3,569	3,549
中学校	校長	82	83	84	83	83
	教頭	85	85	86	85	86
	主幹教諭	197	184	174	171	166
	教諭	1,675	1,680	1,671	1,629	1,570
	合計	2,039	2,032	2,015	1,968	1,905
高等学校	校長	8	8	8	7	7
	教頭	15	15	13	13	13
	教諭	390	390	374	347	335
	合計	413	413	395	367	355
幼稚園	園長	25	24	18	17	17
	主任教諭	35	35	34	32	32
	教諭	89	81	78	75	72
	合計	149	140	130	124	121
特別支援学校	校長	6	6	6	6	6
	教頭	11	11	11	11	11
	主幹教諭	20	25	28	26	30
	教諭	412	402	407	440	469
	合計	449	444	452	483	516
総数		6,533	6,523	6,505	6,511	6,446

※いずれも養護教諭及び栄養教諭を除く。平成28年度は4月1日、他の年度は5月1日の教員数である。

(2) 時間外在校時間の状況

最近2年間の教職員の時間外在校時間の状況は、以下のとおりとなっている。

令和2年度の8月の時間外在校時間が令和元年度よりも増加しているのは、新型コロナウイルス感染症流行により、4月及び5月が休校となり、その対応のため夏休みが短縮されることとなり、授業対応を行ったことによる。

また、全体として在校時間が減少しているのは、平成31年3月に「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」を策定し、教職員の勤務環境の改善を進めていることや、新型コロナウイルス感染症流行による緊急事態宣言下における学校園の対応として、部活動の活動時間の短縮や不要不急の外出の自粛、20時以降の勤務の抑制に取り組んだことにも起因している。

【教職員の勤務時間外在校時間集計】

(令和元年度)

(単位：時間)

校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	平均 (8月除く)
小学校	52	49	48	43	9	46	54	48	42	38	42	19	41	44
中学校	78	72	70	67	25	64	72	61	63	58	57	22	59	62
高校 (全日制)	58	57	60	46	27	55	55	55	36	45	39	18	46	48
高校 (定時制)	19	18	19	15	7	18	18	18	12	15	12	10	15	16
高等専門 学校	57	54	59	54	45	39	56	49	48	49	51	34	50	50
特別支援 学校	33	36	32	27	8	29	31	28	25	25	27	12	26	28
幼稚園	32	34	37	35	10	33	39	36	30	28	37	22	31	33

(令和2年度)

(単位：時間)

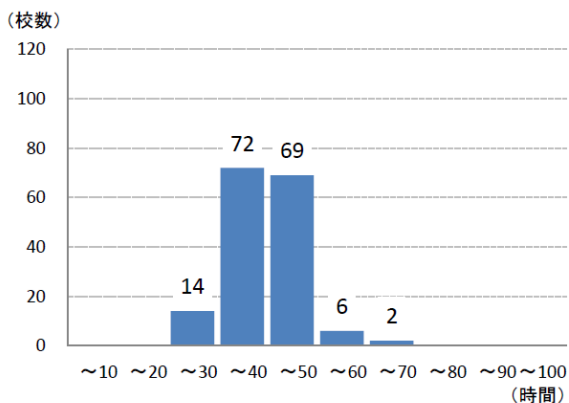
校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	平均 ※ (8月除く)
小学校	22	15	48	40	25	47	52	45	43	36	41	50	39	40
中学校	20	13	60	67	45	64	69	58	62	49	49	62	51	52
高校 (全日制)	12	8	47	50	41	55	55	49	39	40	34	29	38	38
高校 (定時制)	6	4	19	16	11	17	17	16	11	11	11	11	12	13
高等専門 学校	20	17	34	52	45	49	61	55	52	47	52	51	45	45
特別支援 学校	14	8	29	29	17	28	31	27	27	25	27	29	24	25
幼稚園	15	12	31	29	16	30	35	30	30	27	32	40	27	28

【注】

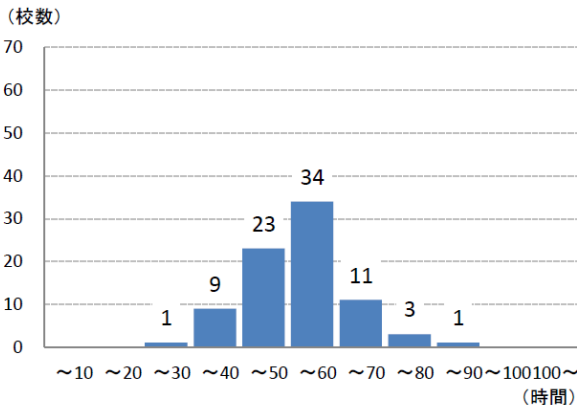
- ①学校園庶務事務システムにおいて記録される出退勤時間より算出。(休日を含む)
- ②小・中・特別支援学校は教員と学校事務職員が対象。その他の校種は教員のみ。
- ③正規職員・再任用職員のフルタイム・臨時職員(常勤)が対象。(非常勤職員は含まない)

【参考】学校ごとの1人あたり平均勤務時間外在校時間の分布（上記表の「平均 ※」の集計）

〔小学校〕



〔中学校〕



1. 7 神戸市の労務管理

(1) 時間外勤務の推移

神戸市における教職員の勤務時間は、校務支援システムにて教職員が出退勤の記録を行うことにより把握される。

民間企業や国において、時間外勤務の上限を定める法令・規則が改正され、神戸市においても、条例・規則改正を行い、時間外勤務の上限規制を適用（平成31年4月1日施行）しており、時間外勤務の上限は原則として、月45時間、年間360時間とされている。なお、当該時間外勤務の対象となるのは、前述の「超勤4項目」のみであり、これ以外の時間外勤務は上限規制の対象とならないとしている。

時間外勤務の上限を明確にしたものの、以後、いわゆる「過労死ライン」相当の時間外勤務（月80時間以上）を行っている者が多数存在することが明らかとなっている。

【月80時間以上超過勤務職員の推移】

(令和2年度)

校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小	35	16	323	80	2	191	61	18	13	5	4	81
中	36	14	578	773	236	687	452	205	288	105	82	257
特支	5	3	15	12	2	12	5	2	3	0	2	6
高(全日制)	6	0	45	71	52	88	33	30	9	11	3	6
幼	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(令和元年度)

校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小	443	289	247	86	0	178	521	235	120	65	117	42
中	1,097	921	865	798	48	695	964	625	658	537	501	45
特支	19	24	14	11	0	7	14	9	5	6	7	4
高(全日制)	113	100	116	68	24	86	91	92	26	53	30	8
幼	1	3	4	2	0	0	8	4	3	1	8	1

(平成30年度)

校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小	417	428	425	314	0	107	568	423	92	93	180	154
中	1,079	1,106	983	633	31	465	965	712	631	647	611	585
特支	13	16	14	10	0	6	13	12	1	7	6	6
高(全日制)	97	102	114	48	29	68	99	108	36	63	47	51
幼	0	3	4	18	1	1	1	4	2	1	3	10

【注】

- ① 学校園庶務事務システムにおいて記録される出退勤時間より算出。(休日を含む)
- ② 小・中・特別支援学校は教員と学校事務職員が対象。その他の校種は教員のみ。
- ③ 正規職員・再任用職員フルタイム・臨時職員(常勤)が対象。(非常勤職員は含まない)

全国的に教職員の長時間勤務が問題となっていることから、学校園における働き方改革を推進するため、令和2年4月1日より給特法が改正され、「超勤4項目」に限定することなく、教職員が校園内に在する時間も管理を行うという指針が定められており、神戸市においても、同日に条例・規則を改正している。その他、夏休み期間中などにまとめて休暇を取得することが容易となるよう、地方公共団体の判断により、「一年単位の変形労働時間制」の適用も可能とされている。

また、神戸市においては、かねてより教職員の健康保持の観点から、1月あたり時間外勤務が80時間以上で疲労の蓄積が認められる教職員に対しては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、医師との面談を行うよう指導しているが、医師面談勧奨、面談希望者及び面談の実績は下記のとおりとなっている。

【長時間勤務者の医師面談勧奨、面談希望及び面談実施の状況】

令和2年産業医面談勧奨実績(月80時間超え)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
幼稚園	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	10	14
小学校	31	15	313	67	2	198	449	141	99	34	64	320	1,733
中学校	33	13	569	742	211	667	854	499	590	275	241	545	5,239
高等学校	6	0	41	63	49	84	77	62	30	27	11	14	464
特別支援学校	4	3	14	10	2	13	14	8	8	3	4	11	94
高等専門学校	2	2	11	18	18	12	24	13	15	11	13	16	155
計	76	33	950	900	282	974	1,419	723	742	350	334	916	7,699

令和2年産業医面談希望者(月80時間超え)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	0	0	0	2	1	0	0	3	0	0	0	6
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	0	0	0	0	2	1	0	0	6	0	0	0	9
面談希望率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.71%	0.10%	0.00%	0.00%	0.81%	0.00%	0.00%	0.00%	0.12%

令和2年産業医面談実績(希望者のうち面談実施)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	0	0	0	2	1	0	0	3	0	0	0	6
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	0	0	0	0	2	1	0	0	6	0	0	0	9
面談実施率	-	-	-	-	100.00%	100.00%	-	-	100.00%	-	-	-	100.00%

これらの表から分かるように、医師面談の対象となる教職員は多数いるものの、面談を希望する職員は1%に満たない状況となっている。

長時間勤務は、教職員の精神面にも大きな影響を与える可能性があることは言うまでもない。長時間勤務のみが原因ではないが、精神疾患により休職している教職員がいる。

文部科学省により公表された、「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」によると、令和元年度においては、神戸市は20政令市の中で3番目に教育職員数に対する精神疾患による休職者が高い状況となっている。

【精神疾患による病気休職者の推移（教育職員）（過去3年間）】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対教育職員数割合 (令和元年度)(%)
神戸市	58	68	81	0.98

(出典：文部科学省「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」より監査人が作成)

教職員と児童・生徒は、特別な信頼関係で結ばれており、他の教職員が容易に代替できるものではないことは理解できる。しかし、そのような代替できない教職員が、突如健康を害し、執務できないこととなれば、教職員本人だけでなく児童・生徒も被害を被ることになるため、教職員の心身健康の維持は教育の現場においては非常に重要なものである。

医師面談希望者が少ない原因が、多くの教職員が超過勤務は当然と考えていることにあるのであれば、働き方改革推進プランにおける教職員の意識改革は道半ばということに他ならない。他方、教職員が多忙のため医師面談を受けられないのであれば、働き方改革の取組が不十分と言わざるを得ない。

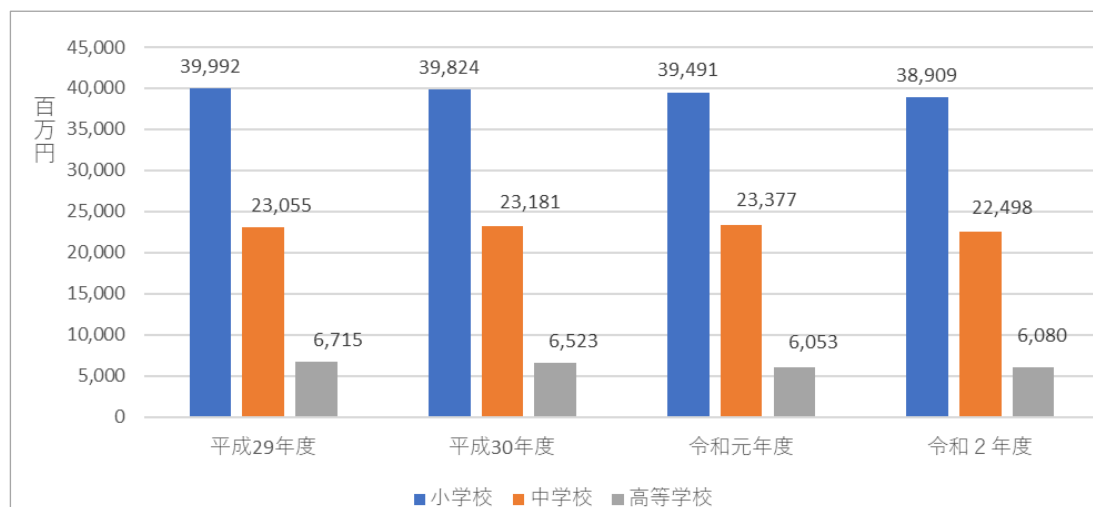
【意見1】教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくり

医師面談を教職員に強要することはできないが、安心して面談を受けることができるよう医師には守秘義務があることや長時間労働における医師の面談は法律によって義務付けられていること等について、これまで以上に周知するなど、教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくりに取り組む必要がある。

(2) 人件費の推移

下表のように、神戸市の教職員の人件費の推移に大きな変動はない。教職員の配置数に大きな変動はないこと、また、勤務時間にかかわらず月額給与の4%が「教職調整額」として支給されることに起因している。

【教職員人件費の推移】



※教職員：校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手
→常勤のみで非常勤を含まない

※人件費：給料、職員手当等、共済費、災害補償費の合計
学校に勤務している教職員にかかる人件費を計上しているが、高等学校については、事務局に勤務する教職員にかかる人件費を含む

教職員は、学校園での勤務時間の長さや保護者対応・地域対応等多岐にわたる特殊な業務に従事していることから、一般に「過酷な職務に比して給与が低い」と認識されている。

教職員と行政職員の役職別の給与額を確認すると、下記のとおりである。

(1) 課長級 (校長) ※40歳係長級から50歳課長級昇任を想定

	①小中校長	②行政課長
給料表	教育職5級	行政職6級
給料月額	443千円	422千円
時給	3,177円	3,028円
月額(手当込)	585千円	572千円
期末勤勉(年間)	2,765千円	2,583千円
給与総額(年収)	9,793千円	9,459千円

①と②の管理職手当(①72,700円、②89,000円)は、
地域手当・期末勤勉手当の算定に影響

(2) 係長級（教頭） ※40歳係長級昇任を想定

	①小中教頭	②行政係長
給料表	教育職4級	行政職5級
給料月額	398千円	356千円
時給	2,855円	2,553円
月額（手当込）	525千円	398千円
期末勤勉（年間）	2,208千円	1,929千円
給与総額（年収）	8,514千円	6,717千円

①の管理職手当（65,100円）は、地域手当・期末勤勉手当の算定に影響

②は時間外勤務手当対象 ⇒ $1.25 \times 2,553 \text{円} = 3,191 \text{円/時}$

年間360時間と仮定すると1,148千円/年となり、給与総額は7,865千円

(3) 担当（教諭） ※40歳を想定

	①小中教諭	②行政事務
給料表	教育職2級	行政職4級
給料月額	369千円	337千円
時給	2,651円	2,416円
月額（手当込）	436千円	377千円
期末勤勉（年間）	2,035千円	1,783千円
給与総額（年収）	7,276千円	6,314千円

①は教職調整額4%（14,796円）を支給

②は時間外勤務手当対象 ⇒ $1.25 \times 2,416 \text{円} = 3,020 \text{円/時}$

年間360時間と仮定すると1,087千円/年となり、給与総額は7,401千円

給与総額を比較すると、いずれも教職員の方が多く状況であるが、行政職員が年間360時間の時間外勤務を行ったと仮定すると、係長級（教頭）では教職員の方が多く状況となっており、担当（教諭）では行政職員の方が多く状況となっている。

以上より、教職員の業務は行政職員に比して一般的に特殊かつ長時間勤務の実態があるといえども、給与の高低を結論づけることは難しい。

多忙であっても子どもを教えるということに生きがいを持てる、多忙であっても給与が高ければ満足できるというように、個人の効用はそれぞれである。

ただ、質の良い教育サービスの提供のためには教職員が心身ともに健全であることが必要であり、その前提として教職員の長時間勤務を解消していくことは重要である。

1. 8 神戸市の働き方改革

(1) 教職員の長時間勤務の改善への取組

平成 28 年に「神戸市教育大綱」が策定されて以降、様々な多忙化対策の取組が行われてきたが、教職員の長時間勤務の抜本的な改善には至らなかった。そこで、教育委員会事務局と学校園が一体となって、さらに踏み込んだ業務改革に取り組むとともに、教職員一人一人の意識改革に取り組むための指針として、神戸市立学校園働き方改革推進プラン(以下「働き方改革プラン」)が平成 31 年 3 月に策定された。

この働き方改革プランは、教職員が子どもたちと充実した毎日を過ごし、将来の夢を育て大きく成長できるよう教職員に向けて発信したものとなっている。

(2) 働き方改革プランでの目標

働き方改革プランにおいて、①超過勤務時間を前年比の 10%削減、②年次有給休暇と夏季休暇を合わせて 10 日以上取得、③多忙感の改善、が成果指標として掲げられている。

すべての指標が、教職員の負担軽減を主眼とし、具体的な数値の目標となっており、評価が客観的に行えるようになっている。

【神戸市の教職員の働き方改革における目標】

(1) 超過勤務時間を 10% (前年度比) 減らしましょう。

- ◆業務の削減・効率化とあわせて、タイムマネジメントの意識の向上をはかり、全体として超過勤務時間の削減を目指します。



- ・毎月、自分自身の超過勤務時間(超過滞在時間)を庶務事務システムの画面で確認しましょう。例えば月に 60 時間程度超過勤務をしている教職員は、毎日 20 分以上早く帰ることを意識しましょう。
- ・長時間勤務が継続する場合、心身の健康について十分な配慮が必要です。職場全体で改善していく必要がありますので、まずは管理職に相談してください。

(2) 年次有給休暇と夏季休暇をあわせて 10 日以上取得しましょう。

- ◆計画的な休暇取得によるワークライフバランスを推進します。
- ◆10 日以上取得した教職員の割合 90%以上を目指します。(2017 年度 79.5%)

(3) 「多忙感」の改善を実感しましょう。

- ◆教職員へのアンケート調査により「多忙感」の推移を把握し、質的な部分についても改善を目指します。
- ◆前年度と比較して改善した教職員の割合 80%以上を目指します。

(出典:「神戸市立学校園 働き方改革推進プラン」)

令和2年度における、目標の達成状況は下記のとおりとなっている。

	令和2年度の状況	結果
超過勤務時間を前年度より10%削減	小学校：令和元年度より4.9%削減 中学校：令和元年度より13.6%削減	小学校：未達成 中学校：達成
10日以上休暇を取得した教職員の割合90%以上	79.1%	未達成
多忙感が改善した教職員の割合80%以上	29%	未達成

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、中学校では部活動の活動時間が短縮されたため、超過勤務時間の削減目標を達成できているが、その他の目標については、学校再開時の授業時限の増加、感染防止対策の徹底、コロナ対応に関する大量の通知文書の発出等の影響により未達となっていると推察される。

(3) 働き方改革プランにおいて推進する取組

教職員の長時間勤務を改善するために推進すべき各種の取組が働き方改革プランに明示されている。

なお、各取組に関する事業については、後述の「Ⅲ 実施重点施策について」の各論にて確認している。

① 学校園の組織力の充実

➤ 教職員定数の有効活用

平成29年度より、国からの法定の基準を基に、兵庫県が行ってきた義務教育学校に係る学級編制基準の設定、教職員定数の決定に関する権限等が市に移譲された。これにより、市が学級編制基準や教員配置基準など教職員定数の運用に関して、主体的に決定ができるようになり、小学校における「総務・学習指導担当」の配置や、中学校における「生徒指導担当補助教員」の配置、特別支援学級にかかる加配教員の柔軟な配置学校課題等に応じたより弾力的な教職員配置を行うことが可能となった。

これを受けて、令和4年度の国に対する予算要求においても、職員定数・加配定数の改善を要望している。

➤ 教頭業務補助スタッフの配置拡充

電話・来客における一次対応、教職員への情報伝達、文書の開封・ファイリング、会議資料等の印刷などの業務を担うスクール・サポート・スタッフを学校に配置することにより、教頭の負担軽減をはかり、本来のマネジメント機能を発揮できる体制の整備を目指す。

	平成29年度	令和2年度
配置校数	小学校 32校 中学校 16校	小学校 111校 中学校 57校 特別支援学校 2校

➤ 学ぶ力・生きる力向上支援員の配置拡充

児童生徒1人1人に応じたきめ細かな指導を行い、学力の定着・向上といじめの未然防止と規範意識の向上を図るため、「学ぶ力・生きる力向上支援員」の配置を拡充する。

	平成29年度	令和2年度
1校あたりの配置時間	20.8時間/週	22.5時間/週+29時間/週 (6月補正)

➤ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充

いじめ、不登校対策等を進めるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する。また、スクールロイヤーの配置など法的支援の充実を図る。

	平成29年度	令和2年度
スクールカウンセラーの配置	小学校 月4回配置 67校 月2回配置 97校	小学校 月4回配置 105校 月2回配置 58校

➤ 学校の事務機能の強化

学校事務職員が相互に協力・支援できる体制を構築するとともに、標準職務を明確化し、事務の均質化を進め、学校の事務機能を強化及び事務負担の軽減を図る。また、学校事務職員が学校全体の運営にこれまで以上に参画することを促進する。

	平成 30 年度*	令和 2 年度
実施区数	1 区	5 区

※ 平成 30 年より実施

➤ 部活動における外部人材の配置拡充

部活動を担う教員の多くが、担当する部の競技経験が不十分であり、指導に不安・負担を感じることが多い。そのため、部活動指導に参画する外部人材の配置を拡充し、顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営の維持を図る。

	平成 29 年度	令和 2 年度
外部人材活用人数	253 人	273 人

➤ 学校司書の配置拡充

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととなっている。司書教諭は、教諭として採用された者が学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことになるが、教諭でない者も担うことができるため、教職員の負担軽減・児童生徒の豊かな心と読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、小中学校への学校司書の配置を拡充する。

	平成 29 年度	令和 2 年度
配置校数	小中 109 校	小中 156 校

➤ 外部人材等による支援の充実

学校運営を含め細かく支援するため、学生スクールサポーター、特別支援教育支

援員、理科観察実験アシスタントなどについて、引き続き配置拡充を図る。

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度の配置校が減少している。

	平成29年度	令和2年度
学生スクールサポーター 配置校数	小中 224 校	小中 200 校

② 学校園業務の適正化

➤ 中学校部活ガイドラインの策定・運用

顧問教員の約半数が未経験の部活動を担当していることや、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題がある。そこで、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、休養日の設定等を規定した部活動ガイドラインを策定し、適切な部活動が運営されることを目指す。

➤ 小学校におけるスポーツ活動の見直し

小学校におけるスポーツ活動について、これまで教職員がボランティア的に関与していたが、種目の見直しや地域へ活動の移管を進める。これにより、教職員の多忙感の改善を図る。

➤ 行事・出張等の精選・見直し

各種の学校行事及び出張等は、教職員の負担となっている。そのため、これらの簡素化を図る。

また、見直しを行うにあたっては、教育委員会事務局から保護者宛てに文書を配付し、問合せ対応等を行う。また研修や説明会について、可能なものは動画配信への移行を進め、教員の出張回数を減らす。

➤ 調査・照会の適正化

グループウェア「SMOOVE」(通知回答管理システム)の運用において、読み手の負担を軽減する通知文書を発出することや、余計な文書の発出抑制等により、教職員の負担軽減を図る。

また、学校園への照会等についても、教育委員会事務局に一部集約を図ることにより、教職員の負担軽減を図る。

➤ 地域・保護者に向けた積極的な広報

地域・保護者のさらなる理解・協力を求めるため、教職員の勤務実態や多忙化対策の取り組みについて、積極的な広報を行う。

➤ 夜間における電話対応

これまで、勤務時間外に保護者からの電話にも対応し、教職員の負担となっていた。勤務時間外の電話を控えてもらう要請文を教育委員会事務局から保護者宛てに配付するとともに、音声アナウンス機能等がついた電話機に順次更新する。

➤ 学校園への配布物の削減

教育委員会事務局及び神戸市各局室区から学校園に送付されるチラシ等の配付物について、事前調整を行うことで削減を図る。また、外部団体に対しても削減に向けた協力を教育委員会事務局から要請する。

③ 教職員の事務負担等を軽減

➤ 就学援助事務の改善

小中学校における就学援助の申請受付事務について、平成 31 年 4 月より教育委員会事務局に引き上げている。

➤ 校務支援システムの導入拡大

出欠情報や成績情報などの一元管理、指導要録の電子化を行う校務支援システムに関して、他のシステムの情報との連携を強化することにより重複作業を減らし、負担軽減を図る。

➤ 自動採点ソフトウェアの導入

自動採点ソフトウェアを中学校に導入し、教員がテストの採点に要する時間を削

減する。

➤ 準公費会計事務支援システムの再構築

学校徴収金に関する会計事務をより円滑に行うことができるよう、データ連携の改善など、準公費会計事務支援システムを再構築する。

➤ 幼稚園における事務の一部引き上げ

公費会計の支出命令事務の教育委員会事務局への引き上げに加え、学校徴収金会計事務のうちシステム入力業務について、平成 31 年 4 月より教育委員会事務局で一括して実施している。

➤ 学校園庶務事務システムの改修

学校園において、一元的にサービス管理ができるよう学校園庶務事務システムの対象職員を追加するための改修を行う。また、入力画面の改善など、教職員の使いやすさに配慮した改修を進める。

➤ 非常勤教職員に関する勤務実績の報告事務の簡略化

非常勤教職員に関する月ごとの勤務実績の報告について、所管課ごと、種類ごとに異なっている様式や事務フローを統一化・簡略化する。

➤ 学校徴収金の未納対策

学校徴収金の未納については、保護者との長時間にわたる説得等が必要となる場合もあり、教職員の負担となっている。そこで、繰り返し督促が必要なケースへの対応について、教育委員会事務局で支援を行う。また、資力があるにもかかわらず、個別の働きかけを行ってもなお滞納が続くケースについては、新たに児童手当からの徴収を行う。

④ 教職員の勤務環境を改善

➤ 育児・介護に関する制度の充実

育児・介護と仕事の両立支援に向け、国や他都市の教職員の休暇制度を参考に、市長部局の動向を踏まえ制度の充実を図る。

➤ 夏季の閉校・閉園日の拡大

働き方改革の一環として、8月上旬から中旬にかけて1日から3日程度としている夏季の閉校・閉園日を3日から5日程度に拡大する。あわせて、8月上旬から中旬の研修等を可能な限り7月下旬等に移動させ、教職員の連続した休暇取得を促進する。

➤ ICTによる学習環境の整備

電子黒板機能付プロジェクタや無線LANなどのICT機器の整備を推進し、教員の授業準備にかかる負担を軽減する。

➤ 特別教室等・幼稚園保育室における空調整備

小・中学校の特別教室等、幼稚園保育室における空調設備の設置を推進する。

➤ コピー機の高機能化

学校園のコピー機を高速複写やフィニッシャー機能（ソート、パンチ、ホチキス）がついた高機能の機種に順次置き換える。

⑤ 学校現場における意識改革と人材育成

➤ ICカードによる勤務実態の把握・分析

ICカードによる登録により、システムで自動的に出退勤時間を管理するとともに、勤務実態を分析し、効果的な対策の検討に活用する。また、教職員本人がシステムで常時確認できるようにすることでタイムマネジメントの意識の向上を図る。

➤ 職場風土の醸成と教職員の意識改革

校園長のリーダーシップにより、風通しのよい働きやすい職場風土を醸成するとともに、教職員1人1人の意識改革を図るため、学校経営計画、重点努力目標等に働き方改革の視点を導入する。また、学校評価の評価項目として働き方改革を設定する。

➤ 働き方改革の視点を踏まえた人材育成

管理職だけでなく一般教職員を対象に、働き方改革の視点を盛り込んだ研修を推進し、各学校園における業務改善を推進するとともに、教職員の意識改革を図る。

➤ 業務改善事例の収集・周知と職場慣行の見直し

各学校園における業務改善の好事例を収集し、事例集を作成するなどして周知する。あわせて、職場慣行の見直しを図る。

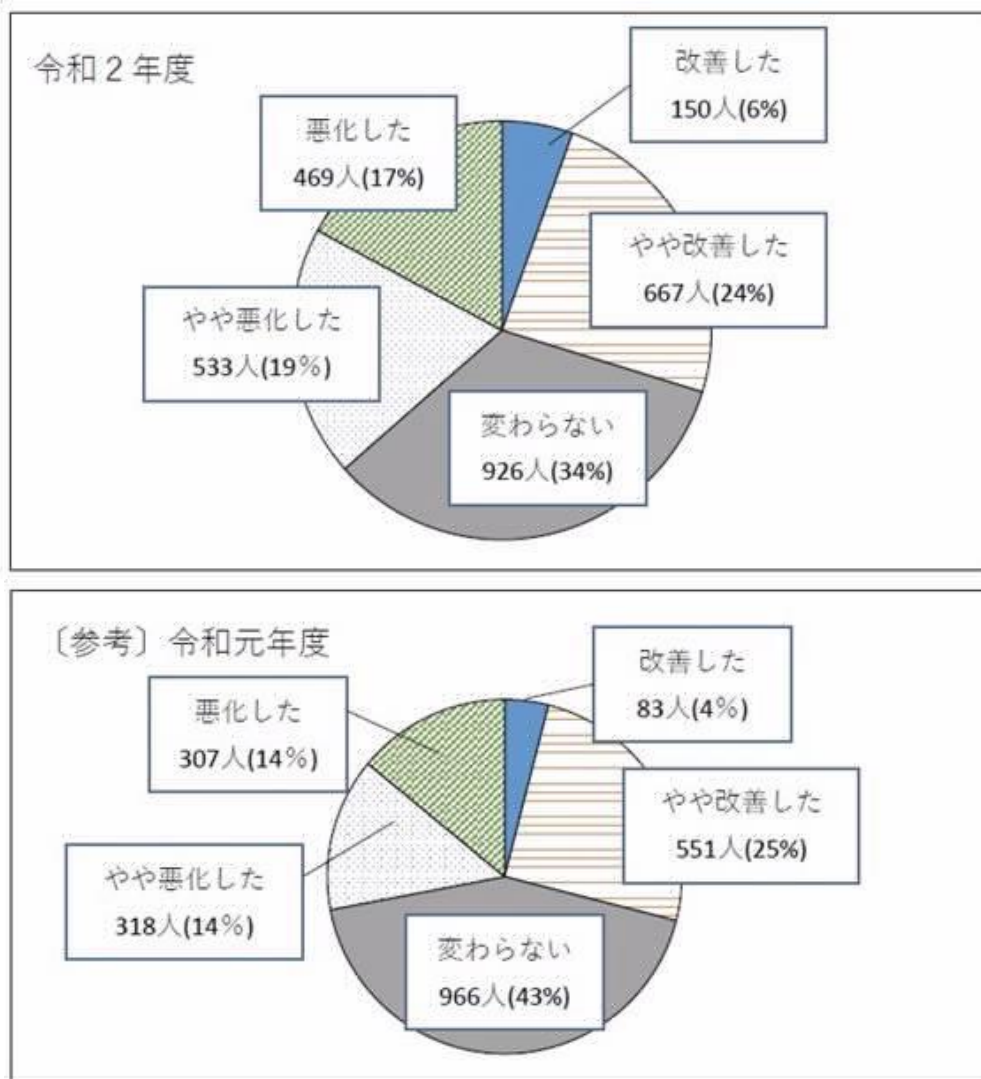
上記のように、働き方改革として、多くの取組を行うことが神戸市教育委員会事務局から教職員に向けて表明されている。

1. 9 教職員のアンケート結果

令和3年1月に教育委員会事務局から教職員に対して、令和2年度を対象とした「学校園における働き方改革アンケート」を実施しており、2,941人から回答を得ている。その回答の集計結果は、以下のとおりである。

(1) 多忙感の変化

【設問】 昨年度と比較して職務に関するご自身の多忙感はどう変化しましたか。



令和元年度と比較して、「改善した」「やや改善した」と回答した割合は変わっていないが、「やや悪化した」「悪化した」と回答した割合が増えている。

多忙感が「改善した」「やや改善した」と回答した理由の主なものは、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校行事・地域行事・宿泊行事が縮小されたこと、部活動や研修・出張の減少したこと等である。

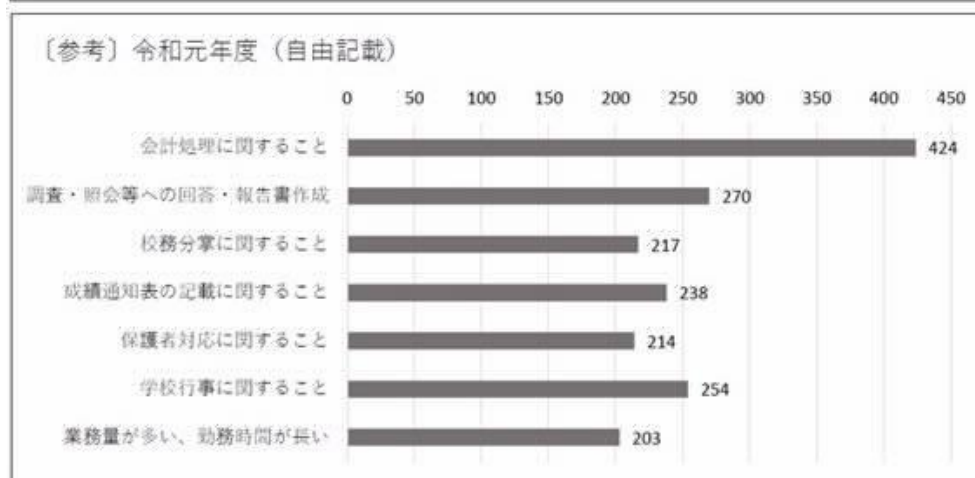
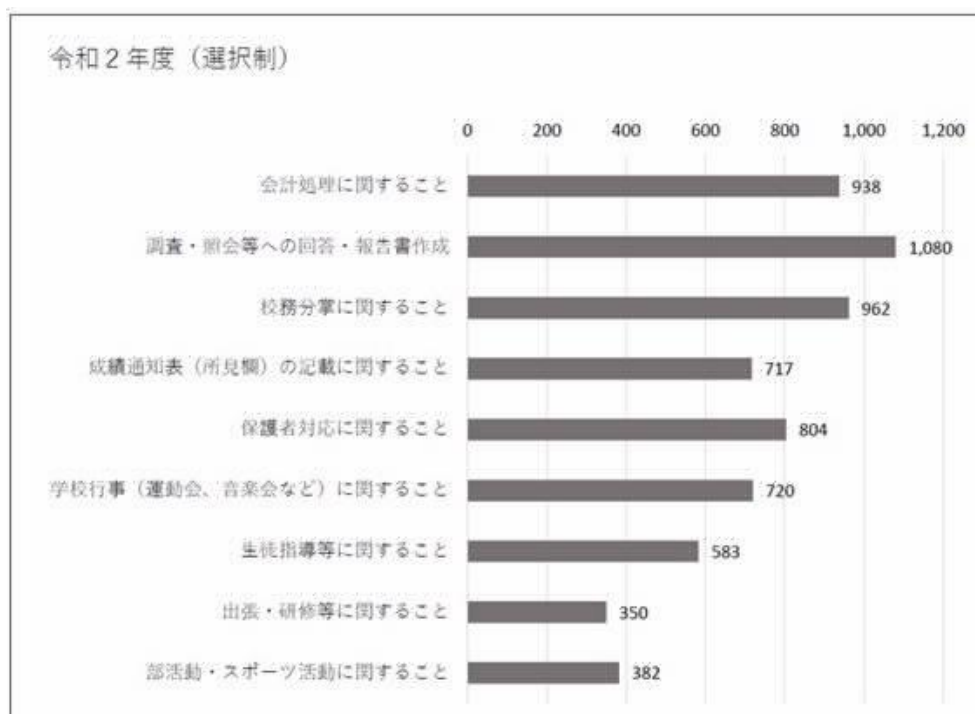
他方、「やや悪化した」「悪化した」と回答した理由の主なものは、コロナ禍での感染予防や行事変更、授業時数の増加への対応、GIGAスクール構想等ICTへ

の対応等である。

令和2年度はコロナ禍にあり、多忙感に関する過去の回答と単純に比較することにより働き方改革プランの取組を評価することは難しい。引続き、多忙感の軽減に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) 負担に感じる職務

【設問】 ご自身の業務において、特に負担を感じることを3つまで記入してください。



コロナ関連の通知文が増えたこともあり、令和元年度と比較して、「調査・照会等への回答・報告書作成」を選択した割合が増えている。

教職員の長時間勤務・多忙感解消のための働き方改革として、非常に多くの取組（事業）が表明されており、どの取組も拡充を進めれば、「教職員にとっては良いもの」であることは間違いなく、一見すると教職員のための至れり尽くせりの対応とも思える。

他方で、どの取組も他の教職員もしくは事務局職員の追加の労力が必要となり、また、最も重要なことであるが、どの取組を実施するにしても、財源を確保することが必要であるということである。

しかしながら、その財源は無限ではない。他方で、教職員の福祉の向上のみを優先することは許されず、児童・生徒の健やかな成長及び学力の向上の有無とともに働き方改革の取組の成果は評価される必要がある。

【意見2】 効率的な働き方改革の取組の推進

効率的な事業実施の観点から、どの取組（事業）がもっとも効果的であるのかについて評価し、優先順位をつけたうえで統合・廃止の検討を進められたい。

2 GIGAスクール構想を含むデジタル化の現状について

2.1 実施した手続

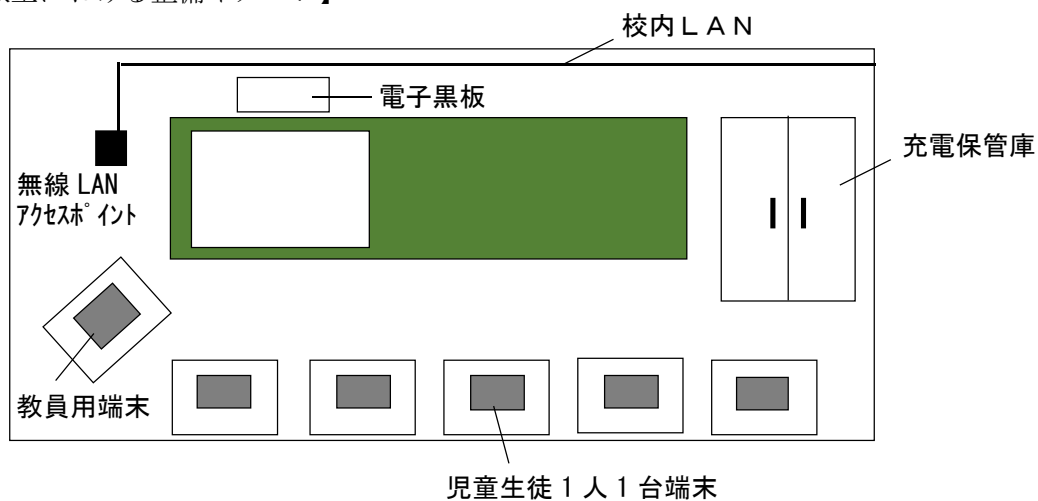
GIGAスクール構想を含むデジタル化の現状について、その概要及び実施状況を把握するため、教育委員会事務局を訪問し、担当者への質問、及び関連する文書、証憑、各種通知、事務連絡等の閲覧を実施した。

(1) GIGAスクール構想等への対応状況

令和3年4月におけるGIGAスクール構想への対応状況は下記のとおりである。

① 環境整備について

【教室における整備イメージ】



上記環境が整うことにより、1人1台端末の授業での本格活用が可能となる。

【現在の整備状況】

(ア) 教員用端末

令和3年1月までに新しい端末に更新し、K I I F 3*の運用を開始

*神戸市情報教育基盤サービス (K I I F) : 学校園の教職員が使用するパソコン、ソフトウェア等のネットワーク環境のこと

(イ) 児童生徒用端末

小学1年生～中学3年生分について、令和3年2月下旬までに配備済

(ウ) その他

- 充電保管庫、無線LANアクセスポイント、校内LANの高速化
 - ・ 令和3年3月末までに全小中学校で整備済
- 電子黒板
 - ・ 小学校は、令和3年1月末までに全校で整備済
 - ・ 中学校は、令和3年8月末までに全校で整備済

② GIGAスクール構想に対応した教育活動についての基本的な考え方

- 端末を毎日授業等で使用する。(実技教科では必要に応じて使用)
- 児童生徒は端末を持ち帰り、宿題等を含め、家庭学習に活用できるようにする。
- 端末等で把握した児童生徒の学習履歴を、学習指導・進路指導等に活用する。
- 授業準備の効率化などICT機器を活用し、教職員の働き方改革を推進する。
- 長期の臨時休業時等には、端末をオンライン学習に活用する。

③ ソフト面の整備について

(ア) デジタル教科書

- 教員用については、令和3年度から全校で使用できるよう導入済
(算数〔数学〕・国語・理科・社会・英語の5教科)
- 児童生徒用については、令和3年度の文部科学省の実証事業に申請済
(小学校80校、中学校37校、経費は国が全額負担)

(詳細は後述の「G I G Aスクール構想に対応するための学校設備」参照)

(イ) 授業支援ソフト

- ワークシートの送付・回収・提出などが容易にできるソフト(SKY MENU CLOUD)を、あらかじめ端末にパッケージ化して配備

(詳細は後述の「神戸市情報基盤サービス(K I I F)再構築」参照)

(ウ) デジタルドリル

- 授業及び家庭学習で使用する「タブレットドリル」(東京書籍)を令和3年4月から保護者負担(小学生700円/年、中学生840円/年)により導入済

④ 教員に対する研修等について

(ア) 研修の実施

- 市内9カ所の会場に教育委員会事務局の指導主事を派遣し、各校のG I G Aスクール推進担当教員を対象に、全3期・27回にわたる集合研修を令和2年度に実施済

(イ) サポート体制

- 教員が端末やデジタル教材を効果的に活用できるよう、各校を週1回程度巡回する支援員を、令和3年4月より配置済
- 機器操作やトラブル発生時の相談窓口としてヘルプデスクを設置済

⑤ 授業モデルの作成等について

(ア) スタートアップマニュアルの作成

- 初めて端末に触れる児童生徒に、操作の基本を教えるための「スタートアップマニュアル」を、オンライン教育アドバイザーに主体的に関わっていただきながら作成済

(イ) 授業モデルの作成

- 学校現場の教員の参画も得て、授業で教員がすぐに利用できる教科毎の授

業モデル（指導案）を作成（令和3年4月時点で291案作成済）

⑥ その他

（ア）教員用端末のK I I F 3への移行について

- 教員用端末について、令和3年1月よりK I I F 3に移行済

（詳細は後述の「神戸市情報基盤サービス（K I I F）再構築」参照）

（イ）オンラインによる学習支援について

- 新型コロナウイルス感染症への感染不安や、感染者の発生による自宅待機等で登校できない児童生徒に対して、令和3年1月より、オンライン授業を順次実施（オンライン個別面談、授業のライブ配信、オンラインホームルーム等）
- 不登校の児童生徒についても、希望者に対してオンライン個別面談から実施

（ウ）学校における共用端末の配備について

- 学校に配置している外部人材（スクール・サポート・スタッフ、学ぶ力・生きる力向上支援員）が端末を利用できるよう、令和3年4月から共用端末を配備するとともに必要なライセンスを確保

2. 2 オンラインによる学習支援について

オンラインによる学習支援の実施について、教育委員会事務局から学校園向けに下記の通知・事務連絡が出されている。

日付	通知・事務連絡名
令和2年12月25日	オンライン授業の実施について（教委指第1024号） （令和3年4月一部改訂。令和3年8月末で廃止）
令和3年6月3日	オンライン等による学習支援の状況調査について （事務連絡）
令和3年8月25日	2学期に向けてのオンラインによる学習支援の準備等について（教委指第841号）

(1) オンライン授業の実施について

当通知の趣旨・目的は、新型コロナウイルス感染症への感染不安等により登校することが困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために授業に参加できない児童生徒等に対して、学習機会を確保するとともに、学校とのつながりを維持して登校再開につなげるため、オンラインによる学習支援（授業ライブ配信等）を実施することにある。

当通知では、感染者発生に伴う学級・学年閉鎖や、児童生徒本人が感染又は濃厚接触者となり自宅待機となったことで一定期間（2週間程度以上）登校できない児童生徒の場合、小6・中3については必ずオンライン授業を実施することとし、オンライン授業については、下記を単独又は組み合わせながら実施すると記載されている。

① オンラインによる個別面談・指導

教員と児童生徒が1対1でオンラインによる個別面談・指導や学習課題の確認等を行う。

② 授業ライブ配信

教卓付近に設置した端末等から黒板付近を撮影し、学級で実施する授業をそのまま同時間（ライブ）に家庭等にいる児童生徒に配信する。

③ オンラインによる朝（帰り）の会

朝・夕の決まった時間等に教員と家庭にいる児童生徒がオンライン上でホームルームを行い、学習課題の確認・指導や生活・健康状態を把握する。

また、オンライン授業を実施する際の児童生徒用の端末については、下記の①→③の優先順で対応し、オンライン授業の実施が決定次第、各学校は「オンライン授業実施計画書」を提出すると記載されている。

- ① 家庭で使用できる端末がある場合はそれを利用してもらう。
- ② 対象児童生徒用の1人1台端末が学校に配布済みの場合はそれを貸与する。
- ③ 事務局管理の端末を児童生徒に貸与する。

上記通知では、感染者発生に伴う学級・学年閉鎖などにより一定期間登校できない児童生徒の場合、(翌年度に校種が変わる)小6・中3については必ずオンライン授業を実施することとされている。このため、教育委員会事務局としては、現場の混乱が生じないよう事前に校長会等への説明及び協議を行い、また、設備面においても対象学年についてはG I G A端末を優先的に配置(11月9日納期)し、必要に応じて学校園・保護者に対してW i - F i ルーター等の貸出しを行うなどの対応を行っていた。しかし、個々の教員のI T習熟度に差があったこと等により、設備は整備されたものの実施されなかった学校や学級があった。教育現場の状況に鑑みれば、この段階で小6・中3について全校一斉にオンライン授業の実施を義務付けることは難しく、かえって教育現場に混乱を生じさせるおそれがあったといえる。また、教育委員会事務局では令和3年6月以降はオンライン等による学習支援の状況調査を行っているが、それ以前においてはオンライン授業実施計画書の提出・受領をもってオンライン授業の実施状況の確認としていた。このため、計画書の提出漏れ等の可能性もあり、オンライン授業の実施を義務付けるならば、教育委員会事務局においてもより効果的な方法で確認すべきであったといえる。

【意見3】 オンライン授業の実施に関する通知

教育現場への混乱を避けるため、教育委員会事務局は教育現場と意思疎通を密に行い、学校園と教育委員会事務局との連携を深め、実情に即した通知を出すべきである。

(2) オンライン等による学習支援の状況調査について

感染不安等により登校が困難な児童生徒に対する学習支援の状況について、下記の要領で定期的な調査を行う。

➤ 調査内容：オンライン等による学習支援の人数調査

＜①～③の人数並びに①②における㉞～㉟の人数、③における㉞～㉟の人数の内訳＞

- ① 本人又は家族に基礎疾患がある児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒の人数
- ② 本人が感染又は濃厚接触者となり自宅待機となった児童生徒や感染者発生等

に伴う休業措置や学級・学年閉鎖になった児童生徒の人数

③ オンラインによる学習支援を実施している不登校の児童生徒数

㊦ タブレットドリル等のデジタル教材だけを活用している人数

㊧ オンライン個別面談だけを実施している人数

㊨ 授業ライブ配信だけを実施している人数

㊩ オンライン個別面談と授業ライブ配信の両方を実施している人数

(* ㊧~㊩は、タブレットドリル等も合わせて活用している場合を含む)

㊪ 紙の教材等の配布・提示のみを実施している人数

➤ 調査期間：令和3年6月7日（月）から毎週1回実施

教科指導課では、当調査結果をもとに学級・学年閉鎖に伴うオンラインによる学習支援状況について学校担当主事に対して電話聞き取りを行っている。聞き取り内容により、GIGA担当主事が現地に入りサポートを行っている。

7月第1週～第3週及び9月第1週～第3週の同調査の結果は下記のとおりである。

・中学校（全校82校）

	7/5	7/12	7/19	9/1	9/6	9/13
オンライン未実施校	11	13	12	19	18	10
オンライン対象校	28	31	31	46	29	65
オンライン実施率	61%	58%	61%	59%	38%	85%

・小学校（全校163校）

	7/5	7/12	7/19	9/1	9/6	9/13
オンライン未実施校	22	22	20	63	26	32
オンライン対象校	43	44	45	125	126	130
オンライン実施率	49%	50%	56%	50%	79%	75%

*1 オンライン未実施校とは、(2)「オンライン等による学習支援の状況調査について」

③㊪「紙の教材等の配布・提示のみによる学習支援」を実施している学校

*2 オンライン対象校とは、(2)「オンライン等による学習支援の状況調査について」

①～③の児童生徒が在籍している学校

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

オンライン授業の実施については、前述のとおり令和2年12月から周知されており、また、設備についても遅くとも令和3年3月末には整備されている。しかし、登校しない期間が短期間であることや個別の課題提示や電話連絡、家庭訪問で構わない等の理由からオンライン授業を希望されない保護者も多いとのこともあり、9月13日の調査において、オンラインによる学習支援が必要な児童生徒が在籍している学校のうち、小学校で10校、中学校で32校が紙の教材等の配布・提示のみによる学習支援となっている。また、教育委員会事務局における聞き取り調査は、学年・学級閉鎖があった学校のみを対象としているため、学年・学級閉鎖になっていないものの欠席者が在籍する学校において紙の教材等の配布・提示のみによる学習支援が継続している事例があった。

[意見4] オンラインによる学習支援にかかる支援体制の強化

GIGAスクール構想の一つであるオンラインによる学習支援を早期に実現するためには、学年・学級閉鎖以外のオンライン未実施校に対しても聞き取り調査を行うなど、教育委員会事務局の支援体制を強化する必要がある。

(3) 2学期に向けてのオンラインによる学習支援の準備等について

2学期以降、感染不安等による登校が困難な児童生徒の増加が見込まれ、感染拡大の状況によっては学級・学年閉鎖、臨時休校等を見据えた対応が必要となってくる。今後さらにオンラインによる学習支援の必要性が高まるための準備を依頼する通知である。なお、当通知では、感染状況に応じた対応検討として、K I I Fのネットワーク環境により、オンライン同時接続できる教員用K I I F端末の台数には現状では神戸市全体で約900台と制限があり、万が一、全市一斉休業となる場合には、学年ごとに時間をずらすなどの対応が必要になる旨が記載されている。

現状、費用対効果から鑑みて900台までとしているとのことであるが、令和3年

度の市立学校園の教職員数は 7,740 人（うち、小学校 4,107 人、中学校 2,267 人）であり、学級数は 4,638 学級（うち、小学校 2,836 学級、中学校 1,138 学級）である。このため、約 900 台の接続では、教員数基準で全体の 11.6%（小中のみでは 14.1%）、学級数基準では全体の 19.4%（小中のみでは 22.6%）しか同時接続できない状態となっている。

2. 3 タブレットドリルについて

令和 3 年 8 月に教科指導課から小中学校全校に対して「G I G A スクール進捗状況アンケート」を実施している。当アンケート項目の一つである学年別のタブレットドリルの活用状況に関する回答結果は下記のとおりである。なお、当該アンケートは、急な対応が必要で、大まかな傾向を把握する目的で実施されたため、依頼日から回収期日まで 1 週間しかなく、未回答の学校園や複数回答した学校園もあった。

・小学校

	1 年生		2 年生		3 年生	
	授業	家庭	授業	家庭	授業	家庭
a. よく活用している	65	79	43	71	28	68
b. 活用している	17	3	25	7	34	11
c. あまり活用していない	9	29	2	22	1	20
d. 活用していない	74	54	95	65	102	66
総計	165	165	165	165	165	165
a. b の割合	49.7%	49.7%	41.2%	47.3%	37.6%	47.9%

	4 年生		5 年生		6 年生	
	授業	家庭	授業	家庭	授業	家庭
a. よく活用している	28	65	21	62	11	63
b. 活用している	42	12	53	16	60	20
c. あまり活用していない	2	16	1	15	3	15
d. 活用していない	93	72	90	72	91	67
総計	165	165	165	165	165	165
a. b の割合	42.4%	46.7%	44.8%	47.3%	43.0%	50.3%

・中学校

	1年生		2年生		3年生	
	授業	家庭	授業	家庭	授業	家庭
a. よく活用している	9	5	13	8	10	7
b. 活用している	39	42	38	35	34	33
c. あまり活用していない	23	21	20	24	27	29
d. 活用していない	5	8	5	9	5	7
総計	76	76	76	76	76	76
a. b の割合	63.2%	61.8%	67.1%	56.6%	57.9%	52.6%

(注) 小学校4校、中学校2校が異なる選択肢で2回回答している

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

当アンケートにおいて、「a. よく活用している」と「b. 活用している」を合わせた割合が、小学校で4～5割程度、中学校で5～6割程度となっている。

また、同アンケートではタブレットドリルについて疑問や困っていることについても調査をしており、下記の意見が出ている。

(アンケート結果一部抜粋)

【文字認識関連】
<ul style="list-style-type: none"> ・手書き文字の認識度が低い。カタカナと平仮名の判別もできない。 ・手書きの認識が間違っても正解と認識されたり、その逆もある。 ・数学で明らかな正答が、答え合わせで誤答とされる。
【意識関連】
<ul style="list-style-type: none"> ・紙の計算ドリルからの完全移行を控え、提出～確認のプロセスや家庭学習量に不安を感じている教員が多い。 ・使用教科書準拠ではないので、教科によって使いづらい。
【問題内容関連】
<ul style="list-style-type: none"> ・答えが間違っているものも複数あり、安心して使えていないのが現状。

これに対して、教育委員会事務局に現在（令和3月11月末時点）の対応状況を確認したところ、下記の回答を得た。

(神戸市教育委員会事務局の回答)

【文字認識関連】
・手書き入力のリコグニッション誤りや、誤答判定については、ドリルのシステム上の設定ミスの場合があり、見つけ次第事業者に修正を依頼している。また、学校・保護者から事業者のサポート窓口に直接問い合わせをすることも可能である。
【意識関連】
・紙の計算ドリルからの完全移行とはいっていないが、タブレットドリルには、自己採点・学習記録があるため、教師の確認はできる。 ・その中で、ドリルのみでは問題数が少ないと感じるが、タブレットドリルと併せて「問題データベース」という問題数が確保されたデータがあるので活用いただけるよう、ドリルや問題データベース・映像データベースなどの活用方法を普及するために、令和3年11月4日に「デジタルドリル活用事例集」を発行している。 ・各教科において、神戸市が採択している教科書会社を選ぶことが可能である。
【問題内容関連】
・問題内容・解答判定の精度については、事業者と協議を行っており、改善を要望している。

現状ではタブレットドリルが十分に活用できていない状況であるが、後述するように、令和4年度からは学習支援ツールを廃止し、タブレットドリルへ移行していく予定のため、今後より一層活用していくことが求められる。

【意見5】 タブレットドリルの活用について

定期的にアンケートを実施することなどにより、学校園との連携をより一層深め、タブレットドリルに関する疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。

2. 4 G I G Aスクール支援員の配置について

G I G Aスクール支援員の配置については、下記のとおり、令和3年度教育委員会予算の重点施策となっている。

➤ 新しい時代の学びの環境整備と感染症対策の充実

事業内容	予算額
G I G Aスクール支援員の配置（新規事業） 1人1台の端末等を活用した授業を着実に実施するため、学校園にG I G Aスクール支援員を配置し、授業におけるデジタル教材等の効果的な活用についてのアドバイスや端末操作の支援等を行う。	150,000 千円

上記予算に従い、令和3年度において下記の配置を計画している。

	1学期	2学期	3学期
1日あたりの配置人数	52人 ^{*1}	26人 ^{*2}	未定 ^{*3}
予算（千円）	100,000	50,000	—

*1 週1回各学校に行くと仮定して算定（学校園約260校÷5日）

*2 2週間に1回各学校に行くと仮定して算定

*3 3学期も必要な場合は補正予算等により対応予定

上記の配置計画では、3学期においては教員が機器の操作に慣れること等を想定し、G I G Aスクール支援員の配置は未定としている。しかし、G I G Aスクール支援員は、教員が機器の操作に慣れれば不必要になる存在ではなく、継続的に支援員を配置することでICTの活用促進につながるものといえる。また、「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画」（2018～2022年度）では、4校に1人の割合でICT支援員を配置できる経費について地方財政措置が講じられていることや、教育委員会事務局においても令和3年度の重点施策としていることを考慮すれば、G I G Aスクール支援員は継続して配置する必要がある。

【意見6】 G I G Aスクール支援員の継続配置

G I G Aスクール支援員については、ICT機器の整備状況等を踏まえて、求める業務内容を検討し、それに応じた配置体制及び配置時期を検討するとともに、ICTの活用促進のため、年度を通じて継続的に配置する必要がある。

2. 5 G I G Aスクール構想の所管部署について

G I G Aスクール構想への対応について、教育委員会事務局全体としての取組としつつも、主に端末や機器の管理トラブルについては学校経営支援課、端末や機器の利活用については教科指導課としている。しかし、当該区分について規定等により明文化されているわけではない。また、端末や機器の管理トラブル対応や利活用について画一的に分けることは難しい。このため、学校園からオンラインによる学習支援やタブレットドリル等のG I G Aスクール構想に関する問い合わせ等があった場合に、所管課が分からず適時適切な対応ができないことや責任の所在が曖昧となってしまうといったおそれがある。

【意見7】 G I G Aスクール構想の所管部署の明確化

責任の所在を明らかにするために、端末や機器の管理トラブルに関しては学校経営支援課、端末や機器の利活用に関しては教科指導課とするなど所管部署を明確にする必要がある。

また、所管課を明確にした上で定期的に各学校園の利用状況をモニタリングし、利用が進んでいない学校園に対してはその原因を探って対策を講じる、また先進的、有効的な利用方法に関する情報を各校で共有できるようにする、など、今後の学校園の利用を教育委員会事務局が継続的にリードしていく必要がある。

【意見8】 学校園のデジタル化対応のモニタリングの実施

G I G Aスクール構想等の学校園のデジタル化対応について、教育委員会事務局が今後、継続的にモニタリングしリードしていく必要がある。

3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況について

3. 1 実施した手続

組織風土改革の取組状況については、「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」に記載されている。これに基づき、各担当者にヒアリングを実施し、また関連する資料を入手し閲覧した。

3. 2 教育委員会の組織風土改革について

(1) 経緯

教育委員会では、垂水区中学生自死事案に係る一連の不適切な対応や後を絶たない教職員の不祥事を受けて設置した「組織風土改革のための有識者会議」から2度にわたり提出された中間とりまとめに基づき（最終報告書は令和元年9月に提出）、平成31年4月1日に「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革実施プログラム」を策定し、下記の4つの視点から組織風土改革に取り組んできた。

(2) 「神戸市教育委員会改革方針」の4つの視点について

① 教育委員会事務局組織の再構築

事務局内において、コンプライアンスに基づく適正な業務遂行を徹底するとともに、従来の縦割り意識や連携不足を解消するため、所属やラインごとの権限・責任や指揮命令系統、行政職と教育職の役割分担を明確化し、迅速な情報伝達、情報共有や連携の強化を図るなど、事務局組織の再構築を行う。

② 学校園の組織力の強化及び学校園に対する支援の充実

教育をとりまく社会情勢が急激に変化する中で、各学校園において、校園長がリーダーシップを発揮し、教職員が安心して児童生徒と向き合えるよう、教職員の人事制度や研修制度の再構築、外部専門家のさらなる活用、働き方改革の推進を行うなど、学校園の組織力の強化や学校園に対する支援の充実を図る。

③ いじめ等の未然防止や適切な対応に向けた取組の強化

垂水区中学生自死事案におけるご遺族への対応などを猛省し、いじめ防止対策推

進法等の制度意義や趣旨を十分理解させるために必要な研修を徹底するとともに、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」を改定する。全教職員が児童生徒の些細な兆候を見逃さず、いじめの積極的な認知を図るとともに、組織として児童生徒や保護者に寄り添いながら、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応に向け、真摯かつ適切に対応できるよう取り組む。

④ 教職員による不祥事の防止に向けた取組の強化

教職員による不祥事を防止するため、コンプライアンス研修の充実やハラスメント対策基本方針に基づく啓発・指導の強化、通報・相談窓口の充実を図るとともに、風通しの良い職場づくりやチーム学校としての取組など、不祥事を起こさない職場環境づくりを推進する。

(3) 組織風土改革の進捗の評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが規定されているが、組織風土改革や不祥事の再発防止に係る取組状況についても点検及び評価され、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（報告書）」により、公表されている。

また総合教育会議から 3 名の委員を委嘱し、教育委員会における「いじめ防止対策及び組織風土改革に関する取組と改善状況」について検証・評価し、総合教育会議で報告されている。

「神戸市教育委員会改革方針」及び「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」は、4 つの視点からなるものの、最終的な目標が示されているわけではなく、現時点でどの段階まで進捗しているかは明確ではない。

また「神戸市教育委員会改革方針」に基づく組織風土改革の進捗については、組織体制の強化や、制度の見直し、規定の整備・改定、研修の実施等の様々な施策が行われているが、実施した施策の効果（縦割り意識は解消されたか、風通しの良い組織風土になったか等）については、十分に評価されているとは言い難い。また各部署で行われた様々な施策が、組織横断的な視点で見たときに重複等なく効果的に

行われているかの検証も必要である。

〔意見9〕 組織風土改革の進捗状況の評価について

「神戸市教育委員会改革方針」により組織風土改革を達成するために、最終的な目標を明確にし、いつまでに行うか、またそれに対してどこまで進捗しているのか明らかにする必要がある。そのためにも実施された施策が、予定したとおりに運用され効果が現れているか、十分に評価し分析することが必要である。さらに各部署で実施された様々な施策が、教育委員会全体として見たときに重複等なく効果的に行われているか検証しておくことも必要である。

(4) 組織風土改革の取組状況について

「神戸市教育委員会改革方針」の取組状況については、「神戸市教育委員会改革実施プログラム」においての4つの方針として、それぞれの取組の進捗・実施状況が記載されており、公表されている。

主な取組状況は下記のとおりである。

1. 教育委員会事務局組織の再構築
(1) コンプライアンス推進体制の強化 ・事務局の全教職員に対して研修をはじめ、あらゆる機会を通じて、当事者意識を醸成し、コンプライアンスに基づく適正な業務遂行を徹底する。 ・事務局児童生徒課に新たに弁護士を学校法務専門官として配置し、法的な支援を充実させることにより、コンプライアンス推進体制を強化する。
(2) 事務局内の権限・責任の明確化、情報の共有化・集約化 ・所属やラインごとの権限・責任や指揮命令系統を明確化する。 ・所管がまたがる案件は、関係課で情報共有の上、主担当・副担当等を決めて、連携して対応にあたる。 ・重大事案や国・県など関係機関等からの重要文書、市会への説明・報告、マスコミへの情報提供、学校園への通知等について、上位職と適切に報告・連絡・相談を行った上で、教育長・教育委員への迅速な伝達や関係課との情報共有や協議、連携を行うことなどを徹底する。
(3) 行政職と教育職の役割分担の明確化及びチームとしての連携強化 ・行政職と教育職の適正な配置・役割分担を行い、教育職が学校園への支援に集中できる体制や行政職と教育職がチームとして連携・協働して、組織としてチェック機能が働く体制を構築する。
(4) 事務局の窓口の明確化 ・学校園が事務局のどこに相談すべきか、窓口を明確化し、相談しやすい体制を構築すると

<p>もに、相談の多い児童生徒に関する指導・支援や施設整備といった業務については各区担当者を明示する。</p>
<p>(5) 事務局の組織改正及び補職名の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒課の新設 <p>学校教育課の組織規模の適正化や児童生徒に関する指導・支援等の体制を強化するため、学校教育部に児童生徒課を、同課に調整係と児童生徒係を新設する。また、児童生徒課に新たに行政職を配置し、行政職と教育職との役割分担のもと、チームで対応する仕組みを構築する。</p> ・学校教育・研修体制の強化 <p>学力向上の取組や教職員の研修体制を強化するため、学校教育部に教科指導課を、総合教育センターに研修育成課を新設する。また、市民スポーツの市民参画推進局への移管に伴い、スポーツ体育課のうち、教科としての体育を教科指導課へ、部活動を児童生徒課へ移管する。</p> ・学校支援部の新設 <p>学校園に対する支援体制を強化するため、学校園の運営をソフト面から支援する学校経営支援課、ハード面から支援する学校環境整備課、保健衛生や給食・食育を担う健康教育課から構成される学校支援部を新設する。</p> ・教職員課の人事機能の強化 <p>教職員課に給与支給係、労務制度係、組織定数係、任用係を新設して、組織の再編を行うとともに、事務局の教職員の人事機能を教職員課に一元化して、人事機能の強化に向けた体制の充実を図る。</p> ・組織風土改革やコンプライアンスの推進 <p>今回の改革やコンプライアンスの推進を図るため、総務課に組織監理担当課長と業務改革担当係長を新たに配置する。</p> ・教育職の補職名の変更 <p>組織内の権限・責任及び指揮命令系統の明確化を図るため、事務局の教育職に対して用いていた「首席指導主事」(校長級)や「指導主事」(教頭級)の名称を「担当課長」や「担当係長」に改める。</p>
<p>(6) 学校園や教育施策に精通した職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員の事務局への積極的な配置や教育行政に精通した職員の育成のあり方等について検討を行う。
<p>(7) 事務局と学校園の相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の教職員が積極的に学校園との情報交換や現場訪問などを行い、教育現場の実態やニーズの把握に努めるとともに、事務局と学校園が相互理解と信頼関係のもとで密な連携を図る。 ・事務局に転入した行政職に対して、学校園での現場研修を実施する。 ・事務局に配置される教育職に対して、行政上の仕組みや課題、文書管理や決裁ルールなどの研修を実施する。
<p>2. 学校園の組織力の強化及び学校園に対する支援の充実</p>
<p>(1) 学校園に対する適切な指導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園の現場で起こる様々な問題や規則・要領等で校園長が決定するとされている事項等について、校園長が学校や地域の実情を踏まえ、適切な判断・対応が行えるよう、教育委員会が基本的な方針やガイドライン等を示すなど、積極的に指導・支援を行い、学校園と一体

<p>となって課題の解決を図る。</p>
<p>(2) 教職員の人事異動制度の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟かつ機動的な教職員人事を行うことができるよう、教職員の人事異動制度を再構築する。
<p>(3) 教職員の適切な人事評価の実施及びモチベーションの向上につながる施策の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職における管理職360度フィードバック制度（多面観察制度）の実施やさらなる人事評価結果の給与への反映に準じ、公正・公平な教職員の人事評価制度を確立し、評価結果を適切に勤勉手当等へ反映する。 教科指導等教育活動において、優れた成果をあげた教職員がより評価され、努力に報いるよう、表彰制度の積極的な活用などモチベーションの向上につながる施策の充実を図る。 指導力や授業力などに課題がある教員に対して実施している指導改善研修の対象者を拡大するとともに、継続的な指導を要する教職員に対する指導の強化を図る。
<p>(4) 教職員の管理職選考の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の管理職について、実力本位・人物本位の登用を行うため、能力や業績の評価により重点を置いた選考制度に改正する。
<p>(5) 主幹教諭の役割の明確化・選考の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭の位置づけを明確化し、校務分掌をその役割や責任に応じたものにして、学校の経営へ積極的に関与できる仕組みを導入する。 主幹教諭について、明確化した役割・責任を果たしうる資質をもった人材を登用するため、能力や業績の評価により重点を置いた選考制度に改正する。
<p>(6) 校園長会活動や研修制度等の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 校園長会の各活動について、公務としてのあり方、実施主体、保護者や市民の理解など、様々な観点から検討を行い、学校園のマネジメント機能の強化等につなげる。 校長会の下部組織である教育研究会の研究・研修と総合教育センターの研修との役割分担のあり方について、学識者を含む関係者による検討会を設け、育成指標に基づく持続可能な研修制度の検討を行い、教職員の研修制度の再構築を図る。 学校教職員スポーツ大会・スポーツ交流会の活動について、時代に即し、市民の理解が得られるよう改める。
<p>(7) 外部専門家の活用や関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒や保護者の心のケアを図るため、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを全ての小・中・高・特別支援学校等に配置し、専門的な視点に立った教育相談・支援を行う。 学校だけでは解決困難な家庭環境など特別な配慮が必要な児童生徒の問題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との調整を図る。 学校園における様々な事案に関して法的な助言などを行う弁護士を「学校法務専門官」として事務局児童生徒課に配置する。（再掲） 学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校法務専門官並びにこども家庭センター、区役所こども家庭支援課及び警察などの関係機関との連携を強化し、チーム学校としての体制の充実を図る。
<p>(8) 地域とともにある学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評議員制度の一層の活性化を図るとともに、学校運営協議会を全区において少なくとも小学校・中学校いずれか1校に、また、幼稚園・高等学校・特別支援学校の各1校園に、

モデルケースとして設置して、その効果や課題などの検証を行う。

(9) 学校園における働き方改革の推進

- ・学校園の組織力の充実
教職員定数の有効活用、学校の事務機能の強化、部活動における外部人材の配置拡充、学校司書の配置拡充など
- ・学校園業務の適正化
中学校部活動ガイドラインの策定・運用、行事・出張等の精選・見直し、地域・保護者に向けた積極的な広報など
- ・教職員の事務負担等の軽減
就学援助事務の改善、自動採点ソフトウェアの導入、幼稚園における事務の一部引き上げ、学校徴収金の未納対策など
- ・教職員の勤務環境の改善
夏季の閉校・閉園日の拡大、ICTによる学習環境の整備など
- ・学校園現場における意識改革と人材育成
職場風土の醸成と教職員の意識改革、業務改善事例の収集・周知と職場慣行の見直しなど

(出典：「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」)

- 平成31年1月文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、超過勤務時間の上限が1か月で45時間以内、1年間で360時間以内との指針が出された。これに基づき各教育委員会においても勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされているが、神戸市においても令和2年度から条例で同様の上限時間を明記している。
- 「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」では、教育委員会事務局と学校園現場が一体となって働き方改革に取り組んでいくための指標として、以下の3つの成果指標を設定して取り組んでいる。
 - (1) 超過勤務時間を10%（前年度比）減らしましょう。
業務の削減・効率化とあわせて、タイムマネジメントの意識の向上をはかり、全体として超過勤務時間の削減を目指します。
 - (2) 年次有給休暇と夏季休暇を合わせて10日以上取得しましょう。
計画的な休暇取得によるワークライフバランスを目指します。
10日以上取得した教職員の割合90%以上を目指します。
 - (3) 「多忙感」の解消を実感しましょう。
教職員へのアンケート調査により「多忙感」の推移を把握し、質的な部分についても改善を目指します。
前年度と比較して改善した教職員の割合80%以上を目指します。

このように、働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標は設定されているが、この3つの指標をいつまでに達成するかは示されていない。

また超過勤務時間の削減に伴い、増加することが懸念される持ち帰り業務の時間については、4～5年ごとに実施している教職員の勤務実態調査において、特定の学校園を抽出し調査されているが、まだ十分な実態把握は行われておらず、超過勤務時間の削減の取組と併せて実態把握に努める必要がある。

[意見10] 働き方改革の成果指標について

「神戸市学校園働き方改革推進プラン」において、働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標は設定されているが、いつまでに達成するかは示されていない。

働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標をいつまでに達成するか、具体的に段階的にどう達成していくのかの計画を示し、現在進めている様々な業務改善の取組による効果を分析しながら、着実に進めていく必要がある。また超過勤務時間の削減の取組と併せて、持ち帰り業務の実態把握も進めていく必要がある。

3. いじめ等の未然防止や適切な対応に向けた取組の強化
(1) いじめ防止に関する研修の徹底 ・いじめ防止対策推進法やガイドライン等の制度意義・要旨を記載した研修資料を学校園の全教職員や事務局の教職員に配布し、校内研修等を実施するとともに、階層別研修において、いじめ防止に関する研修を実施する。 ・各学校の生徒指導担当教員等を対象に、市内10地区の地区別研修会において、いじめ問題に関する事例研修を実施する。 ・いじめの重大事態について、理解の徹底や適時・適切な対応を図るため、初期対応等に不備があった事案を事例として取り入れた実践的な研修を実施する。
(2) いじめの重大事態に係る事実関係を調査する体制の再構築 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」を改定する。 ・重大事態が発生した際、新たに第三者委員会を設ける ・第三者委員会の委員は外部の専門機関からの推薦等により選定する ・委員の選定過程を児童生徒・保護者に対して説明するとともに調査開始前に公表する など
(3) いじめや虐待、不登校などの未然防止等に向けた相談・支援体制の充実 ・児童生徒や保護者の心のケアを図るため、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラー

<p>を全ての小・中・高・特別支援学校等に配置し、専門的な視点に立った教育相談・支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決困難な家庭環境など特別な配慮が必要な児童生徒の問題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との調整を図る。 ・学校園における様々な事案に関して法的な助言などを行う弁護士を「学校法務専門官」として事務局児童生徒課に配置する。 ・学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校法務専門官並びにこども家庭センター、区役所こども家庭支援課及び警察などの関係機関との連携を強化し、チーム学校としての体制の充実を図る。
<p>(4) 児童生徒や保護者向けの相談窓口の充実・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間フリーダイヤルで対応する「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」及び総合教育センターにおける電話相談・面接相談を引き続き実施するほか、兵庫県教育委員会が実施するSNS教育相談と積極的に連携を図る。 ・全児童生徒等に対して相談窓口を紹介するチラシ・カードの配布や広報紙・ホームページへの掲載などにより、相談窓口の周知に努める。
<p>(5) 学校事故対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校事故対応に関する指針」に基づき、重篤な事故が発生した際、必要な場合に外部専門家で構成される調査委員会を設置して、詳細調査を実施するなど、学校事故対応に関する方針をまとめ、学校と事務局が一体となって事故発生の防止及び適切な事故対応を実施する体制を構築する。

(出典：「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」)

いじめの現状については、下記のとおりである。

<神戸市におけるいじめ認知件数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	3,844	4,870	4,203
中学校	1,638	1,956	1,253
高等学校	19	36	34
特別支援学校	7	4	5
合計	5,508	6,866	5,495

<重大事態の件数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号	1	6	13
第2号	1	13	12
合計	2	19	25

※重大事態

第1号：いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号：いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

いじめの認知件数については、令和元年度にかけて大幅に増加している（令和2年度は、コロナ禍での休校等により一時的に減少していると考えられる）。この要因として、学校側がいじめの初期段階で対応するため、以前なら見過ごされていたような些細な案件もいじめとして積極的に把握できるようになったためとしている。学校現場でのいじめへの対応については、いじめ防止対策推進法やガイドライン等の制度意義や趣旨を徹底させる研修や、事例を取り入れた実践的な研修を行うことでいじめへの認識を厳しく行っており、いじめに対する認識が変わってきているのも事実である。また定期的なアンケート調査を実施することで、いじめの端緒を把握することができ、より広くいじめを拾い上げていることも事実である。

一方で、重大事態（1号案件及び2号案件）についても増加しており、令和2年度については、いじめの認知件数が減少しているにもかかわらず重大事態が増加していることから、一概にこれまで見過ごされてきた些細な案件が多く拾い上げられただけとは言い切れず、重大ないじめも増加している状況にあると考えられ、楽観視できる状況にはない。

重大事態の調査報告書を閲覧すると、教員がいじめへの認識が不足し、いじめ防止推進法に基づいた対応が徹底できていない事例（令和元年度発生事案）もあり、いじめ防止対策推進法が教職員の一人一人に十分に理解され浸透されるまでには至っていなかった。また令和元年度に実施された学校を対象としたアンケート調査では、「校内いじめ問題対策委員会」は設置されているものの、定期的開催され

ていなかったり、議事録等の記録が残されていないなど、「学校基本方針」に基づき、適切に運用されているとは言えない学校があった。

[意見 11] いじめ防止対策の継続した取組について

いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ防止対策を行うための体制は整備されつつあるものの、令和元年度発生の重大事態の調査報告書や令和元年度実施のアンケート調査結果を見る限り、未だ十分に理解され運用されているとは言えない状況にある。いじめ防止対策については、今後も継続的な取組を行い、現場の教職員一人一人の意識を高め、いじめ防止対策のために整備された体制を適切に運用し、いじめ防止・いじめ対応につなげられるようにしていくことが必要である。

4. 教職員による不祥事の防止に向けた取組の強化
<p>(1) コンプライアンス研修の充実及び不祥事を起こさせない職場環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園の全教職員に対して、具体的な事例を用いて参加・体験型のコンプライアンス研修を実施するなど、当事者意識を醸成し、コンプライアンスに基づく適正な業務遂行を図る。 ・ハラスメントや体罰、個人情報の取扱などコンプライアンスに係る研修を整理して、節目の年数でコンプライアンス研修を実施するとともに、50歳時にコンプライアンスやキャリアプラン等の研修を新たに実施する。 ・不祥事の発生要因や背景等を体系的に分析・検証して、当事者意識の醸成や不祥事防止に向けた研修プログラムを作成し、全ての学校園や所属において、定例的に参加・体験型のコンプライアンス研修を実施する。 ・新たに配置する学校法務専門官によるコンプライアンス研修を実施する。 ・各職場において、風通しの良い職場づくりやチーム学校としての取組などを推進し、不祥事を起こさない職場環境をつくるとともに、不祥事が発生した際に迅速かつ適切な対応が行うことができるよう、管理職に対するマネジメント研修や学校園のマネジメント機能の強化に向けた指導・支援の充実を図る。
<p>(2) 神戸市ハラスメント対策基本方針に基づく啓発及び再発防止に向けた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの定義や具体的な言動例、教職員の心構え、所属長の責務等について規定した「神戸市ハラスメント対策基本方針」が策定されることから、全教職員に対して研修等による啓発を図る。 ・ハラスメントを行った教職員について、指導プログラムを作成して、再発防止に向けて継続的な指導を行う。
<p>(3) 内部通報制度の再構築や相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報の窓口を庁外窓口（弁護士事務所）に一本化するなど、内部通報制度の再構築及び外部専門人材による職員総合相談窓口の新設に伴い、教職員による活用が図られるよう十分な周知を行う。 ・女性の教職員が相談しやすい窓口となるよう、教職員相談室に女性相談員を配置する。
<p>(4) 児童生徒や保護者向けの相談窓口の充実・周知（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間フリーダイヤルで対応する「いじめ・体罰・子ども安全ホットライン」及び総合教

育センターにおける電話相談・面接相談を引き続き実施するほか、兵庫県教育委員会が実施するSNS教育相談と積極的に連携を図る。
・全児童生徒等に対して相談窓口を紹介するチラシ・カードの配布や広報誌・ホームページへの掲載などにより、相談窓口の周知に努める。

(出典：「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」)

(5) 神戸市教育委員会改革方針 2021 及び神戸市教育委員会改革実施プログラム 2021 について

(1) 経緯に記載のとおり、平成31年4月1日に「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」を策定し、組織風土改革に取り組んできたが、令和元年9月に須磨区小学校における教員間ハラスメント事案が発覚し、それを受けて、令和2年2月に「神戸市小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会」から調査報告書が、令和3年1月に「教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会」から報告書が提出された。

これらの附属機関や有識者会議からの様々な提言や意見を受け、「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」を改め、令和3年4月に「神戸市教育委員会改革方針2021」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム2021」を策定しており、下記の5つの方針に基づき、事務局と学校園が一体となって、再発防止の取組や組織風土改革を推進している。

- ①学校園への支援の充実及びガバナンスの強化
- ②コンプライアンスの徹底及び開かれた学校づくりの推進
- ③学校園の組織力の強化及び教職員の資質の向上
- ④ハラスメント防止対策の強化
- ⑤いじめ防止対策等の推進

4 財産管理の状況について

4.1 実施した手続

財産管理状況の監査にあたっては、本来、学校園へ訪問して、各現場の管理状況を視察し、実態を確認することにより学校園の管理の適切性を検討することが重要である。しかしながら、本年度においてはコロナウイルス蔓延防止のため、学校園へ往査し金銭管理状況、備品等財産の現物確認、保管及び管理状況の監査手続を実施することに制約があったことから、次の6校を監査対象校とし、下記の手法により学校園の財産管理の状況を確認した。

➤ 監査対象校（6校）

伊川谷中学校、山田中学校、檜野台小学校、谷上小学校、西須磨小学校、東落合小学校

なお、監査対象校は、後述の情報管理の監査において、平成30年度から令和2年度において情報セキュリティ事故が発生した学校園及び独立型内部監査の対象となった学校園から任意に選択した学校園を監査対象校としたことから、財産管理の状況についても同じ学校園とした。

監査の結果としての指摘事項又は意見については、必ずしも監査対象校のみに対するものではなく、他の市立学校園においても該当する場合は同様の改善の必要性等を検討されたい。

学校徴収金（以下「準公費」）管理については、下記の項目に関して質問書を送付し、回答及び関連資料により確認した。

- 準公費の対象（範囲）
- 会計事務の執行体制及び担当分担
- 預金口座の作成状況及び管理方法
- 事務管理上の異常事案の有無
- 事務担当の異動状況（直近3年間）
- 予算委員会の開催状況（令和2年度）
- 準公費の通知
- 準公費の徴収及び未納管理

- 現金徴収と金銭出納管理
- 物品の購入及び支出に係る事務手続
- 決算報告及び会計検査の実施状況

物品管理については、下記の項目に関して質問書を送付し、回答及び関連資料により確認した。

- 物品の管理方法
- 現物確認（以下「実地棚卸」）の実施状況
- 実施結果（令和2年度）

4. 2 準公費管理

(1) 概要

準公費とは、公費以外の経費であり、教育活動に必要な費用のうち保護者に負担を求める経費である。準公費については、毎年度、各学校園において学年ごとに計画を立ててその徴収すべき金額を決定し、原則として、口座振替によって保護者から徴収し、学校が事業者へ支払う。また、要保護、準要保護世帯に対しては、生活保護又は就学援助制度からの支給がある。

準公費に関する事務は、「神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱」、「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」（神戸市教育委員会）にその取扱が定められており、その手引によると、準公費と公費について、下記のとおり区分されている。

準公費	
経費内容	例示
学校園での活動に必要なもので、児童生徒等個人の所有物とされるもの、又は児童生徒等個人が消費するものにかかる経費	ワークブック、資料集、生活・理科セット教材、絵の具、図工・美術キット教材等
その効果が直接児童生徒個人に還元されるものにかかる経費	校外学習の交通費、実習材料費、見学科、鑑賞費等(特別支援学級の調理実習材料

	費は公費で支払う)
就学援助関係法規から私費負担と考えられる経費	副教材費、学用品費、通学用品費、校外学習費、修学旅行費、通学費等
私費負担を法令上規定されているもの	給食費、日本スポーツ振興センター掛金、神戸市学校園安全互助会費

公費	
経費内容	例示
教職員の給与、旅費	
学校園の管理運営に必要な経費	光熱水費、学校園の建物の維持・修繕経費
学校園、学年、学級単位で共用又は備え付ける物品等の経費	児童生徒等が共同で使用するもの(調味料・共同制作用の材料)、学校園から児童生徒等に出す指導用の暑中見舞はがき・年賀状、卒業証書の印刷代・筆耕料、学校園便りの印刷代、校務における郵便料金・送料、教師用教科書、事務機器や事務用品

準公費は、保護者の同意に基づき学校園が保護者から徴収し、保護者によって執行するものであるため、取扱いにあたっては保護者への説明(通知)、負担軽減に十分配慮し、公費に準じて適正な注意義務をもって管理し、会計の収支を常に正確に把握しておかなければならない。

(2) 学校園の準公費管理状況

① 会計事務の執行体制及び担当分担について

準公費会計事務の執行体制は、下記のとおり定められている。

<p>○神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱 (事務の執行体制)</p> <p>第6条 校園長は、学校園内に、準公費会計の事務処理にあたる会計組織を整備し、自らこれを統括してその責任者とならなければならない。</p> <p>2 教頭(高等学校においては事務長、幼稚園においては主任)は、前項に掲げる校</p>
--

園長の役割を補佐し、校園長が不在のときは職務を代行する。

- 3 校園長は、校園長の指揮監督の下で、準公費の各会計の事務を総括し、学校園内の準公費会計事務をつかさどる役割の教職員（以下「会計事務総括者」という。）を選任するものとする。
- 4 校園長は、会計組織内の相互牽制を図るために、会計区分ごと（会計区分を学年ごとに設定した場合は学年ごととする。以下同じ。）に会計担当者及び出納係を定める。
- 5 校園長は、必要に応じて前項とは別に徴収係等を置くことができる。

事務の執行体制について確認したところ、一部の学校園（谷上小学校、西須磨小学校）では、会計事務総括と学年会計担当を兼務した状況となっていた。準公費は保護者から預かっている金銭であることから、その管理の重要性は高く、会計事務に係る誤りや不正防止の観点から相互牽制の有効性を保持するためには、実施者と管理者の担当分担を明確に区分しておくことが不可欠である。なお、「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」では、会計事務総括者を選任しない学校園は、各会計担当者の中で話し合って役割を分担する運用も是認されているが、教職員の人数規模等の実情に照らして、会計事務総括者を選任しない場合は、各担当者の役割を明確にし、相互牽制の漏れがなく管理が行き届く体制を明示できるよう整えるべきである。

[意見 12] 学校園の事務の執行体制について

会計事務担当とその管理者である総括者の兼務が常態化している学校園については、事務の執行体制の在り方をあらためて検討する必要がある。

② 預金口座の作成状況及び管理方法について

預金口座の管理については、下記とおり定められている。

○神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱

第7条 預金口座は、次の各号に定める事項に留意して作成し、保管しなければならない。

- (1) 預金口座は、会計区分ごとに作成すること。
- (2) 預金口座の名義人または代表者は、校園長とすること。
- (3) 預金通帳と届出印鑑は、施錠可能な場所に別々に保管すること。

預金口座の作成状況を確認したところ、代表者名の登録なしで学校園の名称のみで通帳を作ることができた時代の預金口座を継続しており、預金口座の口座名義又は代表者について登録していない学校園（伊川谷中学校）があった。準公費は、学校長がその管理を保護者から信託されているものであり、学校長がその財産について責任をもって業務執行するためには、上記の取扱要綱に定められているとおり、速やかに預金口座の名義人又は代表者を校園長に変更することが求められる。

〔指摘事項 1〕 預金口座の管理について

預金口座の名義人又は代表者が校園長になっていない学校園については、速やかに変更手続を実施するか、代表者名を登録できない金融機関については当該預金口座の登録印を校園長の個人印にするなどして預金口座を管理すべきである。

③ 予算委員会の開催状況について

予算編成は、下記の方針に基づき各学校園における会計区分ごとに必要な教材、経費を検討し行うこととなっている。（神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱第12条第1項、第2項）

- ・ 学校園の教育活動全体にかかる経費を公費・準公費で総合的に見積もること
- ・ 教育目標に適合した予算であること
- ・ 公費と準公費の負担区分を遵守し、保護者の負担軽減に留意すること

令和2年度においては、いずれの学校園も年度当初の4月又は5月に予算委員会を開催し、教材、行事計画書作成、物品等購入計画を踏まえ実施されていたが、予算委員会の議事録を作成していない学校園（谷上小学校、西須磨小学校、東落合小学校）があった。神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱第12条第3項において、「校園長は、予算を編成するにあたっては、（中略）、予算委員会又は教材採択委員会を開催して、執行計画及び予算内容を決定しなければならない。」とされており、予算編成の検討過程を明らかにしその実施状況の説明のため及び次年度の予算委

員会の参考情報としても、毎年度の予算委員会での検討事項、実施日、参加者等を記載した議事録を作成し保存しておくことが有用である。

[意見 13] 予算委員会の議事録の作成等について

執行計画及び予算内容の決定過程を説明できるよう、かつ、教職員間で共有し次年度以降の検討に活用できるよう予算委員会の議事録を作成、保存を徹底されたい。

④ 準公費の通知について

予算委員会を経て決定された徴収すべき準公費について、児童生徒の家庭の負担となることから、保護者に理解と協力を得るために十分な説明が必要である。

すべての監査対象校において、4月又は5月の年度初めに学校園から保護者に対する通知文を送付されていた。通知文については、予算情報が登録されている準公費会計システムで作成したものを活用している学校園と独自の様式で作成している学校園があった。事務処理の効率化及び入力等の誤り防止の観点からは準公費会計システムで作成すべきであるが、月払い、学期払い、年払い等の支払条件ごとに引落し額が保護者に明確にわかるように独自様式で作成している学校（東落合小学校、榎野台小学校）、準公費会計システム導入前からの慣習で独自様式により作成している学校（山田中学校）があった。

保護者への通知文のようにすべての学校園が共通して必要な文書の作成は、学校園が独自の様式で作成する必要はなく、学校園のニーズを集約し、必要な情報を十分に保護者に伝えられるよう様式パターンをシステム登録するなどして、学校園の事務負担を軽減していくよう努めるべきである。

[意見 14] 準公費会計システムの通知文様式について

準公費会計システムで作成できる保護者への通知文等の文書については、可能な限りシステムを活用するよう改善されたい。

⑤ 準公費の徴収事務フロー及び未納管理について

準公費の徴収に係る事務手続は下記のとおりで、口座引落家庭については3か月までの未納保護者に対しては、学校徴収金会計事務センター（以下「事務センター」）が未納初期対応として、第1回の督促状の送付をすることで学校園における事務負担の軽減を図っている。しかしながら、収入事務に係る管理責任は校長にあることから、初期対応後も支払意思が見られず、児童手当や学校長渡しの手続が取れない未納保護者に対しては、納付が完了するまで学校から督促し回収に努め、また、その交渉経緯を収納管理システムに記録することが必要であり、こういった未納家庭がある学校園で働く教職員の事務的、精神的負担は依然として継続している。

準公費の徴収（未納）に係る学校での事務手続フロー

時期	事務手続	
4月	新入生保護者（転入生保護者も含む）に「学校徴収金納入についての同意書兼申出書」の提出依頼	
5月	【口座引落家庭】	【現金徴収家庭】
	5月分（4、5月の引落）の未納	4、5月分の未納
6月	6月再振替で未納	6月納付なし
	事務センターから未納保護者へ電話連絡（第1回）	学校から未納保護者へ「納入のお知らせ」を送付
7～8月 個別懇談会等	7月再振替で未納	7月納付なし
	事務センターから未納保護者へ督促状（第1回）の送付	学校から未納保護者へ督促書の送付
9～12月 個別懇談会等	支払意思なし	
	学校から未納保護者へ再督促書の送付	
	納付なし	
	【一般家庭】	【生活保護家庭】
	児童手当からの徴収検討 「受給資格照会書」を作成し学校から学校経営支援課を通して福祉事務所へ照会	「学校長渡し依頼書」を作成し学校から福祉事務所に学校長代理受領を依頼
	児童手当の受給状況の確認結果、児童手当からの徴収が不可能／金額不足の場合、学校で未納対応を継続	福祉事務所は職権により学校長代理受領の手続きをとり、学校長指定口座へ振込

（出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成）

また、健康教育課では、未納額が確定した直近年度分について、下記の条件をもとに催告書の送付など法的措置を行うための未納調査とその対応を学校園から受付けている。

- 未納額が確定した令和2年度の未納が含まれている
- 生活保護費を受給していない
- 学校で電話・家庭訪問・文書等の督促を行っており、交渉記録がある
- 児童手当からの徴収を検討しても徴収不可能や金額不足の状態にある

準公費の徴収（未納）に係る健康教育課での事務手続フロー（令和3年度）

時期	事務手続
1 学期	健康教育課から学校へ令和2年度分の「学校給食費未納調査」「催告依頼書」提出依頼文書を送付し、催告書送付が必要な未納保護者を照会
	学校から健康教育課へ「学校給食費未納調査」「催告依頼書」を提出
	催告書発行前の未納金額の確認のため、健康教育課から学校に未納状況等を確認し、学校から未納保護者に催告書が送付される旨を連絡
2 学期以降	健康教育課から未納保護者に「催告書」を送付
	健康教育課と学校の双方での納入状況を確認し、納付のない保護者に対して、健康教育課が「支払督促予告状」を送付
	納入期限までに支払意思が見られない保護者に対して、健康教育課から簡易裁判所に支払督促申立を行う（ただし、申立金額の対象は、法の規定がある学校給食費分のみ）
	学校給食費以外の未納については、裁判所からの仮執行宣言付支払督促等が送達され、保護者が支払に応じた場合に他の学校徴収金の支払を促す

（出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成）

下表は、直近5年間の学校給食費に係る各年度の未納状況の推移である。神戸市内で約170校が学校給食を実施しているが、近年では未納人数は減少しているものの5校に1校が依然として未納問題をかかえたまま事業年度を終了している。また、最終的に事業年度末に未納者がいなかった学校においても、日々の催促等により徴収できた結果であり、学校現場での未納対応の事務が発生していないということの意味するものではない。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
徴収金額 (A)	3,368,515	3,782,176	3,638,193	3,521,485	3,408,634
未納額 (B)	3,796	4,242	3,792	2,689	1,831
未納人数	164 人	140 人	125 人	79 人	59 人
未納有校数	62 校	56 校	54 校	37 校	37 校
未納率 (B ÷ A)	0.11%	0.11%	0.10%	0.07%	0.05%

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

また、過年度からの未納繰越額も含めた各年度の未納残高は下記のとおりとなっており、未納給食費等の準公費についての不納欠損処理についての方針等は、特に定められていないため、過年度の未納も含め徴収が完了する、又は法的措置が完了するまでは学校での未納対応の事務から解放されることはなく、学校園の回答においても「徴収が完了するまで継続している」とのことであった。

長期間の未納等により現実に回収の可能性がない債権に対しては、一定の不納欠損処理基準を定め効率的な債権管理を行うことで、学校における個別の徴収対応の事務負担の軽減を図ることを検討するべきである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 年前	1,063	1,648	1,391	1,041	740
2 年前	494	781	766	996	353
3 年前	478	416	744	691	699
4 年前	400	235	238	593	665
5 年前	453	352	256	159	451
6 年以上前	4,042	3,402	2,951	2,735	2,277
過年度の未納額合計	6,932	6,837	6,349	6,218	5,187
当年度の未納額	3,796	4,242	3,792	2,689	1,831
未納残高	10,729	11,079	10,141	8,908	7,019

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

〔意見 15〕 未納対応について

債権回収に努めることは当然であるが、現実には回収の可能性がない未納給食費等については、不納欠損処理基準を定めるとともに不納欠損処理を進めることを検討されたい。

⑥ 現金徴収と現金出納管理について

準公費の徴収方法について、学校園での現金の取扱を最小限に留める必要性から、口座振替によることを原則としている。監査対象校においては、ほとんどの家庭が口座振替登録されていたが、一部の学校園（檜野台小学校）においては、口座振替の登録の対応をしてもらえない家庭も現実的にはあり、このようなケースを担当することとなった学級担任や管理職にとっては、保護者へ個別交渉や現金徴収が発生するなどの時間的、精神的な事務負担につながっている。また、口座振替登録をしている場合においても、引落としできず未納となれば、学級担任、学年主任又は教頭等が保護者への電話連絡、学級懇談後の伝達、訪問等によって督促し、銀行振込の対応がなされない場合は現金徴収を行うことがある。学校園がやむをえず現金徴収をした場合は、領収証書を発行し現金出納簿に記帳した上で金庫に保管され、必要以上の現金を学校園で保管することのないよう、その後、速やかに預金口座に入金することとしている。

学校園の現金は、保護者から預かっているものであり、その紛失、盗難又は横領等が発生することを防止することは必須で、現金出納簿の管理や金庫の管理は非常に重要であるため、監査対象校の現金出納簿について確認した。令和2年度の現金出納簿の作成状況を確認したところ、すべての監査対象校で現金出納簿を作成され、押印確認はなされていたが、下記の点については改善が必要である。

- 「手元残額確認」として、保管現金と現金出納簿の確認を少なくとも月1回実施し、現金出納簿に実施した日にそれを記載すること（谷上小学校）
- 「手元残額確認」の記載があるものの、当該確認日前後の手元残額欄に後日、訂正があったことから、実際には手元残額の確認が適切に行われていなかった（檜野台小学校）

[指摘事項2] 現金出納簿の作成について

「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」に従い、学校園においては少なくとも月1回の手元残額確認を実施し、現金出納簿に明記するべきである。

(参考資料)

金庫等に係る現金出納簿(準公費会計)【〇年度】

(記入要領)

日付	概要	金庫等への受入額	金庫等からの出金額	手元残額	備考	取扱者	事務担当者等	教頭等	校園長
1 15	6年生調理実習材料等の資金前渡分として口座より出金	580		580		(印)			
1 15	1/15現金徴収分(5年)	4,500		5,080		(印)	(印)		(印)
1 16	6年生調理実習材料等の購入のため		580	4,500		(印)			
1 16	1/15現金徴収分 口座へ入金		4,500	0		(印)	(印)	(印)	
1 31	手元残額確認			0			(印)	(印)	(印)
2 28	手元残額確認			0			(印)	(印)	(印)
3 10	6年生〇〇教材3学期分支払い(現金払) 口座より出金	33,000		33,000		(印)	(印)	(印)	
3 10	3/10現金徴収分(5年)	4,500		37,500		(印)			
3 11	6年生〇〇教材3学期分支払い(現金払)		33,000	4,500		(印)	(印)		(印)

(出典：神戸市立学校園準公費会計事務の手引)

⑦ 物品の購入及び支出に係る事務手続

経費支出に関しては、下記のとおり定められている。

○神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱（契約）

第 18 条 すべての経費の支出は、予算の執行計画に基づき、各会計の予算の範囲内で適正に行われなければならない。

2 物品調達等の契約締結にあたっては、校園長の事前の決裁を得なければならない。

3 校園長は、契約業者の選定にあたっては、公正かつ適正に行われるように努めなければならない。

4 物品購入等の契約に関連して業者等から謝礼、その他いかなる名目の金品やサービスの提供を私的に受け、又は提供を教唆してはならない。

また、神戸市立学校園準公費会計の手引きにおいて、契約業者の選定について、「特に高額の支出については、複数の業者で見積り合わせ等を実施して選定することが望ましい」とされているが、特に高額か否かの基準額は明記されていないため、その裁量は事実上、学校長の判断に委ねられている。

一般的に学校園の経費支出のうち、高額な支出として修学旅行費や校外学習バス代が想定されるため、これらの支出について、複数見積りの取得状況を確認した。その結果、複数業者から見積りを取得していた学校園は4校（山田中学校、西須磨小学校、東落合小学校、榎野台小学校）であった。学校園の修学旅行等は毎年の行事であり、安定的かつ安全な遂行を重視するため、同じ業者を選定することにも一定の合理性はあるものの、保護者の経費負担の軽減の観点からは複数の業者候補を検討し、見積り合わせを実施するべきである。

なお、校外学習事務の手引き（学校教育課作成）によると、「旅行業者選定については、複数業者の見積り合わせを行い、校内で十分に検討のうえ、校長の責任において適正にこれを行う」とされている。また、一部の学校園（西須磨小学校）では、複数見積りを実施していたものの不採用業者の見積り資料を廃棄していたが、高額支出に係る見積り検討資料は準公費を信託されている学校園として保護者への説明責任を果たすため、適切に保管すべきである。

[意見 16] 高額支出の見積合わせについて

準公費のうち高額となる修学旅行や自然学校等の経費については、校外学習事務の手引きに従い、経費支出の見積り合わせを実施し、保護者の経費負担の軽減を図る必要がある。

なお、神戸市立学校園準公費会計の手引きでは、「複数の業者で見積り合わせ等を実施して選定することが望ましい」とされているが、「選定するべきである」と改正することを検討されたい。

4. 3 物品管理

(1) 概要

物品管理は、「神戸市物品会計規則」において、物品の区分、管理及び処分等について定められている。学校園は、当該規則、「物品会計規則事務取扱要綱」及び「学校会計事務の手引（物品管理）」に従い、物品の出納、保管、廃棄等の事務を行っているが、その整理区分は下記のとおりである。

物品の整理区分（神戸市物品会計規則第3条）

区分	内容
備品	(市が使用のために有償又は無償で借り入れているものを除く。)
	その性質形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐えるもの 性質は次号の消耗品に属するものであっても、標本、陳列品として保管すべきもの
消耗品	実験用材料品として使用するもの
	その性質形状が1回又は短期間の使用によって効用を失うもの 贈与を目的とするもの
	比較的長期間にわたって使用される物品で備品の程度に至らないもの
材料品	工事又は作業の用に供し、建造物、製作品、加工品等の実体を構成するもの
郵便切手類	郵便切手、収入証紙、乗車券その他これらに類するもの
生産品	労力及び器具機械等を利用して産出したもので売却を目的とするもの
借用物品	(市が使用のために有償又は無償で借り入れているものに限る。)
	その性質形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐えるもの
	消耗品に属するものであっても、標本、陳列品として保管すべきもの

また、物品管理簿の記載、整理等について、下記のとおり定められている。

○神戸市物品会計規則（抜粋）

（備品の整理）

第 10 条 物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ないようにしなければならない。

（過不足の整理）

第 12 条 物品管理員は、物品の性質により自然損耗、はかり増しその他の理由により現在高と帳簿残高とに過不足を生じたときは、物品管理者の承認を経て、物品管理簿を整理しなければならない。

（重要な物品等の報告）

第 17 条 物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない。

2 前項の重要な物品とは、取得価額（寄附を受けて取得したことその他の理由により取得価額が取得時の時価又は評価額と著しく異なる場合にあっては、その取得時の時価又は評価額）が 1 件 100 万円以上の備品をいう。

（2）物品管理の状況

上記規則に従って管理されていることを確認するために、教育委員会事務局で管理している令和 2 年度の備品管理簿の作成状況を確認したところ、個別の備品種類ごとに登録すべきものが、誤って複数の備品（プロジェクター、無線 LAN 等）を合算して 1 つの備品（重要な物品）として登録されているものがあった。また、当該備品は、平成 28 年に取得されて他の学校園で使用されるものでありながら、その後、誤ったまま備品管理簿が作成され続けている点について、実地棚卸と備品管理簿の調整手続が適切に行われていないことが要因と考えられる。定期的に備品管理簿と現物と照合し、現在高と帳簿残高の過不足を整理する手続に改善の余地がある。なお、監査対象校における令和 2 年度の備品の実地棚卸については、すべて夏季休暇中の 7、8 月に各学校園で管理している備品台帳と現物の照合、点検が実施され

ていた。

〔指摘事項3〕 備品管理簿の整理について

学校園の備品として管理すべき資産が他の部課の備品として合算して登録されているものがあつたが、これらの備品について備品管理簿を適正に修正するべきである。

〔意見17〕 実地棚卸について

備品の現物照合と備品管理簿の整理が有効に機能するよう実地棚卸の手順をあらためて整理し、実施することを検討する必要がある。

上記の他、監査対象校への質問書回答によると、現在、学校園で使用している備品システムが古いため利用しづらいとの意見があつた。

具体的には「備品ラベルを打ち出す際の備品ラベルシールの打ち出し設定に手間を要する（3校）」、「過去の処理履歴が残らないため、いつ備品台帳から削除されたか、なぜ削除されたか等の確認ができない。」「備品シールをシステムで印刷できるものの、屋外使用、小型備品に対応できない。」等の回答があつた。

学校園の教職員の事務効率の改善のためにも、非効率となっている事項については、システム改修等の対応が必要と考えられる。

〔意見18〕 備品管理システムについて

学校園が使用している備品システムの老朽化と事務非効率になっている事項について、システム改修を検討する必要がある。

5 情報管理について

5.1 実施した手続

情報管理の状況を把握するため、教育委員会事務局を訪問し、担当者への質問、及び関連する帳簿、文書、証憑、各種規程や手順書等の閲覧を実施した。

5.2 事業内容

(1) 情報セキュリティポリシー

情報セキュリティポリシーは、市が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的かつ体系的に取りまとめた情報セキュリティ対策の基本となるものであり、神戸市情報セキュリティ基本方針及び神戸市情報セキュリティ対策基準（学校編）から構成される。

➤ 神戸市情報セキュリティ基本方針（以下「情報セキュリティ基本方針」）

市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的として定めたもの。神戸市の情報資産に関する情報セキュリティ対策の基本的な考え方と方針を規定するもの。

➤ 神戸市情報セキュリティ対策基準（学校編）（以下「情報セキュリティ対策基準」）

情報セキュリティ基本方針に基づき情報セキュリティ対策等を実施するために適用範囲における共通の基準として具体的な遵守事項及び判断基準を定めたもの。

また、教育委員会事務局では情報セキュリティポリシーに従い、下記の基準・手順書を作成している。

➤ 監査・自己点検基準（学校編）（以下「監査・自己点検基準」）

学校園において、日々の運用が情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに係るルールに則って有効に機能しているかどうかを検証するため、監査・自己点検の計画、実施方法、実施体制、実施の流れ等の基本的な事項を定めること

を目的とする。

➤ 研修・訓練基準（学校編）（以下「研修・訓練基準」）

学校園において、情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに係るルールを教職員等に周知し情報セキュリティ対策の実効性を向上させるために、研修・訓練の種類、内容、実施責任者、計画、対象者等の基本的な事項を定めたもの。

➤ 情報システムセキュリティ実施手順書(教育情報基盤サービス) (以下「実施手順書」)

情報セキュリティポリシーに基づき、当該情報システムの管理者及び利用者が日常的に守るべき主な基準や手順等を定めることにより、情報セキュリティを確保することを目的とする。

各基準の改訂履歴は下記のとおりである。

改訂年月日	情報セキュリティ対策基準	監査・自己点検基準	研修・訓練基準
平成 23 年 4 月 1 日	第 1.0 版	—	—
平成 24 年 3 月 15 日	—	第 1.0 版	第 1.0 版
平成 31 年 3 月 1 日	第 2.0 版 ^{※1}	第 2.0 版 ^{※1}	第 2.0 版 ^{※1}
令和 2 年 7 月 1 日	第 3.0 版 ^{※2}	—	—
令和 3 年 3 月 31 日	第 3.1 版	—	—

※1 資産管理システム再構築にともなう一部改正

※2 文部科学省ガイドライン改正にともなう一部改正

情報セキュリティ対策基準は現在第 3 版となっているが、情報セキュリティ対策基準に準拠している監査・自己点検基準及び研修・訓練基準は文部科学省ガイドライン改正に伴う一部改正が行われておらず、第 2 版のままとなっている。

このため、監査・自己点検基準において改訂前の情報セキュリティ対策基準の項目番号を引用するなど情報セキュリティ対策基準と他の基準とで不整合が生じている。

[指摘事項4] 監査・自己点検基準及び研修・訓練基準について

情報セキュリティ対策基準を改訂した場合には、それを準用している監査・自己点検基準及び研修・訓練基準も合わせて改訂するべきである。

(2) 研修・訓練

情報セキュリティ対策基準では下記事項が定められている。

情報セキュリティに関する研修・訓練

C I S Oは、定期的に学校園情報取扱者に対する情報セキュリティに関する研修・訓練を実施させなければならない。

- * 1 C I S O：神戸市情報化推進体制の整備に関する要綱に定める情報化統括責任者（情報化の推進を所管する実施組織を担当する副市長）
- * 2 学校園情報取扱者：教職員及び委託業務等従事者

① 研修について

研修・訓練基準では、定期研修は、あらかじめ策定した研修計画に基づき定期的
に実施するものとし、計画策定者ごとの、研修の種類、対象者として下記事項が記
載されている。

ア. 学校園情報セキュリティ統括責任者が計画を策定する研修一覧

研修の種類	対象者
基礎研修	各市立学校の教職員
情報管理者研修	学校園情報管理者
情報システム運用担当者研修	学校園情報セキュリティ管理者及び以下の者のうち、受講を希望するもの ・ 学校園業務システム管理者 ・ 業務システム等の運用を担当する教職員
新規採用教職員研修	新規採用教職員
内部監査員（相互型）養成研修	学校園情報管理者
内部監査員（相互型）更新研修	内部監査（相互型）養成研修受講後、3年 度を経過した学校園情報管理者
内部監査員（独立型）養成研修	内部監査（独立型）の監査実施予定者のう ち研修が必要な者

※研修一覧の中から必要なものを選択して研修計画を策定する。

- * 1 学校園情報セキュリティ統括責任者：教育長
- * 2 学校園情報管理者：情報資産を取り扱う学校園の長
- * 3 学校園情報セキュリティ管理者：教育委員会事務局学校支援部担当課長(業務改善・情報監理担当)
- * 4 学校園業務システム管理者：各業務システムを所管する課の長又は学校園長

イ. 学校園業務システム管理者が計画を策定する研修一覧

研修の種類	対象者
業務システム研修	業務システムを利用する教職員
委託業務等従事者研修	本市に駐在する委託業務等従事者

上記基準に従い、令和元・2年度に実施された研修結果は下記のとおりである。

名称	対象者	令和元年度	令和2年度
新任(転任)教頭情報セキュリティ研修	新任教頭	4月5・6日 (40名/41名)	資料配布
初任者研修	新規採用教職員	4月2日 (361名/363名)	動画研修・ 資料配布 (230名/230名)
任期付教員研修	任期付職員	4月2日 (79名/81名)	動画研修・ 資料配布
学校事務職員新規採用者研修	新規採用事務職員	6月6日 (3名/3名)	5月2日※1 (12名/12名)
学校園情報管理者研修	情報管理者 (校園長)	6月19日・27日 (284名/293名) *欠席者9名も後日、 個別研修実施	動画研修・ 資料配布
内部監査(相互型)研修			—※2
情報担当者研修	教頭又は 学校園情報担当者	6月19日・27日 (239名/293名)	動画研修・ 資料配布
経験者(16年目)研修	教職経験者 (16年目)	7月23日 (77名/77名)	8月4日 (91名/95名)
全市教頭研修	教頭	10月16日・24日 (227名/272名)	—※3

※1 リモート研修

※2 内部監査（相互型）の中止に伴い実施していない。

※3 「情報担当者研修」の対象に教頭を追加したことにより、内容が重複するため廃止とした。

（出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成）

研修・訓練基準では、研修の方法として、集合研修（内部講師、外部講師）、外部機関が実施する研修の受講、eラーニングシステムの利用の中から効果の高い方法を選択して実施すると記載されている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、主にeラーニングシステム等の動画研修を選択しているが、新任教頭セキュリティ研修については資料配布のみとなっている。研修の実施目的である情報セキュリティ対策の実効性の向上を図るためには、研修・訓練基準で定められた方法で実施すべきであり、やむを得ず資料配布だけになる場合においても、テストやレポートの提出など受講者の理解度を高める工夫を行う必要がある。

また、動画研修・資料配布とした任期付教員研修、学校園情報管理者研修、情報担当者研修任期付教員研修について、任期付教員研修については受講確認をしておらず、学校園情報管理者研修、情報担当者研修についてもシステム上で視聴完了の通知がされるようにしていたもののシステム不具合により受講確認をできていない。

情報セキュリティ対策基準では、情報セキュリティ上の問題が生じないようにするため、全ての教職員に対して研修への参加を義務付けていることから、教育委員会においては、教職員個々の受講履歴を管理し、欠席者に対してフォローアップを行うことで受講機会の充実を図るとともに情報セキュリティ対策の実効性の向上に努める必要がある。

[意見 19] 情報セキュリティに対する研修の実施について

研修については、研修・訓練基準に定められた方法で実施する必要がある。

また、教育委員会事務局において受講履歴を管理し、欠席者に対してフォローアップを行うことで情報セキュリティ対策の実効性の向上に努める必要がある。

② 訓練について

研修・訓練基準では、訓練の目標、計画、内容、報告等について下記事項が定められている。

➤ 訓練の目標

訓練は、実際にシステム障害、セキュリティ事件・事故の発生が起こった場合に、的確に対応することができるようにすることを目標とする。

➤ 訓練計画の策定

学校園情報セキュリティ統括責任者は、全市に共通の内容の訓練を行うために原則として年1回訓練計画を作成する。

➤ 訓練の内容

・ 想定する緊急事態

システム障害、セキュリティ事件・事故の発生を想定した訓練とする。

・ 訓練方法

ア. 学校園情報セキュリティ統括責任者が計画する訓練

全学校園に共通の内容の訓練としては、例えば個人情報漏えい事故への対応があげられる。シナリオを作成し、様々な役割を割り当て実際に近い状況にして行うことが望ましい。

イ. 学校園業務システム管理者が計画する訓練

業務システムにおける訓練方法は、緊急時の連絡網を確認するものや実際の緊急事態発生後の復旧手順を確認するものなど柔軟に選択できる。訓練方法としては、次の項目が例としてあげられる。

訓練方法	訓練の概要	訓練に利用する情報資産 (主なもの)
連絡網の確認	緊急時の連絡網に則って、スムーズに連絡ができることを確認する。	電話、電子メール

端末側の緊急時対応手順の確認	端末側の緊急時の対応手順を確認する。	端末、電話、電子メール
サーバ側の緊急時対応手順の確認	サーバ側の緊急時の対応手順を確認する。	サーバ、電話、電子メール
復旧手順の確認	サーバの故障復旧後に、データを復旧する手順を確認する。	サーバ、電話、電子メール、バックアップ媒体

➤ 訓練結果の報告

- 学校園情報セキュリティ統括責任者への報告

訓練実施責任者は、有効性を評価した上で訓練結果を学校園情報セキュリティ統括責任者に報告する。

- 情報セキュリティ最高責任者への報告

学校園情報セキュリティ統括責任者は、取りまとめた訓練結果等を情報セキュリティ最高責任者に報告する。

訓練について、上記のとおり定められているにもかかわらず、平成30年度～令和2年度の3年間において実施されておらず、結果報告も行われていない。このため、実際にシステム障害、セキュリティ事件・事故の発生が起こった場合に、的確に対応することができず、混乱が生じるおそれがある。

【指摘事項5】 情報セキュリティに対する訓練の実施について

情報セキュリティ対策基準及び研修・訓練基準に従い、年1回訓練を実施し、その結果を報告すべきである。

(3) 情報資産及びデータの管理

平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間に於いて、下記の情報セキュリティ事故が発生している。

➤ 平成 30 年度

概 要
メモリーカードを机の中に入れて帰宅し、翌日紛失に気が付いた。メモリーカードには写真は 1 枚も保存されていない。
数年前より使用しているデジタルカメラ・SDカードの管理状況を確認したところ、現物が確認できないものがあった。
写真約 280 枚及び動画 44 本が記録されていた SD カードを校内で紛失。
テニスの新人大会が行われていた総合運動公園において、私物の SD カード 1 枚を紛失。当日は学校のカメラ・SDカードを使用していたが、当該 SD カードには夏の大会の様子が保存されていた。会場に来ていた保護者が拾って届けたことで発覚。
デジタルカメラ 1 台及び SD カード 1 枚を紛失。5 月の修学旅行で使用し、その後所在の確認を誰もしておらず、10 月に紛失したことが発覚した。
デジタルカメラ 1 台及び SD カード 1 枚を紛失。修学旅行で児童が使用。学校に戻った後、紛失が発覚。

➤ 令和元年度

概 要
帰宅途中に立ち寄ったスーパーに端末を置き忘れた。スーパーから事務局への通報により発覚し、すぐに回収した。
児童の写真 189 枚が記録された SD カードを職員室で紛失。その後、教室の紙ごみの中から発見された。
校区探検で撮影した児童が写っている写真を含め 27 枚が記録された SD カードを紛失。その後、書庫の戸棚で発見された。
MC プログラム室の PC の OS アップデートを保守業者が実施したところ、PC 内に保存されていた生徒の製作用データが消失した。
平成 31 年 2 月より教育用端末 1 台を紛失していることが発覚した。
音楽会の練習の様子を撮影していたビデオカメラと SD カードを紛失。
通勤中、バイクの荷台から端末を入れた鞆を落とす。鞆を見つけた住民が警察に届けてくれたため、同日に見つかった。
動画の撮影に校外へ出た際に、SD カードの入れ替えを行い、取り出した SD カードを紛失。SD カードには、児童がインタビューしている動画が保存されていた。

➤ 令和2年度

概 要
校外学習の様子が保存されていたデジタルカメラ・SDカードを紛失。授業で投影した後、カメラを返却せず市内出張へ出かけた。週明けカメラを探したが見つからなかった。
児童用端末の紛失。台数を確認した際に1台不足していることに気づいた。
デジタルカメラとSDカードを校内で紛失。図工専科の教諭が学校行事の記録用として使用し、図工準備室に置いていたデジタルカメラ・SDカードが見当たらないことに気付いた。
端末を自宅に持ち帰る途中、タクシーに置き忘れた。後日、タクシー会社が警察に届け出たため、無事手元に戻った。
生徒の個人情報が入ったデータを入れたUSBを紛失。本人は使用后すぐに保管庫に返却したと言っている。記録簿なし。データ消去未了。

① 業務端末の管理について

情報セキュリティ対策基準では、業務端末に関して下記事項が記載されている。

教職員は端末でデータを保存する場合、指定されたファイルサーバの領域にデータを保存することとし、原則として端末内にデータを保存してはならない。

これにより、成績や健康診断結果などの個人情報については、業務端末ではなくファイルサーバに保存しなければならないが、システム上、業務端末への保存も可能であることから、一時的に業務端末に保存されてしまうことも想定される。

これに関して、実施手順書では、下記事項が記載されている。

業務システム管理者は、業務端末に個人情報など機微な情報を保存しないように周知徹底するなど情報漏えい対策を講じる。

現状、端末にデータを保存するためには管理職の承認を得るなどの対応を行っているとのことであるが、前述の情報セキュリティ事故に記載のとおり、実際に端末の紛失も発生していることから、セキュリティ対策をより強固なものにし、情報漏えいを徹底的に防ぐための対策を講じる必要がある。

[意見 20] 業務端末へのデータ保存について

個人情報などのデータが業務端末へ保存され、その端末の紛失などによる情報漏洩が発生しないように端末ごとの保存ファイル数を確認し、データが保存されている場合には削除を促すなどの対策を講じられたい。

② 情報資産台帳について

実施手順書では、情報資産台帳に関して下記事項が記載されている。

業務管理システム管理者は、教育情報基盤サービスに関する主要な情報資産を管理するため、情報資産台帳を作成する。情報資産台帳は、年1回又は必要に応じて更新する。

情報資産台帳は、電子記録媒体等の総数を把握するために作成される「電子記録媒体等管理台帳」と電子記録媒体等の持ち出し状況を把握するために作成される「電子記録媒体等貸出承認兼返却確認簿」があり、学校園ごとに作成される。電子記録媒体等管理台帳は、平成30年度に金額によっては備品扱いとなる内臓メモリ付デジタルカメラを管理の対象も加えたことを踏まえ、関連情報として「備品管理番号」と「支出命令書番号」を追記した様式に変更している。

教育委員会事務局としては、平成30年8月に学校園長に向けて「電子記録媒体等の適正管理及び事例研修の実施について（通知）」を発出し、台帳の様式変更を伝えるとともに、各学校園においてこれらの様式を活用し、電子記録媒体について組織的に管理を行い、情報セキュリティ水準の向上に向け徹底した取組を依頼している。

各学校園において、情報セキュリティ水準の向上に向け徹底した取組が実施されているかを確認するために、平成30年度から令和2年度において情報セキュリティ事故が発生した学校園及び独立型内部監査の対象となった学校園から任意に6校を選択し、各学校園における情報資産台帳の管理状況を確認した。抽出した学校園及びその結果は下記のとおりである。

	電子記録媒体等管理台帳	電子記録媒体等貸出承認兼返却確認簿
東落合小	旧様式を使用	独自の様式を使用
谷上小	旧様式を使用	○
西須摩小	旧様式を使用	○
檜野台小	○	○

山田中	旧様式を使用	○
伊川谷中	○	管理番号の記載なし

電子記録媒体等管理台帳については、6校中4校が「備品管理番号」と「支出命令番号」の記載欄がない旧様式を使用していた。また、電子記録媒体等貸出承認兼返却確認簿については、1校が独自の様式を使用しており、もう1校は管理番号を記載していなかった。

前述の情報セキュリティ事故に記載のとおり、近年、電子記録媒体等の紛失事例が後を絶たず、児童生徒や保護者からの信頼を揺るがしかねない状況となっていることを踏まえれば、各学校園に対して電子記録媒体等の取扱いや台帳の作成について再度周知・徹底が必要である。

〔指摘事項6〕情報資産台帳について

各学校園に対して所定の様式での情報資産台帳の作成について周知・徹底すること、情報セキュリティ水準の向上に努めるべきである。

(4) 監査

情報セキュリティ対策基準では、監査に関して下記事項が定められている。

C I S O は、学校園情報セキュリティ監査統括責任者に命じ、情報セキュリティ対策状況について、定期的及び必要に応じて監査を行わせなければならない。

「定期的」及び「必要に応じて」について、監査・自己点検基準では下記事項が記載されている。

「定期的」とは、1年に1回以上を指す。また、「必要に応じて」とは、次のような状況において、学校園情報セキュリティ監査統括責任者*が監査の必要性が高いと判断した場合を指す。

ア. 学校園において重大なセキュリティ事件・事故が発生した場合
 イ. 社会的に問題となったセキュリティ事件・事故が、学校園においても起こりうる恐れがあり、かつ緊急性が高い場合

ウ. 監査の結果において指摘事項が極端に多く発生した場合や重大な違反があった場合

※教育委員会事務局学校支援部長

また、監査には実施主体の違いにより、内部監査と外部監査があるが、教育委員会事務局では内部監査を中心に実施している。内部監査の方式としては、全学校園を対象として他の学校園と相互に監査を実施する内部監査（相互型）と学校園情報セキュリティ監査統括責任者が指名する独立した監査チームが監査を実施する内部監査（独立型）の2種類がある。内部監査（相互型）と内部監査（独立型）は、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認を監査目的としている点では同じであるが、下記のとおり監査対象、監査員が異なっている。

名称	監査対象	監査員
内部監査（相互型）	全学校園	内部監査（相互型）研修を受講済の「学校園情報管理者」
内部監査（独立型）	4～5校程度※	養成研修受講済の教育委員会事務局学校経営支援課職員

※過年度にセキュリティ事故が発生した学校園等を対象

① 内部監査（相互型）について

令和元年度の内部監査（相互型）の結果は下記のとおりである。

校種	①学校園数	②指摘数	③指摘がなかった学校数	④指摘がなかった学校の割合 (③/①)
幼稚園	38 (38)	11 (11)	30 (30)	79% (79%)
小学校	163 (163)	240 (166)	21 (65)	13% (40%)
中学校	80 (80)	29 (29)	56 (56)	70% (70%)
特別支援学校	5 (5)	5 (7)	2 (1)	40% (20%)
高等学校	8 (8)	14 (0)	0 (8)	0% (100%)
合計	294 (294)	299 (213)	109 (160)	37% (54%)

(注) ()の数值は平成30年度の値

内部監査(相互型)で指摘がなかった学校園の割合は全体で37%、中学校では70%となっていた。

また、令和元年度に内部監査（独立型）を実施した学校園について前年度の内部監査（相互型）での指摘状況を確認したところ、下記の結果であった。

校種	令和元年度 (独立型) 指摘数	平成 30 年度 (相互型) 指摘数
A小学校	5	2
A中学校	9	0
A特別支援学校	11	1
B特別支援学校	10	1
A高等学校	10	0

平成 30 年度の内部監査（相互型）ではほとんど指摘事項がないにもかかわらず、令和元年度の内部監査（独立型）では「学校管理番号の貼付がない」「管理台帳と現物に大きな差異が見られた」「USBに審査データが残っている。暗号化されていない。」等、多くの指摘事項があがっていた。

現状、内部監査（独立型）は4～5校程度しか実施しておらず、主に内部監査（相互型）によって監査の目的である日々の運用が情報セキュリティに係るルールに則って有効に機能しているかを検証している。このため、教育委員会事務局としては、内部監査（相互型）の実施に際して事前研修の受講の義務付けや具体的なチェックリストの配布等の対策を講じているが、上記の内部監査（相互型）の指摘数等に鑑みれば、その実効性に疑念が生じる。監査の実効性を高めるために、内部監査（相互型）の指摘数が一定程度増加するまで、事前研修としてロールプレイング形式の研修を実施するなど従来の研修内容の見直しを行うことや内部監査（独立型）の対象校を増やすなどの追加の対策を講じる必要がある。

[意見 21] 内部監査（相互型）について

監査の目的を果たすために、内部監査（相互型）の実効性を高めるための追加的な対策を講じる必要がある。

② コロナ禍等における監査について

令和 2 年度において下記監査の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症や基幹システムの変更などにより学校園が多忙であったため、全ての監査に

ついて実施を中止している。

名称		実施時期	監査対象
内部監査（相互型）		7～9月 中止	全学校園
内部監査 （独立型）	定例監査	6～1月 中止	5校
	フォローアップ監査	7～8月 中止	4校

情報セキュリティ対策基準等では、日々の運用が情報セキュリティに係るルールに則って有効に機能しているかを検証するため、年1回以上の監査を義務付けている。また、近年、電子記録媒体等の紛失事例が後を絶たず、児童生徒や保護者からの信頼を揺るがしかねない状況となっていることに鑑みれば、情報漏えい等につながるリスク要因を事前に発見し、防止することが期待できる監査の意義は大きい。

このため、コロナ禍等により学校園が多忙であった場合でも、実施時期を工夫することや、実地視察は行わずに書面とヒアリングのみで行うなどの対応により実施すべきであり、全面的に中止すべきではない。

[意見 22] コロナ禍等における監査について

情報セキュリティ対策上、監査の果たすべき意義は大きいため、コロナ禍等により学校園が多忙の場合においても全面的に中止するべきではなく、監査方法を工夫することで実施されたい。

6 教育施設について

6.1 実施した手続

下記の3つの教育施設について、主として施設の稼働状況、有効利用の状況を確認し、経済性及び効率性の観点から事業予算及び実績の分析、関連資料の閲覧及び質問を実施した。

- 神出自然教育園
- 教育人材センター*
- 青少年育成センター

*教育人材センターについては、後段の「Ⅲ 実施重点施策について」「2.4 教育人材センターの開設」の項に記載

6.2 神出自然教育園

(1) 概要

神戸市立神出自然教育園は、昭和51年4月に旧神戸市立神戸西高等学校園芸科神出農場跡を利用し、神戸市教育委員会事務局指導部指導課（現、学校教育課）の自然体験型の教育施設として誕生した。教科、領域目標、内容に沿った自然体験学習の場を提供し、植え付けから収穫までの農業体験のみならず、その後収穫したものを食したり、利用したりするまでの一連の体験学習の場を提供し、県立・市立の適応指導教室の児童・生徒、高齢者大学の学生・卒業生などの野外活動や作業実習の受け入れも行っている。

(2) 管理運営費予算・実績

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
需用費	9,136	7,789	9,223	6,606	9,350	7,707
役務費	770	884	778	607	784	718

委託費	545	544	551	549	555	554
使用料	11,539	11,515	11,541	11,513	11,541	11,514
原材料費	100	-	101	-	101	-
備品購入費	350	253	354	-	409	465
負担金	70	778	70	70	70	8
合計	22,510	21,065	22,618	19,346	22,810	20,968

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

(3) 利用状況

神出自然教育園では、毎年、「教育評価アンケート」の回答と園の利用記録から利用状況及び満足度等についてとりまとめ、園の運営に活用している。

過去3年間の神戸市立幼稚園、小学校・義務教育学校及び特別支援学校等の本園の利用状況の概況は下記のとおりである。

(単位：校園数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用した(A)	148	138	118	127	106
利用しなかった	60	69	77	78	96
回答合計(B)	208	207	195	205	201
利用割合(A÷B)	71%	66%	60%	61%	52%

※一部、未回答の校園あり

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

令和2年度の利用校園数は新型コロナウイルスによる影響もありやや減少した。

アンケート回答によると、利用した校園の感想として6項目(①下見打ち合わせについて、②体験学習・実習・講習の内容について、③教材の質について、④職員の指導・支援、対応について、⑤施設・設備について、⑥総合的な満足度について)のほとんどが大変満足又は満足との回答がされており、利用者の満足度は高いことがうかがえる。

一方で、利用しなかった校園の回答では、「交通の便が悪い」、「自校園で体験学習

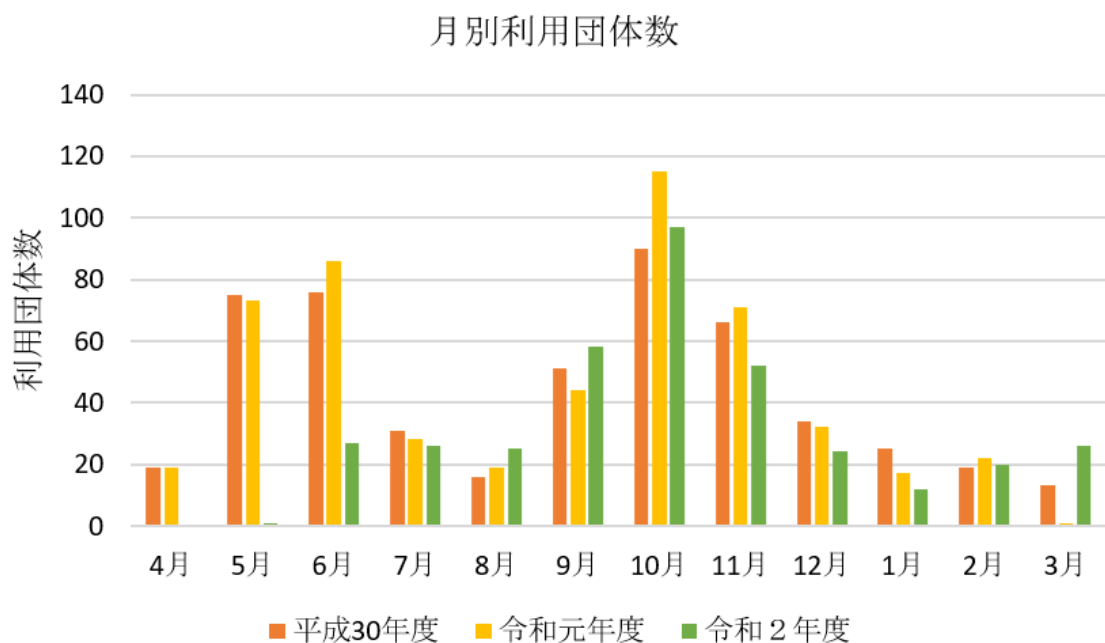
を行える」、「予算の都合」の順で利用しなかった理由が明らかになっている。

「自校園で体験学習を行える」との回答が多い点について、本園は、広大な土地（全用地 39,274 m²、うち田畑、果樹園等の実習用地 21,870 m²、自然体験用地 11,579 m²、建物用地 5,825 m²）を活用した教育施設であり、自校園の規模ではできないような多種多様かつ規模が大きい体験学習等を見守る児童生徒へ提供する役割を担っていることを未利用校園に対して積極的にアピールするなど、利用促進に向けた取組を検討する必要がある。

[意見 23] 神戸市立校園の利用割合について

利用校園数の目標設定をするなどして、減少傾向にある神戸市立校園の利用割合を改善されたい。

また、神戸市立校園以外を含む月別の利用団体数の過去3年間の推移は下記のとおりである。



(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

令和2年度は、新型コロナウイルスによる影響で特に4、5月の利用がほとんどなく、全体の利用団体数は大幅に減少したが、学校利用及び市民利用の拡大のため、出前授業の回数を23回（令和元年度は12回）、市民向けイベントもコロナ禍ではあるが7回（令和元年度は6回）に増やすなどの取組を行った。

しかしながら、コロナ禍以前の年度においても、校園の利用が集中する繁忙期（5～6月、9～11月）と閑散期が生じており、閑散期における校園以外の一般利用やイベント企画を実施する等、利用者の拡大を促すことが課題と考えられる。

[意見24] 閑散期の利用拡大について

閑散期における施設の有効利用、利用者拡大の施策を検討する必要がある。

（4）物品管理の状況

神出自然教育園は、多くの児童生徒が施設の備品等を使用して農業体験や自然学習を行うため、必要不可欠な備品の数が多く、物品管理は重要であると考えられる。

本園の物品の使用、処分等については、学校園と同様、神戸市物品会計規則及び物品会計規則事務取扱要綱に基づき管理することになるが、令和2年度においては、本園が管理する備品の実地棚卸を実施しておらず、具体的な実施方針も定められていなかった。

[意見25] 物品管理について

少なくとも年1回の実地棚卸を実施する方針を定め、備品の可動状況の確認及び備品管理簿の適正性を確認するよう検討されたい。

6. 3 青少年育成センター

（1）概要

青少年育成センターは、昭和36年1月に青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の不良化を防止するとともにその健全な育成を図ることを目的として設置さ

れた。令和2年度末現在、青少年育成センター及びその分室として市内に7つの相談所を小学校内等に置いており、業務内容は下記のとおりである。

①相談 (面接相談・電話相談・訪問相談)	・青少年に関する様々な問題や悩みの相談を受け、自立を図るための力添えや問題解決のための支援
②街頭補導	・特別街頭補導：長期休業中およびその前後に各地区の指導員が繁華街などを集団で巡回 ・普通街頭補導：指導員が各地域の状況に応じて補導し、育成センターに毎月その状況を報告
③くすのき教室 (教育支援センター)	・不登校児童生徒等を一定期間通級させて、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、家庭・学校・関係機関と連携を図りながら支援
④調査・研究	・有害環境調査：たまり場、危険箇所、ゲームセンター、まんが喫茶、カラオケハウス、レンタルビデオ店、有害図書販売店、などを調査・集約して、関係機関に連絡し、環境浄化を促進 ・指導員研修会：年6回の研修会を開催
⑤関係機関、団体との連絡及び協力	・青少年育成センターが主催するものとして、区別指導員と学校連絡会及び育成相談・教育相談連絡会 ・他の機関、団体との連携協力として、生徒指導担当教員及び生徒指導係連絡会、小学校健全育成委員校長会、生徒指導担当教員等研修会、生徒指導担当教員配置校校長会等との連携

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

(2) 管理運営費予算・実績

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
報酬	15,281	4,065	4,315	17,026	-	-
報償費	5,475	5,121	5,417	5,069	5,417	4,731
旅費	276	376	276	382	271	15

需用費	5,447	5,449	6,188	5,658	5,943	5,350
役務費	1,988	2,312	2,649	2,482	2,611	3,641
委託料	752	751	759	758	728	765
使用料及び 賃借料	4,105	3,603	4,163	395	984	340
備品購入費	851	635	-	30	-	1,261
負担金補助 及び交付金	860	1,135	864	1,125	1,063	1,109
合計	35,035	23,450	24,631	32,930	17,017	17,217

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

青少年育成センターの管理運営費予算が直近3年間で減少傾向にあるが、主な要因としては、職員に係る費用と土地使用料が減少していることによる。

報酬については、令和元年度は再任用職員が減少し、非常勤嘱託職員が増えたため、決算額が増加している。また、令和2年度は非常勤嘱託職員が会計年度任用職員に移行し、教育委員会事務局職員費での執行となったためゼロとなっている。令和2年度の旅費の決算額の減少についても、同様に会計任用職員への移行により教育委員会事務局職員費での執行されたことによる。使用料及び賃借料については、令和元年度より長田教育相談所の土地使用料について、市の方針により局間の賃貸借は無償となったため令和2年度の予算額が大幅に減少している。

(3) 利用状況

令和2年度の各月の校種別・月別の相談件数は、下記のとおりであり、9割超が中学生の相談となっている。また、相談者の8割弱が教師による相談である。

相談方法としては、面談(62.6%)、電話(29.7%)、訪問(7.7%)となっており、相談内容の7,619件のうち、7,162件は不登校に関する問題となっている。



相談者(誰が相談に来たか)

(単位:人)

	幼児	小学生	中学生	高校生	他	合計	%
父	0	17	46	5	0	68	0.9%
母	1	116	763	33	3	916	12.0%
教師	0	134	5,694	168	6	6,002	78.8%
本人	0	1	511	41	1	554	7.3%
他	1	8	60	4	6	79	1.0%
計	2	276	7,074	251	16	7,619	100%
%	0.0%	3.6%	92.8%	3.3%	0.2%	100%	

なお、民間指導員 91 名の協力のもと下記の街頭補導及びくすのき教室通級指導(入級者数 小学校 19 名、中学校 154 名)を実施している。

- ①特別街頭補導：夏季補導のうち後期のみ実施 延回数 15 回、参加延人数 62 名
- ②普通街頭補導：通常どおり実施(各指導員 月 5 回) 補導数 494 件

青少年育成センター内に不登校支援の「くすのき教室」が設置されていることから、相談内容の傾向として、中学生の教師からの不登校に関するものが多く、具体的には「くすのき教室」入級に向けた相談及び入級後の継続的な相談が大半である。

〔意見 26〕 くすのき教室の拡充

青少年育成センターへの相談内容の大半が不登校に関する相談となっていることを踏まえ、「くすのき教室」を通じた生徒への教育機会を継続して提供できるように拡充されたい。

Ⅲ 実施重点施策について

「第2 監査対象の概要」の「Ⅲ 当包括外部監査での監査方針」に記載のとおり、令和2年度予算の実施事業一覧の中から金額的重要性も考慮しつつ監査対象事業を抜き出した。

実施した手続きとしては、各事業の概要及び実施状況を把握するため、各事業の担当課にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連する文書、証憑等の入手及び閲覧を行った。

以下、事業ごとに監査結果等について述べる。

1 監理室

1. 1 外部人材の登用による教育委員会のガバナンス強化

【事業概要】

事務事業No.	1		
事務事業名	外部人材の登用による教育委員会のガバナンス強化		事業開始年度 R2年度
		担当課	監理室
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業9 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化		
令和2年度予算での位置づけ	2 ガバナンス・組織力の強化		
根拠法令等	神戸市教育委員会事務局組織規則、神戸市教育委員会改革方針2021及び実施プログラム2021等		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底をはじめとした教育委員会のガバナンス強化 ・学校が抱える課題の解決等に向けた学校支援 		
事業対象	学校園及び教育委員会事務局		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス強化を図るための体制構築の一環として、令和2年度より教育委員会直轄の組織として「監理室」や校長としての勤務経験と事務局における勤務経験をあわせもつ「地区統括官」を8名（小学校籍5名、中学校籍3名）配置し、担当地区の学校へ定期的に訪問を行い、学校や教職員の状況を把握するとともに、学校の抱える課題の解決等に必要な支援や指導を行う。 ・監理室に、学校園を巡回し、コンプライアンスに関する支援等を行う「学校法務専門官（弁護士）」や重大事故等の発生時に学校園の初動対応を支援する「学校支援専門官（臨床心理士等）」を配置するなど、専門的知識を有する外部人材を積極的に活用している。 ・教育行政が抱える諸課題に対する専門的見地からの助言をいただくため、外部の有識者3名（学識経験者、私立学校校長、弁護士）を「教育監理役」として委嘱し、様々なテーマで意見交換を重ね、本市教育行政施策の展開に活用する。 ・教職員の働き方改革のため、民間のコンサルティングの知見を活用し、タイムマネジメントに対する意識に焦点をあて、指定モデル校における教職員の勤務実態を把握・分析し、業務改善支援策を検討するとともに、取り組んだ改善事例を全市に展開することで、教職員の働き方に対する意識改革を進める。 		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	働き方改革業務支援委託 6,000千円（公募型プロポーザルによる随意契約）

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	40,000	11,944	28,056	・ガバナンス強化のため、学校法務専門官を増員し、学校法務専門官に係る予算が本事業で確保されたが、増員された学校法務専門官に係る費用を「学校法務専門官の配置」の事業から執行していたため、本事業の予算に余剰が生じた。令和3年度は学校法務専門官に係る予算を一本化した。 ・働き方改革業務支援委託に関して、指定モデル校を4校選定する想定で予算を確保していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、指定モデル校が2校となる等、事業内容を縮小し、予算に余剰が生じたため。	39名
事業費内訳				各事業費の主な内容	
需用費	5,000	39	4,961	学校法務専門官使用書籍等購入	
役務費	0	240	▲240	コンプライアンス研修等動画撮影	
委託料	0	5,999	▲5,999	民間知見を活用した働き方改革支援委託業務	
備品購入費	0	8	▲8	学校法務専門官使用ボイスレコーダー購入	
使用料及び賃借料	0	4,809	▲4,809	公用車リース料、駐車場使用料	
その他	35,000	847	34,153	教育監理役に対する報酬及び近距離旅費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
一般財源	11,944	100.00%			

【指標等】なし

【今後の方向性】

今後の方向性	地区統括官の指揮や学校園全体にまたがる課題に対する調整を行う統括官(学校支援・調整担当)を新設するとともに、小学校籍の地区統括官を1名増員し、学校支援体制の強化を図った。体制強化により、副担当制を導入するとともに、新たに市立高等学校・特別支援学校も担当することとし、よりきめ細やかな学校支援を目指す。
--------	--

令和2年度より地区統括官の配置や監理室の新設、学校法務専門官の配置拡充等を行い、学校園と事務局との連携の強化、コンプライアンスの徹底を図るなど、学校運営の支援体制の充実に取り組んできた。

(1) 監理室の取組実績について

①コンプライアンスの徹底

(ア) 情報管理について

監理室においては、学校現場から事務局所管課(特に児童生徒課)へ報告される内容や保護者をはじめとする市民からの問い合わせ等について情報を集約しており、教育委員会への情報共有の迅速化を図るとともに、各所管課、地区統括官や学校法務専門官と連携し、速やかな学校支援に努めている。

(イ) 教育監理役との意見交換について

令和2年3月に新設した教育監理役（3名）とは、様々なテーマで意見交換を実施している。コンプライアンスの徹底をはじめとしたガバナンス強化のための仕組みづくり、学校園におけるリスクマネジメント・クライシスマネジメントのほか、教職員の採用や研修・人材育成など教育委員会が抱える諸課題についても専門的見地から助言・提言を受け、施策に活かしている。

②事件・事故発生時の初動対応の支援

(ア) 支援チームの構築

事件・事故発生時には速やかに教育委員会まで報告を行うとともに、地区統括官や学校法務専門官等の外部人材、各所管課と連携を図りながら現場支援を行っている。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事務局における対応や学校園で備えるべき対応について、学校現場及び事務局職員向けに研修を企画、実施した。

また令和2年9月に発生した小学校でのクラスターにおける初動対応や学校現場におけるPCR検査の実施など、地区統括官や各所管課と連携して現場支援を行った。

(ウ) 民間知見を活用した指定モデル校への業務改革支援事業

令和2年度、民間コンサルタントのノウハウを活用し、教職員の働き方に関する意識の部分、いわゆる「タイムマネジメント」に焦点をあて、指定モデル校（東灘小学校、上野中学校）における教職員の勤務実態を把握・分析し、業務改善支援策を検討する取組を行った。

具体的には、受託業者（合同会社 先生の幸せ研究所）がモデル校の教職員との対話やアンケート、ワークショップなどの手法を通じて、教職員の勤務実態の把握、課題の抽出を行うとともに、業務改善支援策を教職員が主体的に考えることができるようにノウハウを活用して支援を行った。

今後はモデル校の取組実績を踏まえ、成果物（働き方改革推進担当者のための働

き方改革ハンドブックや神戸市教職員のためのタイムマネジメントワークシート)等を用いながら、各校においてそれぞれの状況に応じた取組を進めることとしている。

それぞれの学校の取組については、地区統括官が学校を巡回する中で、進捗等を確認し、助言・支援に努めるとともに、成果については適切に管理職人事評価に反映する。

(2) 地区統括官の取組実績について

① 学校園に対する指導・支援について

(ア) 学校訪問の実施について

市内を数地区に分け、地区統括官ごとの担当学校園を決め、担当地区の学校園への定期訪問等を行っている。教員籍の職員を複数名配置し、学校園の管理職等への指導・支援を行うとともに、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役となることで、相互理解の促進を図っている。

(イ) 長時間勤務者への助言・指導について

令和2年度より月あたりの勤務時間外の在校時間の合計について、中学校、市立高等学校については「200時間」、小学校については「150時間」を超えた者について、地区統括官と学校法務専門官が対象教職員及び学校長と直接面談し、指導書を交付する取組を開始している。令和2年度は3名の教員に対して指導を行っているが、現在はいずれも改善している。

(ウ) 管理職等の人事評価について

令和2年度より担当地区の学校長について地区統括官が1次評価者、教頭については2次評価者として、期首面談や期中面談等を行うとともに、現場での状況把握を通じてこれまで以上に丁寧な人事評価を行うとしている。

②学校現場の状況把握について

(ア) 事件・事故発生時の初動対応

管理職や関係者から状況をヒアリングするとともに事務局所管課と連携して、学校を支援している。保護者会開催の必要がある重大事態発生時には所管課職員と現地に赴き、管理職をサポートしている。

(イ) 学校運営状況の確認

実際に教室を巡回して授業の様子を視察するとともに、教員の指導力等を確認している。また全教員ではないものの、複数の教員からヒアリングをするなどして学校状況の確認に努めている。

[意見 27] 地区統括官の役割について

地区統括官については、主な役割として、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役となることで、相互理解の促進を図ることとし、状況の把握から指導・支援まで幅広い業務となっている。一方で令和2年度からは担当地区の学校長については地区統括官が1次評価者、教頭については2次評価者とするとしており、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役としての役割と齟齬が生じないか、地区統括官の果たすべき役割について十分に検討していく必要がある。

1. 2 学校法務専門官の配置

【事業概要】

事務事業No.	2			
事務事業名	学校法務専門官の配置		事業開始年度	H31年度
			担当課	監理室
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業9 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化			
令和2年度予算での位置づけ	2 ガバナンス・組織力の強化			
根拠法令等	学校法務専門官の設置に関する要綱			
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園や事務局からの様々な相談対応 ・学校園におけるいじめ等の課題の早期発見や重大事故発生時における適切な初期対応 			
事業対象	学校園及び教育委員会事務局			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・監理室及び児童生徒課に学校法務専門官(令和2年度は監理室7名(うち常勤1名)、児童生徒課4名)を配置している。 ・地区統括官との学校訪問や在庁時において、管理職への相談・助言を行っている。年度内に1,2回はすべての学校を訪問し、学校経営上の管理職の悩みなど様々なニーズを拾い上げて、学校支援に繋げるとともに事務局所管課からの法律相談にも幅広く対応している。 ・教職員のコンプライアンス強化のため、学校を巡回し(一部の学校園は動画対応)、教職員が知っておくべきコンプライアンスの考え方や各種ハラスメント、体罰・不適切指導、いじめ、保護者対応を内容とした研修を実施した。 ・児童生徒課においては、いじめ重大事態などの対応をはじめとする具体的事案に関して、学校園や事務局からの求めに基づき、法務に関する指導・助言を行っている。 			
実施方法	全部委託	委託内容	該当なし	
	<input type="checkbox"/> 一部委託			
	<input type="checkbox"/> 直営			

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和元年度	4,836	3,330	1,506	教育委員会事務局への出務は週3日を想定していたが、業務の都合上、出務ができないこともあったため。	1
令和2年度	19,680	33,122	▲13,442	監理室の新設及び学校法務専門官の増員に伴い、「教育委員会のガバナンス強化」の事業でも、学校法務専門官に係る予算を確保したが、本事業の予算で執行したため、最終的に予算額を超過した。令和3年度は学校法務専門官に係る予算については、本事業に一本化した。	11
事業費内訳				各事業費の主な内容	
その他	19,680	33,122	▲13,442	学校法務専門官に対する報酬及び近距離旅費	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	33,122	100.00%			

【指標等】

設定指標の内容 (活動目標)	年度内に1,2回はすべての学校を訪問し、教職員へのコンプライアンス研修や管理職等からの法務相談対応等を行い、学校管理職のマネジメント(学校経営)を支援する。				
令和5年度末の 最終目標値					
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
令和2年度	小学校	164	164	0	年度内に目標とする市内全ての小中学校を訪問し、保護者対応の助言や文書回答の援助、研修実施などの支援を行うことができた。
	中学校	85	85	0	

【今後の方向性】

今後の方向性	いじめ等の学校現場が抱える諸問題の対応について、学校園や事務局に対する法的支援を行うとともに、重大事態・事故の初動期から学校法務専門官が指導・支援することで適切な対応を図れるよう努めていく。また、ニーズの高まりを受け、常勤の学校法務専門官を1名増員する等の体制強化を図った。
--------	---

令和2年度より地区統括官や監理室の新設、学校法務専門官の配置拡充等を行い、学校園と事務局との連携の強化、コンプライアンスの徹底を図るなど、学校運営の支援体制の充実に取り組んできた。

学校法務専門官（弁護士）は、垂水区中学校自死事案に係る不適切な対応や教職員による不祥事を受けて、設置された「組織風土改革のための有識者会議」の意見を踏まえて、平成31年度より児童生徒課に配置したものであるが、令和2年度より体制を拡充し監理室にも配置した。

学校法務専門官は、学校園に対する法務に関する指導・助言、地区統括官等と連携した学校現場への巡回・調査・支援、教職員を対象としたアンケート等の調査票や相談窓口等からの情報提供に基づく調査、コンプライアンスに関する助言・研修に取り組んでおり、監理室に7名、児童生徒課に4名配置している。

（1）監理室所属の学校法務専門官の取組実績について

①学校巡回型の法務相談

地区統括官とともに各学校を巡回し、校長・教頭といった管理職からの法務相談を行っている。具体的には、保護者対応の指針の提示や助言、文書回答の援助、各学校園の労務管理の指導・助言などを行っている。

令和2年度、少なくとも1回は市内全ての小学校（164校）・中学校（85校）に学校法務専門官が訪問することとしており、全校への訪問を行った。なお、学校を巡回して対応した法務相談の件数は、令和3年3月末時点で181件である。

②事務局内部からの法務相談

各所管課職員より、保護者対応をはじめとして、いじめ、教職員の任免、労務管理、審査請求、学校事故への対応などの相談があった。事務局内部で対応した法務相談の件数は、令和3年3月末時点で304件である。

③学校巡回型のコンプライアンス研修の実施

教職員が地方公務員として知っておくべきコンプライアンスの考え方や各種ハラスメント、体罰・不適切指導、いじめ、保護者対応を内容とした研修を実施した。

④個別事案発生時の研修実施

教職員が社会的にも影響の大きい懲戒処分（逮捕・体罰等）を受ける等、特に再発防止のために必要な場合や管理職からの相談に基づき、各事案に応じた研修を行っており、令和3年3月末時点での実施件数は4件である。

⑤地区統括官や事務局職員と連携した重大事案への対応

学校内で刑事事件が発生した場合や学校園・事務局が誠実に対応しているにもかかわらず繰り返し要望行動がなされるなどの事案が発生した場合に、地区統括官や事務局職員とともにその対応を行った。

⑥長時間勤務者への助言・指導

地区統括官とともに長時間勤務者への助言・指導を行った。

⑦教育委員会通信「つなぐ」の活用

監理室にて教育委員会や事務局の活動を学校現場へ発信することを目的として、令和2年度より教育委員会通信「つなぐ」を発行しているが、学校法務専門官より全市的に問題になっている話題を中心に学校園の教職員が悩みやすいポイントを、具体的な事例をまじえてわかりやすく解説している。

(2) 児童生徒課所属の学校法務専門官の取組実績について

①個別事案に関する法的支援

学校園や保護者等から児童生徒課に報告・相談等のあった個別事案の全件（令和3年3月末時点 延べ約3,000件）について、学校法務専門官2～4名がそのすべての内容を確認し、法的観点から必要な助言や指導を行った。

②事務局内部からの法務相談

児童生徒課内をはじめ各所管課職員からの法務相談に対応した。（令和3年3月末時点1,108件 ※うち児童生徒課案件は920件）

③いじめ重大事態に関する法的支援

いじめ重大事態（令和3年3月末時点25件）発生時の学校支援として、事実確認のための学校訪問や、発生報告書・調査結果報告書の作成支援や起案、保護者への説明等の立会い等を行った。

④学校が作成するいじめ関連の各種様式の改定

いじめ重大事態の調査結果報告書や校内いじめ問題対策委員会の会議報告書の様式について、法的視点におけるポイントを押さえた上で、学校が作成しやすい様式を作成し、学校への資料作成の負担軽減を図った。

⑤いじめ等に関する研修の実施

中堅教員向けの「コンプライアンス研修」、初任者研修の「いじめ防止対策推進法の理解」、教頭承認候補者名簿登載者向けの「法令研修」などを実施した。

⑥兵庫県弁護士会との交渉

いじめ重大事態等の調査にかかる弁護士の委員推薦依頼等（令和3年3月末時点8件）について、兵庫県弁護士会子どもの権利委員会を通じて、事案の説明や早期対応を求める交渉などを行った。また、第三者委員会の調査委員との調査に関する調整のため、弁護士事務所に訪問するなどの対応を行った。

2 学校経営支援課

2.1 学校ICTの環境整備

【事業概要】

事務事業No.	19																																																							
事務事業名	学校ICTの環境整備		事業開始年度	令和元年度																																																				
			担当課	学校経営支援課																																																				
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業12 ICTの基盤整備と利活用の促進																																																							
令和2年度予算での位置づけ	1 児童生徒の学力・体力の向上																																																							
根拠法令等	神戸市 ICT学習環境整備計画(神戸市教育委員会 平成31年3月策定)、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針(文部科学省 平成29年12月26日策定)																																																							
事業目的	児童生徒の集中力や意欲を高めるとともに、授業の効率化・質の向上を図り、授業準備の負担軽減により教員にゆとりをもたらすことができるICT機器を整備し、本市児童生徒の学力の向上に寄与する。																																																							
事業対象	全ての市立小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校・高等学校・工業高等専門学校の普通教室																																																							
事業内容	平成31年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までの3か年で、電子黒板機能付プロジェクタ(設置困難教室等はディスプレイ型)、無線LANアクセスポイント、実物投影機(小学校及び義務教育学校小学部のみ)を整備する。																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種(校数)</th> <th>平成30年度まで</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度(予定)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校(163)</td> <td>34</td> <td>1,377</td> <td>1,511</td> <td></td> <td>2,922</td> </tr> <tr> <td>中学校(82)</td> <td>137</td> <td></td> <td>503</td> <td>431</td> <td>1,071</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校(6)</td> <td></td> <td></td> <td>52</td> <td></td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>高等学校(8)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>209</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>工業高等専門学校(1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計(259)</td> <td>171</td> <td>1,377</td> <td>2,066</td> <td>670</td> <td>4,284</td> </tr> </tbody> </table>	校種(校数)	平成30年度まで	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予定)	合計	小学校(163)	34	1,377	1,511		2,922	中学校(82)	137		503	431	1,071	特別支援学校(6)			52		52	高等学校(8)				209	209	工業高等専門学校(1)				30	30	計(259)	171	1,377	2,066	670	4,284	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>累計</td> <td>171</td> <td>1,548</td> <td>3,614</td> <td>4,284</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td>4.0%</td> <td>36.1%</td> <td>84.4%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>				累計	171	1,548	3,614	4,284	整備率	4.0%	36.1%	84.4%
校種(校数)	平成30年度まで	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予定)	合計																																																			
小学校(163)	34	1,377	1,511		2,922																																																			
中学校(82)	137		503	431	1,071																																																			
特別支援学校(6)			52		52																																																			
高等学校(8)				209	209																																																			
工業高等専門学校(1)				30	30																																																			
計(259)	171	1,377	2,066	670	4,284																																																			
累計	171	1,548	3,614	4,284																																																				
整備率	4.0%	36.1%	84.4%	100.0%																																																				
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<p>・令和2年度ICT機器設置業務委託 88,991千円(税込)(制限付一般競争入札) 小学校へのICT機器設置業務を、環境が異なる複数の学校に対する設計・施工・工事監理を一律の仕様で策定し請負工事契約することが困難であるため、株式会社ニテフに委託したものである。</p> <p>・令和2年度ICT機器設置業務(その2)委託 12,051千円(税込)(制限付一般競争入札) 教室の形状が特殊な小学校へのICT機器設置業務を、環境が異なる複数の学校の設計・施工・工事監理を一律の仕様で策定し請負工事契約することが困難であるため、株式会社大神電設に委託したものである。</p> <p>以下の令和2年度ICT機器設置業務(その3)委託4契約については、令和3年1月19日に入札を行った結果、応札者がなく不調になった。再度の入札を行うには手続きに時間がかかり、令和2年度中に前倒しでの整備が行えないため、同様の業務を行ったことのある6社に業務内容、数量、履行期限、委託料等について、対応可能な条件の調整を行ったところ、数量を分割することにより4社で対応可能と判明した(残り2社は数量が少数でも対応不可と回答)。そこで、地方自治法施行令第百六十七条の二第1項第8号及び第2項、第4項に基づき、予定価格の範囲内で4社に分割の上、価格交渉を行った金額で随意契約を行った。</p> <p>・令和2年度ICT機器設置業務(その3)の1委託 12,036千円(税込)(特命随意契約) 中学校11校へのICT機器設置業務を、環境が異なる複数の学校の設計・施工・工事監理を一律の仕様で策定し請負工事契約することが困難であるため、株式会社ニテフに委託したものである。</p> <p>・令和2年度ICT機器設置業務(その3)の2委託 2,932千円(税込)(特命随意契約) 中学校3校へのICT機器設置業務を、環境が異なる複数の学校の設計・施工・工事監理を一律の仕様で策定し請負工事契約することが困難であるため、第一電子株式会社に委託したものである。</p> <p>・令和2年度ICT機器設置業務(その3)の3委託 17,964千円(税込)(特命随意契約) 中学校19校・総合教育センターへのICT機器設置業務を、環境が異なる複数の学校の設計・施工・工事監理を一律の仕様で策定し請負工事契約することが困難であるため、株式会社大神電設に委託したものである。</p> <p>・令和2年度ICT機器設置業務(その3)の4委託 8,434千円(税込)(特命随意契約) 中学校8校へのICT機器設置業務を、環境が異なる複数の学校の設計・施工・工事監理を一律の仕様で策定し請負工事契約することが困難であるため、株式会社ラピスネットに委託したものである。</p>																																																					

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度					
平成29年度					
平成30年度					
令和元年度	119,107	111,572	7,535		
令和2年度	256,670	249,029	7,641	ICT機器借上げ契約及び設置工事契約の予算額と実契約額に差異があったため	
事業費内訳				各事業費の主な内容	
需用費		11	-11	ICT機器接続用ケーブルの購入	
役務費		63	-63	無線LANAPの学校間運搬、設定変更、管理ラベルの張替え	
委託料		140,460	-140,460	ICT機器(電子黒板機能付プロジェクタ・無線LANAP等)の設置工事委託	
工事請負費	143,561	2,153	141,408	多聞南小学校・本多聞小学校統合に伴う、多聞南小学校から本多聞小学校へのICT機器(電子黒板機能付プロジェクタ・無線LANAP等)の移設	
使用料及び賃借料	133,109	106,342	26,767	ICT機器(電子黒板機能付プロジェクタ・無線LANAP・実物投影機等)のリース	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	276,671	100.00%			
備考					

【指標等】 なし

【今後の方向性】 記載なし

(入札について)

当事業では、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び第2項、第4項に基づき、予定価格の範囲内で4社に分割の上、価格交渉を行った金額で随意契約を行っている。

○地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(中略)

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(中略)

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができ

るときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

当事業における入札時の設置台数、予定価格及び4社随契を行った際の各社ごとの設置台数、契約金額は下記のとおりである。

・入札時の設置台数・金額

公告日	提出期限	設置台数 (台)	予定価格 (千円、税抜)
令和2年12月17日	令和3年1月19日	481	38,373

・4社随契時の設置台数・金額

契約者	契約日	設置台数 (台)	契約金額 (千円、税抜)
株式会社ニチワ	令和3年1月29日	140	10,942
第一電子株式会社	〃	34	2,665
株式会社大神電設	〃	209	16,331
株式会社ラピスネット	〃	98	7,667
合計		481	37,605

当初の計画では、令和3年度に中学校全85校について設置工事を実施する予定であったが、GIGAスクール構想（一人一台端末の前倒し整備）により41校については令和2年度に実施することになった。このため、本市学校においてICT機器整備の入札実績がある事業者事前にヒアリングを行った上で入札を実施したが、設置台数が多く履行期限までの期間が短いことや履行期限が年度末の3月31日であることから入札不調に終わった。その後、1社での施工が難しいとの判断から設置台数を分割のうえ、不落随意契約により上記の4社と契約したとのことである。

入札不調となった理由に鑑みれば、仮に、当初から設置台数を分割して入札を行っていたら、関心を示す事業者が出てきた可能性もあり、多くの事業者に入札の機会を与えることができるとともに、現在の4社随契時の契約金額よりも低い価格で契約できていたことも考えられる。

G I G Aスクール構想の影響があったとはいえ、当初入札を 481 台まとめて行うと判断したことは、事前調査が不十分であったと言わざるをえない。

[意見 28] 不落随意契約について

競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であり、極力不落随意契約を行うことは避けるべきである。

競争性等が十分に図られた方法で業者を選定するためにも入札にあたっての事前調査の充実等を検討する必要がある。

(効果指標について)

当事業の根拠法令の一つである神戸市 I C T学習環境整備計画（以下「I C T整備計画」）では、対象 I C T機器及びその効果指標について下記のとおりと記載されており、児童生徒用の学習用 P C が整備されていない前提で、電子黒板機能付プロジェクタの効果を測定するものとなっている。

- ・対象 I C T機器

電子黒板機能付プロジェクタ（設置困難教室等は同等機器）、実物投影機、無線 L A N（アクセスポイント）、P C画像転送装置

※学習者用 P C（タブレット）の整備については、活用していくための課題や多額の費用を要することなど、さらに検証する必要があることから、本計画における整備は見送るものとする。

- ・効果指標

○電子黒板機能付プロジェクタを授業で活用する教員の割合 100%

○板書時間削減等により、新たに創出する授業時間の割合 10%以上

電子黒板機能付プロジェクタ等の設置は、令和元年度に始まり令和 3 年度で完了

する予定であるが、この期間において上記効果指標による測定が実施されたことはない。また、上記効果指標は、学習用PCが整備されていない前提で定められているが、令和3年2月からGIGAスクール構想により児童生徒1人1台の学習用PCが整備されている以上、上記効果指標により測定を行う意義は乏しく、学習用PCの整備が完了した段階で新たな効果指標を設定するべきであったといえる。

さらに、令和3年度においても当初のICT整備計画に基づき電子黒板機能付プロジェクタ等の設置を進めていたが、学習用PCの整備との前提条件が変わったことを踏まえ、従来の計画で継続して進めるべきか検討し、必要に応じて見直すべきであったといえる。

今後、「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年6月28日制定）」において学校における情報通信技術の活用のための環境の整備が国の責務とされたこと等を踏まえ、国の方針も参考にしつつ、ICT整備計画における効果指標の見直しを行い、その効果について定期的に測定し、検証していく必要がある。

【指摘事項7】 ICT整備計画における効果指標について

ICT機器の整備による効果を適切に把握するために、効果指標の見直しを行い、適切な指標により定期的な測定を実施するべきである。

（余剰機器について）

電子黒板機能付プロジェクタ等については、各契約要求時点の学級数もしくは次年度学級見込数をもとに調達しているが、機器整備後に学級減があった場合等に余剰が生じている。教育委員会事務局で整備したICT機器のうち、令和3年8月末時点で下記の台数が余剰となっている。

	単価（税抜）	小学校	中学校
無線AP	208千円※ ¹	198台	27台
電子黒板	267千円※ ²	205台	19台※ ³

※1 AP（アクセスポイント）本体機器単価と設置工事単価の合計

※2 中学校における調達単価と設置工事平均単価の合計

※3 令和3年7月以降の追加調達以前は17台

※4 委員会の整備以前に学校園が発注している機器は除く

教育委員会事務局では、上記余剰分を充当せずに、令和3年7月から中学校において電子黒板機能付プロジェクタ433台を追加で調達している。これは、契約要求は令和3年2月に行っており、その時点では余剰数は未定であったことや、小学校と中学校は設置されている電子黒板の機種が異なり、教職員に操作上の負担がかかるため、校種間の移動を行わなかったためである。余剰となった機器については、教育委員会事務局から通知等を出すことなく、各学校園の管理に委ねている。

各契約要求時点の学級数もしくは次年度学級見込数をもとに調達していることであるが、上記のように多数の余剰が発生しており、特に小学校に関しては無線AP、電子黒板ともに200台前後の余剰が発生していることに鑑みれば、契約時における調達数の見積りが適切に行われていなかった可能性が高い。また、教育委員会事務局主導で調達し、余剰が発生したにもかかわらず、余剰分の管理について何ら指針等を示すことなく各学校園に委ねることは無責任な対応ともいえる。

〔指摘事項8〕電子黒板等の余剰機器について

調達数の見積りの妥当性について事後的に検証するとともに、台帳管理などを含めた余剰機器の管理方法や今後の活用方法について定め、各学校園に対して伝えるべきである。

2. 2 神戸市情報基盤サービス（K I I F）再構築

【事業概要】

事務事業No.	22			
事務事業名	神戸市情報教育基盤サービス(KIIF)再構築		事業開始年度	令和元年度
			担当課	学校経営支援課
第3期神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業10 教育の質を高める教職員の働き方改革の推進			
令和2年度予算での位置づけ	5 学びを支える環境の整備			
根拠法令等	第3次神戸市教育振興基本計画			
事業目的	学校園等の教職員が使用するパソコン、ネットワーク、ソフトウェア等のシステム環境を充実させるため、セキュリティ機能の強化に加えて無線LAN環境の整備、自動採点ソフトウェアや保護者との新たな連絡ツールの導入など、利便性の向上を含めた再構築を行う。			
事業対象	市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校			
事業内容	<p>○神戸市情報教育基盤サービスの再構築 教職員が使用する端末、サーバ、職員認証等、現行同等機能に加え、ネットワーク分離、ファイル暗号化、二要素認証といったセキュリティ機能を強化。</p> <p>○再構築・運用・保守支援 専門業者に情報教育基盤サービスの再構築・運用・保守支援を委託し、適切なプロジェクト管理を実施。</p> <p>○インターネット・データセンター接続回線 通信機器の増強及び回線の高速化を行い、処理遅延を解消し利用者の利便性を確保。</p>			
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<p>・次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務 5,778,300千円（一般競争入札） 市立全学校園を対象範囲としており極めて規模が大きく、端末をはじめとしたハードウェアの整備やシステム設計、継続的なサービス改善を求める保守運用など全体最適化の点において専門的な技能を必要とするため。</p> <p>・神戸市教育情報基盤サービス再構築・運用・保守支援業務 61,600千円（一般競争入札） KIIFの再構築のプロジェクト管理や継続的な保守・運用を維持していく点において専門的な技能を必要とするため。</p>	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	0	0	0		
平成29年度	0	0	0		
平成30年度	0	0	0		
令和元年度	480,000	469,800	10,200		3
令和2年度	1,063,676	1,078,913	▲ 15,237		3
事業費内訳	1,063,676	1,078,913	▲ 15,237	各事業費の主な内容	
需用費	0	2,703	▲ 2,703	印刷製本費	
役務費	103,000	56,189	46,811	通信回線費	
委託料	960,676	1,020,021	▲ 59,345	KIIF3提供業務、KIIF3再構築・運用・保守支援業務	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	1,078,913	100.0%			
備考					

【指標等】なし

【今後の方向性】

今後の方向性	契約期間: 令和2年1月30日～令和7年12月31日 供用期間: 令和3年1月1日～令和7年12月31日 GIGAスクール端末の保守・運用と一体で運用する。
--------	--

(K I I F 3 への移行について)

教員用端末について、令和3年1月よりK I I F 3に移行した。移行による主な変更内容は下記のとおりである。

(1) セキュリティ対策の強化

- ・ 起動認証方法を顔認証に変更
- ・ 機密情報をインターネット上の危険性から守るため、ネットワークを三層に分離

(2) 保護者との連絡ツール（すぐーる）の導入

- ・ 学校ごとに利用している一斉メールに代わる全市共通の連絡ツールを導入

①メール機能（学校園 ⇒ 保護者）

- ・ 登録した保護者は、専用アプリやメールで学校からの連絡を確認できる
- ・ 学年・クラスのほか、グループ設定が可能
- ・ 文書を添付して送信することで紙の配布を削減
- ・ 学校外での部活動など、やむを得ない場合は個人のスマホから送信可
- ・ 教育委員会事務局から保護者に送信することも可能

②遅刻・欠席連絡機能（保護者 ⇒ 学校園）

- ・ 保護者が専用アプリでフォームに入力し、欠席連絡が可能
- ・ 教職員はK I I F 端末で欠席状況の確認が可能

③アンケート機能（学校園 ⇔ 保護者）

- ・ 保護者は専用アプリで学校からの照会にいつでも回答可能
- ・ 自動で回答を集計できるので、教職員の集計作業が効率化される

(3) その他

- ・中学校、高校に採点支援ソフトを導入し、成績処理の効率化をはかる。

(契約変更について)

K I I Fの再構築に関して、一般競争入札により2者から入札があり、令和2年1月に西日本電信電話株式会社を代表とする次期神戸市教育情報基盤サービス（K I I F 3）提供業務共同企業体と総額57億78百万円（税込）の委託契約を締結している。

当該契約には、学校園の校内情報通信ネットワーク機器（ルータ等）の更新やインターネットに接続するためのデータセンタの整備が含まれていたが、G I G Aスクール構想への対応が含まれていなかった。

G I G Aスクール構想は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するもので、当初想定していなかった規模（+11万人）と性能（1Gps）であるため、その対応として下記のとおり令和3年9月末現在までに6回の変更契約を締結している。

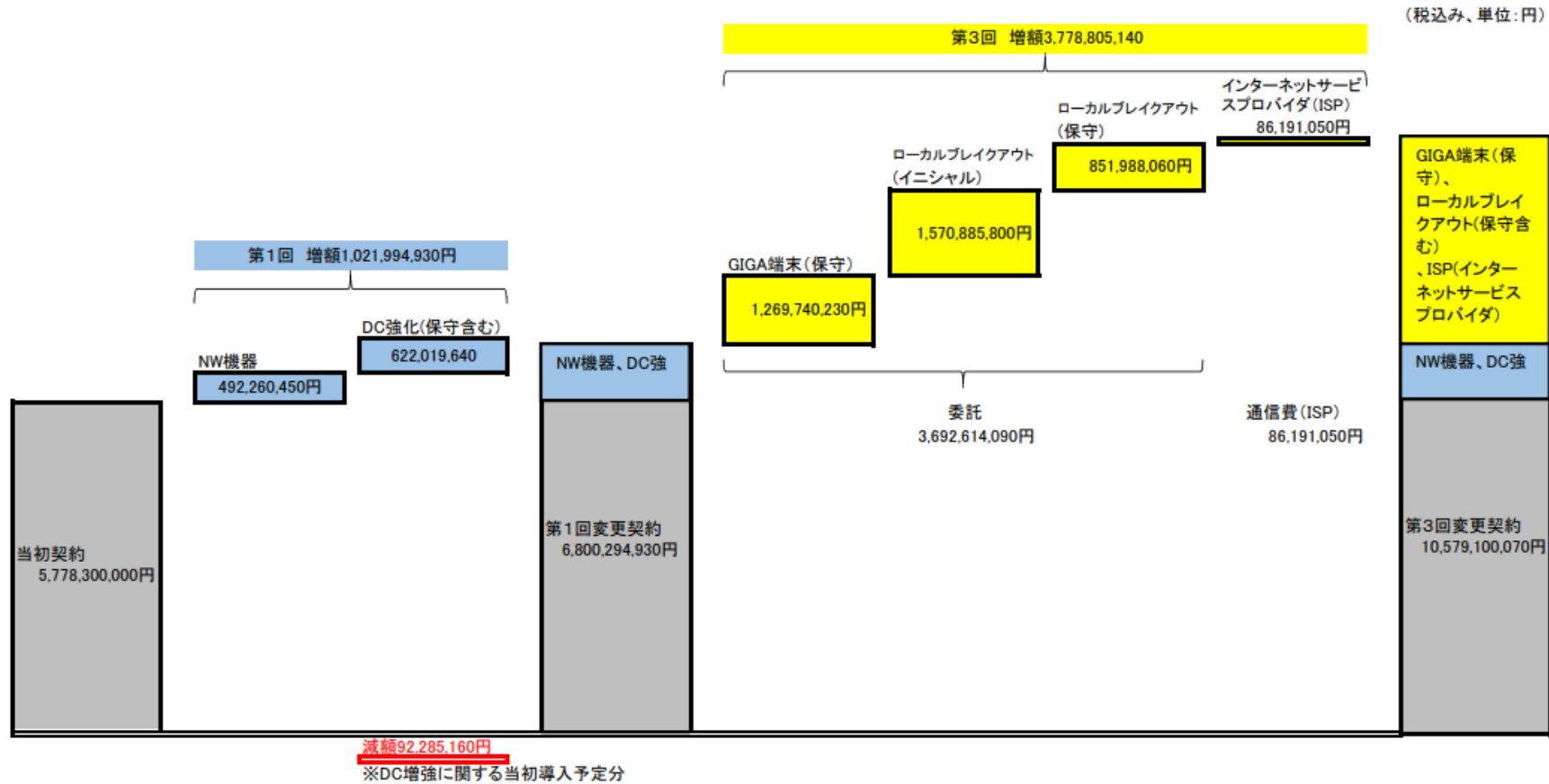
回	契約日	契約金額 (百万円)	変更額 (百万円)	変更理由
当初	令和2年1月30日	5,778	—	—
1	令和2年8月3日	6,800	+1,021	G I G Aスクール構想対応のうち、令和3年1月サービス開始に支障のある項目について対応。
2	令和2年12月24日	6,800	変更なし	NW増強に係る機器の納入期限の延長
3	令和3年1月27日	10,579	+3,778	G I G Aスクール構想対応
4	令和3年1月29日	10,497	▲81	NW機器の数量精算
5	令和3年3月30日	10,658	+161	スクール・サポート・スタッフ用にK I I F 3端末180台を整備
6	令和3年8月30日	10,675	+16	メール設定変更、すぐーる対応

*金額は全て税込み

G I G Aスクール構想に対応するために、第1回目と第3回目に大幅な増額が行われている。下図は、第1回目と第3回目の変更内容についてより詳細に示したものである。

KIIF3関係予算+GIGAスクール構想関係予算

令和3年1月15日



契約変更により、委託金額は当初契約額の 5,778 百万円から 4,897 百万円（＋84.7%）増加し、10,675 百万円となっている。

また、当初契約時の手続きとG I G Aスクール構想関連予算との関係は下記のとおりである。

年月日	手続内容等
令和元年 11 月 13 日	一般競争入札 公告日
令和元年 12 月 13 日	令和元年度補正予算閣議決定（G I G Aスクール構想）
令和元年 12 月 20 日又は 令和元年 12 月 23 日	一般競争入札 入札書・提案書の提出期限
令和 2 年 1 月 23 日	一般競争入札 開札日、落札者決定
令和 2 年 1 月 30 日	落札者との契約日
令和 2 年 12 月	現事業者との契約終了（K I I F 2 稼働停止）
令和 3 年 1 月	K I I F 3 稼働

委託契約では、競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められている。

現在の契約額 10,675 百万円のうち、当初契約額の 5,778 百万円（全体の 54.1%）については、入札によりこれらが考慮されているが、G I G Aスクール構想対応等による増額分 4,897 百万円（全体の 45.8%）については、変更契約で対応しているため、これらが十分に考慮されていないおそれがあり、また、当初よりその変更を織り込んだ上で入札していた場合には別の業者が選定されていた可能性もある。

さらに、G I G Aスクール構想については当初契約時には想定してなかったとのことであるが、公告日時点ではG I G Aスクール構想に関する補正予算は閣議決定されていなかったとはいえ、公告日の 1 か月後には閣議決定されていることからすれば、公告日の段階においてG I G Aスクール構想への対応もある程度想定できたはずである。

これだけの増額を伴う契約であれば、公告日を閣議決定後に遅らせることや入札の執行を延期又は取り消すこと等の対応により、G I G Aスクール構想への対応も含めた仕様による一般競争入札を検討するべきであったといえる。

〔意見 29〕 委託契約の増額変更について

主要部分の大幅な変更・追加により増額が見込まれる場合には、契約変更ありきではなく、契約額の低減のためにも、変更・追加を反映した仕様により入札を行えるよう公告日を調整する等の対応を行うことを検討されたい。

(保護者との連絡ツール（すぐーる）について)

メール機能について、令和3年5月から9月までの学校園ごとの月平均利用回数は下記表のとおりである。

	幼稚園	小学校	中学校	その他	合計	割合
0回	5	2	1	1	9	3%
1回以上5回未満	24	5	7	1	37	13%
5回以上10回未満	3	51	25	5	84	29%
10回以上15回未満	1	53	27	4	85	29%
15回以上20回未満	0	25	13	1	39	13%
20回以上	0	26	9	3	38	13%
合計	33	162	82	15	292	100%

* 1か月平均利用回数の小数点以下を四捨五入して集計

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

多くの学校園において利用されているが、一度も利用したことがない学校園や月平均利用回数が5回未満の学校園もあった。すぐーるの特徴として、保護者の「気づきにくい」「分かりにくい」を解決することがあげられていることに鑑みれば、登録した保護者が専用アプリで学校からの連絡を確認できるメール機能は積極的に活用すべきである。

このため、教育委員会事務局は各学校園に対してメール機能の積極的な利用を促すとともに、定期的に利用状況のモニタリングを行い、利用していない又は利用頻度の低い学校園に対しては個別にその理由等を聞き取り、利用を促進するための対策について検討していく必要がある。

[意見 30] 保護者との連絡ツールにおけるメール機能の利用について

定期的に利用状況のモニタリングを行い、利用頻度の低い学校園等に対しては個別に利用を促進するための対策について検討していく必要がある。

(採点支援ソフトについて)

採点支援ソフトとは、テストの回答用紙をスキャナで取り込み、自動採点できるソフトである。これによって、教職員の負担を軽減し効率的な成績処理の実現が期待できることから、令和3年9月末現在、K I I F 3化が未整備の六甲アイランド高校を除く全ての中学校、高等学校の教員端末にインストールされている。

しかし、教育委員会事務局では、利用状況の把握を行っていないため、どの程度利用されているかは不明である。

このため、アンケート等により早急に現在の利用状況や利用時の疑問点・問題点などについて確認を行い、その結果、現在の利用状況が低い場合には、その要因について個別・具体的に検討し、利用状況の改善に努める一方で、当該機能がそもそも必要だったのかといった観点からの検証も行う必要がある。

[意見 31] 採点支援ソフトについて

採点支援ソフトの課題や必要性の検証を行うためにも、アンケート等の実施により早急に利用状況等を把握されたい。

2. 3 G I G Aスクール構想の端末整備及び通信環境整備

【事業概要】

事務事業No.	48			
事務事業名	GIGAスクール構想の端末整備		事業開始年度	令和2年度
			担当課	学校経営支援課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ		重点事業1 確かな学力の育成		
令和2年度予算での位置づけ				
根拠法令等	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱			
事業目的	GIGAスクール構想の加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にノートパソコン等を1人1台整備する。			
事業対象	市立小学校・中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校			
事業内容	<p>○児童生徒用端末調達 タブレットとしても使えるキーボード脱着型のノートパソコンを約11万台を整備。 令和3年3月～令和8年2月までの60カ月の物品賃貸借契約。</p> <p>○データセンタサーバ機器の増設・能力強化、校内LAN関連機器保守 GIGAスクール構想で求められる規模・性能に対応するため、令和2年1月に契約した次期神戸市教育基盤サービス(KIF3)の変更契約を行い、校内のネットワーク機器(ルータ等)やデータセンタ(ファイアーウォール)の能力強化を行う。</p>			
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用端末調達は、「令和2年度 GIGA スクール用端末借上げ」(6,527,400千円)による。 ・データセンタサーバ機器の増設・能力強化、校内LAN関連機器保守は、既存契約の契約変更による。 	

【予算等】 同一事業で執行しているため下記の通信環境整備に記載

【指標等】

設定指標の内容	小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に通う児童生徒へのPC(タブレット)配備率				
令和5年度末の最終目標値	100%				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	小学校				
	中学校				
平成29年度	小学校				
	中学校				
平成30年度	小学校				
	中学校				
令和元年度	小学校				
	中学校				
令和2年度	小学校	100%	100%		
	中学校				
備考					

【今後の方向性】 記載なし

【事業概要】

事務事業No.	50		
事務事業名	GIGAスクール構想の通信環境整備		事業開始年度 令和2年度
			担当課 学校経営支援課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業1 確かな学力の育成		
令和2年度予算での位置づけ			
根拠法令等	第3次神戸市教育振興基本計画		
事業目的	GIGAスクール構想の加速に対応するため整備した1人1台端末(11万台)に対する能力が不足数のためサーバー機器等の増設、学校園から直接インターネットに接続する環境を整備する。		
事業対象	市立小学校・中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校		
事業内容	<p>○学校園から直接インターネットに接続する環境を整備(ローカルブレイクアウト) 十分な帯域を確保するため、データセンタ集約接続の構成から、1人1台端末のみ学校園から直接インターネットに接続する方式を採用し、インターネット接続用の回線を新たに敷設。</p> <p>○学校園に管理サーバを設置、データセンタの増強 GIGAスクール構想で求められる規模・性能に対応するため、令和2年1月に契約した次期神戸市教育基盤サービス(KIIF3)の変更契約を行い、管理サーバの設置や、データセンタの強化を行う。</p> <p>○GIGAスクール用端末ヘルプデスクの開設 次期神戸市教育基盤サービス(KIIF3)の変更契約を行い、1人1台端末の障害発生時(故障、破損等)の不具合に対応するヘルプデスクをKIIF3のサービスデスクと一体的に運営する。</p>		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<p>・次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務 10,497,467千円(一般競争入札) 市立全学校園を対象範囲としており極めて規模が大きく、端末をはじめとしたハードウェアの整備やシステム設計、継続的なサービス改善を求める保守運用など全体最適化の点において専門的な技能を必要とするため。</p>

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	0	0	0		
平成29年度	0	0	0		
平成30年度	0	0	0		
令和元年度	0	0	0		
令和2年度	2,178,356	2,042,890	135,466		3
事業費内訳	2,178,356	2,042,900	135,456	各事業費の主な内容	
需用費	0	8,651	-8,651	遠隔学習用カメラ	
役務費	0	233	-233	配送費	
委託料	2,044,330	1,921,890	122,440	KIIF3	
備品購入費	0	3,196	-3,196	特別支援学校公立学校入出力支援装置購入	
使用料及び賃借料	134,026	108,790	25,236	端末リース料	
その他	0	140	-140	オンライン教育アドバイザー報酬	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	7,440	0.36%	公立学校情報機器整備費補助金(学校からの遠隔学習機能の強化事業、公立学校入出力支援装置購入事業)		
一般財源	2,035,460	99.6%			
備考					

【指標等】 なし

【今後の方向性】 記載なし

(端末の調達方法)

児童生徒用の学習用PCの調達は、リースにより行われている。リースによる調達と購入による調達のどちらが有利か検討しているかを担当課にヒアリングしたところ、単年度費用の平準化やメンテナンスなどのサポート面からリースによる調達しか考えられず、特にリースと購入を比較するような資料は作成していないとのことであった。購入総額を考えれば、リースによる調達と購入による調達では、リースによる調達の方が多少割高になることが考えられることから、リースによる調達がよいのか、購入による調達がよいのかを金利の情勢を踏まえて、検討することが望ましい。

【意見 32】 児童生徒用PC調達に係る費用の比較について

児童生徒用の学習用PCの調達にかかる費用は非常に高額であることから、リースによる調達のみを前提とするのではなく、金利の情勢等も踏まえ、リースによる調達と購入による調達について、費用の比較検討を行う必要がある。

2. 4 教育人材センターの開設

【事業概要】

事務事業No.	21		
事務事業名	教育人材センターの開設		事業開始年度 令和2年度
			担当課 学校経営支援課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業13 地域と学校との協働による社会に開かれた教育の実現		
令和2年度予算での位置づけ	2 ガバナンス・組織力の強化		
根拠法令等	神戸市教育人材センター事業要綱		
事業目的	学校現場に配置されている外部人材(支援員)について、これまでは大部分を各学校の人脈に頼っており、ニーズが拡大する中で新たな人材の確保が難しくなっている。 学校現場が必要とする多様な地域人材・外部人材のさらなる掘り起こしを行うとともに、人材のコーディネート機能や事務支援機能等を充実させるため、「教育・地域連携センター」の体制及び機能の充実を図り、新たに「教育人材センター」を令和2年4月より開設した。		
事業対象	学校園、地域・外部人材		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材バンク」機能による学校支援に事業を特化し、新たな人材の掘り起こしのために過去に神戸市を退職した教職員に広く登録を呼びかけているほか、広報紙等を通じ、一般の方にも広く登録を呼びかけている。その結果、現在、支援員登録者が大幅に増加してきており、人材確保が困難である学校園からの支援依頼に対して、順次人材を紹介している。 ・事務局の各事業所管課がそれぞれ保有している外部人材に関する情報の集約化を図るとともに、学校及び各事業所管課の事務負担の軽減を図るため、令和2年4月から部活動指導員、令和3年4月から理科観察実験アシスタントの雇用関係事務、報酬支払関係事務について集約している。 		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	5,036	3,569	1,467	コロナ禍による協議会、研修等の開催見送り。	10
事業費内訳				各事業費の主な内容	
11 需用費	1,361	1,161	201	消耗品購入費用、印刷製本費用	
12 役務費	1,426	1,406	20	ボランティア保険加入費用、通信費	
18 備品購入費	33	402	-369	備品購入費用	
14 使用料及び賃借料	289	8	281	電話機器使用料	
19 補助金・助成金	1,265	286	979	共益費	
その他	662	308	354	コピー機解約費用	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	5,036	100.00%			

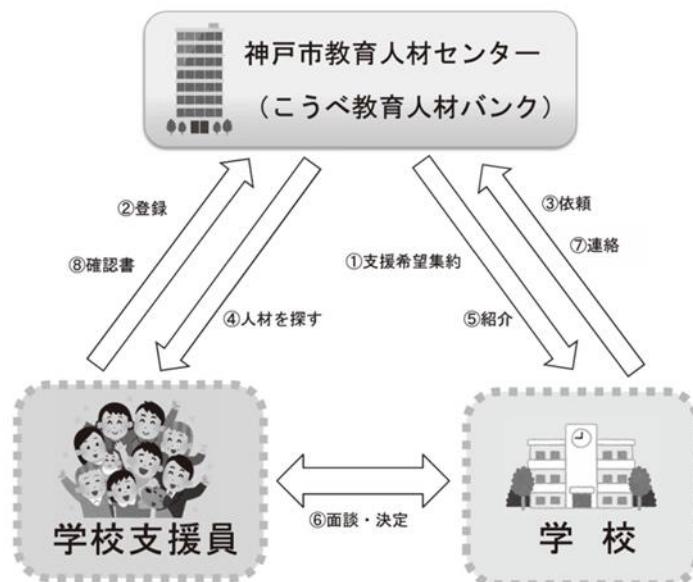
【指標等】

設定指標の内容	なし				
令和5年度末の最終目標値	なし				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成29年度	新規登録者		753		※新規登録者にスクールサポーター登録者548名含む
	支援成立件数		176		
平成30年度	新規登録者		806		※新規登録者にスクールサポーター登録者586名含む
	支援成立件数		211		
令和元年度	新規登録者		795		※新規登録者にスクールサポーター登録者618名含む
	支援成立件数		209		
令和2年度	新規登録者		671		文部科学省の補正予算により支援員の予算枠が拡大されたため、成立件数が増加した。 ※新規登録者数：スクールサポーター登録者除く
	支援成立件数		458		

【今後の方向性】

今後の方向性	引き続き、「教育委員会版人材バンク」として登録者の拡大を図るとともに学校の支援ニーズに沿った人材を紹介することを通じ、学校の教育活動を広く支援していきたい。
--------	--

教育人材センターによる人材登録から支援成立までの流れは、下記のとおりである。



- ①学校の支援希望を集約する
- ②教員OBや教員を目指す学生等が学校支援員として、センターに登録する
- ③支援を必要とする学校は、管理職がセンターに学校支援員の紹介を依頼する

- ④センターは、登録者の中から適切な人材を探す
- ⑤センターは学校支援員を紹介する
- ⑥校長と学校支援員が面談し、活動するかどうかを決定する
- ⑦学校は面談結果をセンターに連絡する
- ⑧学校支援員は確認書を提出する

令和2年度においては、672人が支援員の新規登録を行い約2千人の登録者数を確保し、教育人材センターのコーディネートにより458件の支援を成立させた。成立した支援内容と登録者の状況は下記のとおりである。

(単位:件)

支援内容	成立件数	教員OB		学生 (スクールサポーター以外)		学生スクール サポーター		一般		合計	
		有償	無償	有償	無償	有償	無償	有償	無償	有償	無償
1 特別支援	91	30	2	8	1	0	0	49	1	87	4
2 学習補助	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
3 学ぶ力・生きる力	323	196	0	25	0	0	0	102	0	323	0
4 部活動	17	3	0	2	0	0	0	12	0	17	0
5 その他	26	9	1	4	0	10	0	2	0	25	1
合計	458	238	3	39	2	10	0	165	1	452	6

支援成立件数に対して支援員登録者数は十分に多いが、成立状況を見ても明らかのようにその多くは有償希望者である。担当課へのヒアリング結果によると支援内容のうち特に特別支援のニーズはまだまだ多いにもかかわらず学校の予算等の兼ね合いから支援員を紹介できないとのアンマッチが生じており、無償ボランティアの登録者数の拡大を働き掛けていくことが課題である。令和2年度は、文部科学省によりコロナウイルスの影響を受け、教職員の負担軽減のため支援員予算の拡大があったことから有償希望登録者の支援成立件数が伸びたが、今後もこの規模でニーズが継続するかは不透明である。

[意見 33] 設定指標及び目標値について

教育人材センターの事業においては、指標及び目標値が設定されていないが、事業の成果を測定するためにも、目指すべき項目とその指標及び目標値を明示されたい。

2. 5 神戸市奨学金

【事業概要】

事務事業No.	10			
事務事業名	神戸市奨学金		事業開始年度	昭和39年度
			担当課	学校経営支援課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ		特になし		
令和2年度予算での位置づけ				
根拠法令等	神戸市奨学金条例、神戸市奨学金条例施行規則			
事業目的	経済的な理由により、通学・修学が困難な市内在住の公立高等学校へ通う高校生に対し、給付型の奨学金を支給することにより、教育の機会均等の助けとなること			
事業対象	下記の4要件を全て備えている者 ・保護者が神戸市内に在住する者 ・高等学校等に在籍する者(平成2年度は公立のみ) ・他の制度の奨学金その他これに類するものを受けていない者 ・市民税非課税世帯の第一子、又は児童養護施設入所者(もしくは里親に養育されている者)			
事業内容	経済的な理由により、通学・修学が困難な市内在住の公立高等学校へ通う高校生に対し、給付型の奨学金を支給する			
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容		
	<input type="checkbox"/> 一部委託			
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営			

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	56,660	52,657	4,003	支給額(年額)の減少(公立48,000⇒30,000円、私立60,000⇒36,000円)	2
平成29年度	23,947	20,469	3,478	支給額(年額)の減少(公立30,000⇒14,400円、私立36,000⇒19,200円)	2
平成30年度	12,709	12,083	626	支給額(年額)の減少(公立14,400⇒9,600円、私立19,200⇒14,400円)	2
令和元年度	12,709	5,976	6,733	支給額(年額)の減少(公立9,600⇒8,400円、私立14,400⇒4,800円)	2
令和2年度	5,801	3,171	2,630	支給額(年額)の減少(公立8,400⇒7,200円、私立4,800⇒0円)	2
事業費内訳		各事業費の主な内容			
	需用費	113	0	113	印影印刷代(前年度作成分を使用)
	その他	5,688	3,171	2,517	扶助費(奨学金の給付)
財源内訳(千円)		金額	割合	摘要(補助金名等)	
	一般財源	5,688	100.00%		
備考	平成26年度に国の「高校生等奨学給付金」制度が創設。同制度が年々拡充されており、対象者が重なる神戸市奨学金について、支給額の見直しを行いながら実施。				

【指標等】 なし

【今後の方向性】

今後の方向性	国の「高校生等奨学給付金」の支給額が大幅に増額されたことにより、令和3年度の神戸市奨学金の募集及び支給を停止。
--------	---

平成 30 年度の包括外部監査における奨学貸付金返還金及び高等学校入学貸付金返還金に係る指摘に対する措置内容と現在の状況について確認した結果、下記のとおりである。

(1) 奨学貸付金返還金

指摘事項	回収可能性の低い少額債権について、市は卒業後、督促を行っているが、相当の期間を徒過している回収が困難であるとしている。市の事務事業全体の効率化の見地から、すでに時効を迎えた少額債権については、債権放棄手続を踏まえて不納欠損処理を行うべきである。
措置内容	措置内容は1年目に、「少額債権の不納欠損処理については、債権放棄手続を進めていくうえでの基準を検討し、平成31年度中に結論を出す予定である。」、2年目に「今後は、少額債権を含め、債権放棄手続を進めていく予定である。令和元年度は、死亡者などの債権放棄を実施し、不納欠損処理を行った。」とされた。
現在の状況	死亡等で不納欠損にできる分は、順次、不納欠損処理を進めていく。分割納付の約束を守り令和4年度に完納予定者がいるため、その者が完納後に他の債権者分をどうするか検討予定。分割納付をしている者を除いて不納欠損処理の予定。

措置内容の方針に従い、早急に不納欠損処理を行われたい。

(2) 高等学校入学貸付金返還金

指摘事項	遅延利息の裁量について、市は遅延行為について遅延利息を課していない。この点、市の説明では所得の少ない債務者が多く、遅延利息を課しても返還促進の効果が期待できないため遅延利息を課さないとしている。他方、神戸市地域改善対策奨学金貸与条例第11条によれば「正当な理由がなく、奨学金の返還を6月以上延滞した時は」延滞利息を支払わなければならないとされている。ここで言う正当な理由が自治法施行令第171条の5で規定されている「履行させることが著しく困難又は不適當」という徴収停止事由に準じる明確な理由であれば一定の合理性があるといえる。
------	---

	徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、負担の公平性の観点を踏まえ、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。
措置内容	措置内容の1、2年目に、「負担の公平性の観点を踏まえ、今後、具体的な取扱い方針について、検討する。」、3年目に「公平性・合理性の観点から今後の取り扱いについて検討中である。適正な遅延利息の徴収管理のためには、現システムの改修等が必要であり、システム改修も合わせて検討する。」とされた。
現在の状況	今後の方針として、遅延利息の徴収を開始する方針であり、徴収開始にあたり法的要件について関係部署に確認し、合わせてシステム改修に向けた具体的な仕様を検討中である。

措置内容の方針に従い、早期にシステムの整備を行われたい。

2. 6 学生スクールサポーターの配置

【事業概要】

事務事業No.	27		
事務事業名	学生スクールサポーターの配置		事業開始年度 平成15年度
			担当課 学校経営支援課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業13 地域と学校との協働による社会に開かれた教育の実現		
令和2年度予算での位置づけ	2 ガバナンス・組織力の強化		
根拠法令等	神戸市立学校学生スクールサポーター制度実施要領		
事業目的	学生スクールサポーター制度は、大学と連携して、教員を目指す大学生・大学院生・短期大学生(以下、「学生」という。)を、神戸市立学校学生スクールサポーター(以下、「学生スクールサポーター」という。)として神戸市立小・中・義務教育学校(以下、「学校」という。)に配置し、学校教育活動を支援するとともに、将来教員となる人材の自覚や資質を高め、神戸の教育力向上に資すること。		
事業対象	学校園、協定締結大学、協定締結大学に通う学生		
事業内容	学校教育活動の指導補助全般 (活動例) 授業の指導補助、学級活動や特別活動の指導補助、特別支援教育の指導補助、行事の指導補助、登下校時・始業前・放課後の指導補助、教材準備・補助、部活動の指導補助、児童生徒との遊びを通じた人間関係づくり など		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	27,318	23,609	3,709		560
平成29年度	29,530	24,100	5,430		548
平成30年度	31,142	23,386	7,756		586
令和元年度	31,270	20,814	10,456	コロナ禍の影響により、活動停止した大学があるため	618
令和2年度	31,124	20,597	10,527	コロナ禍の影響により、活動停止した大学があるため	614
事業費内訳	31,124	20,597	10,527	各事業費の主な内容	
需用費	307	36	271	消耗品購入費用	
役務費	300	318	-18	ボランティア保険加入費用	
備品購入費	200	127	73	備品購入	
使用料及び賃借料	25	-	25		
その他	30,292	20,115	10,177	費用弁償支払	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
一般財源	31,124	100.00%			

【指標等】

設定指標の内容	なし				
令和5年度末の最終目標値	なし				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	小学校		164校		学校園の配置希望に基づき、学生を配置
	中学校		67校		
平成29年度	小学校		158校		学校園の配置希望に基づき、学生を配置
	中学校		66校		
平成30年度	小学校		154校		学校園の配置希望に基づき、学生を配置
	中学校		70校		
令和元年度	小学校		154校		学校園の配置希望に基づき、学生を配置
	中学校		69校		
令和2年度	小学校		151校		学校園の配置希望に基づき、学生を配置
	中学校		49校		

【今後の方向性】

今後の方向性	学校教育活動を支援するとともに、将来教員となる人材の自覚や資質を高めるため、小・中・義務教育学校において授業、学級活動や行事の指導補助等を行う「学生スクールサポーター」を、引き続き募集し配置していく。
--------	--

学生スクールサポーターは、事業目的にあるように、教職員を目指す学生に学校教育現場でやりがいや喜びを体験してもらい、教職員を目指す者としての自覚を高めてもらうための制度である。

学生スクールサポーターになるためには、神戸市と協定を締結している大学において、学生が登録申込をし、面談のうえ推薦の可否を決定する。その後、大学が教育委員会事務局教育人材センターに学生の登録し、同センターが配置校を決定する。

協定大学数、配置校数、登録学生数は、以下のとおりである。

【協定大学数、配置校数及び登録学生数推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
協定大学数	65	69	71	70	78
登録学生数	560	548	568	618	614
配置校数	231	224	223	210	200

教職員の確保も困難な状況になってきていることからすれば、学生スクールサポーター制度の推進により、将来、神戸市において教職員になりたいと希望する学生が増えることが期待される場所である。

一方で、学生スクールサポーター制度は、あくまでも教職員を目指す学生を育成する制度であり、財源の有無により配置が制約されるため、効率的・効果的な事業実施が求められるが、当事業に関する目標は設定されていない。

[意見 34] 学生スクールサポーター制度の推進に向けた目標設定

効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が将来の教職員の育成又は確保にあるとするならば、スクールサポーター経験者が、教員免許の取得後に、神戸市又は神戸市以外の学校園の教職員として従事している実績や学生スクールサポーターの満足度などを目標として設定することを検討されたい。

3 教職員課

3.1 教頭業務等補助スタッフの配置

【事業概要】

事務事業No.	26			
事務事業名	教頭業務等補助スタッフの配置		事業開始年度	平成29年度
			担当課	教職員課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ		重点事業9 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の強化		
令和2年度予算での位置づけ		5 学びを支える環境の整備		
根拠法令等	なし			
事業目的	教頭をはじめとした教員の負担軽減をはかり、教頭がよりマネジメント機能を発揮できる体制を整備するため、学校現場における電話・来客対応や資料印刷などを行う教頭業務等補助スタッフを配置する。			
事業対象	原則、児童生徒数300名以上の小学校・中学校・特別支援学校(各校1名)			
事業内容	電話や来客における一次対応、文書の仕訳や教職員への配布、会議資料等の印刷等の事務的な業務を行うスタッフを対象校に1名ずつ派遣する。			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	・労働者派遣契約 単価契約（一般競争入札） スクール・サポート・スタッフの派遣業務を、アデコ株式会社神戸支店と契約したものである。	

【予算等】（補正予算を含む）

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成29年度	50,000	52,904	-2,904	年度途中で追加配置を行ったため	48
平成30年度	94,730	85,486	9,244	欠勤や有給休暇取得などにより出勤日数が減ったため、一部の学校で人員が見つからず配置が遅れたため	88
令和元年度	94,730	85,278	9,452	欠勤や有給休暇取得などにより出勤日数が減ったため、一部の学校で人員が見つからず配置が遅れたため	89
令和2年度	187,211	168,877	18,334	欠勤や有給休暇取得などにより出勤日数が減ったため、一部の学校で人員が見つからず配置が遅れたため	170
事業費内訳	187,211	168,877	18,334	各事業費の主な内容	
委託料	187,211	168,877	18,334		
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	40,296	33.33%	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)		
一般財源	146,915				

【指標等】

設定指標の内容	教頭等の業務を補助するスタッフの配置
令和5年度末の最終目標値	小規模校を除く全校に配置。
備考	スクール・サポート・スタッフについては、学校規模を基準として配置の拡大を図ってきたが、財源に限りのあるなか、より効果的・効率的な配置となるよう、学校状況を見極め支援の必要性を判断し、最適な配置を実践する。(全校へのスタッフの配置を目指すものではない)

【今後の方向性】

今後の方向性	教頭の勤務時間の短縮や若手教員に対する指導機会の増加等の効果があり、多忙化対策だけでなく、学校の組織力強化にもつながっているが、スタッフの配置については、一律に学校規模のみで配置の可否を判断するのではなく、学校運営体制の強化を要する学校に対して追加で配置するなど、柔軟に対応してきた。引き続き、費用対効果等の観点から業務の再構築を進めていく中で、総合的に検討していく。
--------	--

教頭業務等補助スタッフ事業は、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として実施されているもので、令和2年度より「スクール・サポート・スタッフ」と呼称変更されている。

スクール・サポート・スタッフの行う業務は、保護者からの電話の取次ぎ、児童・生徒の欠席連絡等の伝達、文書の仕分・ファイリング及びプリントの印刷、等となっている。

教育委員会事務局が、人材派遣事業者と契約した人材派遣スタッフを学校に配置するもので、スクール・サポート・スタッフの配置基準は、原則、児童生徒数 300 名以上の小学校・中学校・特別支援学校（各校 1 名）としている。

当事業の目標は、「全校に配置」というものになっているが、その配置状況の詳細は、下記のとおりである。

【スクール・サポート・スタッフの配置等推移】

単位：千円

年度		年度当初配置				年度途中配置				備考(※2)	予算	決算
		小	中	特	計	小	中	特	計			
平成29年度	配置校数	31	16		47	32	16		48	47校配置(小25クラス、中20クラス以上)	50,000	52,904
	配置率(※1) (小164校・中82校)	18.9%	19.5%		19.1%	19.5%	19.5%		19.5%	年度途中に1校追加、48校		
平成30年度	配置校数	56	23		79	63	25		88	79校配置(小21クラス、中16クラス以上)	94,730	85,486
	配置率 (小164校・中82校)	34.1%	28.0%		32.1%	38.4%	30.5%		35.8%	年度途中に9校追加、88校		
令和元年度	配置校数	58	24		82	63	26		89	89校配置(小21クラス、中16クラス以上)	94,730	85,278
	配置率 (小163校・中82校)	35.6%	29.3%		33.5%	38.7%	31.7%		36.3%	年度途中に7校追加、89校		
令和2年度	配置校数	62	28		90	111	57	2	170	当初：90校配置(小19クラス、中16クラス以上)	当初124,625 補正62,586 合計187,211	事業費 168,877 国費 36,026 一般財源 132,851
	配置率 (小163校・中82校)	38.0%	34.1%		36.7%	63.8%	68.3%		65.3%	年度途中に70校追加、160校(原則、児童生徒数300人以上 ※3)		

※1：全校に占める配置校数の割合

※2：原則、基準となる学級数を超える学校に配置。学校状況を勘案のうえ、学級数が基準に満たない学級についても一部追加配置

※3：標準的な学級数12学級以上18学級以下(学校教育法施行規則 第41条)

なお、これまで外部人材として扱ってきたスクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)について、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員として、令和3年より学校教育法施行規則に位置づけて制度化されることとなり、小規模校を除き全国の小学校に配置が促進されることとなっている。

4 児童生徒課

4. 1 中学校部活動における外部人材の活用

【事業概要】

事務事業No.	31		
事務事業名	中学校部活動における外部人材の活用		事業開始年度 平成10年度
			担当課 児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業3 健やかな体の育成		
令和2年度予算での位置づけ	2 ガバナンス・組織力の強化		
根拠法令等	神戸市立中・義務教育学校部活動 部活動指導員(外部顧問・外部支援員)の任用に関する要綱		
事業目的	生徒にとって部活動は、社会性や人間性を育み、主体的に参加できる活動であるが、指導員による専門の技術指導を受けることにより、さらに楽しみややりがいを体感し、スポーツや文化に親しむ充実したものとなっているため、外部人材を活用することで部活動の充実を図っている。また、教えることが苦手の教員や経験の浅い教員にとっては、指導員の存在は心強く、大きな支えとなっている。加えて教員の超過勤務が問題となる中、校務や生徒指導に忙殺される教員の負担軽減にも有効な制度である。		
事業対象	神戸市立中学校		
事業内容	令和2年度は、学校業務日に教員が校務や生徒指導等で部活動場所にいなくても、単独で技術指導が可能な外部支援員や、学校業務日・学校業務日以外に関わらず顧問教員に成り代わって部活動運営や指導を単独で行える外部顧問を全校(82校)に275人(延べ人数)の部活動指導員を配置。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	32,372	34,371	-1,999	学校からの要望により追加委嘱を行ったことによる人件費の増	222
平成29年度	46,457	45,714	743	勤務時間数が減ったことによる人件費の減	253
平成30年度	60,599	48,523	12,076	勤務時間数が減ったことによる人件費の減	276
令和元年度	75,475	59,228	16,247	勤務時間数が減ったことによる人件費の減	285
令和2年度	77,590	56,669	20,921	新型コロナウイルス感染症に伴う部活動実施日数の減ったことによる人件費の減	275
事業費内訳	77,590	56,669	20,921	各事業費の主な内容	
その他	77,590	56,669	20,921	人件費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	18,738	33.07%	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)		
一般財源	37,931	66.93%			

【指標等】

設定指標の内容	部活動指導員の配置人数				
令和5年度末の最終目標値	246人				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	中学校	180	222	42	目標を達成している。
平成29年度	中学校	186	253	67	目標を達成している。
平成30年度	中学校	225	276	51	目標を達成している。
令和元年度	中学校	246	285	39	目標を達成している。
令和2年度	中学校	246	275	29	目標を達成している。

【今後の方向性】

今後の方向性	教員の負担軽減について意識改革を行うとともに、地域や保護者においても理解が得られるよう取り組んでいき、信頼できる指導員の育成と研修機会の充実による資質向上を図り、顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営に取り組んでいく。
--------	---

中学校部活動における外部人材は、部員にとってモチベーションの維持・向上に関して大きく寄与し、また、教員顧問も担当する競技等の経験が不十分であることへの不安や長時間勤務から解放されるため、現在においては非常に重要な存在となっている。

部活動における外部人材は、各部に配置するのではなく、各校長から要望種目を集約して配置を決定している。令和3年度からは、全中学校に顧問として2名、支援員として1名配置されている。

なお、外部人材の活用の成果に関するアンケートを学校管理職に対して行っているが、顧問教員全員に対しては行ってはいないため、不公平を感じている者もいると考える。

【意見 35】 事業目的に沿う配置希望調査の実施

当事業は、財源が制約されることはもちろん、実施経緯の1つに「教職員の負担軽減」があることから、可能な限り教職員の不公平感を排除のうえ外部人材の配置を決定することが重要である。そのためには、学校管理職のみに対するアンケートの実施ではなく、顧問教員全員を対象としたアンケートを行い、その結果をもとに部活動外部人材の配置を決定していく必要がある。

4. 2 不登校児童生徒に対する支援

【事業概要】

事務事業No.	32		
事務事業名	不登校児童生徒に対する支援		事業開始年度 令和2年度
			担当課 児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ		重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現	
令和2年度予算での位置づけ		3 いじめ・不登校対策の充実	
根拠法令等	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法		
事業目的	不登校の児童生徒を支援するため、フリースクール・こども家庭センター・区役所などの関係機関との連携の窓口となり、連絡調整および連携事業の企画・立案・実施等を行うコーディネーターを配置する。		
事業対象	不登校児童生徒に対する支援		
事業内容	くすのき教室(適応指導教室)をはじめ民間のフリースクール等との相互の密接な関係づくりに向けて、関係機関との連携を図るために教育委員会事務局に不登校担当コーディネーターを配置した。さらに、配置することで、不登校児童生徒の実態把握から、課題解決に向けての多様な支援方法を検討し対応を図っている。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	3,790	3,628	162	通勤費等の減	1
事業費内訳				各事業費の主な内容	
その他	3,790	3,628	162	人件費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	1,189	32.78%	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)		
一般財源	2,439	67.22%			

【指標等】

設定指標の内容	不登校担当コーディネーターの配置人数				
令和5年度末の最終目標値	現状の配置人数(1名)を維持する。				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
令和2年度		1	1	0	

【今後の方向性】

今後の方向性	不登校担当コーディネーターをさらに活用しながら、フリースクールや関係機関と連携を図りつつ、不登校児童生徒に多様な選択肢が提供できるよう、子供たちの居場所づくりに取り組んでいく。
--------	--

(1) 不登校の現状について

①不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由を除いたものとされている。

②不登校支援の基本

教育機会確保法が施行（平成29年2月）されるとともに、令和元年10月の文部科学省通知により、不登校児童生徒への支援の考え方が下記のとおり刷新された。

- 「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。
- 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。
- 教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行う。

③神戸市における不登校の現状

<神戸市における不登校児童生徒の推移> (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学校	947	1,017	1,334	1,506	1,740
対平成27年度比					1.84
小学校	165	213	397	488	650
対平成27年度比					3.94

<全国における不登校児童生徒の推移> (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学校	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
対平成27年度比					1.30
小学校	27,583	40,488	35,032	44,841	53,350
対平成27年度比					1.93

全国的に不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、神戸市においては全国の増加傾向を上回っている状況にある。特に、児童生徒数が減少傾向にある中で、小学校における令和元年度の不登校児童数は、平成 27 年度と比較すると約 4 倍と顕著であり、中学校でも約 2 倍という状況である。

(2) 不登校対策

①早期発見・早期対応の取組

(ア) スクールカウンセラーによる支援

スクールカウンセラー（以下「SC」）としての専門性を活かし、児童生徒やその保護者へのカウンセリング等による直接支援を実施するとともに、教員への助言等も必要に応じて実施している。

(イ) スクールソーシャルワーカーによる支援

学校だけでは解決できない事案において、課題を抱える児童生徒等が必要としている支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）としての専門性を活かし、日頃から関係機関（教育支援センター、各区、児童相談所、警察等）とのネットワークの構築に努めている。児童生徒や保護者等への支援に留まらず、必要に応じて学校への助言等も実施している。

(ウ) 不登校コーディネーターの配置

平成 28 年 12 月に成立した教育機会確保法では、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要とされており、不登校児童生徒に対する支援として、国では、令和 2 年度に関係機関との連携を支援するコーディネーターを配置することとなった。

これを受けて、青少年育成センターやフリースクール、こども家庭センター、区役所などの関係機関との連携の窓口となり、不登校児童生徒への支援体制の充実を図るため、児童生徒課に、不登校担当コーディネーターを新たに配置した。

また不登校担当教員（15 名）を配置し、対応にあたっているものの、支援体制としてはまだ充分とは言えない。

②魅力ある学校づくり

(ア) 学校全体で組織的な取組

SC、SSW、不登校コーディネーターの専門性を活かし、個々の児童生徒に寄り添った支援策を検討し、不登校児童生徒が登校した際の受け入れ態勢の確保に努めている。保健室や相談室、学校図書館を活用した別室指導等の対応を行っている。

(イ) くすのき教室（教育支援センター）の設置

心因性の不登校傾向の児童生徒を対象に、くすのき教室を青少年育成センター及び市内7か所に設置しており、令和3年6月末現在、中学生107人、小学生13人に学習指導や体験を通じた指導を行っている。

(ウ) 自立支援教室（あじさい）を市内1か所に設置

心因性以外の不登校児童生徒やいじめや暴力行為等、学校内で深刻な問題行動を起こす児童生徒に対して、学校復帰や立ち直りに向けて直接的な指導・援助をすることと、学校に対して適切な指導・援助を行うことを目的として、神戸市自立支援教室あじさいを設置しており、令和3年6月末現在、中学生2人に指導を行っている。

③フリースクールとの連携

国が示した「民間施設についてのガイドライン」に基づき、児童生徒や保護者から出席認定の希望があり、校長及び教育委員会が当該児童生徒の社会的な自立といった観点から当該民間施設の利用が適切であると判断した場合は、民間施設における相談・指導を出席扱いとしている。

(3) ヤングケアラーについて

①ヤングケアラーについて

厚生労働省の（ヤングケアラーの実態に関する調査研究）報告書によると、「家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負い、ヤングケアラー自身の育ちや教育に影響を及ぼしていることもあることから、このような子どもや家庭に適切な支援を行っていくことが必要である」とされている。

②現在の対応状況

子どもたちの様子を見守る中で、特に欠席が多い児童生徒については、日常的に保護者に代わり、幼い妹・弟の世話などを行っていることも理由として考えられることから、家庭の状況を確認した上で必要に応じて、SSWと連携しながら、こども家庭センターや区役所などの関係機関に相談するなどの対応を行っている。

その中で、保護者の育児放棄が疑われる場合には、児童虐待として、こども家庭センターや区役所に通告している。また、保護者が仕事に忙しく、家庭の生活状況が厳しいような場合には、SSWが、どのような支援ができるかを区役所と連絡調整しながら、保護者に区役所と相談するよう、必要に応じてアドバイスを行っている。

〔意見 36〕 不登校対策の充実について

神戸市の不登校児童生徒の増加傾向は、全国の増加傾向を上回っている状況にあり、より充実した対策が求められている。また不登校児童生徒への支援の考え方が刷新されており、不登校児童生徒に対する取り組み方も変えていく必要がある。さらにヤングケアラーについても、実情を把握し早急に対応を行っていくことが求められている。

このように不登校対策については、現在の体制で充分に行っていけるのか、関係諸機関との連携も含めて、さらなる支援の体制の充実や対応の仕組みを検討する必要がある。

4. 3 不登校等の教育相談の実施

【事業概要】

事務事業No.	33		
事務事業名	不登校等の教育相談の実施		事業開始年度
			児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ		重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現	
令和2年度予算での位置づけ		3 いじめ・不登校対策の充実	
事業目的	不登校等により学校への不適応を示している児童生徒およびその保護者を支援するため、臨床心理士によるきめ細かな教育相談を行う。また、児童生徒の不適応の理解や早期対応に関する専門家の講演会を開催する。		
事業対象	不登校児童生徒に対する支援		
事業内容	総合教育センター教育相談指導室において、児童生徒・保護者支援として電話・面談相談や教育相談講演会を行っている。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	29,850	23,066	6,784		11
平成29年度	25,353	21,393	3,960		11
平成30年度	23,462	18,221	5,241		12
令和元年度	18,620	18,024	596		12
令和2年度	20,897	16,527	4,370		12
事業費内訳				各事業費の主な内容	
需用費	1,127	559	568	専門図書購入費、保護者講演会用配布チラシ作成、その他消耗品購入等	
役員費	59	160	-101	通信費等	
備品購入費	20	15	5	遊戯療法備品	
報償費	3,378	1,675	1,703	保護者講演会、スキル演習、育てる教育相談等の講師謝礼	
報酬	16,313	14,105	2,208	教育相談員(会計年度職員)の報酬	
旅費		13	-13		
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	16,527	100%			

【指標等】 なし

教育相談実施で、児童生徒本人、保護者双方の心の安定と児童生徒の行動の変容（主には登校の再開）を目標とする。

【今後の方向性】

今後の方向性	多様な教育相談への要望が増えてくると考えている。様々な要望に対応できるよう面接相談員の資質向上にさらに努めるとともに、オンライン相談の実施を推進し、一層の教育相談の充実を目指す。
--------	---

(1) 学校での相談体制

①教員による教育相談

各学校では、日常の学校生活の中で、また家庭訪問による教育相談を行っている。多くの中学校では、学期に1、2回程度「教育相談週間」を設けたり、小学校では気になる児童への声かけや日記指導をしたりするなど、学級担任を中心として児童生徒の教育相談を行っている。また、心身の不調を訴える児童生徒には、養護教員も教育相談の窓口となっている。

②スクールカウンセラーによる教育相談

心の専門家であるSCは専門的な視点に立って児童生徒や保護者へのカウンセリングを行う一方、教職員（校長・教頭を含む）へアドバイスを行ったり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。なお、平成25年度からストレスマネジメントなど心の健康づくりに関する教育プログラムを、各SCが児童生徒向けに新たに実施している。

③学校相談員、生徒指導推進協力員

平成16年度から、教職経験者や青少年育成活動の経験者、社会福祉活動の経験者、警官経験者などを学校相談員、生徒指導推進協力員として配置し、日常の学校生活等における問題やいじめ等に悩んでいる児童や保護者が気軽に相談しやすい体制づくりに努めている。令和元年度も学校相談員を1小学校に、生徒指導推進協力員を7小学校に配置している。

平成25年度、小学校におけるいじめ未然防止、早期発見、早期対応を図るために配置した「ともに生きる力」育成指導員については、平成26年度より「学ぶ力・生きる力向上支援員事業」に移行し、学力の定着を図るとともに、いじめの未然防止、規範意識の向上を図っており、平成28年度より全小・中・義務教育学校に配置している。

④スクールソーシャルワーカーの配置

平成26年度より子どもをとりまく環境を調整するため、関係機関等とネットワークを築く福祉の専門家スクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に配置し、学校と関係機関の連携を進めている。

(2) 校外での相談体制

①神戸市総合教育センター教育相談指導室

臨床心理士や教員OBが、相談者の来室による面接相談や電話相談を行っている。

電話件数 平成30年度：合計1,121件（平成29年度：合計821件）

面接 平成30年度：合計4,023回（平成29年度：合計3,541回）

②神戸市立青少年育成センター及び市内7ヶ所の教育相談所

指導主事（担当係長）や指導員が、来所による面接相談や電話相談を行っている。

平成30年度：合計10,546回（平成29年度：合計11,863回）

③こうべっ子悩み相談いじめ・体罰・こども安全ホットライン

いじめ、体罰に加え、他者からの心理的被害、身体的被害のおそれのある子どもからのSOSに関する相談を24時間、フリーダイヤルで受ける体制を整えている。

④リーフレットの配布

①～③の関係機関やこども家庭センター、区役所等の相談窓口を紹介するリーフレットを作り、全児童生徒に配布し、悩みの相談にあたっている。

現状では、不登校児童生徒のうち、学校内で相談を受けている児童生徒は約30%、学外で相談を受けている児童生徒は約30%とのことであり、未だ40%程度の児童生徒は相談を受けられていない状況にある。

[意見37] 相談体制のさらなる充実について

今後は相談体制をより充実させるため、オンラインでの相談体制等の整備を急ぎ、より多くの児童生徒が相談を受ける機会を増やしていく必要がある。

4. 4 スクールカウンセラーの配置

【事業概要】

事務事業No.	34			
事務事業名	スクールカウンセラーの配置		事業開始年度	平成7年度
			担当課	児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現			
令和2年度予算での位置づけ	3 いじめ・不登校対策の充実			
根拠法令等	神戸市スクールカウンセラー設置要綱			
事業目的	<p>暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。</p> <p>最近の問題行動等の特徴として、子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制できなくなり、衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。</p> <p>そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラー(以下SC)を小中学校等に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、SCを活用する際の諸課題について研究を行い、児童生徒の問題行動等の課題解決に資する。</p>			
事業対象	神戸市内公立小学校、中学校、義務教育学校、市立高等学校、市立特別支援学校、市立工業高等専門学校に在籍する児童・生徒およびその保護者			
事業内容	<p>神戸市内公立小学校、中学校、義務教育学校、市立高等学校、市立特別支援学校、市立工業高等専門学校、青少年育成センターにスクールカウンセラー及びスクールカウンセラー・スーパーバイザーを配置し、児童生徒及びその保護者の心の相談にあたる。</p> <p>【配置校】</p> <p>・中学校81校(月4回全校)、小学校133校(月4回は104校、月2回は58校)、義務教育学校(前・後期に月4回各1名)、市立高等学校8校(月4回、うち1校は昼間部・夜間部各1名)、特別支援学校6校(月2回)、青少年育成センター2名(スーパーバイザー)</p> <p>【勤務時間】</p> <p>・小、中、義務、特支学校は年間235時間、高等学校は年間150時間</p>			
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	278,518	266,054	12,464		103
平成29年度	294,936	279,141	15,795		96
平成30年度	302,882	289,719	13,163		100
令和元年度	302,972	301,612	1,360		103
令和2年度	428,921	318,759	110,162	期末手当の未執行(対象者なし)、共済費の減額(予定より対象者減)等	112
事業費内訳	428,921	318,759	110,162	各事業費の主な内容	
需用費	1,022	48	974		
役務費	3,525	4,478	-953	新型コロナウイルス感染症防止対策のため、電話相談を受け付けたため	
その他	424,374	314,233	110,141	期末手当の未執行(対象者なし)、共済費の減額(予定より対象者減)等	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	68,995	21.65%	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)		
一般財源	249,764	78.35%			

【指標等】

設定指標の内容		スクールカウンセラーの配置校数及び配置人数			
令和5年度末の最終目標値		小学校 月4回全163校			
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	小学校	月4回・67校 月2回・47校	月4回・67校 月2回・47校		※摩耶兵庫高校は昼間部・夜間部に各1名 ※スーパーバイザーを青少年育成センターに配置 ※特別支援として、学びの支援センターに2名
	中学校	月4回・全82校	月4回・82校		
	高等学校	月4回・全11校	月4回・11校		
	特別支援学校	2名	2名		
	SV	3名	3名		
平成29年度	小学校	月4回・67校 月2回・47校	月4回・67校 月2回・47校		
	中学校	月4回・全82校	月4回・全82校		
	高等学校	月4回・全10校	月4回・全10校		
	特別支援学校	月2回・全5校	月2回・全5校		
	SV	3名	3名		
平成30年度	小学校	月4回・77校 月2回・42校	月4回・77校 月2回・42校		
	中学校	月4回・全82校	月4回・全82校		
	高等学校	月4回・全10校	月4回・全10校		
	特別支援学校	月2回・全5校	月2回・全5校		
	SV	3名	3名		
令和元年度	小学校	月4回・82校 月2回・38校	月4回・82校 月2回・38校		
	中学校	月4回・全82校	月4回・全82校		
	高等学校	月4回・全10校	月4回・全10校		
	特別支援学校	月2回・全5校	月2回・全5校		
	SV	2名	2名		
令和2年度	小学校	月4回・105校 月2回・58校	月4回・105校 月2回・58校		
	中学校	月4回・全82校	月4回・全82校		
	高等学校	月4回・全10校	月4回・全10校		
	特別支援学校	月2回・全5校	月2回・全5校		
	SV	2名	2名		

【今後の方向性】

今後の方向性	中学校と同様の月4回の相談が全小学校において可能となるよう、順次配置拡充を進めていく。
--------	---

(1) これまでのスクールカウンセラーの配置

教育委員会事務局では、平成17年度には全中学校にSCを拠点校配置し、すべての校種をカバーしている。

平成29年度には、高等学校、中・義務教育学校に月4回、特別支援学校、小学校に月2回以上相談できるよう配置し、すべての小・中・高・義務教育学校、特別支

援学校において定期的なカウンセリングを実施している。

平成 30 年度は、S C を小学校に延べ 5 名増員し、高等学校・中学校・義務教育学校に月 4 回、特別支援学校・小学校に月 2 回以上相談できるよう配置し、すべての校種において定期的なカウンセリングを実施している。

令和元年度は、S C の増員はないものの、小学校の単独配置校を 5 校増やし、相談体制が整うよう配置方法を工夫している。

令和 2 年度は、S C を 15 名増員し、小学校の単独配置校を 30 校増やし相談体制を整えた。

心の専門家である S C は、専門的な視点に立って児童生徒にカウンセリングを行う一方、保護者へのカウンセリングも行っている。また、教員へアドバイスをしたり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。

(2) 今後の配置

今後は、問題行動の低年齢化等による小学校のニーズの増加に応え、来年度以降も S C を増員し、月に 4 回の配置（単独配置）ができる学校を増やし、小学校の相談体制の強化を図っていきたい、としている。

以上のとおり、S C の配置については、数的な面では年々拡充されており、もう少しで月 4 回相談できるところまで配置体制が整ってきている。

一方で S C の業務は、児童生徒や保護者のカウンセリングのみならず、教職員の相談も受けることとなり、不登校・いじめ問題から教職員のハラスメントまで幅広い問題に対応することが求められているが、配置の拡充により数多くの S C が関与していることから、それぞれ強みや経験に差があり、同じようなレベルの対応を求めることは難しいと状況となっている。

[意見 38] スクールカウンセラーのより効果的な活用について

学校園において協力し合ってより良い対応ができるように、それぞれの専門分野や経験をどのように活かしているか共有し合うことや、学校側（校長、教員等）と

の十分なコミュニケーションによりお互いの求めることを確認し合うことなど、専門家としての力をいかに効果的に活用できるか工夫していくことが必要である。

4. 5 スクールソーシャルワーカーの配置

【事業概要】

事務事業No.	35			
事務事業名	スクールソーシャルワーカーの配置		事業開始年度	平成26年度
			担当課	児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現			
令和2年度予算での位置づけ	3 いじめ・不登校対策の充実			
根拠法令等	神戸市スクールソーシャルワーカーの任用に関する要綱			
事業目的	近年、特別な配慮を必要とする児童生徒や、保護者が養育について課題を抱える家庭の増加、インターネットに絡む児童生徒の問題行動の複雑化と広域化など、児童生徒を取り巻く環境が年々複雑化しており、学校だけでは解決困難なケースが増えてきている。そのため、児童生徒を取り巻く環境を調整するため、関係機関等と学校とのネットワークを築く福祉の専門家として、スクールソーシャルワーカーを配置することとした。			
事業対象	拠点校を中心に担当区内の小中学校を巡回			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困、虐待、いじめ、不登校など、教育課題が複雑多岐に渡り、特別な配慮を要する子供も増加している中、学校だけでは対応、解決が困難なケースが増加している。 ・このような中で、スクールソーシャルワーカーは、「福祉の専門家」として、学校における児童や家庭の抱えている課題の改善に努めてきた。 ・学校現場からは、スクールソーシャルワーカーが、様々な課題を抱える児童生徒について、区役所やこども家庭センターなどの関係機関に適切に繋ぐなど、学校だけでは解決が困難な問題について、関係機関との連携がスムーズに行えるようになったとの声を聞いている。 			
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	15,094	11,050	4,044	中途採用や適当たり勤務日数の減少により人件費が減額となったため。	4
平成29年度	31,658	22,777	8,881	中途採用や適当たり勤務日数の減少により人件費が減額となったため。	7
平成30年度	48,361	26,335	22,026	中途採用や適当たり勤務日数の減少により人件費が減額となったため。	10
令和元年度	48,365	33,920	14,445	中途採用や適当たり勤務日数の減少により人件費が減額となったため。	10
令和2年度	65,449	58,865	6,584	中途採用や適当たり勤務日数の減少により人件費が減額となったため。	13
事業費内訳	65,449	58,865	6,584	各事業費の主な内容	
役務費	358	0	358	携帯電話料金	
その他	65,091	58,865	6,226	人件費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	19,595	33.29%	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)		
一般財源	39,270	66.71%			

【指標等】

設定指標の内容	スクールソーシャルワーカーの配置人数				
令和5年度末の最終目標値	全区にスクールソーシャルワーカーを2名ずつ配置する。				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成29年度		SSW6名 SV1名	SSW6名 SV1名		
平成30年度		SSW9名 SV1名	SSW9名 SV1名		全区に1名ずつ配置
令和元年度		SSW9名 SV1名	SSW9名 SV1名		
令和2年度		SSW12名 SV1名	SSW12名 SV1名		北区・垂水区・西区:2名 東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区:1名

【今後の方向性】

今後の方向性	今後も、支援が必要な児童生徒や家庭の状況や、支援件数の推移を見ながら、貧困や虐待、不登校など増え続ける諸課題に対応すべく、スクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充に努めていく。
--------	---

(1) スクールソーシャルワーカーの配置拡充

国からは、いじめ対策、不登校対策、貧困家庭対策や自殺予防対策に係る取組として、教育相談体制の更なる充実が提言され、「チーム学校」の一員として、SSWの配置拡充が求められている。

平成28年度よりスーパーバイザー（以下「SV」）として教育委員会事務局に1名、SSWを拠点となる市内3小学校に各1名、計3名配置し、それぞれが地区内の事案対応を行うと同時に、SVによるSSWの指導、育成を行ってきた。

平成29年度は、SSW3名の増員配置拡充を行い、拠点となる小学校を6校に増やした。

平成30年度は更に配置拡充を進め、市内全9区に1名ずつ、9小学校に拠点校を増やし、対応の充実を図った。

令和2年度は、広域かつ学校数の多い北区、垂水区、西区の3区に1名ずつ、計3名の増員配置による拡充を行っている。

国は、「すべての中学校区及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置できることを目指すことが適切」と述べているが、教育委員会事務局では、市内全9区に1名ずつ、広域かつ学校数の多い区については2名ずつの配置を行っ

ており、基本的には間接的な支援を行う体制としている。

〔意見 39〕 スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について

スクールソーシャルワーカーの配置については、国は「すべての中学校区に配置できることを目指すことが適切」としており、直接的な支援を求めているが、教育委員会事務局では、市内全9区に1名ずつ、広域かつ学校数の多い区は2名ずつと、基本的には間接的な支援を行う方針としている。今後ますますスクールソーシャルワーカーの役割は重要性を増すと考えられることから、さらなる配置の拡充について、間接的な支援で充分であるかも含めて今後も検討していく必要がある。

4. 6 いじめ・体罰・子ども安全ホットライン等

【事業概要】

事務事業No.	36			
事務事業名	いじめ・体罰・子ども安全ホットライン等		事業開始年度	平成28年度
			担当課	
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現			
令和2年度予算での位置づけ	3 いじめ・不登校対策の充実			
根拠法令等	こうべっ子悩み相談 夜間・休日電話相談業務実施要項			
事業目的	いじめ、体罰に加え、他者からの心理的被害、身体的被害のおそれのある子供からのSOSに関する相談を24時間、フリーダイヤルで受ける体制を整えている。			
事業対象	神戸市内に在住または在籍する児童生徒又は18歳未満の子供及びその保護者			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 平日については、総合教育センター教育相談指導室や青少年育成センター及び市内7ヶ所の教育相談所にて、電話及び面談による相談を行っている。 「こうべっ子悩み相談いじめ・体罰・子ども安全ホットライン」として、いじめ、体罰に加え、他者からの心理的被害、身体的被害のおそれのある子供からのSOSに関する相談を24時間、フリーダイヤルで受ける体制を整えている。 			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> こうべっ子悩み相談夜間・休日電話相談業務委託 4,620千円（見積合わせ） 子供や保護者からのいじめや体罰、その他命に関わる悩み等に関する相談を24時間体制で対応する業務を、専門的知識を有するダイヤル・サービス(株)に委託したものである。 	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	13,356	12,789	567	いじめ電話転送員(非常勤嘱託職員)の勤務時間数の減	8
平成29年度	13,356	12,734	622	いじめ電話転送員(非常勤嘱託職員)の勤務時間数の減	8
平成30年度	13,356	13,013	343	いじめ電話転送員(非常勤嘱託職員)の勤務時間数の減	8
令和元年度	13,433	13,579	-146	いじめ電話転送員(非常勤嘱託職員)の勤務時間数の増	8
令和2年度	13,112	5,568	7,544	委託料の減	0
事業費内訳	13,112	5,568	7,544	各事業費の主な内容	
需用費	793	435	358	相談窓口紹介カード印刷費	
役務費	271	513	-242	公共料金	
委託料	12,048	4,620	7,428	時間外及び休日の電話相談対応	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	1,076	19.32%	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)		
一般財源	4,492	80.68%			

【指標等】 なし

現在の相談体制を維持する。

【今後の方向性】

今後の方向性	関係機関やこども家庭センター、区役所等の相談窓口を紹介するリーフレットや、「こうべっ子悩み相談 いじめ・体罰・こども安全ホットライン」周知カードやチラシを定期的に児童生徒に配布し、保護者や教員に言えなくて悩んでいることを早めに相談できる体制があることを周知していく。
--------	---

(1) 学校外の相談体制について

① 平日の相談体制について

(ア) 神戸市総合教育センター教育相談指導室

臨床心理士や教員OBが、相談者の来室による面接相談や電話相談を行っている。

(イ) 神戸市立青少年補導センター及び市内7ヶ所の教育相談所

指導主事(担当係長)や指導員が、来所による面接相談や電話相談を行っている。

② 夜間・休日の相談体制について

(ア) こうべっ子悩み相談いじめ・体罰・こども安全ホットライン

いじめ、体罰に加え、他者からの心理的被害、身体的被害のおそれのある子どもからのSOSに関する相談を24時間、フリーダイヤルで受ける体制を整えている。

(イ) 委託先の業務内容について

平日の9時から17時を除いた時間帯に、一次的対応として事業者は相談内容や

相談者の状況等をできるだけ把握する。内容が複雑なものや緊急を伴う相談については、経験豊富な相談事務担当者に転送し、相談者への助言を行うほか、教育委員会事務局への報告や連絡を行っている。

相談内容は、記録されており、相談者からの苦情やトラブルはほとんどない。さらに、複雑化する相談への対応のために、年5回、教育委員会事務局職員からの講話などの研修会を実施している。

③今後の対策

(ア) 気軽に相談できる体制づくり

関係機関やこども家庭センター、区役所等の相談窓口を紹介するリーフレットや、「こうべっ子悩み相談いじめ・体罰・こども安全ホットライン」周知カードを定期的に児童生徒に配布し、保護者や教員に言えなくて悩んでいることを気軽に相談できる体制があることを周知している。

4. 7 学校ネットパトロール

【事業概要】

事務事業No.	38		
事務事業名	学校ネットパトロール	事業開始年度	平成26年度
		担当課	児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現		
令和2年度予算での位置づけ	3 いじめ・不登校対策の充実		
根拠法令等	いじめ防止対策推進法、神戸市いじめ防止等のための基本的な方針 等		
事業目的	インターネットなどを通じて行われるいじめやネットトラブルの対策として、緊急対応や不適切な書き込みへの対応などを行うため、専門業者による学校ネットパトロールを実施する。		
事業対象	小学校163校(義務教育学校前期過程を含む。分校は本校に含む)、 中学校 82校(義務教育学校後期過程を含む。分校は本校に含む)、 高等学校8校、特別支援学校5校、高等専門学校1校 計 259 校		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査は委託業者がキーワード検索等により学校ごとに学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)等を監視し、不適切な書き込み等を調査し、危険度に応じて教育委員会事務局に報告することとなっている。 ・自殺・犯罪予告や進行中の援助交際等、危険度の高いものが検出されれば、直ちに教育委員会事務局に連絡するなど緊急対応をするとともに、危険度が低下するまで毎日そのサイト等の監視を続ける。 ・誹謗・中傷表現や友人とのトラブルなどの検出については、週1回教育委員会事務局に報告し、その後1週間ごとに約1ヶ月間監視を続ける。 ・個人情報の流布等については1か月ごとに監視を行い、報告は年4回の定期報告で行う。 ・調査回数については、中学校、高等学校は年4回、小学校、特別支援学校は年2回となっている。 		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	学校ネットパトロール業務に係る委託 1,064千円 (一般競争入札) ネットへの不適切な書き込みやトラブルの早期発見、早期対応に向け、定期的にSNS等を検索、監視し、監視状況の報告、書き込みの削除支援、最新情報を含めた啓発資料の作成、研修会の講師派遣等の業務を行う。 ネットへの不適切な書き込みやトラブルを早期発見し、早期対応するためには、ネットパトロールに関する事業者の専門的知識・技術が必要であるため、アディッシュ株式会社に委託したものである。

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	1,914	1,361	553	委託料の減	
平成29年度	1,914	1,231	683	委託料の減	
平成30年度	1,914	1,166	748	委託料の減	
令和元年度	1,932	1,063	869	委託料の減	
令和2年度	1,853	1,064	789	委託料の減	
事業費内訳	1,853	1,064	789	各事業費の主な内容	
委託料	1,853	1,064	789	委託料の減	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	30	2.82%	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)		
一般財源	1,034	97.18%			

【指標等】なし

現状のパトロールを今後も実施し、ネットへの不適切な書き込みやトラブルの早期発見、早期対応する。

【今後の方向性】

今後の方向性	ネットへの不適切な書き込みやトラブルの早期発見、早期対応していく。また、児童生徒に対して情報モラルについての指導を徹底する。
--------	--

(1) パトロールの内容

調査は委託業者がキーワード検索等により学校ごとに学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)等を監視し、不適切な書き込み等を調査し、危険度に応じて教育委員会事務局に報告することとなっている。

自殺・犯罪予告や進行中の援助交際等、危険度「高」レベルのものが検出されたら、直ちに教育委員会事務局に連絡するなどの緊急対応を行うとともに、危険度が低下するまで毎日そのサイト等の監視を続ける。

誹謗・中傷表現や友人とのトラブルなど、危険度「中」レベルの検出については、週1回教育委員会事務局に報告し、その後1週間ごとに約1か月間監視を続ける。

個人情報の流布等、危険度「低」レベルについては、1か月ごとに監視を行い、報告は年4回の定期報告で行う。

また、気になる投稿等があれば臨時的な報告も行っている。

危険度のレベルについては、教育委員会事務局が委託業者と協議を行って決めている。

調査回数については、中学校、高等学校は年4回、小学校、特別支援学校は年2回となっている。

(2) 報告の内容

令和2年度は、73件の不適切投稿が検出された。そのうち危険度「高」レベルは0件、「中」レベルは4件、「低」レベルは69件であった。

過去5年の検出数の推移は、以下のとおりであり、不適切投稿の件数は減少傾向にある。(令和元年度以降は、委託業者が変更している。)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
「高」リスク	0	0	0	0	0
「中」リスク	422	451	6	3	4
「低」リスク	2,650	1,207	1,553	493	69
合計	3,072	1,658	1,559	496	73

(3) 対応について

- 「中」レベルについては、委託業者から定期的に学校別の情報として事務局に提供され、事務局から当該校へ連絡して指導や見守りを依頼し、必要に応じて事務局からの指示で委託業者により削除等が行われている。
- 「低」レベルについては、パスワード設定された受け渡し専用サイトを利用して事務局に情報提供されるとともに、各学校園も受け渡し専用サイトから確認できるようになっている。あわせて事務局から市内の学校種別の状況等について情報提供を行い、情報モラル教育の更なる充実を図るよう指導している。

[意見40] 学校ネットパトロールについて

学校ネットパトロールについては、不適切投稿の検索結果は減少してきているが、ネットの利用の増加やツールの多種多様化が進んでおり、ネット上のリスクを検索することが難しくなっている。今後もさらに様々なツール上のリスクを広く拾い上げられるように、ネットパトロールの方法を検討していく必要がある。

4. 8 学校サポートチームの派遣

【事業概要】

事務事業No.	39		
事務事業名	学校サポートチームの派遣		事業開始年度
			担当課 児童生徒課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業8 いじめを許さず生き生きと過ごせる学校生活の実現		
令和2年度予算での位置づけ	3 いじめ・不登校対策の充実		
根拠法令等	いじめ問題等の解決に向けた学校サポートチーム設置要綱		
事業目的	いじめ問題等において、学校だけでは解決困難なケースに対して、教育委員会がサポートチームを編成して、学校への支援を行う。		
事業対象	神戸市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校		
事業内容	<p>区担当係長・指導主事の学校訪問だけでなく、学校支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカー等が適宜学校訪問を行い、早期における学校の状況把握に努め、子供の一時保護事業や子供の養育に課題がある事案、いじめ問題等、学校だけでは解決困難なケースに対して、学校への支援を行っている。サポートチームは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、学校支援アドバイザー、こども家庭センター、区役所こども家庭支援室、弁護士等の関係機関から、事案に応じて必要なメンバーで構成し、問題解決に向けた検討を行い、学校のみならず、児童生徒・保護者を支援することで、早期解決を図っている。</p> <p>平成31年4月からは、学校の法的支援をさらに充実させるため、スクールロイヤー(学校法務専門官)を教育委員会事務局内に配置し、学校が機動的に助言を得られる体制を整えた。</p>		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	4,501	4,258	243	予定より勤務実績が少なかったため。	5
平成29年度	4,501	3,196	1,305	予定より勤務実績が少なかったため。	5
平成30年度	4,501	4,916	-415	予定より勤務実績が少なかったため。	5
令和元年度	4,501	3,812	689	予定より勤務実績が少なかったため。	5
令和2年度	5,525	3,963	1,562	予定より勤務実績が少なかったため。	5
事業費内訳	5,525	3,963	1,562	各事業費の主な内容	
その他	5,525	3,963	1,562	学校支援アドバイザー人件費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
一般財源	3,963	100.00%			

【指標等】

設定指標の内容	学校支援アドバイザーの配置人数				
令和5年度末の最終目標値	現状の学校支援アドバイザーの人数を維持し(5名)、早期に学校の状況把握に努める。				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度		5	5	0	
平成29年度		5	5	0	
平成30年度		5	5	0	
令和元年度		5	5	0	
令和2年度		5	5	0	

【今後の方向性】

今後の方向性	いじめ問題等において、学校だけでは解決困難なケースに対して、教育委員会として学校への支援を行い、問題の解決を図っていく。
--------	--

(1) サポートチームの編成

教育委員会事務局では、区担当係長・指導主事の学校訪問だけでなく、学校支援アドバイザーやSSW等が適宜学校訪問を行い、早期における学校園の状況把握に努めており、子どもの一時保護事案や、子どもの養育に問題がある事案、また、いじめ問題等、学校だけでは解決困難なケースに対して、「いじめ問題等の解決に向けたサポートチーム」をつくり、学校への支援を行っている。サポートチームは、SCやSSWほか、学校支援アドバイザー（学校長を経験した教員OBや少年警察実務等を経験した警察官OB）・児童相談所（こども家庭センター）・区役所こども家庭支援室・弁護士・警察等の関係機関の中から、事案に応じて必要なメンバーで構成し、問題解決に向けた検討を行うことで、学校のみならず関係者も含め、生徒・保護者を支援することで、早期解決を図っている。

早期に対応が必要な学校園に対しては、教育委員会事務局が主体となって、事案等に応じた学校サポートチームの編成・ケース会議の開催等を行い、学校・生徒・保護者に対して支援する体制を整えている。ケース会議以降も、継続的に支援、助言が必要な場合は、定期的に学校支援アドバイザーやSSW、担当指導主事等を派遣し、事案の解決に向けた支援を行っている。

平成31年4月からは、学校の法的な支援をさらに充実させるため、スクールロイヤー（学校法務専門官）を教育委員会事務局内に配置し、学校が機動的に助言を得られるような体制を整えた。令和2年1月現在、相談実績(述べ対応数)としては、児童生徒課案件で、小学校25件、中学校25件、高校4件の対応実績がある。学校だけでは解決困難な事案に対し、区担当主事とともに対応についての相談を受けている

5 教科指導課

5.1 学校司書の配置

【事業概要】

事務事業No.	45		
事務事業名	学校司書の配置		事業開始年度 平成26年度
			担当課 教科指導課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業1 確かな学力の育成		
令和2年度予算での位置づけ	1 児童生徒の学力・体力の向上		
根拠法令等	学校図書館法 神戸市学校司書(学校図書館担当職員)事業実施要綱		
事業目的	平成26年「学校図書館法」の一部改正で学校司書の法制化がなされた。文科省は平成24年「第4次学校図書館整備5か年計画」において学校司書配置に交付税措置した。この状況を受け、本市においても平成26年に学校図書館の充実を図り、児童生徒の豊かな心と確かな学力をばぐむために、学校司書の配置を開始した。令和5年4月に全市立小学校・中学校・義務教育学校に配置することを目指している。		
事業対象	神戸市立小学校、中学校、義務教育学校		
事業内容	<p>【現状】 平成26年度から配置を開始し、現在、小・中・義務教育学校合わせて171校(約7割)に150人を配置している。</p> <p>【学校司書の役割・勤務条件等】 ・役割: 学校司書は、学校図書館を整備運営し、児童生徒の読書環境の提供、読書活動の推進や学びを支援する役割を担っている。 ・勤務条件・身分: 学校司書勤務条件: 勤務時間 1,000~1,100時間 200日以内/年 35時間以内/週 7時間/日 時給1,310円 身分: 会計年度任用職員(特定事務 パート)</p> <p>【効果】 配置校においては、学校図書館の整備が進み、開館時間や貸出冊数の増加がみられ児童生徒の読書環境の整備がはかられている。また、学校司書が授業に必要な図書を準備する等の授業支援を行うことで教員の支援にもつながっている。</p>		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	126,444	103,232	23,212	21人の新規採用が10月だったため また欠員が発生したため	86
平成29年度	228,898	204,284	24,614	欠員発生 人件費のため勤務時間や交通費等により、当初予算額と差異が生じる	109
平成30年度	248,273	221,371	26,902	人件費のため勤務時間や交通費等により、当初予算額と差異が生じる	120
令和元年度	302,160	277,406	24,754	人件費のため勤務時間や交通費等により、当初予算額と差異が生じる	150
令和2年度	335,269	307,769	27,500	人件費のため勤務時間や交通費等により、当初予算額と差異が生じる	150
事業費内訳	335,269	307,769	27,500	各事業費の主な内容	
その他	331,269	307,118	24,151	人件費	
その他	4,000	651	3,349	旅費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
一般財源	335,269	100.00%			

【指標等】

設定指標の内容	小・中・義務教育学校全校に学校司書配置				
令和5年度末の最終目標値	小・中・義務教育学校全校配置完了				
年度	内訳	目標値	実績値 (配置校数)	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	小学校 中学校	90校(90人)	58校 28校	-4校	採用辞退により、欠員が生じたため
平成29年度	小学校 中学校	110校(110人)	74校 35校	-1校	採用辞退により、欠員が生じたため
平成30年度	小学校 中学校	120校(120人)	81校 39校	0	
令和元年度	小学校 中学校	156校(150人)	104校 52校	0	
令和2年度	小学校 中学校	156校(150人)	104校 52校	0	

【今後の方向性】

今後の方向性	平成26年度当初は1人1校専任で配置をしていたが、令和3年からは150人で令和5年4月の全校配置を目標とし1人2校の兼務配置を進める。
--------	---

学校図書館法では、学級数が12以上の学校には学校図書館の専門的職務を担う教員として、司書教諭を学校に置く必要があるとされている。他方、学校司書は、学校図書館の運営を担う専門職員であり、学校図書館法第6条において、すべての学校に「置くよう努めなければならない」とされている。

司書教諭と学校司書の制度上の比較は、下記のとおりである。

【司書教諭と学校司書に関する制度上の比較】

	司書教諭	学校司書
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館法第5条第1項、附則 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令 「～12 学級以上の学校には必ず置かなければならない。(11学	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館法第6条第1項 「～置くよう努めなければならない。」

	級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。）」	
位置づけ	【業務】 ・学校図書館の専門的職務を掌る。 【職種】 ・主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項前段》	【業務】 ・専ら学校図書館の職務に従事する。 【職種】 ・学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》（又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》）に相当
勤務形態	・常勤	・常勤又は非常勤

（出典：文部科学省「「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較」より抜粋して監査人が作成）

文部科学省により、学級数に応じた図書冊数標準が図書の整備を図る目標として設定されている。神戸市の学校図書館においては、学校司書の活用により、古い蔵書の除籍を進めながらすべての小中学校において蔵書達成率 100%を目指しているところである。

蔵書の貸出・管理において、全国的には、多くの学校にてバーコード利用による図書管理システムが導入されているが、神戸市の学校では図書管理システムの活用はされていない。

学校司書の活用は、学校図書館の充実を図り、児童生徒の豊かな心と確かな学力を育むため、また、司書教諭の多忙感を解消するために重要な役割を担うものであることは理解できるが、その配置のあり方は、運営コストも考慮したうえで検討される必要がある。

図書管理システムの活用により業務効率の改善を図ることができれば、学校司書のあり方についても見直しが可能と考える。

[意見 41] 図書管理システムの活用

効率的な図書館運営の観点から、学校図書館への図書管理システムの活用について検討する必要がある。

5. 2 学ぶ力・生きる力向上支援員の配置

【事業概要】

事務事業No.	46		
事務事業名	学ぶ力・生きる力向上支援員の配置	事業開始年度	平成26年度
		担当課	教科指導課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業1 確かな学力の育成		
令和2年度予算での位置づけ	1 児童生徒の学力・体力の向上		
根拠法令等	学ぶ力・生きる力向上支援員配置要綱		
事業目的	授業時から放課後までの1日を通じて、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うため、教員OB等の教員免許を有する者等から公募により、学習指導員(学ぶ力・生きる力向上支援員)を配置する。学習指導員は、児童・生徒一人一人の理解度に応じた個別指導、放課後学習の支援にとどまらず、集中力の欠ける児童・生徒への的確な指示、授業時の規律確保、配慮を要する児童・生徒の支援などを行い、学力向上に資することとしている。		
事業対象	全小・中・義務教育学校(全245校)に配置		
事業内容	1 基礎的・基本的な知識・技能の習得のための指導や教材の工夫 2 学習意欲を高め、実感を伴った理解を図るための指導の工夫 3 家庭との連携に基づく読書習慣や学習習慣の定着を図るための指導の工夫 4 落ち着いた学習環境づくり 5 いじめの未然防止と規範意識の向上を図るために、問題行動が見られる児童生徒への個別対応 6 定期的な放課後学習の取組 7 パソコンルーム等の開放による学習支援ツールを活用した学習支援 8 その他、児童生徒に応じた指導の工夫		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	424,927	415,399	9,528	-	295
平成29年度	466,468	431,247	35,221	-	319
平成30年度	528,537	497,284	31,253	-	353
令和元年度	528,537	503,538	24,999	-	357
令和2年度	1,096,686	898,669	198,017	新型コロナウイルスによる支援員の追加配置による	526
事業費内訳	各事業費の主な内容				
その他(人件費)	1,094,292	898,014	196,278		
その他(旅費)	2,394	655	1,739		
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	252,409	28.09%	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)		
その他(臨時交付金)	371,000	41.28%	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
一般財源	275,260	30.63%			
備考					

【指標等】

設定指標の内容	小・中・義務教育学校全校に支援員を配置				
令和5年度末の最終目標値	小・中・義務教育学校全校に支援員を配置を継続				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	中学校	245校	245校	-	全校に配置
平成29年度	中学校	245校	245校	-	全校に配置
平成30年度	中学校	245校	245校	-	全校に配置
令和元年度	中学校	245校	245校	-	全校に配置
令和2年度	中学校	245校	245校	-	全校に配置

【今後の方向性】

今後の方向性	児童生徒の学習状況や定着度に応じたきめ細やかな学習支援や放課後学習を行うことができるよう、全小中学校への学習指導員の配置を行っていく。
--------	---

児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行い、学力の定着・向上といじめの未然防止と規範意識の向上を図るため、学ぶ力・生きる力向上支援員が、全学校に週 22.5 時間勤務を目安として1名もしくは2名が配置されている。

支援員の配置状況は、下記のとおりである。なお、令和2年度に追加配置となっているが、これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う学校の臨時休校により学びの確保が必要として国の補正予算があったためである。

5. 3 学習支援ツールの配信

【事業概要】

事務事業No.	20			
事務事業名	学習支援ツールの配信		事業開始年度	平成26年度
			担当課	教科指導課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実			
令和2年度予算での位置づけ	1 児童生徒の学力・体力の向上			
根拠法令等	神戸市教育振興基本計画、力のつく授業推進プラン実施要綱			
事業目的	児童生徒の習熟度に応じた学習を支援するため、教材以外の作成や、映像や音声による解説を行う「学習支援ツール」を小中学校等で活用する。			
事業対象	神戸市立の全小中学校、義務教育学校、特別支援学校および、そこに在籍する全児童生徒			
事業内容	児童生徒が確かな学力を身に付け、さらにそれを伸ばしていくために、児童生徒一人一人に応じた、意欲的な実践活動を進める学習支援サービスを提供する。			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	「学習支援サービス」実施業務委託 117,000千円（プロポーザルによる随意契約） 児童生徒が確かな学力を身に付け、さらにそれを伸ばしていくために児童生徒一人一人に応じた学習を支援するために、インターネットを介して、教材を提供する。（全小中学校等に対する学校配信と分校を含む全中学校・特別支援学校及び小学校先行導入校児童個人に対する個別配信） なお、平成31年度予算要求の過程で、平成31年度から3年契約を行うための債務負担行為を申請した。	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	30,381	29,147	1,234		1
平成29年度	36,806	36,124	682		1
平成30年度	39,247	38,466	781		1
令和元年度	39,611	46,963	-7,352	小学校30校から、全小学校に拡大したため	1
令和2年度	51,456	53,623	-2,167		1
事業費内訳				各事業費の主な内容	
委託料	51,456	53,623	-2,167	サーバー、アカウントの管理と運営	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	53,623	100.00%			

【指標等】

設定指標の内容	平成28年度～令和元年度:学校配信利用数、令和2年度 個別配信アクセス率				
令和5年度末の最終目標値	活用率10%				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	学校配信利用数	小::3000 中:6000	小::2308 中:8883	小::-692 中:+2,883	利用数が小中学校ともに伸びてきている
平成29年度	学校配信利用数	小::3000 中:6000	小::2974 中:5759	小::-26 中:-241	今年度から個別配信が全中学校で始まったため、中学校の学校配信の利用数が減った。
平成30年度	学校配信利用数	小::4000 中:6000	小::3060 中:5228	小::-940 中:-772	学校間の差が大きいため、全体としての数が伸びない。
令和元年度	学校配信利用数	小::4000 中:6000	小::4789 中:5844	小::+789 中:-156	個別配信ではどの学校も様々な方法で取り組みを模索した。
令和2年度	個別配信アクセス率	20%	小::22.0% 中:15.0%	小::+2.0% 中:-5.0%	コロナウイルス感染症の影響で、活用の頻度が高まった。
備考	令和元年度途中に、個別配信の全小学校への導入が完了。12月より、全小中学校、義務教育学校、特別支援学校での利用開始。				

【今後の方向性】

今後の方向性	令和3年度で契約終了の予定。
--------	----------------

(当事業の経緯)

学習支援ツールとは、第2期神戸市教育振興基本計画の方向性1「一人一人の自立に向けた力を伸ばす」の重点事項である「個に応じた指導の推進」の取組のツールとして、「一人一人の課題に応じたよりきめ細やかな指導を行う」ために導入されたものである。導入に向けた取組は下記のとおりである。

契約日	期間	契約金額 (千円)	学校配信	個別配信
			(@98千円)	(@90千円)
平成28年4月1日	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	28,153	266校	—
平成29年4月1日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	36,123	266校	82校 ^{*1}
平成30年4月1日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	38,465	266校	105校 ^{*2}

平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	116,972	266 校	105 校 ^{※2}
令和元年 11 月 1 日 (変更契約)	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	153,602	266 校	252 校 ^{※3}

※1 中学校等 82 校（義務教育学校（港島学園）の小学部を含む。）

※2 中学校等 82 校、小学校 15 校、特別支援学校 6 校、中学校分校 2 校

※3 中学校等 82 校、小学校 162 校、特別支援学校 6 校、中学校分校 2 校

学校配信の単価は 1 校当たり 98,000 円であり、平成 28 年度から全ての学校園等を対象としている。個別配信の単価は 1 校当たり 90,000 円であり、平成 29 年度以降順次対象校を増やしてきた。令和元年 11 月には、個別配信の対象を小学校全校に拡大する変更契約を締結している。なお、教育相談所等では学校配信のみ行っているため、学校配信数と個別配信数とで差異が生じている。

（学校配信の活用状況）

学校配信は、教職員等が授業や放課後学習等を行う際に印刷して使用することができる。令和 2 年度における学校園ごとの年間印刷枚数は下記のとおりである。

・学校配信 令和 2 年度 年間印刷枚数

校種	中学校	小学校	特支等 ^{*1}	合計	割合 ^{*2}
0 枚	5	1	5	11	4.1%
1 枚以上 10 枚未満	1	0	1	2	0.8%
10 枚以上 100 枚未満	2	1	1	4	1.5%
100 枚以上 1,000 枚未満	13	19	4	36	13.5%
1,000 枚以上 10,000 枚未満	56	138	10	204	76.7%
10,000 枚以上	5	3	1	9	3.4%
合計	82	162	22	266	100.0%

*1 特別支援学校及び中学校分校（以下の表も同じ）

*2 校種ごとの合計数を全校数で除して算定している

（出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成）

年間印刷枚数について学校園ごとに差が生じている。この主な原因としては、下記事項などが考えられるとのことである。

- 放課後学習等において、学校配信を使っているか、個別配信を使っているか（アカウントの使用方法的の違い）。
- 全員が同じプリントを取り組む場合に、個々に印刷するか、1人が印刷したものを増し刷りするか（印刷方法的の違い）。

また、印刷枚数0枚の学校には、前年度印刷したものを増し刷りして使っている学校もあるとのことであった。このため、年間印刷枚数0枚の学校園11校について令和2年度の年間アクセス回数を調べたところ、下記表のとおり、8校については一度もアクセスしていないことが分かった。

・学校配信 年間アクセス回数

校種	中学校	小学校	特支等	合計	割合
0回	3	1	4	8	72.7%
1回以上10回未満	2	0	1	3	27.3%
合計	5	1	5	11	100.0%

（出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成）

アカウントの使用方法的や印刷方法などにより印刷枚数が異なってくるため、活用状況を正確に把握することは難しい。しかし、印刷枚数が0枚か極端に少ない学校園については利用状況も著しく低いことが推察される。

この点、前年度印刷したものを増し刷りしている学校園もあるとのことであるが、支援サービスの内容については定期的に更新されており、令和2年度においても学習指導要領改訂に伴う更新が行われていることを考慮すれば、前年度印刷したものを増し刷りすることは適切な運用とはいえず、学校園での対応は統一するべきと考える。また、仮に学校配信を全く使用する必要がない場合があるのであれば、契約金額の算定において学校配信と個別配信を分けて積算しており、学校配信を全く使用していない学校園についても委託料を払っているため、余計なコストがかかっているといえる。

（個別配信の活用状況）

個別配信は、児童生徒等が自学自習等を行う際に印刷して使用する。教育委員会事務局では、令和2年度から個別アクセス率を目標値とし、令和2年度は20%、令

和3年度は10%としている。令和2年度の目標率を20%とした理由は、緊急事態宣言による自主学習の増加により4月、5月の利用率が著しく増加したためである。

令和2年度における月別アクセス率は下記のとおりである。

・個別配信 令和2年度 月別アクセス率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校	39.5%	68.3%	28.8%	20.1%	17.1%	14.1%	12.2%	15.5%	10.2%	12.2%	14.6%	11.3%	22.0%
中学校	40.8%	43.0%	13.5%	12.8%	8.2%	8.5%	8.5%	7.9%	9.4%	10.1%	9.7%	11.1%	15.3%
(計)	40.1%	55.7%	21.2%	16.4%	12.6%	11.3%	10.3%	11.7%	9.8%	11.2%	12.2%	11.2%	18.6%
特支等	13.4%	18.5%	15.6%	7.9%	4.3%	1.6%	4.4%	4.3%	7.0%	1.8%	1.1%	1.0%	6.7%

※アクセス率=月1回以上アクセスがあったID/登録ID数

※学校ごとのアクセス率を算出し、その合計値を学校数で除して算定

(出典：教育委員会事務局提供資料)

小・中学校合計の平均アクセス率は18.6%であり、目標値である20%に近似しているともいえる。しかし、学校園ごとに細分化してみれば、下記のとおり目標値である20%を達成している学校園は全体の26.6%しかない。

・個別配信 令和2年度 年間アクセス率

	中学校	小学校	特支等	合計	割合
10%未満	5	38	7	50	19.8%
10%以上 20%未満	36	99	1	136	53.8%
20%以上 30%未満	29	18	0	47	18.6%
30%以上 40%未満	7	3	0	10	4.0%
40%以上	5	5	0	10	4.0%
合計	82	163	8	253	100.0%

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

また、緊急事態宣言の影響を受けた4月、5月を除いた場合、下記のとおり10%未満の学校園が全体の60.5%を占めている。

・個別配信 令和2年度 年間アクセス率（4月、5月除く）

	中学校	小学校	特支等	合計	割合
10%未満	32	113	8	153	60.5%
10%以上 20%未満	30	36	0	66	26.1%
20%以上 30%未満	12	7	0	19	7.5%
30%以上 40%未満	6	2	0	8	3.2%
40%以上	2	5	0	7	2.8%
合計	82	163	8	253	100.0%

（出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成）

学習支援ツールの導入目的である「一人一人の課題に応じたよりきめ細やかな指導を行う」ためには、当該システムを導入するだけでなく、実際に活用される必要がある。

この点、教育委員会事務局ではアクセス率10%又は20%を目標値としているが、当該目標値を達成できたとしても児童生徒の80%～90%が利用しておらず、目標値として適切とは言い難い。また、教育委員会事務局では令和2年度において利用率の低い学校園に対して年2回個別にヒアリングや指導を行うなど学習支援ツールの活用を促してきたとのことであるが、結果として緊急事態宣言下を除き利用率はあまり変化していない。学校園ごとに授業方針や家庭環境（インターネット回線の有無、プリンターの有無等）等が異なるため、一律に利用を強制することは難しいが、利用率のより一層の向上に向けた取組は必要である。

[意見 43] 学習支援ツールの利用率が低い学校園について

利用率の低い学校園に対して引き続きヒアリング等を実施し、その阻害要因を把握の上、その解消に取り組むなど、利用しやすい環境を整え、利用率のより一層の向上を図られたい。

（今後の方法性）

当事業については、令和4年3月31日の契約期間満了により終了し、今後はタブレットドリル等の教材へ移行していく予定であるが、詳細については検討中とのことである。

当ツールは、「一人一人の課題に応じたよりきめ細やかな指導を行う」ために、緊急事態宣言下では自宅学習を補完する役割を果たしたといえるが、それ以外の期間では利用率の低い学校園が多く、平成 28 年度以降の累計で 256 百万円投資した効果が得られたのか疑念が残る。一方で、当ツールを積極的に活用している学校園もあることから、当ツール廃止後においても「一人一人の課題に応じたよりきめ細やかな指導を行う」ことができるか懸念が残る。

[意見 44] 学習支援ツール廃止後の事業について

今後の事業に役立つように当事業を総括するとともに、当事業廃止後の具体的な施策について早急に検討し、策定していく必要がある。

5. 4 G I G Aスクール構想に対応するための学校設備

【事業概要】

事務事業No.	51		
事務事業名	GIGAスクール構想に対応するための学校設備		事業開始年度 令和2年度
			担当課 教科指導課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業12 ICTの基盤整備と利活用の促進		
令和2年度予算での位置づけ	5 学びを支える環境の整備		
根拠法令等	「GIGAスクール構想」に対応した神戸の教育活動についての方針(令和2年10月)		
事業目的	国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、1人1台端末の活用について、全ての教員が端末をはじめとしたICT機器を活用した授業を行うため、教員用のデジタル教科書の導入が必要となっている。 このため、教員用のデジタル教科書を全小・中学校で導入し、授業改善をはかるとともに教員の授業準備にかかる負担を軽減する。		
事業対象	小学校163校(分校含む)、中学校84校(分校含む)、義務教育学校1校、特別支援学校6校		
事業内容	国語、算数(数学)、社会、理科、英語の教員用デジタル教科書を全小・中学校、義務教育学校、特別支援学校で配備を行う。 改訂後の教科書の使用期間は、小学校:令和2～5年度、中学校:令和3～6年度。 教科書の使用期間に基づき、教員用デジタル教科書のライセンスは1年又は4年である。4年が割安となるため、中学校4年分(一括)と小学校1年分(3年間毎年購入)を購入する。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	0	0	0		0
平成29年度	0	0	0		0
平成30年度	0	0	0		0
令和元年度	0	16,819	-16,819	試行的に全小学校へ英語の指導者用デジタル教科書(4年版)の導入を行ったため	0
令和2年度	200,000	152,971	47,029	一括調達による値引きによる。また、一部導入済みの学校があったため	0
事業費内訳				各事業費の主な内容	
使用料及び賃借料	200,000	152,971	47,029	教員用デジタル教科書の調達	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
一般財源	152,971	100.00%			
備考					

【指標等】なし

令和2年度中に対象校分の教員用デジタル教科書の調達をし、令和3年4月より供用を開始している。

【今後の方向性】

今後の方向性	大型提示装置(電子黒板機能付プロジェクタ等)や教員用デジタル教科書など、ICTを効果的に活用した授業方法の研究および授業の実施を推進していく。
--------	---

令和3年8月に教科指導課から小中学校全校に対して「GIGAスクール進捗状況アンケート」を実施しており、当アンケート項目のひとつである指導者用デジタル教科書の活用状況に関する回答結果は下記のとおりである。

・デジタル教科書の活用状況に関するアンケート結果

	a.よく活用している	b.活用している	c.あまり活用していない	d.活用していない	総数	a. b の割合
小学校	138	26	0	1	165	99.4%
中学校	23	44	4	5	76	88.1%

※小学校4校、中学校2校が異なる選択肢で2回回答している。

(出典：教育委員会事務局資料を元に監査人が作成)

上記アンケート結果において、「a.よく活用している」と「b.活用している」を合わせた割合が、小学校で99%、中学校で88%と高い水準になっている。一方で、「c.あまり活用していない」や「d.活用していない」との学校園もあった。

また、同アンケートでは、デジタル教科書について「活用しやすい教科とその理由」、「活用しにくい教科とその理由」、「疑問や困っていること、こういう使い方を

することで効果が高まったといった工夫等」についても調査を行っている。

「活用しやすい教科とその理由」では、「どの教科においても教科書の内容を黒板に大きく掲示できることや視覚的な効果があり分かりやすい」などの回答があった一方で、「活用しにくい教科とその理由」では、「実技教科は委員会に申請しないと使えない」や「家庭科について委員会に使用したいと申請をしたが使用することができなくて困っている」などの回答があった。また、「疑問や困っていること、こういう使い方をすることで効果が高まったといった工夫等」では、「うまくつながらない時がある」などの接続面での回答があった。

同アンケート結果を踏まえて、実技教科の使用方法等について教育委員会事務局に確認したところ、「教育委員会での一括調達は5教科となっている。実技教科等について学校負担で調達した場合は、ライセンス管理があるので学校から申請してもらい集中管理している。家庭科の教材DBは、個別にインストールして使う形だが、容量等で無理が生じる。現在は、学校イントラ上に貼り付けできているので、連絡すればIDで使用が可能となっている」との回答を得た。

デジタル教科書については、ほとんどの学校園で活用されているが、あまり活用していない又は活用していない学校園もあり、中学校では電子黒板等の機器整備が遅れていたため、あまり活用していない学校が多くなっていると推察される。教育委員会事務局としては、全ての学校園で活用されるようにあまり活用していない又は活用していない学校園に対して個別にその理由を聞き取り、活用を促していく必要がある。

また、実技教科の使用方法などで教育委員会事務局の方針が学校園に十分伝わっていなかったことが考えられるため、教育委員会事務局は定期的にアンケートを実施することなどにより、デジタル教科書に関する疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。さらに、アンケート結果等によりデジタル教科書の活用状況を定期的に把握することで、デジタル教科書の導入により教員が授業中にICT機器を活用する時間数がどの程度増加したかなどのデジタル教科書の導入効果を検証し、今後の教科指導におけるICTの活用に役立てることが考えられる。

[意見 45] デジタル教科書の活用について

教育委員会事務局は、学校園との連携をより一層深め、全ての学校園でデジタル教科書が活用されるようにするとともに、疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。

また、今後の教科指導に役立てるため、デジタル教科書の導入効果について定期的に測定していく必要がある。

5. 5 体力アップの推進

【事業概要】

事務事業No.	47		
事務事業名	体力アップの推進		事業開始年度 平成27年度(できたよ) 平成30年度(やってみよう)
			担当課 教科指導課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業3 健やかな体の育成		
令和2年度予算での位置づけ	1 児童生徒の学力・体力の向上		
根拠法令等	第3期神戸市教育振興基本計画		
事業目的	生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎としての健やかな体を育成する。		
事業対象	「やってみよう！教室」や「できたよ！教室」、体力アップにつながる運動遊びの奨励など、児童生徒の体力向上に向けた取組を主に小学生を対象に行う。		
事業内容	小学校1年生を対象に、すべての運動の基礎となる体幹を鍛える動きを取り入れた「やってみよう！教室」を行う。また、小学5年生を対象に、「走る・投げる」こつを指導する「できたよ！教室」を実施する。 さらに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用し、学校体育授業等の改善、体力アップにつながる運動遊びの奨励、家庭との連携など、児童生徒の体力向上に向けた取組を推進する。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	・「できたよ！教室」指導業務委託 957千円（見積合せ） 「できたよ！教室」の指導業務を、スポーツ指導に関する専門的知識・技術を活用し、限られた実施回数で技能の伸びや達成感を感じさせることが必要であるため、リーフラス株式会社および特定非営利活動法人アスロンに委託したものである。 ・「やってみよう！教室」指導業務委託 3,207千円（見積合せ） 「やってみよう！教室」の指導業務を、スポーツ指導に関する専門的知識・技術を活用し、限られた実施回数で技能の伸びや達成感を感じさせることが必要であるため、リーフラス株式会社および特定非営利活動法人アスロンに委託したものである。
	<input checked="" type="checkbox"/> 一部委託		
	<input type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成30年度	2,960	1,858	1,102		
令和元年度	19,073	17,883	1,190		
令和2年度	13,697	10,222	3,475	新型コロナウイルス感染症拡大による学校休校延長措置に伴い、実施期間の短縮及び実施校数の減少による	
事業費内訳				各事業費の主な内容	
需用費	5,915	3,456	2,459		
役務費	361	0	361		
委託料	5,259	6,595	-1,336		
備品購入費	20	104	-84		
使用料及び賃借料	1,330	18	1,312		
その他(報酬)	477	49	428		
その他(旅費)	335	0	335		
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	10,222	100.00%			
備考					

【指標等】

設定指標の内容	「運動をすることが好き」な児童生徒の割合の増加				
令和5年度末の最終目標値	「運動をすることが好き」な児童生徒の割合が、90%以上				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	小学校	90%	91.8%	1.8%	全国平均【90.6%】を、1.2%上回る
平成29年度	小学校	90%	91.3%	1.3%	全国平均【90.3%】を、1.0%上回る
平成30年度	小学校	90%	90.4%	0.4%	全国平均【89.7%】を、0.7%上回る
令和元年度	小学校	90%	91.7%	1.7%	全国平均【90.5%】を、1.2%上回る
令和2年度	小学校	90%	コロナ禍による中止		
備考					

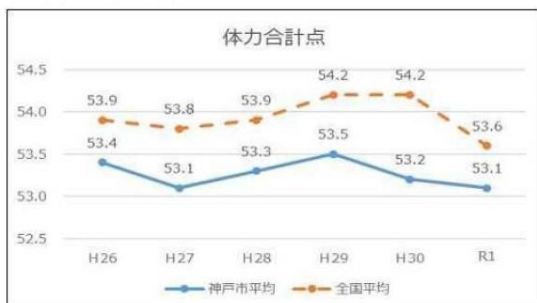
【今後の方向性】

今後の方向性	<p>運動意欲・運動内容・運動機会の3つの要素を踏まえて取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やってみよう教室」「できたよ教室」を継続 ・学習用端末を活用した運動意欲の喚起(システム構築中) ・大学や民間事業所との連携による運動機会の創出
--------	--

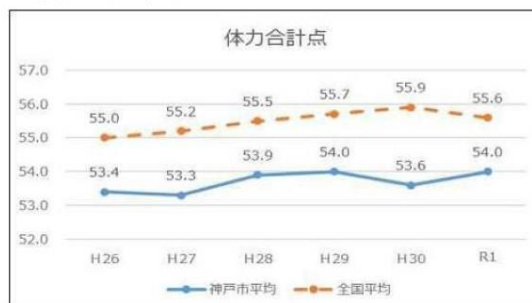
全国の国公私立の小学校5年生及び中学2年生を対象とした体力運動能力等調査による体力合計点の全国平均と神戸市平均の比較は、下記のとおりである。

【体力合計点の比較】

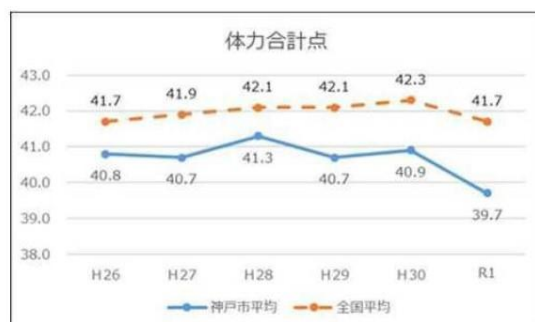
小学校5年生男子



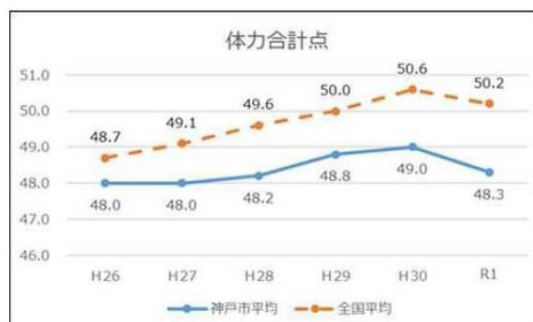
小学校5年生女子



中学校2年生男子



中学校2年生女子



小中学校男女ともに全国平均を下回る傾向が継続しているため、神戸市では、運動意欲の向上のため「運動記録等の見える化」に向けた実証実験、達成感が味わえるような授業改善、運動機会確保のために大学生や民間事業者の活用等の取組を進めることとしている。

十分な体力がなく、自分の体を上手にコントロールできないまま成長してしまうと、成人してから重大な健康問題が現れることが懸念される。

引続き、体力向上に向けた取組を推進されたい。

5. 6 英語教育の推進

【事業概要】

事務事業No.	25		
事務事業名	英語教育の推進		事業開始年度
			担当課 教科指導課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業7 神戸の国際教育・防災教育のさらなる推進		
令和2年度予算での位置づけ	1 児童生徒の学力・体力の向上		
根拠法令等	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)任用規則案、神戸市JET任用規則		
事業目的	ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションを図る機会を拡大することにより、児童生徒の英語力向上および国際理解を深めるため、小学校の英語教科化に合わせて、1～6年生の外国語授業において全ての時間で外国語指導助手(ALT)との協同授業を行えるようALTの配置を拡充する。		
事業対象	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校		
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 小学校外国語教育の質の向上を図るため、英語専任教員を配置拡充し、指導体制を強化。 2) 外国語指導助手(ALT)を全小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配置・拡充する。 コミュニケーション活動を通じた4技能5領域の統合的な育成を推進。 3) 小学校の英語教科化に合わせて、1～6年生の外国語授業において全ての時間、ALTとの協同授業を実施。 4) 小中接続による英語教育の充実に向けた授業公開・協議会や文部科学省主催の研修に基づいた指導力向上研修、ALTとの合同研修等を実施し、教員の指導力と英語力を強化。 5) 「英語教育改善プラン」を策定し、国の「生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業」等に取り組みながら、児童生徒の発信力向上に向けた指導体制づくりを推進。 6) さらにALT派遣事業を充実させ、国際理解教育を推進。 7) 英語によるプレゼンテーションを行う事業等による、実践的な英語力を発揮する機会を提供。 8) 姉妹都市等と中高生等との相互派遣を中心とする国際交流を推進。 		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成29年度	633,382	606,734	26,648		
平成30年度	646,410	614,967	31,443		
令和元年度	627,545	628,535	-990		
令和2年度	971,349	607,871	363,478	新型コロナウイルス感染症の海外渡航制限等の影響により、新規人材の確保が困難(1学期の体制は民間人材派遣等により継続)	

【指標等】

設定指標の内容	令和2年度からの小学校英語教科化への円滑な移行に向け、大規模校などに英語担当教員の配置を進めるとともに、ALTを全小中・高校に配置し、ALTとの共同授業によりネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションによる児童生徒の英語力向上及び国際理解を深める。また、令和2年度からは、小学校の全ての授業にALTを配置すべく拡充を図ってきている。				
令和5年度末の最終目標値	全校の全授業にALTを配置し共同授業を実施し、英語力の向上及び国際理解を深める。				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成28年度	小学校				
	中・高校	124人	124人		
平成29年度	小学校				
	中・高校	124人	127人	▲3人	
平成30年度	小学校				
	中・高校	124人	131人	▲7人	
令和元年度	小学校				
	中・高校	131人	131人		
令和2年度	小学校				
	中・高校	209人	125人	84人	

【今後の方向性】

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症により、全ての小学校の外国語授業において協同授業を行うためのALT配置拡充が目標値に達していない為、今後目標値に近づけていく。配置拡充の実現後は研修をさらに充実させ、ALTを活用した行事等を推進する。
--------	--

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため、新規の外国語指導助手（以下「ALT」）の来日ができなかったことから、市が掲げる令和2年度の目標である小学校への全ての外国語授業にALTを配置することは達成できず、既に来日しているALTの再任用や民間派遣の活用等によって令和元年度の水準を維持するにとどまった。

事業費とALT配置状況について、ヒアリング及び関連資料の確認をした結果は、下記のとおりである。

過去3年間の事業費実績とALT配置実績数の分析

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費実績（千円）	614,967	628,535	607,871
ALT配置実績数（人）	131	131	125
1人あたり費用（千円）	4,694	4,797	4,862

上記の事業費実績の内訳としては、ALTへの報酬額、社会保険料等の人件費、財団法人自治体国際化協会（以下「CLAIR」）に対する負担金、旅費及び通勤費等の事業費が含まれている。

「外国青年招致事業（JET・ALT用）に関する任用規則」によると、ALTの報酬額は、下記のとおり定められており、CLAIRが設定している報酬基準額及び勤務時間数（週35時間）と同様の水準とされている。なお、令和2年度のALT配置実績数125人に対して、ALTの報酬額は449,319千円であり、1人あたりの平均報酬単価としては、3,594千円であった。

（報酬）

第7条 参加者の報酬は、日本国内において賦課される所得税および住民税控除前において初年度は年額336万円、再任用された場合の2年目は年額360万円、3年目は年額390万円、特に優れた者として2回を超えて再任用された4年目及び5年目は年額396万円を基準とし、毎月の支払い額については別に定める。なお、参加者の責めに帰すべき事由により租税条約に基づく免税を受けられない場合は、この年額を基準としない。

ALTの各学校への配置については、教科指導課がALTと学校の要望、所在地域、規模等を考慮し、各ALTの所属校を決定している。また、各学校の外国語活動又は外国語科授業の週あたりの年間授業数に基づきALTの勤務日数を決定するため、学校規模とALTの担当授業数（1人あたり週22.5時間の授業）の配分の関係から、一部のALTは、所属校以外の学校（以下「兼務校」）とも兼務することがある。一方で、ALTの勤怠に係る報告は所属校の学校長（又は教頭）が、毎日、出勤簿をもとにALTの出勤状況、署名又は押印の確認を行い、毎月初には所属校の学校長は、兼務校からALTの出勤簿を入手し、年休や出張（兼務校の出勤）の状況の照合により、勤務日数、休暇日数等を最終確認し、各ALTの勤務実績を教科指導課へFAXにより提出、報告している。

今後、市の目標であるALTの拡大に向けて、勤怠管理の対象となるALT数は2倍近くの増加が予測されることから、学校園及び事務局ともにALTの勤怠管理に係る工数がさらに増加することになるため、特に学校園における事務負担の軽減を考慮すれば、システムの活用等により可能なかぎり紙媒体の使用や人手による記入、入力、照合等の作業を減らすべきである。

【意見 46】 外国語指導助手（ALT）の勤怠管理について

今後も増加が予想されるALTの勤怠管理について、システムの活用等により手作業の工数を削減できるよう、勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。

6 学校教育課

6.1 こども日本語サポートひろばの設置

【事業概要】

事務事業No.	17		
事務事業名	こども日本語サポートひろばの設置	事業開始年度	令和2年度
		担当課	学校教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実		
令和2年度予算での位置づけ	5 学びを支える環境の整備		
根拠法令等	学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号） 学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）		
事業目的	国際化の進展等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させ、当該児童生徒等やその保護者が安心して学校生活を送れるようになることを目的とする		
事業対象	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等、および当該児童生徒が在籍する学校園		
事業内容	令和2年度より、別室で日本語指導を行う「特別の教育課程」の充実を図るため、専門窓口として「こども日本語サポートひろば」を総合教育センターに開設し、日本語指導の資格を有するコーディネーター等、6名の職員を配置した。 当該ひろばでは、 ① 学校園に代わって児童生徒の母国での学習履歴の把握や日本語能力の測定及び日本語指導計画策定への助言 ② 実際の指導時における教職員への支援 ③ 三者面談の通訳や文書の翻訳など学校と児童生徒や保護者間の円滑な意思疎通の支援を主に実施している。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	13,080	11,220	1,860	会計年度任用職員に係る費用の算定基準と実際の通勤代等との差額	6
事業費内訳				各事業費の主な内容	
人件費	13,080	11,220	1,860	ランゲージコーディネーター、巡回日本語指導員	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
国庫支出金	3,740	33.33%		教育支援体制整備事業費補助金【公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業】	

【指標等】

備考	成果を一概に数値であらわすことが困難な項目については、「指標」の設定はない。
----	--

【今後の方向性】

今後の方向性	令和3年度は職員を10名に増員し、「特別的教育課程」編成のための支援の充実とオンライン授業等ICTを活用した支援の拡充を行っている。また、GIGAスクール構想にて配布された一人一台端末を活用し、外国人児童生徒が家庭で日本語学習ができる日本語学習用のデジタルコンテンツを兵庫教育大学と共同作成中である。
--------	--

こども日本語サポートひろばは、令和2年度より新規に設置され、令和2年4～6月までの開始準備及び調整期間を経たうえで、7月より本格始動された。

令和2年度における月別活動状況は下記のとおりである。なお、下記業務のうち、受入相談はチーフコーディネーター及びコーディネーターの各1名、巡回指導は巡回日本語指導員2名、ランゲージコーディネーター（以下「LC」）派遣は、中国語及びベトナム語に対応可能なLC2名が業務を行っており、6名とも常勤職員である。

児童生徒、保護者及び指導者に対する対応件数 (単位：人)

	令和2年						令和3年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受入相談	95	33	85	73	98	66	40	60	59
巡回日本語指導	123	58	196	160	207	205	189	174	166
LC派遣	178	23	91	113	130	275	120	118	188
合計	396	114	372	346	435	546	349	352	413

対応学校園数 (単位：校)

	令和2年						令和3年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受入相談	24	11	17	24	27	23	11	27	20
巡回日本語指導	27	18	46	51	60	56	54	58	57
LC派遣	25	8	20	25	25	52	24	25	28
合計	76	37	83	100	112	131	89	110	105

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

学校園の夏季休校中（8月）の対応件数及び対応学校園数ともに稼働が少なく、学期末（7月、12月、3月）は保護者との懇談会等により繁忙となる傾向にある。

例えば、令和2年12月では、LCは275件の対応件数を担当しており、1人あたり137.5件であるが、令和2年8月ではLC1人あたり11.5件となっている。LCの業務としては、デスクワークの文書翻訳と面談時の通訳では1件あたりの業務量の差はあるものの、特に夏季休校期間中の巡回日本語指導員及びLCが稼働件数は少なくなる傾向にある。学校園からの依頼がなく訪問等ができない場合においても、職員の稼働状況に応じて業務を配分することができるよう日本語サポートの支援をより充実させるための資料作成や翻訳作業の計画の立案を検討するべきである。

【意見47】 閑散期の業務配分について

学校園への派遣が少ない閑散期において、巡回日本語指導員やランゲージコーディネーターが実施できる業務を学校園からのニーズにより整理のうえ、翌年度の年間計画を立案することを検討する必要がある。

6. 2 外国人児童生徒等に対する日本語指導

【事業概要】

事務事業No.	18		
事務事業名	外国人児童生徒等に対する日本語指導		事業開始年度
			担当課 学校教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実		
令和2年度予算での位置づけ	5 学びを支える環境の整備		
根拠法令等	学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第2号) 学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号)		
事業目的	国際化の進展等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させ、当該児童生徒等やその保護者が安心して学校生活を送れるようになることを目的とする		
事業対象	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等		
事業内容	<p>(1)「子ども多文化共生サポーター」の派遣 授業中の翻訳など、母語による支援として小・中学校へ派遣している。 ・会計年度任用職員(パート):72名 ・R2実績:88校、延べ3,857回)</p> <p>(2)ランゲージ支援員(旧:外国人児童生徒受入校支援ボランティア)の派遣 上記「子ども多文化共生サポーター」の補完的機能として、新渡日3年以上を経過した日本語指導が必要な児童生徒に対して、その児童生徒の母語による支援ができる支援員を幼稚園、小・中学校、高等学校に派遣している。 ・会計年度任用職員(パート):34名 ・R2実績:62校、延べ2,063回</p> <p>(3)中学校JSL(Japanese as a Second Language)教室の開催 日本語指導を必要とする中学生で、高校進学を志望するものに対して、放課後学習の場を提供し、進路・学習指導を行っている。 ・会計年度任用職員(パート):10名 ・R2実績:2校開設(神戸生田中、太山寺中)、延べ678回</p> <p>(4)小学校JSL教室(日本語指導支援者派遣事業) 日本語指導を要する児童が多く在籍する学校に、専門知識を有する日本語指導支援員を派遣している。 ・会計年度任用職員(パート):10名 ・R2実績:7校開設(東灘小、本庄小、春日野小、中央小、山の手小、兵庫大開小、駒ヶ林小)、延べ1,373回</p> <p>(5)帰国・外国人児童に係わる日本語教室支援 アイデンティティの確立や日本語習得のため、母語や母文化の習得を支援する支援員を派遣している。 ・会計年度任用職員(パート):10名 ・R2実績:7校開設(本庄小、本山第2小、こうべ小、港島小、御蔵小、真陽小、神陵台小)、延べ200回</p>		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	18,354	17,830	524		
平成29年度	54,580	52,807	1,773		
平成30年度	56,582	62,370	-5,788	各校の派遣希望が想定より多かった	
令和元年度	56,607	62,160	-5,553	各校の派遣希望が想定より多かった	
令和2年度	86,614	63,344	23,270	新型コロナウイルスによる休校	
事業費内訳				各事業費の主な内容	
需用費	132	0	132		
役務費	0	68	-68	電話代等	
報償費	0	39	-39	外国人児童生徒等にかかわる就学支援ガイダンスの通訳謝金	
旅費	10,142	5,749	4,393	上記事業概要(1)～(5)に係る旅費	
人件費	76,340	57,488	18,852	上記事業概要(1)～(5)に係る人件費	
財源内訳(千円)		金額	割合	摘要(補助金名等)	
国庫支出金	21,115	33.33%		教育支援体制整備事業費補助金【公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業】	

【指標等】なし

成果を一概に表すことが困難な項目については、「指標」の設定はない。

【今後の方向性】

今後の方向性	継続実施。小中以外の校種への支援拡充を検討する必要がある。
--------	-------------------------------

外国人児童生徒に対する日本語指導を推進している国の動きとして、下記の経緯がある。

平成26年	日本語指導における「特別の教育課程」としての編成、実施が制度化
平成28年	「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について」 <ul style="list-style-type: none"> ・教育、指導の充実 ・体制整備 ・教員配置 ・人材養成
平成29年	「教員採用等の改善に係る取組について（通知）」 <ul style="list-style-type: none"> ・専門性として「外国人児童生徒等に対する教育支援」が明示 「新学習指導要領」「総則」 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮の一つに「日本語習得に困難」が挙げられる
令和元年	「入管法及び難民認定法等の一部を改正する法律」が成立し施行

<ul style="list-style-type: none"> ・不足する労働者の人材確保に外国人労働者が求められる ・来日する外国人労働者の増加（その家族も増加）

神戸市の外国人数は、令和3年3月末現在、48,211人が在住しており、人数の多い順に韓国又は朝鮮、中国、ベトナム、ネパール、フィリピン、台湾、米国といった国籍者が住民登録されている。直近5年間の神戸市内外国人児童生徒数と日本語指導が必要な児童生徒数は下記のとおりで、年々増加している環境下にある。

➤ 神戸市内の外国人児童生徒数

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,200	1,236	1,280	1,332	1,443

➤ 神戸市内の日本語指導が必要な児童生徒数

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
410	423	416	459	520

(出典：教育委員会事務局提供資料を元に監査人が作成)

外国人児童生徒等に対する日本語指導に係る事業は、上記【事業概要】の事業内容に記載のとおり、その目的と対象者、支援形態、支援内容等が異なる5つの事業に区分し実施されている。

学校教育課では、各学校園において日本語指導が必要な児童生徒数を毎年度、集計し、サポートが必要な言語と地域を管理しているが、学校園ごとの日本語指導が必要な児童生徒数と事業予算を考慮し、子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員の派遣先を調整し決定する。同様に、中学校JSL教室、小学校JSL教室及び帰国外国人児童に係わる日本語教室支援の対象校（地域）を選定し、支援員を派遣している。

支援員のうち、子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員は、業務配分の関係から複数の学校園を担当している場合があり、同一日に複数の学校に派遣されることもある。その際には自宅から学校園の通勤だけでなく学校園間の移動も発

生することとなる。一方で、これら職員の業務報告は本人からではなく、その派遣を受けた学校園から学校教育課に対して月報の提出により報告、管理されるため、学校教育課での支援員の学校間移動の交通費の計算を手作業で実施することになっている。

令和2年度の子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員の学校園への派遣実績回数は、それぞれ延べ3,857回及び2,063回ある中で、現在の勤怠管理の方法では、学校園及び事務局における手作業の事務処理負担が多く非効率であり、支援員への交通費支給額の集計誤りをもたらす恐れがある。現在、学校園からの報告フォーマットを検討中ということではあるが、日本語指導が必要な児童生徒数が増加し今後も支援回数が増加していくことを考えると、勤怠管理の事務処理について学校園及び学校教育課の事務効率を改善できるよう、月報から交通費集計までの業務プロセスを見直すべきである。

[意見 48] 子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員の勤怠管理について

子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員について、交通費の集計及び計算を含む勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。

6. 3 ネットいじめ・ネット依存等防止プログラム

【事業概要】

事務事業No.	37		
事務事業名	ネットいじめ・ネット依存等防止プログラム		事業開始年度
		担当課	学校教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業2 豊かな心の育成		
令和2年度予算での位置づけ	3 いじめ・不登校対策の充実		
事業目的	学校におけるインターネット人権侵害防止		
事業対象	小学校中学年児童・高学年児童・保護者		
事業内容	小学校中学年児童・保護者対象の「インターネット安全教室」、高学年児童対象の「ネット依存防止教室」の出前授業を実施し、正しい判断力を育成し、ネットトラブルやネット等による人権侵害の防止を図る。		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	ネット被害防止対策業務に係る委託 2,156千円（見積合せによる随意契約） 出前授業の業務を、情報モラルやネット依存防止に関する事業者の専門的知識を活用するため、一般社団法人ソーシャルメディア研究会に委託したものである。

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	1,640	1,640	0		
平成29年度	1,960	2,743	-783	追加事業実施のため変更契約締結	
平成30年度	1,960	2,420	-460	追加事業実施	
令和元年度	7,500	8,432	-932	啓発動画制作(5702千円)含む	
令和2年度	2,190	2,156	34		
事業費内訳				各事業費の主な内容	
委託料	2,190	2,156	34	児童向け・保護者向け講習の実施業務	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
県支出金	1,078	50.00%	インターネット利用基準作成遵守支援事業補助金		
一般財源	1,078	50.00%			

【指標等】 なし

【今後の方向性】

今後の方向性	継続実施
--------	------

ネットによるいじめやトラブルを防止するため、大学・警察等との連携により、小学校中学年の児童・保護者向けに出前授業を実施し、情報モラルについての指導を行っている。また、子ども自らがスマホ利用による被害・弊害の実態について考え、適正な利用につなげられるよう、小学校高学年の児童向けに、ネット依存防止に重点をおいた動画を活用した出前授業を実施している。

7 特別支援教育課

7. 1 自校通級指導教室の整備

【事業概要】

事務事業No.	40		
事務事業名	自校通級指導教室の整備		事業開始年度 令和2年度
			担当課 特別支援教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ		重点事業4 一人一人に応じたきめ細かな教育・支援の充実	
令和2年度予算での位置づけ		4 特別支援教育の推進	
根拠法令等	学校教育法施行規則第140条及び第141条		
事業目的	<p>「通級による指導」は、平成5年の学校教育法施行規則の改正により制度化された。神戸市では、国による制度化以前の昭和40年代より通級指導教室を設置し、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、通級による指導を実施してきた。</p> <p>しかしながら、全国的な傾向として、自閉症・LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)といった通級による指導が必要となる対象児童生徒数が年々増加しており、それに耐えうる体制の構築が課題となっていた。</p> <p>このため、今後の神戸市の通級指導の在り方についての検討を行うため、平成30年10月に「神戸市通級指導検討委員会」を設置。令和元年6月までの計4回で、学識経験者等から様々な意見をいただいた。その中で、通級による指導を必要とする児童生徒が自校で指導が受けられる体制を整える必要があるとの意見をいただいた。</p> <p>当事業は、多くの学校に自校通級指導教室を整備することで、送迎の都合など様々な理由で、通級による指導を受けられることができなかった児童生徒が指導を受けることができるようにするものである。</p>		
事業対象	通級による指導を必要とする児童生徒。		
事業内容	<p>○「自校通級指導教室」の整備 (参考)自校通級指導教室整備実績及び予定 令和2年度:5校(小学校5校) 令和3年度:10校(小学校10校)整備予定</p>		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	5,000	2,580	2,420	空調整備費用が令和3年度予算に流れたため	
事業費内訳				各事業費の主な内容	
需用費	5,000	2,580	2,420	床タイル交換等	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
市債	3,000	75.00%		学校教育施設等整備事業債(建物一般単独事業分)	
一般財源					

【指標等】

設定指標の内容	通級による指導のニーズの増加に対応するため、従来より設置している拠点校通級指導教室14教室に加え、自校通級指導教室を整備する。令和5年度末までに50教室、令和8年度末までに100教室整備する。				
令和5年度末の最終目標値	50教室				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
令和2年度	小学校 中学校	19教室	19教室		拠点校通級指導教室14教室に加え、新たに自校通級指導教室5教室(小学校5校)を整備

【今後の方向性】

今後の方向性	自校通級指導教室を整備していくことで、通級指導に携わる教員の数も必然的に増加する。通級に携わる教員の人材育成システムを一層強化していく必要がある。
--------	---

(1) 自校通級指導教室の状況

これまで、令和2年度に小学校5校（魚崎小、長尾小、湊小、霞ヶ丘小、伊川谷小）、令和3年度に、新たに小学校10校（福池小、成徳小、上筒井小、兵庫大開小、ひよどり台小、藤原台小、蓮池小、北須磨小、下畑台小、井吹東小）の整備を進め、現在15の小学校に自校通級教室を設置している。

自校通級指導教室において、令和3年5月1日時点で184人の児童生徒が指導を受けており、拠点校通級指導教室14か所と合わせて、通常の学級に在籍する主に発達障害等（LD・ADHD等）の児童生徒のニーズに応じた支援に取り組んでいる。

自校通級指導教室では、担当教員が、児童生徒の実態把握、課題の設定、指導の工夫、担任や保護者との連携、個別の指導計画の作成などを行い、また、研修や拠点校通級指導教室との連絡会などを通じて、専門性を培いながら指導にあたっている。

(2) 自校通級指導教室の効果

①児童生徒の例

不登校傾向にあった児童生徒が、通級による指導により自校通級指導教室に行くことが楽しみになり、学校に行くことがスムーズになったり、漢字を書くことが苦手な児童生徒が自分の興味のある教材を使って書ける漢字を増やそうと、意欲をもって取り組んだりといったことがあげられる。

②保護者の例

自校通級指導担当教員は保護者との連携を丁寧にとるようにしている。指導内容や指導に取り組む児童生徒の様子などを連絡ノート等で知らせることで、保護者も安心して通級指導教室に通わせることができている。また、児童生徒が通級指導教室に意欲をもって行けることで、これまで行きにくさがあった学校にスムーズに行けるようになり、保護者も喜んでいる。

③教員の例

自校通級指導担当教員とともに支援について考えることで、担任の児童理解が進み、丁寧な関わりを持てるようになってきている。自校通級指導教室での取組について

も、連絡ノートなどで知ることができている。その結果、これまで以上に担任から児童生徒への声かけが増えたり、児童生徒のがんばりや成長に目が向いたりするようになった。

(3) 自校通級指導教室の今後

送迎の都合など様々な理由で、通級による指導を受けることができなかつた児童生徒が、自校にあることによって通級による指導を受けられる点において、自校通級指導教室整備の意義は大きい。

自校通級指導教室における教員の配置は、国の教員配置基準が児童生徒 13 人に 1 人となっており、対象の児童生徒が 26 人以上の場合は、教員が 2 人以上配置されることになる。拠点校通級指導教室の場合、複数の教員が配置されているが、自校通級指導教室は、基本的には各校 1 人配置となるため、教員の負担が大きくなることが懸念される。

教育委員会事務局では、通級による指導を必要としている児童生徒が少しでも多く指導を受けられるよう、今後も、さらに教室の整備を進めていく方針であり、令和 5 年度末までに 50 教室、令和 8 年度末までに 100 教室を整備する方針である。

[意見 49] 自校通級指導教室の整備について

自校通級指導教室の整備の意義は大きく、その効果も大きなものが期待されるが、通級教室に携わる教員の育成は大きな課題である。自校通級指導教室は各校 1 人の配置となる学校が多くなることが想定され、教員の負担が大きくなるとの懸念がある。

自校通級指導教室の整備に際しては、その都度課題に対処し、着実に教員の育成・養成を行い、また指導・支援体制を整えながら、進めていくことが必要である。

7. 2 特別支援学校における医療的ケアの充実

【事業概要】

事務事業No.	41		
事務事業名	特別支援学校における医療的ケアの充実	事業開始年度	
		担当課	特別支援教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ			
令和2年度予算での位置づけ		4 特別支援教育の推進	
根拠法令等	「神戸市立特別支援学校における医療的ケア支援事業実施要綱」 「特別支援学校における看護師添乗による通学支援事業実施要綱」		
事業目的	<p>特別支援学校には医療的ケア(たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等)を必要とする児童生徒が多く在籍している。文部科学省は「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成23年12月20日初等中等教育局長通知)において、看護師等の適切な配置を行い、教育委員会の総括的な管理体制の下に、特別支援学校において学校長を中心に組織的な体制を整備することとしている。</p> <p>当課においては、平成23年に日本小児学会から文部科学省に出された提言をもとに、医療的ケアを必要とする児童生徒5人に対して1人の看護師を配置できるよう体制を整えているところである。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、登下校時に医療的ケアを必要とする児童生徒も多い。神戸市では、児童生徒に対して看護師添乗による通学を安全かつ円滑に行う方法を検討するために、医療専門家等関係者から幅広く意見をいただくことを目的に「特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による通学検討委員会」を開催した(2019年3月～2020年3月)。なお、この検討委員会と並行し、児童生徒・保護者及び看護師等が介護タクシーに乗車する実地検証を2回(令和元年7月、10月～12月)実施している。</p> <p>令和2年度より、試行実施という形で月に1～2回(下校時のみ)看護師添乗を行っている。</p>		
事業対象	特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒		
事業内容	<p>○特別支援学校への看護師配置 (各特別支援学校配置人数)【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灘さくら支援学校 4名 ・友生支援学校 5名(主任看護師1名含む) ・青陽須磨支援学校 5名 ・いぶき明生支援学校 7名(主任看護師1名含む) <p>○看護師添乗の試行実施</p>		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	27,913	29,971	-2,058		
平成29年度	34,668	40,385	-5,717		
平成30年度	38,674	37,838	836		17
令和元年度	49,518	45,838	3,680		19
令和2年度	72,892	48,034	24,858	新型コロナウイルス感染症の影響による支出減	21
事業費内訳		各事業費の主な内容			
役務費	171	136	35	携帯電話代	
備品購入費	425	198	227	看護師添乗備品購入費	
使用料及び賃借料	4,990	364	4,626	介護タクシー費用	
その他	61,622	46,816	14,806	人件費	
報償費	5,684	520	5,164	看護師添乗謝礼費用	
財源内訳(千円)		金額	割合	摘要(補助金名等)	
国庫支出金	14,169	33.33%		教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)	
一般財源	33,865				

【指標等】なし

【今後の方向性】

今後の方向性	看護師添乗については、現在月1～2回(下校時のみ)の実施としているが、最終的に実施頻度をどのあたりまで増やしていくのか試行実施を実施していくなかで検討していく必要がある。
--------	---

(1) 在籍状況と医療的ケアの現状と課題

特別支援学校には、医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」）が94人在籍している（令和3年5月1日時点）。また、必要な医療的ケアのうち看護師にしかできないものは導尿、気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、酸素管理等があり、特別支援学校に在籍する医療的ケア児全体の66%が対象となっている。

(2) 看護師配置に関する考え方と方向性

①配置に関する考え方

平成23年1月の日本小児看護学会からの政策提言では、医療的ケアを必要とする児童生徒5人に対して最低1人以上の看護師を配置することが提言されており、市政全般の基本方針である神戸2020ビジョンにおいても目標に定めていた。

②特別支援学校における看護師配置

令和3年4月1日時点で、特別支援学校4校に合計21名（主任看護師2名含む）の看護師を配置するとともに、特別支援教育課に看護師全体を統括し、学校間の連絡調整を行う統括指導看護師を1名配置している。（児童生徒4.5人/看護師1人あたり）

③人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の配置について

平成23年1月の日本小児看護学会からの政策提言では、人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校については、その数に応じて1名以上の看護師を加配することが提言されているが、これは充たされていない。

④主任看護師の配置

学校看護師の業務が高度化・多様化していること、1校あたりの看護師の人数も増えている状況にあること、平成31年3月20日の文部科学省通知「学校における

医療的ケアの今後の対応について」において、「域内や学校において指導的な立場となる看護師を指名することが重要である。」と示されたことを踏まえ、令和2年度に友生支援学校、令和3年度にいぶき明生支援学校において、指導的な立場となる主任看護師を各1名配置している。

【意見 50】 人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の配置について

特別支援学校で医療的ケアを必要とする子どもの安全性の観点から、日本小児看護学会の政策提言にある人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の加配について検討していくことが必要である。

7. 3 インクルーシブ支援員の配置拡充

【事業概要】

事務事業No.	42		
事務事業名	インクルーシブ支援員の配置拡充		事業開始年度 平成28年度
			担当課 特別支援教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ			
令和2年度予算での位置づけ		4 特別支援教育の推進	
根拠法令等	・「特別支援教育支援員配置事業実施要綱」 ・「特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒への支援」(会計年度任用職員)実施要領		
事業目的	現在、学校には肢体不自由等の障害により特別な配慮・介助を必要とする児童生徒やLD、ADHD、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒が多く在籍している。障害のある児童生徒の教育的ニーズは多様化しており、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められている。 当課では、平成20年度より「特別支援教育支援員配置事業」という事業のもとで、有償ボランティアの支援員を各校に配置し、支援を必要とする児童生徒へのサポートを行ってきた。 さらに、平成28年度より継続的・効果的な支援を行うため、有償ボランティアの一部をインクルーシブ支援員(会計年度任用職員)とし、各学校のニーズに対応できるよう事業を展開させている。		
事業対象	特別な教育的支援を必要とする児童生徒等		
事業内容	○インクルーシブ支援員(会計年度任用職員)の配置 (参考) 令和2年度配置校: 20校(小学校13校、中学校7校)		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	12,377	12,268	109		11
平成29年度	13,464	13,136	328		10
平成30年度	14,678	13,538	1,140		15
令和元年度	17,063	11,791	5,272		15
令和2年度	39,612	24,985	14,627	新型コロナウイルス感染症による学校休業に伴う支出減	20
事業費内訳				各事業費の主な内容	
その他	39,612	24,985	14,627	人件費	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
一般財源	24,985				

【指標等】なし

【今後の方向性】

今後の方向性	<p>特別支援教育支援員配置事業は「有償ボランティア」と「インクルーシブ支援員(会計年度任用職員)」に分かれており、各学校の希望に応じて、それぞれの支援員を配置している。(継続的な支援を必要とする学校は「インクルーシブ支援員」を希望する。有償ボランティアとの併用不可)</p> <p>最近では、インクルーシブ支援員の配置を希望する学校が増加していることもあり、学校のニーズをしっかりと把握したうえで「特別支援教育支援員配置事業」のあり方を検討していく必要がある。</p>
--------	---

(1) 対象・支援内容

① 肢体不自由児等への支援

- 移動介助・生活介助(身辺介助)・校外学習の補助

② 特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒への支援

- 移動介助・生活介助(身辺介助)・校外学習の補助・学校生活における見守り

③ インクルーシブ支援員(会計年度任用職員)

- 移動介助・生活介助(身辺介助)・校外学習の補助・学校生活における見守り
- 夏季休業中に実施する研修への参加

④ 通常の学級におけるLD等への支援(大学との連携事業)

- 教員補助者による学習補助、個別指導等
- 巡回相談員(大学の指導教員)による巡回相談(原則として年3回)
- 教員補助者(学生)を各校に60日配当

⑤宿泊行事における支援員の配置

- 小学校5～6年生、中学校1～3年生における、泊を伴う校外学習の支援
- 肢体不自由児等への支援、特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒への支援として、一定条件のもと支援員を配置

(2) 配置状況と課題

①配置状況（令和2年度）

特別支援教育支援員の配置に関しては、各学校が教育委員会事務局に対して、必要とする配置日数を申請し、教育委員会事務局が精査し学校に配分している。令和2年度における配分実績は以下のとおりである。

- (ア) 肢体不自由児と特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒への支援に関する有償ボランティアについては、計22,719日の配分を行った。
- (イ) インクルーシブ支援員(会計年度任用職員)については、20校に配置。(令和3年度は21校)
- (ウ) 通常の学級におけるLD等への支援事業については、申請校から20校(小17校、中3校)を指定し、9大学の協力を受けている。
- (エ) 宿泊行事等への配置については、約300人の児童生徒に対し、延べ135人の支援員で支援を行った。

②課題

有償ボランティアに関しては、児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められるため、学校からの申請日数が年々増加傾向である。また、継続的な支援が必要な児童生徒が増加しており、インクルーシブ支援員(会計年度任用職員)の更なる確保が必要である。

インクルーシブ支援員を配置している学校には、特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒への支援のための有料ボランティアの配置は行っておらず、併用は認められていない。

そのため、週25時間勤務ができる人材の確保が課題であり、週25時間を2名で分担する等(10時間と15時間)の対応が行われている。

[意見 51] 有償ボランティアとインクルーシブ支援員の配置について

現在、有償ボランティアとインクルーシブ支援員の併用は認められていないが、児童生徒及び保護者のニーズや学校側のニーズに応じていくためには、併用ができる制度も含めて、より柔軟な対応がとれるよう検討していくことが必要である。

7. 4 特別支援学校におけるスクールバスの運行

【事業概要】

事務事業No.	43		
事務事業名	特別支援学校におけるスクールバスの運行		事業開始年度 昭和48年度
			担当課 特別支援教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ			
令和2年度予算での位置づけ		4 特別支援教育の推進	
事業目的	特別支援学校に通学する児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバス及び介護タクシーを運行する。		
事業対象	特別支援学校に在籍する児童生徒		
事業内容	<p>(各学校の運行台数【令和3年度】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲学校 借上バス3台 ・青陽瀬高等支援学校 借上バス3台 ・灘さくら支援学校 借上バス5台、介護タクシー3台 ・友生支援学校 直営バス2台、借上バス7台 ・青陽須磨支援学校 借上バス4台、運行管理バス6台 ・いぶき明生支援学校 直営バス2台、借上バス1台、運行管理バス6台、介護タクシー3台 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直営:バス:市所有、運転手:市職員、添乗員:民間 借上:バス:民間所有、運転手:民間、添乗員:民間 運行管理:バス:市所有、運転手:民間、添乗員:民間 		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運行業務(一般競争入札) ・スクールバス運行管理業務(一般競争入札) ・スクールバス添乗業務(労働者派遣契約) ・スクールバス運転代替業務(労働者派遣契約)

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	628,836	549,799	79,037		
平成29年度	534,563	445,660	88,903		
平成30年度	625,481	611,251	14,230		
令和元年度	623,783	575,704	48,079		
令和2年度	679,824	627,368	52,456	新型コロナウイルス感染症による学校休業に伴う支出減	
事業費内訳		各事業費の主な内容			
需用費	1,183	217	966	スクールバス修理費用	
役務費	219,468	211,694	7,774	介護タクシー運行費用、運転代替業務費用	
委託料	17,589	13,676	3,913	スクールバス添乗業務費用	
備品購入費	108,871	93,320	15,551	スクールバス購入費用	
使用料及び賃借料	332,713	308,461	24,252	スクールバス運行業務費用	
財源内訳(千円)		金額	割合	摘要(補助金名等)	
市債		92,000	75.00%		
一般財源		535,368			

【指標等】 なし

【今後の方向性】

今後の方向性	市職員(バス運転手)の人事異動が予定されているため、令和5年度からのバスの運行形態について検討が必要。
--------	---

(1) スクールバスの運行状況

現在、市立特別支援学校6校では39台のスクールバス及び5台の介護タクシーを運行している。

スクールバスは、下記のとおり平成23年度と令和3年度を比較すると、10年間で2倍以上となっており、年々運行台数が増えている。

市立特別支援学校のスクールバス等の運行状況比較 (単位:台)

	スクールバス				介護 タクシー
	大型	中型	小型	計	
平成23年度	12	3	3	18	2
令和3年度	28	3	8	39	5

(2) スクールバスの運行形態

現在、スクールバスの運行は、下記の3つの形態で行われている。

運行形態	バス	運転手	添乗員
直 営	市所有	市職員	民 間
運行管理	市所有	民 間	民 間
借り上げ	民 間	民 間	民 間

令和2年度に、老朽化によりバス車両3台（直営2台、運行管理1台）の買い替え（93百万円）を行っているが、この際に運行管理や借り上げとの比較検討は行われていなかった。

[意見 52] バス車両買い替えの際の運行形態の比較検討について

直営、運行管理、借り上げとの3形態で運行しているスクールバスについて、市が所有する車両の老朽化等による買い替えにあたっては、運行形態ごとのコスト面やその他の課題等について比較検討を行う必要がある。

7. 5 小中学校・幼稚園における医療的ケア支援の充実

【事業概要】

事務事業No.	44		
事務事業名	小中学校・幼稚園における医療的ケア支援の充実		事業開始年度 平成28年度
			担当課 特別支援教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ			
令和2年度予算での位置づけ		4 特別支援教育の推進	
根拠法令等	「神戸市立学校園における医療的ケア支援事業要綱」		
事業目的	<p>インクルーシブ教育が推進される中で、特別支援学校だけでなく、小中学校にも医療的ケア(たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等)を必要とする児童生徒が多く在籍している。</p> <p>神戸市では、平成28年度2学期より小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒を対象として、週1回、6時間を上限に、訪問看護ステーションから看護師を派遣する事業を開始した。平成29年度からは週1回という制限を無くすとともに、週あたりの派遣時間の上限を6時間から10時間に拡大した。また、平成30年度からは幼稚園、令和2年度からは高等学校にも看護師派遣事業を拡充し、支援の充実を図っている。</p>		
事業対象	幼稚園、小中学校、高等学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒		
事業内容	<p>○訪問看護ステーションからの看護師派遣事業 (参考)</p> <p>令和2年度派遣人数 16名(幼稚園1名、小学校14名、中学校1名) 令和3年度派遣人数 16名(幼稚園1名、小学校14名、高等学校1名)</p>		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<p>・医療的ケア支援業務委託(指名型プロポーザル) ※令和2年度は計17件の委託契約。計27,209,864円</p>

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	9,360				5
平成29年度	16,355				6
平成30年度	16,355	18,300	-1,945		11
令和元年度	34,382	23,375	11,007		15
令和2年度	32,613	27,210	5,403		16
事業費内訳				各事業費の主な内容	
委託料	32,613	27,210	5,403	訪問看護ステーションへの委託料	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
国庫支出金	9,059	30.00%		教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)	
一般財源	18,151				

【指標等】なし

【今後の方向性】

今後の方向性	今後、特別支援学校に配置している学校看護師が近隣の小中学校を巡回するなど実施方式を検討する。
--------	--

(1) 在籍状況と医療的ケアの内容

令和3年5月1日時点の特別支援学校以外の学校園において医療的ケアを必要とする幼児児童生徒は31名（幼稚園1名・小学校21名・中学校7名・高等学校2名）であり、その中で訪問看護ステーションからの看護師派遣事業により対応している幼児児童生徒は16名（幼稚園1名・小学校14名・高等学校1名）である。主に必要となる医療的ケアの内容はたんの吸引、経管栄養、導尿等である。

(2) 特別支援学校以外の学校園における看護師派遣

①訪問看護ステーションからの派遣

(ア) 概要

平成28年度2学期より、小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒を対象として、週1回、6時間を上限に、訪問看護ステーションから看護師を派遣する事業を開始した。これにより、医療的ケアの実施及び看護師の確保に係る保護者の負担が軽減するとともに、児童生徒の社会的自立の促進を図ることができるようになった。

(イ) 事業の拡充（経過）

平成29年度からは、計画的で柔軟な活用を可能とするために、週1回という制限をなくすとともに、週あたりの派遣時間の上限を6時間から10時間に拡大した。

また、平成30年度からは、幼稚園に在籍する幼児にも看護師を派遣できるようにした。さらに、令和2年度より、高等学校においても国の教育支援体制整備事業費補助金の対象となったことを受け、看護師派遣事業を高等学校へ拡充した。

②特別支援教育支援員（看護師）の派遣

保護者が看護師に直接依頼した場合に限り、当該看護師を特別支援教育支援員と位置付け、市が謝礼（1日最大5,000円）を支払っている。

[意見53] 週あたり派遣時間の上限について

特別支援学校以外の学校園における看護師派遣の週あたり派遣時間の上限を10

時間に拡大したが、保護者からは派遣時間のさらなる上限拡大の要望もあることから、さらなる派遣時間の延長について、看護師派遣の方法も含めて検討が必要である。

8 健康教育課

8. 1 学校再開に伴う感染症対策費等（小学校・中学校）

【事業概要】

事務事業No.	52、53		
事務事業名	学校再開に伴う感染症対策費等		事業開始年度 令和2年度
			担当課 健康教育課
事業目的	全校へ、感染症予防対策のための薬剤・衛生用品を支給する。 緊急時に学校へ支給する薬剤・衛生用品を購入する。		
事業内容	臨時休業中に各学校にて受け入れをしている児童生徒等及び教職員の新型コロナウイルス感染症拡大を防止する。 児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に対応する。 臨時休業終了後に、児童生徒等、教職員及び保護者の新型コロナウイルス感染症拡大を防止する。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 直営	委託内容	

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	40,868	33,597	7,270		
事業費内訳	40,868	33,597	7,270	各事業費の主な内容	
需用費	40,868	33,597	7,270	薬剤・衛生用品の購入	
財源内訳(千円)	金額	割合	摘要(補助金名等)		
国庫支出金	16,798	50.00%	令和2年度学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)		
一般財源	16,799	50.00%			

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施することは、教職員にとっては生徒を感染させまいとするプレッシャーと多忙感が増すことになることは容易に想像できる。

しかしながら、生徒の安全・安心の確保及び学びの機会を確保することは、教育委員会の重要な使命である。

困難な対応になるが、引続き、教職員の多忙化対策を図るとともに、生徒の安全・安心の確保及び学びの機会を確保することに努められたい。

8. 2 学校給食の概要

(1) 学校給食の関係法令

教育委員会が提供する学校給食は、学校給食法等の法律に基づいて食事を提供するものであり、学校給食法第4条に基づき学校の設置者である神戸市が実施主体として学校給食の実施に必要な施設設備費及び人件費等の管理的経費を負担し、その他の経費（主に食材費）は同法第6条に基づき保護者の負担とされている。

以下、関連する法律をまとめた表である。

校種	給食関係の法	就学援助関係の法等	
小・中学校	学校給食法（S29） ⇒食育、衛生管理の充実等のために 平成20年度に大幅改正され、平成 21年度より施行	学校給食法	学 校 教 育 法 第 19 条
義務教育学校			
特別支援学校 （小・中）			
特別支援学校 （小・中以外）	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（S30）	特別支援学校への就学奨励に関する法律	
夜間課程高等学校	夜間課程をおく高等学校における学校給食に関する法律（S30）	高等学校定時制及び通信教育振興補助金交付要綱	

（出典：神戸市学校給食の概要）

(2) 学校給食の提供方法

【小学校・義務教育学校（前期課程）、特別支援学校】

形態	小学校	義務教育学校 （前期課程）	特別支援学校	計
単独調理方式※1	139	1	6	146
共同調理方式※2	北センター	0	0	17
	垂水センター	6	0	6
計	162	1	6	169

（出典：神戸市学校給食の概要）

※1 単独調理方式：主として個々の学校の調理室で調理する方式。令和2年度末時点で25校の調理業務を委託している。

※2 共同調理方式：学校とは別に調理場を設置し、複数の学校に給食を配送する方式。平成14年度から民間に委託し、5年ごとに業者の見直しを行っている。

【中学校・義務教育学校（後期課程）】

民間事業者の調理場で調理・盛付された給食を各中学校に配送して提供する民間デリバリー方式（ランチボックス）を採用している。全員喫食を基本としているが、家庭弁当の持参も可としており、給食の利用率は令和元年度において32.6%となっている。

そのため、令和元年度に中学生及び保護者を対象とした中学校給食に関するアンケート調査を行い、その結果に基づき令和2年4月より中学校給食の魅力化を図るため下記の施策を実施し、温かい給食による全員喫食制への移行に向けた検討に着手している。

令和2年4月～ 献立内容の充実、ランチボックスのリニューアル、給食費半額助成の導入

令和2年7～8月 温かい給食のモデル実施（一部食缶方式）

令和2年11月～令和3年1月 温かい給食のモデル実施（親子調理方式）

（3）食材の調達方法

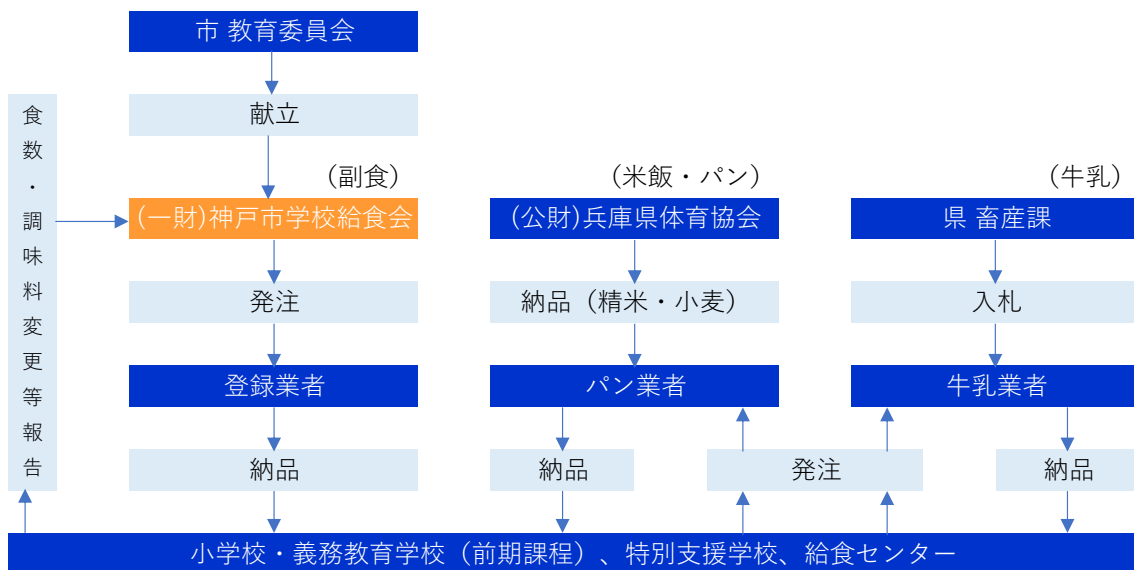
学校給食の食材のうち、パン（小麦）、米飯（精米）、牛乳は、学校給食基幹食材といい、これら基幹食材は、「学校給食用の物資の共同購入促進について」（体育局長通達 昭和41年12月26日国体75号）に則り児童・生徒に安定的・優先的に供給するために、小麦・精米については、各都道府県に学校給食会（兵庫県は公益財団法人兵庫県体育協会学校給食・食育支援センター）を通じて、牛乳については兵庫県畜産課が毎年入札を行い、神戸市に供給する業者と価格が決定する形で供給されている。

以下、食材の調達方法等を図示する。

【食材の調達方法とその種類】

食材の調達方法	食材	頻度	小・中給食区分
入札	冷凍肉・冷凍魚介・冷凍野菜	月単位	共通
	食油・砂糖・大豆	学期単位	
せり等（市場相場）	生鮮野菜・果物	日単位	
組合協議	豆腐類・蒟蒻類	原則年2回	
見積合わせ	加工食品等	原則年2回	小学校給食
	調味料等毎月使用食材	学期単位	中学校給食
	その他加工食品等	月単位	
兵庫県知事価格提示	牛乳	原則年1回	共通
兵庫県体育協会価格提示	主食（米飯・パン）	原則年1回	小学校給食
	精白米	原則年1回	中学校給食

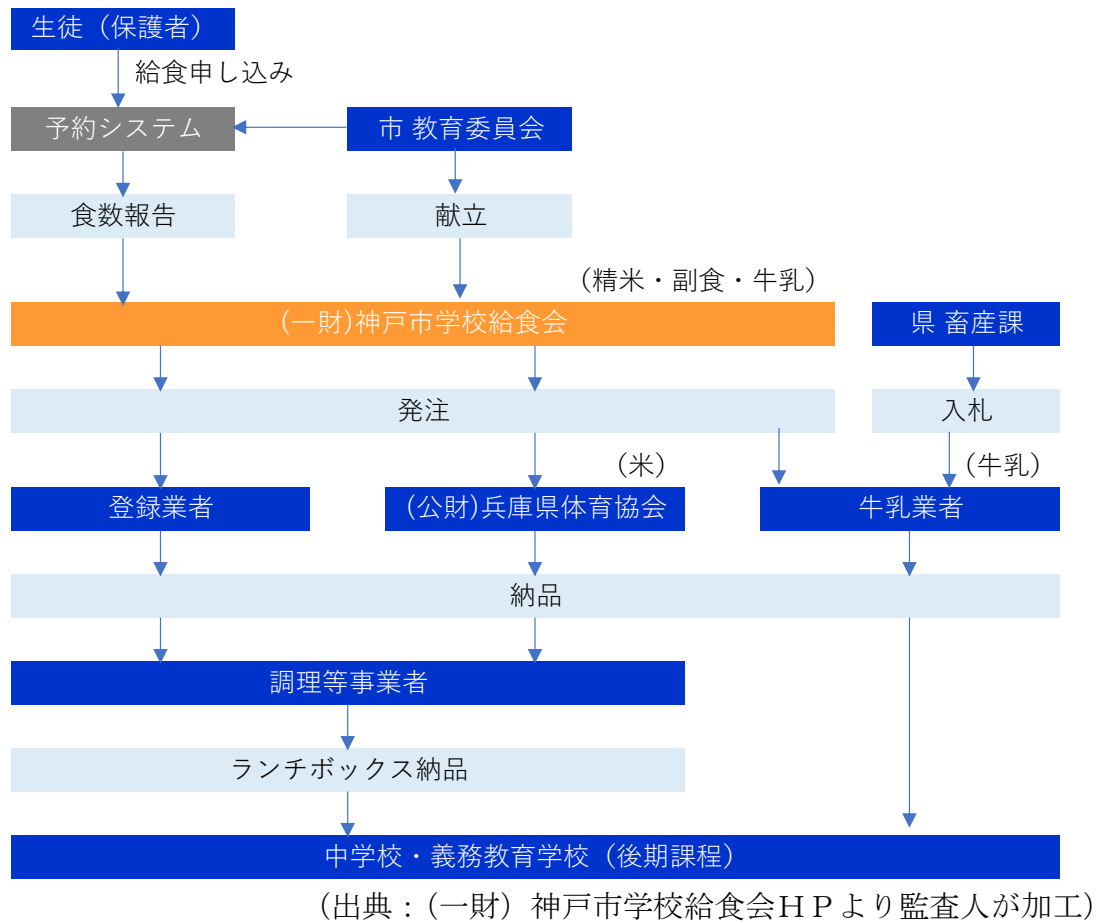
【小学校・義務教育学校（前期課程）、特別支援学校の食材調達フロー】



（出典：（一財）神戸市学校給食会HPより監査人が加工）

上記以外で、生肉については、共同調理場は共同調理場で、自校調理校は各学校で各業者に発注を行っている。

【中学校・義務教育学校（後期課程）の食材調達フロー】



(4) 学校給食の提供数の推移

【小学校・義務教育学校（前期課程）、特別支援学校】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学校数	169校	168校	168校
対象人数	83,074人	82,415人	81,689人
献立回数	189回	175回	163回
年間給食数	15,024,932食	13,795,644食	13,122,700食
単価/食	260円	260円	260円

【中学校・義務教育学校（後期課程）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
学校数	82 校	82 校	82 校
対象人数	34,378 人	34,071 人	33,885 人
献立回数	193 回	179 回	186 回
年間給食数	1,995,170 食	1,730,259 食	2,263,636 食
単価／食*	300 円	300 円	337 円

※内訳：平成 30 年度（ランチ 246 円、牛乳 54 円）

令和元年度（ランチ 244 円、牛乳 56 円）

令和 2 年度（ランチ 280 円、牛乳 57 円）

なお、令和 2 年度より牛乳選択制の採用、及び保護者負担額の半額助成を実施

学校給食の食材のうち基幹食材である小麦・精米については、「学校給食用の物資の共同購入促進について」(体育局長通達 昭和 41 年 12 月 26 日国体 75 号)に則り、公益財団法人兵庫県体育協会学校給食・食育支援センターを通じて、牛乳については兵庫県畜産課が毎年入札を行い、神戸市に供給する業者と価格が決定する形で供給されている。

しかし、そもそも根拠となる「学校給食用の物資の共同購入促進について」は昭和 41 年に発出されたものであり、下記のとおり現在とは状況が異なるものである。また、消費者物価が最も安定しないと想定される生鮮食料品は兵庫県全体での共同購入はされていない。

(学校給食用の物資の共同購入促進について)

学校給食費に係る父兄負担の軽減については、国は、従来から小麦粉、脱脂粉乳および牛乳等いわゆる学校給食用基本物資に対する助成を行なう等鋭意努力を続けておるところであります。近年、生鮮食料品を中心とする消費者物価の変動が国民生活に与える影響の重大性にかんがみ、政府においても物価安定策を強力に推進中ではありますが、この一環として学校給食費に係る父兄負担の増加を極力抑制することは、現下の急務であります。

現在、すでに各都道府県または市町村においても、この趣旨にそい、地域の実情に即した適切な方策を創意工夫のうえ、父兄負担の軽減に努めていることと思われませんが、この際、広く学校給食用の物資の共同購入を積極的に推進することが必要であると考えられます。

については、貴都道府県においても、新鮮、良質かつ低廉な学校給食用の物資の計画的安定的供給を図るため学校給食用の物資の共同購入について、左記の点に留意のうえ、貴管下の市町村の教育委員会および都道府県の学校給食会をご指導願います。(以下省略)

現在の実態としては、入札事務の代行等の事務手続きを省略でき、兵庫県全体の調達量で入札するため入札価格にスケールメリットが得られる可能性があるとのメリットはあるものの、神戸市としての調達価格は各団体の事務手数料が上乗せされた価格となるために想定外にコストが増加している懸念もある。

この点、福岡市で細やかな食材アレルギー対応がなされなかったことを理由に公益財団法人福岡県学校給食会を通じて調達していた基幹食材を直接の調達に切り替えた結果5,500万円の調達コスト削減に繋がったとの報道もある。なお、教育委員会では基幹食材について直接契約の検討を行ったことはないとのことであった。

[意見 54] 基幹食材の調達方法について

教育委員会が直接契約を行うことによりコストが削減できる可能性があることから、基幹食材の調達について、直接契約することも含めて、改めて調達方法を検討されたい。

8. 3 中学校給食費の負担軽減

【事業概要】

事務事業No.	28		
事務事業名	中学校給食費の負担軽減		事業開始年度 令和2年度
			担当課 健康教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業3 健やかな体の育成		
令和2年度予算での位置づけ	5 学びを支える環境の整備		
根拠法令等	学校給食法		
事業目的	保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため。		
事業対象	市立中学校および義務教育学校(後期課程)に在籍する生徒の保護者		
事業内容	全世帯の学校給食費の負担のを半額を助成する(所得制限なし)。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	330,000	253,846	76,154	新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業のため	-
事業費内訳				各事業費の主な内容	
負担金	330,000	253,846	76,154	給食費の保護者負担額の半額を助成	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	330,000	100.00%			

【指標等】 なし

【今後の方向性】

今後の方向性	毎年度の予算編成の中で、議論を行う。
--------	--------------------

子育て支援の充実を図るため、中学校給食費の半額を助成することにより、全世帯（所得制限なし）の負担を半額にする制度で、令和2年4月から実施している。

8. 4 中学校給食の魅力向上

【事業概要】

事務事業No.	29		
事務事業名	中学校給食の魅力向上	事業開始年度	令和2年度
		担当課	健康教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ	重点事業3 健やかな体の育成		
令和2年度予算での位置づけ	5 学びを支える環境の整備		
根拠法令等	学校給食法		
事業目的	温かいメニューの提供のほか、主食・副食・デザート類の充実等の、献立内容の充実を図るなど、給食内容の魅力化を行う。		
事業対象	市立中学校および義務教育学校(後期課程)に在籍する生徒		
事業内容	現行のランチボックス方式において、温かいメニューの提供や献立内容の充実など、給食内容の魅力化を行った。また、「一部食缶方式」や「親子調理方式」のモデル実施を行い、生徒や保護者のニーズを踏まえ、温かい給食による全員喫食制への移行に向けた検討に着手した。		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食調理等業務委託 1,003,892千円（公募型プロポーザル方式） 中学校給食実施にかかる調理・配送・配膳等にかかる業務を、委託したものである。 ・中学校給食予約管理システム運用 78,000千円（特命随意契約） 中学校給食の予約管理システムの運用保守、給食予約にかかるコールセンター対応業務及び必要書類の作成・生徒データの更新作業等を委託したものである。 ・学校給食牛乳仕分け事業 8,000千円（特命随意契約） 各日の学校毎の給食注文数にあわせ、クラス別に仕分けた牛乳を納品する業務について、より確実な衛生・品温管理を行うため、牛乳納入業者に委託したものである。

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
令和2年度	1,089,892	1,097,236	-7,344		-
事業費内訳				各事業費の主な内容	
役務費	8,000	7,599	401	・中学校給食の牛乳仕分け業務	
委託料	1,080,263	1,024,611	55,652	・中学校給食の調理等委託業務 ・中学校給食予約管理システムの運用保守等にかかる委託業務	
負担金	1,629	3,090	-1,461	・小学6年生向け中学校給食体験時の小学校給食費と中学校給食費の差額負担 ・「一部食缶方式」及び「親子調理方式」モデル実施時の給食費負担	
補償補填及び賠償金	0	61,936	-61,936	・新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業期間中の学校給食提供中止に伴う調理委託事業者への損失補償	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	1,089,892	100.00%			

【指標等】なし

【今後の方向性】

今後の方向性	生徒や保護者のニーズを踏まえ、全員喫食制の温かい中学校給食への移行に向けて、「今後の中学校給食における基本的な考え方」を令和3年3月24日に決定した。また、同年3月から、有識者や保護者等で構成する「神戸市学校給食委員会」を開催しており、全員喫食制における最適な実施方式や運営上の課題等について議論を行い、令和3年秋頃までに「中学校給食の全員喫食制への移行に向けた基本方針」を策定する予定である。
--------	---

中学校給食調理等業務に関連する支出について、支出予定額が100万円以上の委託契約からサンプルを抽出し資料を閲覧した。

支出予定額が100万円以上の委託契約の一覧は下記のとおりである。なお、契約情報についてはホームページで公表されている内容、及び閲覧した内容から転載しているため、一部情報の記載がないものがある。

【委託契約】

No.	件名	支出額 (千円)	契約形態	業者名	随意契約理由	資料 閲覧
1	中学校給食献立表作成等業務に係る委託契約の経費の支出について	3,076	見積合せ	㈱旭成社	—	○
2	令和2年度中学校給食調理等業務に係る委託料の支出について（北区北部4校（有野北中・北神戸中・大沢中・淡河中））	46,136	—	—	—	
3	令和2年度中学校給食調理等業務に係る委託料の支出について（垂水区（11区））	136,073	公募型プロポーザル方式	㈱グルメサービス	—	○
4	令和2年度中学校給食調理等業務に係る委託料の支出について（第2～4、5-2～8ブロック47校）	496,231	公募型プロポーザル方式	㈱万福	—	○
5	令和2年度中学校給食調理等業務に係る委託料の支出について（東灘区・西区（20校））	270,548	公募型プロポーザル方式	株式会社コープフーズ	—	○
6	中学校給食予約管理システムに関する支出（保守・運用関連経費）	75,620	特命随意契約	菜友・ニッセイコム共同企業体	対象システムは、左記の委託先候補のパッケージシステムをカスタマイズして開発したものであり、当該パッケージシステムの所有者と契約しなければ、契約の目的を達成できないため	○

上記 No. 6 の中学校給食予約管理システムは、導入当初、平成 26 年 6 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までの契約として公募型プロポーザル方式でシステムの提供及び保守・運用業務の業者を選定し、その後特命随意契約として保守・運用業務を委託してきたものである。なお、公募型プロポーザル方式での業者選定では、3 者の応募があったが、システム導入期間の短さを理由に応募者 1 者が辞退、提案書の点数の不足を理由として 1 者が失格となり、1 者のみの開札で業者が決定した。

当初の①公募型プロポーザル方式により契約金額総額を決定していた期間及びその後の②特命随意契約を締結していた期間の委託料支出額の推移は下記のとおりである。

【①公募型プロポーザル方式により契約金額総額を決定していた期間】

(単位：税込、千円)

内容		平成 26 年度※	平成 27 年度	平成 28 年度
契約書 金額	初期導入業務	39,766	10,160	-
	保守・運用業務	28,380	64,318	72,937
その他		7,131	7,599	15,166
合計		75,278	82,077	88,103

※ 平成 26 年度の契約期間は 6 月 20 日からである。

【②特命随意契約を締結していた期間】

(単位：税込、千円)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保守・運用業務	88,468	82,168	85,068	75,620
合計	88,468	82,168	85,068	75,620

①の期間では初期導入業務に係る費用が発生しているが、②の期間では初期導入業務に係る費用がないにもかかわらず①と同じ水準の金額で推移している。当契約のシステムは市に所有権がないことから、平成 29 年度以降は再リースに近い状態であったことが推察される。通常再リース料は当初のリース料よりも大幅に減額されることが多いため、②の期間のコストは提供業務内容に比して多額に発生していた可能性がある。

これは①が平成 26 年 6 月から平成 28 年度末の約 3 年間で初期導入業務費用を含む全体の費用を回収するように契約金額の内訳が設定されていることを考慮せず、前年度である平成 28 年度の内訳金額のみを考慮して平成 29 年度の特命随意契約金額を決定し、それ以降もその契約金額を参考に契約し続けたことが要因と考えられる。

本来なら①の期間終了後、契約金額を精査し、契約金額の交渉、及び必要に応じで再度業者選定を行うことを検討するべきであったと考えられる。

なお、令和 3 年度に契約金額が多額ではないか、との懸念より、同業務の業者を選定し直し、令和 4 年 2 月から令和 7 年 3 月末までの期間により契約金額 117,040 千円（税込、年額 36,960 千円）で契約を締結している。

[意見 55] 中学校給食予約管理システムに関する支出について

システム導入時には、初期導入業務費用が多額に発生することや担当課の業務量が増加することからも、一旦導入した後に短期の契約の見直しやシステムの入れ替えが難しいことが想定される。しかし、導入後のシステムの保守・運用業務に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、価格の妥当性の検証が困難となることが多い。

そのため、業者選定時に、契約期間終了後の保守・運用金額も含めて入札する等の対応を講ずることを検討されたい。

8. 5 小学校給食調理等業務委託

【事業概要】

事務事業No.	30		
事務事業名	小学校給食調理等業務委託		事業開始年度 平成30年度
			担当課 健康教育課
第3次神戸市教育振興基本計画での位置づけ			
令和2年度予算での位置づけ			
根拠法令等	学校給食法		
事業目的	小学校のうち自校調理を行っている学校について調理等業務の民間委託を行うことにより、効率的な行財政運営に資する。		
事業対象	小学校のうち自校調理を行っている学校の一部(R3年度時点で25校)		
事業内容	自校調理を行っている学校における給食調理・配缶・洗浄、給食施設維持管理等給食提供に関連する一連の業務を委託する。(献立作成や食材調達等は直営校と同様に教育委員会で行う)		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部委託	委託内容	・神戸市立小学校給食調理等業務委託（公募型プロポーザルによる随意契約）
	<input type="checkbox"/> 一部委託		
	<input type="checkbox"/> 直営		

【予算等】

事業実績(千円)	予算	決算	差異	差異の主な発生原因	配置職員数(人)
平成28年度	0	0	0	事業開始前	8
平成29年度	0	0	0	事業開始前	9
平成30年度	179,649	179,649	0		9
令和元年度	365,281	358,840	6,441	3月の臨時休業の影響による	9
令和2年度	567,102	564,446	2,656	4・5月の臨時休業および8月の授業実施の影響による	9
事業費内訳				各事業費の主な内容	
委託料	567,102	564,446	2,656	業務委託料	
財源内訳(千円)	金額	割合		摘要(補助金名等)	
一般財源	567,102	100.00%			
備考	配置職員数については小学校給食係の人数を記載(平成30年度までは給食指導係小学校ライン)				

【指標等】

設定指標の内容	自校調理校のうち栄養教諭の配置があり、調理にあたる人員が多く管理体制が構築できる、大規模校から平成30年度より今後10年間で順次委託を行う。				
令和5年度末の最終目標値	上記目標を達成するための中間時点であるため、退職者動向を見据えた適切な校数の委託を行う(令和3年8月時点では、令和5年度末で28校を委託見込み)				
年度	内訳	目標値	実績値	差異	達成状況の評価、未達の理由等
平成30年度	小学校	6校	6校	0	
令和元年度	小学校	6校	6校	0	
令和2年度	小学校	7校	7校	0	
備考	委託校数はその年の退職予定者数により変動する。				

【今後の方向性】

今後の方向性	自校調理校のうち栄養教諭の配置があり、調理にあたる人員が多く管理体制が構築できる、大規模校から平成30年度より今後10年間で順次委託を行う。各年度の委託校数については、退職者の動向をみながら決定していく。
--------	--

小学校給食調理等業務（高等学校等への夜食提供業務を含む）に関連する支出について、支出予定額が100万円以上の委託契約及び物品契約からサンプルを抽出し資料を閲覧した。

支出予定額が100万円以上の委託契約、及び資料を閲覧した物品契約の一覧は下記のとおりである。なお、契約情報についてはホームページで公表されている内容、及び閲覧した内容から転載しているため、一部情報の記載がないものがある。

【委託契約】

件名	支出額 (千円)	契約形態	業者名	随意契約理由	資料 閲覧
学校給食共同調理場の調理等業務委託料の定例支出	209,282	特命随契	㈱東洋食品	当該業者は、平成14年以降15年以上に渡り当該業務を受託した実績を有する。平成29年7月に5年間の契約を前提とした公募型プロポーザル方式による選定を実施して受託を開始し、その後も引き続き当該業務を受託している。 当該事業者は、本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないなど安全面・衛生面において信頼するに足るほか、従事者にも経験者を多く配置し教育も徹底している。これまでの業務遂行においても不履行・遅延はなく、継続性・安定性の観点からも優良であることから、当該業者に委託する。	
小学校給食調理等業務委託料の支出について (18-Aブロック)	95,134	特命随契	シダックス大新東ヒューマンサービス㈱	当該業者は、平成30年4月に5年間の契約を前提とした公募型プロポーザル方式による選定を実施して受託を開始し、その後も引き続き当該業務を受託している。 当該事業者は、本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないなど安全面・衛生面において信頼するに足るほか、従事者にも経験者を多く配置し教育も徹底している。これまでの業務遂行においても不履行・遅延はなく、継続性・安定性の観点からも優良であることから、当該業者に委託する。	
小学校給食調理等業務委託料の支出について (18-Bブロック)	87,013	特命随契	一富士フードサービス㈱	当該業者は、平成30年4月に5年間の契約を前提とした公募型プロポーザル方式による選定を実施して受託を開始し、その後も引き続き当該業務を受託している。 当該事業者は、本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないなど安全面・衛生面において信頼するに足るほか、従事者にも経験者を多く配置し教育も徹底している。これまでの業務遂行においても不履行・遅延はなく、継続性・安定性の観点からも優良であることから、当該業者に委託する。	
小学校給食調理等業務委託料の支出について (19-Aブロック)	60,053	特命随契	㈱東洋食品	当該業者は、平成31年4月に5年間の契約を前提とした公募型プロポーザル方式による選定を実施して受託を開始し、その後も引き続き当該業務を受託している。 当該事業者は、本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないなど安全面・衛生面において信頼するに足るほか、従事者にも経験者を多く配置し教育も徹底している。これまでの業務遂行においても不履行・遅延はなく、継続性・安定性の観点からも優良であることから、当該業者に委託する。	
小学校給食調理等業務委託料の支出について (19-Bブロック)	56,540	特命随契	㈱テストィバル	当該業者は、平成31年4月に5年間の契約を前提とした公募型プロポーザル方式による選定を実施して受託を開始し、その後も引き続き当該業務を受託している。 当該事業者は、本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないなど安全面・衛生面において信頼するに足るほか、従事者にも経験者を多く配置し教育も徹底している。これまでの業務遂行においても不履行・遅延はなく、継続性・安定性の観点からも優良であることから、当該業者に委託する。	
小学校給食調理等業務委託料の支出について (19-Cブロック)	62,320	特命随契	一富士フードサービス㈱	当該業者は、平成31年4月に5年間の契約を前提とした公募型プロポーザル方式による選定を実施して受託を開始し、その後も引き続き当該業務を受託している。 当該事業者は、本市・他市の学校給食調理業務において食中毒事故を起こしていないなど安全面・衛生面において信頼するに足るほか、従事者にも経験者を多く配置し教育も徹底している。これまでの業務遂行においても不履行・遅延はなく、継続性・安定性の観点からも優良であることから、当該業者に委託する。	
小学校給食調理等業務委託料の支出について (20-Aブロック)	56,265	公募型プロポーザル方式	シダックス大新東ヒューマンサービス㈱	—	○

件名	支出額 (千円)	契約形態	業者名	随意契約理由	資料 閲覧
小学校給食調理等業務委託料の支出について (20-B ブロック)	28,162	公募型プロポーザル方式	㈱東洋食品	—	○
小学校給食調理等業務委託料の支出について (20-C ブロック)	62,823	公募型プロポーザル方式	一富士フードサービス㈱	—	○
小学校給食調理等業務委託料の支出について (20-D ブロック)	56,131	公募型プロポーザル方式	一富士フードサービス㈱	—	○
夜間中学校の給食用弁当調理等業務委託料	1,350	見積合せ (2者)	㈱コーベランチ	—	○
楠高等学校夜食提供業務委託料	995	6号、特命 随契	鶴家給食	当該事業者は、神戸市立楠高等学校に指定された食堂運営業者であり、委託する業務内容は、食堂運営と一体となっていくことで、効率的・経済的な実施が可能である。本業務を同社以外が実施する場合、食堂運営と切り離して補食給食を実施することになるが、スペース面・コスト面・実施時間帯 (16:30~17:30、18:15~18:30)の面から、単独実施は非常に困難である。また、これまでの業務の遂行においても、不履行等問題はなく、継続性・安定性の観点からも当該業者に委託する。	○
小学校給食室空調設備工事設計業務にかかる 委託料 (小部東小学校・ひよどり台小学校)	1,683	—	—	—	
小学校給食室空調設備工事設計業務にかかる 委託料 (花山小学校・糺台小学校)	1,650	—	—	—	
小学校給食室空調設備工事設計業務にかかる 委託料 (妙法寺・高倉台小学校)	1,672	—	—	—	
小学校給食室に空調設備工事設計業務にかかる 委託料 (北須磨小・南落合小・鶴甲小)	2,277	—	—	—	
神戸の給食レシピ増刷・流通業務委託費用の 支出	1,100	特命随契	株式会社京阪 神エルマガジン社	当該事業者は、昨年度「神戸の給食レシピ」を作成した事業者であり、著作権を保有している。そのため、他事業者では増刷できず、当該事業者にしかな本業務を行えないため。	
給食献立作成・イントラ配信システム開発業 務委託	9,578	公募型プロポーザル方式	㈱コーエイ コンピュータ システム	—	○

【物品契約】

件名	支出額 (千円)	契約形態	業者名	内容、随意契約理由等
定時制高校の物資供給契約に伴う経費（パン）	925	特命随契	兵庫県体育協会(原田パン)	定時制高校への夜食の購入
昼食支援用食品の購入について（カレー・シチュー）	4,050	5号随契	ニガキ(株)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために令和2年3月2日から学校給食の提供を中止しているが、その期間が長期となり経済的に配慮を要する世帯の児童生徒の栄養面の保持が必要となるため、経済的に配慮を要する就学援助世帯への昼食支援として、食品送付を緊急的に実施したもの。
昼食支援用食品の購入について（複数品目）	14,849	5号随契	(株)ダイエー	成長期の児童生徒に対する栄養面の配慮は極めて重要であるため、できるだけ早く食品を送付する緊急の必要があり、競争入札を行う時間的余裕がないため、地方自治法施行令167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができない」に該当するものとして契約を締結した。
「自動食器洗浄機」補修業務（垂水学校給食共同調理場）	5,808	特命随契	(株)中西製作所	自動食器洗浄機の部品交換
学校給食用食器3点セット	19,453	指名競争入札	岩村厨房商会	—
システム食器洗浄機用部品交換修理（北学校給食共同調理場）	3,520	特命随契	(株)アイホー	自動食器洗浄機の部品交換

「楠高等学校夜食提供業務委託料」について、楠高等学校では週2回程度弁当による給食を実施しているほか、パンと牛乳による補食給食を提供しており、当補食給食の提供について、月額99,550円で業務委託を行っている（1日も夜食提供業務が行われない月は委託料は支払われないため、令和2年度では業務が行われた10か月分の委託料995千円が支払われている）。

委託内容の概要は下記のとおりである。

- ① 補食給食等配膳業務（食品（パン・牛乳）の検収等、食品の保管、補食給食の提供、残食の取り扱い）
- ② 補食給食費徴収・管理出納業務（食券（20円）を自動販売機で販売、払い戻し対応、収納金納入、納品数・販売数・残食数の報告）

委託業務の取扱状況は下記のとおりである。

月	提供日数 (日)	配食数(個)		残食数(個)		食券回収数 @20円	食券販売額 (円)
		パン	牛乳	パン	牛乳		
4月	0	-	-	-	-	-	-
5月	0	-	-	-	-	-	-
6月	11	370	370	161	165	209	4,380
7月	7	210	180	88	83	123	2,460
8月	6	180	180	57	61	136	2,760
9月	12	360	385	158	197	213	4,260
10月	13	340	444	148	258	207	4,160
11月	11	285	343	100	184	196	3,900
12月	9	215	267	94	159	129	2,620
1月	9	235	265	61	102	185	3,660
2月	10	205	266	61	130	156	3,040
3月	1	15	15	10	10	5	80
合計	89	2,415	2,715	938	1,349	1,559	31,320

年間でパン1,477個、牛乳1,366個を提供（配食数－残食数で算定）し、給食費31,320円を徴収するために年間995千円の契約金額が発生している。そのため、パン又は牛乳を1個提供（パン及び牛乳自体の価格は含まない）するために約350円（契約金額÷パン及び牛乳の提供数で算定）のコストが発生しているとも言え、提供コストが相当高額になっていると考えられる。また、残食率もパン38.8%、牛乳

55.9%と高水準となっている。なお、残食についてはパンについては廃棄、牛乳については次回の配食に繰り越す場合もあるが、繰り越さない場合には廃棄される。

【意見 56】 楠高等学校夜食提供業務委託について

提供コストや残食率の状況からすれば、夜食（補食給食）の内容、提供方法等の見直しについて検討されたい。

「昼食支援用食品の購入について」では、令和2年4月27日の市長要請により学校の臨時休業期間が令和2年5月6日から令和2年5月31日まで延長されたことに伴い、給食の提供も中止されたことから、昼食支援用食品の購入として、上記契約以外も含めて起案年月日が令和2年5月1日から6月1日までの期間に総額41,048千円の物品契約支出が発生している。

地方自治法施行令167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができない」に該当するとして5号随意契約を締結しているが、神戸市契約規則第26条に「随意契約によろうとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。」と規定されているにも関わらず、いずれも1者のみから見積書入手により購入していた。なお、購入品の内容としては特定の業者からしか入手し得ない品目はなかった。

【指摘事項 9】 昼食支援用食品の購入について

神戸市契約規則第26条に「随意契約によろうとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。」と規定されている。2人以上の見積書を入手すべきである。

9 学校環境整備課

9. 1 工事請負契約

令和2年度に学校環境整備課で支出した250万円以上の工事請負契約は下記のとおりであり（一部資料を閲覧した250万円未満の工事請負契約も記載）、資料を閲覧した契約についてはNo.欄に数字を記載している。なお、契約情報についてはHPで公表されている内容、及び閲覧した内容から転載しているため、一部情報の記載がないものがある。

工事請負契約一覧

(単位：千円)

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	最終契約金 額 (税抜)	予定価格 (税抜)	最低限価格 (税抜)	決定業者名等	応札者数	失格	辞退	未入札
A1	H A T 神戸新設小学校・特別支援学校新築工事	一般競争入札	2019/2/18	4,609,000	4,891,248	5,135,539	4,785,073	大豊・神鋼興産特定 建設工事共同企業体	7	0	0	0
A2	H A T 神戸新設小学校・特別支援学校電気設備工事	簡易型(実績確 認型)総合評価 落札方式	2019/7/1	730,000	764,823	837,163	776,376	東洋・ダイトウ特定 建設工事共同企業体	8 ※2	5	0	0
-	H A T 神戸新設小学校空調和設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2019/4/26	243,864	※1	265,092	243,809	三樹エンジニアリン グ(株)	12	2	1	0
A3	H A T 神戸新設小学校給排水設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2019/5/31	257,400	266,650	276,260	255,003	(株)本庄商会	10	4	1	0
-	H A T 神戸新設小学校・特別支援学校エレベーター設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2019/7/18	106,095	※1	115,025	106,064	三精テクノロジーズ (株)	2	1	1	0
A4	【H A T】H A T 神戸新設小学校・特別支援学校ガス設備 工事	2号随意契約	2019/7/8	51,459	49,518	-	-	大阪ガス(株)	-	-	-	-
A5	向洋中学校校便所改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/17	132,000	134,691	137,894	125,542	溝口建設(株)	6	1	0	0
A6	向洋中学校外壁改修他工事	6号随意契約	2020/9/4	179,000	186,897	-	-	溝口建設(株)	-	-	-	-
A7	高羽公園整備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2019/10/15	106,871	121,519	118,005	105,580	(株)対馬造園店	10	7	2	1
-	御影北小学校北校舎長寿命化改修他機械設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2019/12/3	54,800	※1	57,144	52,123	大宮電気工業(株)	8	4	6	0
A8	御影北小学校北校舎長寿命化改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2019/11/6	411,860	447,822	436,614	397,084	藤原建設(株)	5	0	0	0
-	【(繰)旧平野小】旧平野小学校校舎解体撤去他工事(前払 金)	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/3/10	243,750	※1	266,136	243,700	岡野建設工業(株)	16	3	4	3
-	【(繰)安対】泉台小・南五葉小 外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/3/23	124,000	※1	133,017	121,882	関西建設工業(株)	10	0	3	0
-	泉台小学校・南五葉小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/3/23	124,000	※1	133,017	121,882	関西建設工業(株)	10	0	3	0
A9	ひよどり台小学校・鶴台中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/3/26	172,900	239,366	179,127	164,537	(株)四ッ橋組	11	3	0	0

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	最終契約金 額 (税抜)	予定価格 (税抜)	最低限価格 (税抜)	決定業者名等	応札者数	失格	辞退	未入札
-	大沢小中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/3/19	25,729	※1	28,321	25,722	神明工務(株)	18	4	3	0
-	神戸幼稚園空調設備改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/1/29	10,558	※1	11,682	10,555	(株)神戸総合設備	8	0	3	0
A10	北山小学校運動場改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/10/22	28,644	25,396	32,535	28,644	(株)大成スポーツ施設	30	20	1	2
A11	小部小学校・小部東小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/5/8	143,899	149,198	155,588	142,800	(株)上組	19	11	0	2
-	淡河小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/5/7	47,670	※1	51,509	46,813	(株)カイト	19	0	0	0
A12	桜の宮小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/5/7	137,400	150,362	146,707	134,414	関西建設工業(株)	20	15	1	0
A13	白川小学校・西落合小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/6/5	190,000	244,700	206,054	189,368	神東建設(株)	14	1	1	0
-	星和台小・中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/6/19	119,000	※1	125,136	114,757	(株)村上工務店	18	1	1	0
-	長坂小学校昇降機棟増築他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/6/24	109,242	※1	113,980	103,728	(株)トーホー・コンス トラクション	7	2	1	0
-	稗田小学校便所改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/8	124,700	※1	130,432	118,629	(株)トーホー・コンス トラクション	4	1	0	0
-	大原中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/2	192,300	※1	209,833	191,974	(株)谷工務店	12	3	0	0
-	西山小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/31	262,000	※1	283,531	260,793	(株)益田工務店	5	0	1	1
-	宮本小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/30	128,628	※1	138,599	126,709	柳原建設(株)	8	2	3	0
-	八多小中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/8/21	76,800	※1	78,656	71,583	(株)隆建	10	0	2	0
-	高羽小学校校舎棟増築他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/8/28	371,300	※1	403,468	369,360	溝口建設(株)	4	0	0	0
-	本多間中学校昇降機棟増築他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/9/7	128,300	※1	128,356	116,993	(株)カイト	2	0	2	0

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	最終契約金 額 (税抜)	予定価格 (税抜)	最低限価格 (税抜)	決定業者名等	応札者数	失格	辞退	未入札
-	住吉小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/9/10	195,600	※1	210,870	193,617	(株)山田工務店	6	0	2	0
-	御蔵小学校・室内小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/9/25	136,550	※1	147,900	135,269	(株)河合塗研	5	1	0	0
-	垂水小学校プール・付属棟解体撤去他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/9/15	25,542	※1	28,240	25,292	矢倉建設(有)	11	3	0	4
-	高取台中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/9/29	83,220	※1	89,055	81,560	棚田建材(株)	10	5	3	0
-	鹿の子台小学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/10/9	79,550	※1	80,092	73,257	(株)クニ工務店	8	3	3	1
A14	兵庫中学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/10/9	26,990	28,179	29,486	26,810	(株)リキョー	24	22	2	1
-	淡河中学校便所改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/11/13	45,000	※1	45,444	41,118	(株)赤松工務店	3	0	4	0
-	青陽東養護学校外壁改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/12/4	123,456	※1	126,467	115,940	(株)ヒョウ工務店	6	0	2	0
-	和田岬小学校屋根改修他工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/12/9	12,297	※1	13,569	12,252	(株)エーアールシー	8	5	4	0
-	和田岬小学校放送設備改修工事	指名競争入札	2020/4/22	6,488	※1	7,240	6,487	東報サービス(株)	10	2	4	1
-	霞ヶ丘小学校受変電設備更新工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/5/1	25,870	※1	28,510	25,870	甲南電設工業(株)	37	10	0	1
A15	布引中学校昇降機設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/5/15	11,826	11,826	12,970	11,819	三精テクノロジーズ (株)	1	0	0	1
A16	飛松中学校受変電設備更新工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/6/4	26,694	26,924	29,340	26,691	(株)シンテック	34	22	0	0
A17	千代が丘小学校受変電設備改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/29	52,800	35,120	55,650	50,743	松尾電設工業(株)	23	21	4	0
-	桜の宮中学校昇降機設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/8/21	11,950	※1	11,970	10,904	三精テクノロジーズ (株)	1	0	1	0
A18	西野幼稚園空調設備改修工事	指名競争入札	2020/4/22	5,679	5,679	6,278	5,657	(有)金本設備工業	6	1	3	2
-	あづま幼稚園空調設備改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/5/29	10,866	※1	12,034	10,851	(株)安福冷暖	23	1	2	0

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	最終契約金額 (税抜)	予定価格 (税抜)	最低限価格 (税抜)	決定業者名等	応札者数	失格	辞退	未入札
-	長田中学校空調設備改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/14	85,384	※1	89,124	81,502	神戸設備工業(株)	14	0	0	0
-	本山中学校空調設備改修工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/10	87,918	※1	93,808	85,924	高井工業(株)	14	6	0	1
-	大原中学校他5校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/2	31,917	※1	35,130	31,915	芦田工業(株)	17	2	0	0
-	有馬中学校他5校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/10	29,328	※1	32,310	29,326	有元温調(株)	14	3	3	1
-	本庄中学校他4校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/15	25,195	※1	27,750	25,194	(株)コタニ産商	15	7	1	0
-	筒井台中学校他5校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/7/17	28,565	※1	31,470	28,563	(株)S K K	12	2	2	0
-	桃山台中学校他6校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/11/26	29,654	※1	32,580	29,625	田岡企業(株)	4	1	7	0
-	雲雀丘中学校他4校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/11/26	21,380	※1	23,550	21,371	(株)山崎興業	4	1	3	0
-	鷹取中学校他5校体育館空調設備工事	事後審査型制限 付一般競争入札	2020/12/25	26,860	※1	29,360	26,685	日新工業(株)	4	1	8	0
A19	名谷小学校駐車場整備工事	1号随意契約	2020/9/2	2,240	2,240	-	-	石丸建設(株)	-	-	-	-
A20	名谷小学校駐車場整備工事(2期)	1号随意契約	2020/11/26	2,270	2,270	-	-	石丸建設(株)	-	-	-	-
A21	小部中学校中校舎3階普通教室空調新設機械設備工事	1号随意契約	2021/2/16	1,609	1,609	-	-	近畿総合設備(株)	-	-	-	-
A22	小部中学校中校舎3階普通教室空調新設電気設備工事	1号随意契約	2021/2/16	890	890	-	-	近畿総合設備(株)	-	-	-	-

なお、応札者数は入札参加者数から辞退者数、未入札者数を差し引いて算定している。

※1 資料を閲覧していないため不明

※2 無効1者あり

契約額が 250 万円（税込）を超える随意契約を締結した工事請負契約について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 7 条第 2 項に基づき、工事契約の内容、件名、契約の相手先、根拠法令、随意契約の理由、担当部署を公表することとされているが、下記の契約が公表されていなかった。

（単位：千円）

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)
A4	【HAT】HAT神戸新設小学校・特別支援学校ガス設備工事	2号随意契約	2019/7/8	51,459

公表の手続きは工事担当局である建築住宅局が対応しているとのことであるが、公表が必要とされている随意契約が締結された場合は速やかに公表するべきであり、発注課として、公表に係る手続きが行われているか確認することが望まれる。

上記の工事請負契約一覧のとおり、当初入札で決定した金額から最終契約金額が増額することが多い。契約年度が令和元年度の場合は消費税率の引き上げや令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由とした工期延長による増額が大きく影響を与えているが、当初入札時点での事前の現場調査や施工管理者からの要望の調査の不足が要因と思われるものもあった。下記の契約は、資料を閲覧した契約のうち当初契約金額から最終契約金額が 20%以上増加した契約である。

（単位：千円）

No.	契約名等	契約日	決定金額 (税抜)	最終契約金額 (税抜)	増加額	増加率
A9	ひよどり台小学校・鶴台中学校外壁改修他工事	2020/3/26	172,900	239,366	66,466	38.4%
A13	白川小学校・西落合小学校外壁改修他工事	2020/6/5	190,000	244,700	54,700	28.8%

これらの工事の増額理由は下記のとおりである。

(単位：千円)

No.	増加額	増加理由
A9	1,466	<p>下記を理由に工期の延長及び共通費の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら工事を進めたことにより、工事の進捗に遅れが生じ、受注者より工期延長の申し出があったため 2. 施設管理者からの要望により現地詳細結果を行った結果、ひよどり台小学校南校舎－西校舎間のエキスパンションジョイント部分の躯体が著しく劣化していることが判明し、補修工事のために工期延期を行う必要が生じたため
	65,000	<p>契約変更の工事概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小学校 エキスパンジョイント部補修の追加 2. 中学校 金属屋根改修の仕様変更 3. 外壁改修工事の精算変更 4. その他軽微な仕様・寸法等の変更 <p>上記契約変更の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理者からの要望により現地詳細調査を行った結果、ひよどり台小学校南校舎－西校舎間のエキスパンションジョイント部分の躯体が著しく劣化していることが判明し、補修工事のために工期延期を行う必要が生じたため 2. 現場詳細調査により、鶴台中学校屋内運動場の金属屋根において著しい雨漏りが発生しており、原設計通りの塗装改修では雨漏りは改善しないため、仕様の変更が必要となった 3. 外壁詳細調査により、改修数量に増減が発生したため 4. 現場納まりの詳細検討の結果、仕様・寸法等を変更することにより安全性、利便性、耐久性等が向上するため
A13	211	<p>下記を理由に工期の延長及び共通費の変更</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら工事を進めたことにより、工事の進捗に遅れが生じ、工期延長が必要となった</p>
	54,489	<p>契約変更の工事概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 窓ガラスシール打替えの追加（西落合小学校北棟・南棟のみ） 2. 屋内運動場棟屋根部分更新の追加（西落合小学校） 3. 外壁補修数量の精算（2校共） 4. 西棟南面外壁改修の追加（白川小学校） 5. 軽微な仕様・寸法等の変更 <p>上記契約変更の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場詳細調査の結果、窓ガラスのビートの劣化が著しいことが判明したため、シールによる打ち替えが必要となった 2. 現場詳細調査の結果、屋内運動棟屋根（棟部分）から雨漏りが確認されたため、当該部分の屋根部材の更新する必要が生じた

		<p>3. 現場詳細調査の結果、外壁の劣化状況が著しく、補修数量の精算が必要となった。</p> <p>4. 当初本工事の対象としていなかった西棟南面の外壁において、改修すべき劣化が判明し、施設所管課の要望により、当該部分の外壁改修を追加する必要が生じた</p> <p>5. 現場納まりの詳細検討の結果、仕様・寸法等を変更することにより、安全性、利便性、耐久性等が向上するため</p>
--	--	---

なお、教育委員会事務局等専決規程において、当初契約より 20%を超える契約変更又は主要部分の変更を伴う契約変更については、局長以上の決裁が必要とされており、これらの契約変更にあたって局長の決裁を得ていることを確認している。

競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められているが、工事請負契約を増額変更した場合には増額部分について競争性、透明性、経済性等が確保されているのかの判別が困難である。また、多額の増額や主要部分の変更がある場合には、当初よりその変更を織り込んだ上で入札していた場合には別の業者が選定されていた可能性もある。

なお、契約手続きは工事担当局である建築住宅局が対応しているとのことである。

[意見 57] 工事請負契約の増額変更について

工事請負契約にあたっては、契約後の増額変更の理由は様々であるが、極力変更契約が生じないよう事前の現場や施設管理者の要望の調査をより詳細に実施する必要がある。

また、学校環境整備課についても施設所管課として、現場の状況や施設管理者の要望の調査に協力することが望まれる。

なお、下記の契約は、1 件あたり 250 万円未満の契約金額となり、1 号随意契約として契約を締結しているものの、事前の調査が適切であれば 250 万円超の契約として入札が必要となったことが想定されるものである。

(単位：千円)

起案年月日	契約名等	契約金額 (税抜)	業者名
2020/12/16	【中央】春日野小開発申請に伴う試掘調査及び路面補修（南側）	1,447	㈱山本設計
2020/12/22	【中央】春日野小学校敷地西側道路の試掘調査及び路面補修	1,200	㈱山本設計

試掘調査は過去の工事履歴を調査の上、必要な場合に試掘調査を発注することと
とである。

これらの工事は、当初試掘調査範囲は南側道路のみであったところ、発注後に西側道路についても試掘調査が必要であることが判明したため、別途発注することとなったとのことであるが、事前の詳細な調査が必要であったと考えられる。

また、随意契約を締結している大規模な工事請負契約として下記の工事がある。

(単位：千円)

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	業者名
A5	向洋中学校便所改修工事	事後審査型制限付一般競争入札	2020/7/17	132,000	溝口建設㈱
A6	向洋中学校外壁改修他工事	6号随意契約	2020/9/4	179,000	溝口建設㈱

神戸市HPに公表されている「向洋中学校外壁改修他工事」の随意契約の理由は下記のとおりである。

今年度実施する向洋中学校での改修工事のうち、夏休みに施工を開始する必要がある便所改修工事の発注を優先し、外壁改修他工事の発注よりも先行して行った。

便所改修工事と外壁改修他工事はどちらも年度内に完了する必要があるため、また両工事の仮設や工事区域が重複するため、安全管理・工程管理についての調整を密に行うことが必要不可欠である。限られた工期の中、工事を安全かつ効率的に進めていくためには、便所改修工事を受注した業者に外壁改修他工事を施工させることが望ましい。

以上の理由により、便所改修工事の請負人である上記請負人を本外壁改修他工事の契約の相手方とする。

上記随意契約に至った理由について担当者に詳細を問い合わせたところ、神戸市として便所改修工事と外壁改修他工事と一体での設計・工事発注を行う方針としており、当工事も当初は一体で発注する予定であったが、前年度2月の段階で予算が認められず、外壁改修他工事を見送ることとなったことから外壁改修工事の設計業務を停止した。その後、3月補正予算にて外壁改修他工事についても予算が認められたため、一体での発注を検討したが、外壁改修他工事の設計が未了のため、予定していた6月の工事発注で一体発注することは不可能と判断し、便所改修工事のみの入札を行った。しかしながら、国庫補助金受領のためには令和2年度内での完了が必要となることから、外壁改修他工事についても速やかな工事発注が必要であったため、外壁改修他工事の設計完了後に随意契約とすることで行財政局契約監理課・建築住宅局建築課と合意を図った、とのことであった。

しかし、予算を理由に設計業務を停止せざるを得ない場合もあると考えられるが、本件については直後に補正が認められており、事前の調整が出来ていれば、外壁改修他工事も便所改修工事との合併発注が可能であったと推察される。

[意見 58] 工事請負契約の随意契約について

競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理である。そのため、事前調査の充実を図るとともに、予算に係る調整も十分に行い、工事計画や発注方針に従って競争入札が実施できるように対応する必要がある。

空調の新設工事や改修工事については、1つの工事請負契約として発注されているものがある一方、機械設備工事と電気設備工事を分けて発注されているものがある。

下記の契約は両方の工事の見積書の入手先は同じであり、契約先も同一のものとなっていた。

(単位：千円)

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	業者名
A21	小部中学校中校舎3階普通 教室空調新設機械設備工事	1号随意契約	2021/2/16	1,609	近畿総合設備㈱
A22	小部中学校中校舎3階普通 教室空調新設電気設備工事	1号随意契約	2021/2/16	890	近畿総合設備㈱

契約を分割した理由について担当者に問い合わせたところ、電気工事が電気室から電源配線等を施工するなど規模的に比較的大きく（おおむね100万円を超えるような内容）なるケースはなるべく分割しているとのことであった。

また工事請負契約支出一覧より同様の傾向がある契約業者が同じであり、工事場所が同一と推察される下記の工事請負契約の資料を閲覧した。

(単位：千円)

No.	契約名等	契約形態	契約日	決定金額 (税抜)	業者名
A19	名谷小学校駐車場整備工事	1号随意契約	2020/9/2	2,240	石丸建設㈱
A20	名谷小学校駐車場整備工事 (2期)	1号随意契約	2020/11/26	2,270	石丸建設㈱

これらの工事の契約期間及び作業内容は下記のとおりである。

No.	契約名等	契約期間	作業内容
A19	名谷小学校駐 車場整備工事	2020/9/2～ 2020/10/30	1. 土盛り道路法面に重力式擁壁工（1.012～1.500） 及び法面保護工（モルタル厚5cm）を行う 2. 上記工事に際し、垂水建設事務所に道路法24条 承認工事に必要な申請書類、検査書類等の作成を 行い、擁壁工事については垂水建設事務所の床付 け検査を受けるので対応すること 3. 除草マットを撤去する
A20	名谷小学校駐 車場整備工事 (2期)	2020/11/26～ 2021/1/15	1. 舗装工事（約190㎡）を行う 2. ネットフェンス（約37m）を設置する 3. 撤去工一式（ネットフェンス、防草シート等）

上記工事が別発注となった理由を担当者に問い合わせたところ、駐車場用地が道路管理者から移管を受けたものであるため、道路区域を確定するための工事の後、駐車場工事を行うこととなったため別発注となったとのことであった。

しかし、両工事の見積書入手先は同一の2者であり、両者一体として工事を発注した方が規模の経済性により安価に同一工事が行えたと推察される。また、学校関係者、通行人等への安全の配慮が求められるが、一体工事により工期の短縮が図れた可能性もある。

また、物品契約支出一覧を通査したところ、設備改修工事等が含まれており、下記の契約については、決裁年月日が近いことから工事期間が近いものと考えられ、かつ契約相手先が同一の業者であるため、上記工事請負契約と同様の状況と推察される物品契約の支出があった。これらの契約について一部資料を閲覧した。

(単位：千円)

起案 年月日	件名	業者名	支出額	資料 閲覧
2020/5/15	【学級増】雲中小学校 学習室他空調設備改修	㈱シモデン	2,090	○
2020/5/15	【学級増】雲中小学校 空調電気設備改修	㈱シモデン	693	○
2021/3/15	【機械】西山小学校 外壁改修に伴う空調機器移設補修	神戸学校空調サービス㈱	1,152	
2021/3/8	【機械】西山小学校 外壁改修に伴う空調機器復旧補修	神戸学校空調サービス㈱	1,529	
2020/10/27	【須磨北】白川台中学校 緊急パトロール補修 (バックネット補修)	㈱桑島工務店	1,287	○
2020/10/27	【須磨北】白川台中学校 緊急パトロール補修 (外壁補修)	㈱桑島工務店	1,403	○
2020/10/27	【須磨北】白川台中学校 緊急パトロール補修 (防水補修)	㈱桑島工務店	2,277	○
2021/2/12	【太陽光】長田中学校 太陽光発電設備パワーコンディショナ補修	ミナト電気工事㈱	2,497	
2021/2/8	【太陽光】長田中学校 太陽光発電設備蓄電池撤去補修	ミナト電気工事㈱	2,464	
2020/4/14	【特支】枝吉小学校 通級学級増設1	㈱儀間工務店	1,342	
2020/4/23	【特支】枝吉小学校 通級学級増設2	㈱儀間工務店	1,562	
2020/10/7	本多聞小学校自閉情緒学級改修	㈱儀間工務店	1,749	○
2020/10/7	本多聞小学校特別支援学級他改修	㈱儀間工務店	1,921	○
2020/9/8	【東灘】東灘小学校 空調設備改修	㈱山口商会	2,324	

2020/10/2	【東灘】東灘小学校 北校舎空調設備改修	(株)山口商会	2,481	
2020/8/24	【東灘】東灘小学校 北校舎普通教室空調設備改修	(株)山口商会	2,481	
2020/7/13	【学級増(中)】原田中学校 教育相談室床等改修	(株)儀間工務店	2,460	○
2020/7/13	【学級増(中)】原田中学校 教育相談室電気設備等改修	(株)儀間工務店	1,224	○
2020/11/17	【学級増(中)】原田中学校 普通教室空調改修	(株)儀間工務店	1,496	
2020/11/9	【学級増(中)】原田中学校 普通教室床等改修	(株)儀間工務店	2,431	
2020/11/13	【学級増(中)】原田中学校 普通教室電気設備等改修	(株)儀間工務店	1,188	
2020/10/19	【東灘】魚崎小学校 プールサイド西側床シート改修	パワーレックス(株)	2,420	○
2020/10/19	【東灘】魚崎小学校 プールサイド北側床シート改修	パワーレックス(株)	2,090	○

資料を閲覧した工事のうち、「【東灘】魚崎小学校」については2つの契約の見積業者が1者重複しており、他の「【学級増】雲中小学校」、「【須磨北】白川台中学校」、「本多聞小学校」、「【学級増(中)】原田中学校」では、見積業者はすべて同一であった。

[指摘事項10] 契約の分割について

見積業者の入手先が同一で、工事期間も同様の期間であることなどから、分割する必要性が乏しいと考えられる契約を分割し、1号随意契約で発注している事例が散見された。

本来、競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定すべきであり、特段の理由のない契約の分割により競争性、透明性、経済性が劣る1号随意契約で発注することは避け、適切な契約単位で発注すべきである。

9. 2 委託契約

教育委員会では100万円以上の委託契約について原則、総務部長、学校支援部長、学校計画担当部長、学校教育部長、総務課長、組織改革担当課長、教育企画担当課長で構成される教育委員会事務局事業委託審査委員会で委託契約チェックリストを用いて審議される。令和2年度適用の委託契約チェックリストを下記に添付する。

R2. 4. 1 改訂

委託契約チェックリスト

No. _____

契約件名: _____ 金額: _____ 円

所属名: _____ 契約主管課長氏名(補職名) _____

審 査 項 目	契約管理権限	注意点
1 当該契約業務を委託することが適切か。 (1) 委託することが法令に適合しているか。 (2) 行政目的・業務目的の達成が期待できるか。 (3) 委託しても公共性及び行政責任、市民サービスの維持向上を図ることができるか。 (4) 委託により経済性が期待できるか。	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない。
2 (1) 請負、調達その他委託以外の方法によらなくてもよいか。特に、運送、物品・機械設備の修理、測量、地質調査、洗濯、樹木剪定、草刈り、清掃、その他仕様書で具体的かつ一義的に明示できる契約はその他請負契約とすべきであるが(契約事務手続規程第13条以下)、これには該当しないといえるか。 (2) 請負と委託の複合的な業務(混合契約)の場合、合理的な業務執行を損なわない範囲で、分割・整理ができる案件ではないか。中心となる業務が請負ではないか。(※1)	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない
3 以下のいずれかに該当する業務か。 (1) 委任・準委任(法律行為・事務処理に対して契約代金を支払う業務) (2) 仕事の完成に対して契約代金を支払う業務の場合、専門性が高いなどにより発注時に仕様書を作成することができず、本市が求める性能のみを示して相手方に業務を委任することで契約の目的を達成できる業務 (3) その他、事務処理の処理を相手方に委ねる業務で請負や調達では処理できない業務	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない
4 (1) 当該契約業務は政府調達協定の適用を受ける役務(※2)か。	はい いいえ(→4へ)	
(2) 適用を受ける役務の場合、定められた手続により事務処理を行うか。	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない。
5 (1) 契約の相手方はどのような方法により選定する予定であるか(該当欄にチェックをいれる)。	1 随意契約 □見積合せ □企画提案方式 □特命随意契約 2 競争入札 □総合評価落札方式 □その他 () (→5へ)	

<p>(2) 随意契約を行う予定である場合、法令に定められている事由（地方自治法施行令第167条の2第1項各号、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項各号）のいずれに該当するか。</p>	<p>自治法施行令第167条の2第1項第__号 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第__号 特例政令第11条第1項第__号</p>	<p>(別紙「地方自治法の認める随意契約事由について」参照)</p>
<p>(3) 当該契約業務が随意契約事由に該当すると判断することについて、合理的な理由があるといえるか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は認められない。</p>
<p>(4) 随意契約を行うことができる場合でも、可能なものは競争的見積合せや企画提案方式など競争性、公平性の高い事務処理を行うか。 特命随意契約を行う場合は、他に履行可能な者はいないか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は理由を確認すること。合理的な理由がなければ認められない。</p>
<p>6 契約業務内容が市職員と委託先従業員が混在するなど外形的に見て委託先従業員を指揮命令していると解される可能性があるか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「はい」の場合は認められない。</p>
<p>7 委託契約約款に適用除外条項又は付加条項を設ける場合（頭書の表第5項又は第6項）、その理由は適切か。</p>	<p>はい・いいえ</p>	
<p>(適用除外条項又は付加条項を設ける具体的な理由をそれぞれの条項ごとに記載すること。)</p>		<p>理由が適切でない場合は認められない。</p>
<p>8 委託契約約款上、承諾が必要な事項である再委託（約款第2条第2項）、権利の譲渡（約款第2条第4項）、情報の目的外利用（約款第29条第4項）その他書面により承諾すべき事項を承諾する場合、書面による承諾を行う予定があるか。特命随意契約の場合などで承諾が必要な事項を把握している場合は、その内容や承諾理由は適切か。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は認められない。</p>
<p>(承諾が必要な事項を把握している場合は、その内容を記載すること。)</p>		
<p>9 契約相手の選定方法が適切か</p>		
<p>(1) 随意契約を行うにあたり、複数の応札・応募があるか。 結果的に1者のみの応札・応募が続いている場合は、その理由の分析を行い、競争性を高めるための検討を行っているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は認められない。</p>
<p>(2) プロポーザル方式を実施する場合は、以下のいずれかに該当するか。 ア. 高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験を必要とする。 イ. 企画内容、創造性等を評価して、契約の相手方を決める必要がある。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は認められない。</p>
<p>(3) プロポーザル方式を実施する場合は、原則である公募型としているか。指名型としている場合は、事業の性質や目的から提案者が限定されるものであるか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は認められない。</p>
<p>(4) 特命随意契約を行う場合、予定価格の設定にあたり、1者のみからの見積りを安易に採用することなく、適切に行っているか。 また、履行確認の方法を、適切に定めているか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>「いいえ」の場合は認められない。</p>

10 市内発注の促進について (1) 地元企業が選定候補となっているか。 そうでない場合、やむを得ない合理的な理由があるか。	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない。
(2) すべての選定候補を地元企業にすることができない場合、過半数は地元企業としているか。それも困難な場合は1者でも候補に入れているか。 入っていない場合、やむを得ない合理的な理由があるか。	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない。
(3) 複合的な業務内容になっている場合は、業務を分割・整理する等により、地元企業が参入できるようにできないか検討を行ったか。	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない。
(4) プロポーザル、総合評価落札方式において、参加資格に地元企業の要件を設けなかった場合には、地元企業に加点できる配点として総得点（満点）の1割を確保しているか。	はい・いいえ	「いいえ」の場合は認められない。
委託審査会の対象となる委託料の増額等の契約変更の場合のチェック項目		
11 契約変更を行う必要があるか。別契約ではなく変更契約で対応することは妥当か。 (必要性を具体的に記載すること。)	はい・いいえ	「いいえ」の場合は原則として認められない。

(注) 契約主管課長は、契約締結の決裁のほか、次の手順がとられているか確認すること。

- (1) 政府調達協定の適用を受ける役務の委託の場合、契約規則第27条の12の規定による落札者等の公告手続が取られているか。
- (2) 当該契約業務の随意契約理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する場合（シルバー人材センター、障害者支援施設、母子・父子福祉団体等への委託の場合）、契約規則第25条の2の規定により、公表手続が取られているか。
- (3) 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入の徴収又は収納の委託の場合、同条第2項の規定による告示手続が取られているか。

※1 請負とする契約

清掃（建物貯水槽浄化槽 路面側溝 下水管渠 河川・公園等）、草刈り 害虫駆除 廃棄物収集運搬 運送、街路樹剪定、公園・緑地帯補裁 管理 洗濯 警備 各種調査計測 データ入力・集計建物設備総合管理、物品及び機械設備の修理 設備保守点検、設備運転管理、建設コンサルタント（測量、航空写真、地質調査、実施設計・詳細設計、工事監理）、検診、医療検査、衛生検査、海上作業、埋蔵文化財発掘調査

※2 政府調達協定の適用を受ける役務とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となる役務をいいます。契約業務が特定役務の対象となるかどうかについて疑義がある場合は、行財政局財政部契約監理課に相談してください。なお、協定の適用基準額は以下のとおりです。

項目	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに締結される調達契約
物品等	3,000万円
特定役務のうち建設工事	23億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス、その他技術的サービス	2億3,000万円
特定役務のうち上記以外のもの	3,000万円

令和2年度に学校環境整備課で支出予定額が100万円以上であった委託契約（ただし、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社との委託契約を除く）は下記のとおりであり、資料を閲覧した契約についてはNo.欄に数字を記載している。なお、契約情報についてはHPで公表されている内容、及び閲覧した内容から転載しているため、一部情報の記載がないものがある。

(単位：千円)

No.	件名	支出額	契約形態	業者名	随意契約の場合はその理由 見積合わせの場合は見積者数
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その1)	1,092	特命随意契約	(株)エーステック	エレベータの制御機構はメーカーごとに独自に開発・設定されており、部品もメーカー独自のものが多く使用されている。また、故障・劣化時の効率的な部品供給、閉じ込め事故等の緊急事態への早急且つ確実な対応のため、保守点検業務は、製造元のメーカーもしくは同メーカー系列の保守管理会社を選定する。
B6	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その2)	32,247	特命随意契約	三精テクノロジー(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その3)	5,118	特命随意契約	ダイコー(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その4)	16,947	特命随意契約	東芝エレベータ(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その5)	12,969	特命随意契約	日本エレベーター製造(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その6)	12,447	特命随意契約	日本オーチス・エレベータ(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その7)	4,635	特命随意契約	(株)日立ビルシステム	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その8)	33,106	特命随意契約	フジテック(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その9)	15,636	特命随意契約	三菱電機ビルテクノサービス(株)	
-	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 (その10)	1,742	特命随意契約	横浜エレベータ(株)	
-	【保パト】施設保全パトロール (その1)	1,584	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その5)	1,100	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その8)	1,848	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その10)	1,848	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その11)	1,650	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その12)	1,320	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その14)	1,320	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その15)	2,112	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その23)	1,540	-	-	-
-	【保パト】施設保全パトロール (その24)	1,078	-	-	-
-	【(繰) 安対】長尾幼稚園 学校園施設安全対策業務	4,323	-	-	-
-	【(繰) 安対】好徳小学校・淡河中学校 学校園施設安全対策業務	33,780	-	-	-
-	【(繰) 安対】枝吉小学校・岩岡小学校 学校園施設安全対策業務	32,165	-	-	-
B7	【(繰) 安対】道場小学校・北神戸中学校学校園施設安全対策業務	41,695	見積合わせ	ひまわり塗装(株)	3者で見積合わせ同業務については市内6グループに分けて同様に選定

-	【(繰) 安対】箕谷小学校・君影小学校 学校園施設 安全対策業務	42,279	-	-	-
-	【(繰) 安対】明親小学校・小部中学校 学校園施設 安全対策業務	36,829	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その1	5,566	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その2	3,080	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その3	4,367	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その4	3,289	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その5	13,090	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その6	9,350	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その7	16,500	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その8	4,730	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その9	4,180	-	-	-
-	令和2年度 公共建築物定期点検業務その10	11,660	-	-	-
B8	小中学校トイレ洋式化業務(その1)	145,266	2号随意契約	TOTO アクアエンジ㈱	2者で見積合わせ
B9	小中学校トイレ洋式化業務(その2)	144,496	2号随意契約	㈱LIXIL トータルサービス	2者で見積合わせ
B10	小中学校トイレ洋式化業務(その3)	121,583	2号随意契約	TOTO アクアエンジ㈱	2者で見積合わせ
B11	小中学校トイレ洋式化業務(その4)	149,770	2号随意契約	㈱LIXIL トータルサービス	2者で見積合わせ
B12	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その1)	35,768	見積合わせ	神戸設備工業㈱	5者で見積合わせ
B13	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その2)	27,500	見積合わせ	有元温調㈱	5者で見積合わせ
B14	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その3)	61,316	見積合わせ	㈱山口商会	5者で見積合わせ
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その4)	12,595	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その5)	26,248	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その6)	22,740	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調設備事業(その7)	18,315	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その8)	18,590	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その9)	14,575	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その10)	10,661	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その11)	21,991	-	-	-
B15	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その12)	25,190	見積合わせ	太昭電設㈱	5者で見積合わせ
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その13)	17,307	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その14)	23,213	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その15)	19,525	-	-	-
-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業(その16)	18,304	-	-	-

-	神戸市立中学校特別教室等空調整備事業（その17）	15,583	-	-	-	
-	天井点検パトロール業務（その1）	1,386	5号随意契約	㈱堂脇工業所	当該事業者は、学校施設の調査業務、改修工事の経験が豊富で、業務を円滑に進めるノウハウを有しており、また、直近に施設保全パトロールを行った業者であるため。	
-	天井点検パトロール業務（その2）	1,039	5号随意契約	㈱甲陽商会		
-	天井点検パトロール業務（その8）	1,540	5号随意契約	㈱久宝工務店		
-	天井点検パトロール業務（その10）	1,001	5号随意契約	㈱天竹工務店		
-	天井点検パトロール業務（その11）	1,485	5号随意契約	㈱須貝工務店		
-	天井点検パトロール業務（その14）	1,320	5号随意契約	㈱桑島工務店		
-	天井点検パトロール業務（その15）	1,848	5号随意契約	㈱堂脇工業所		
-	天井点検パトロール業務（その19）	1,386	5号随意契約	神戸ハウジング㈱		
-	天井点検パトロール業務（その20）	1,240	5号随意契約	㈱赤松工務店		
-	天井点検パトロール業務（その21）	1,240	5号随意契約	㈱赤松工務店		
-	天井点検パトロール業務（その23）	1,386	5号随意契約	㈱儀間工務店		
-	天井点検パトロール業務（その24）	2,002	5号随意契約	神戸ハウジング㈱		
-	神戸市立学校環境衛生管理業務その1（東部）	3,356	-	-		-
-	神戸市立学校環境衛生管理業務その2（西部）	2,087	-	-		-
-	神戸市立小学校空調整備PFI事業	55,040	-	-	-	
-	神戸市立小学校空調整備PFI事業 R2年度下期支払	55,064	-	-	-	
-	山の手小学校暫定校舎整備業務にかかる発注者支援業務（コンストラクション・マネジメント）	10,780	特命随意契約	明豊ファンリテイワークス㈱	当該事業者は、令和元年度の山の手小学校暫定校舎整備事業にかかるコンストラクション・マネジメント業務（その1）について、見積合せにより選定された者である。業務を支障なく履行しており、成績良好であるため、引き続き同社に委託する。 なお、同社は国・地方公共団体が行う工事発注の支援業務について豊富な経験があり、学校建設におけるコンストラクション・マネジメント業務の実績も有している。	
B16	【山の手小】山の手小暫定校舎着工前埋設物等掘削調査・設計及び撤去	19,778	特命随意契約	大和リース㈱	山の手小学校において、児童の安全を最優先に確保しながら暫定校舎を早期に完成させる必要がある中で、大和	

					リース(株)は、当該暫定校舎建築の施工業者であり、仮囲いを継続しての利用や本件委託業務と建築工事とを同時かつ連続して実施することで、他業者が実施するよりも安全かつ短期間での遂行が可能となるため。
-	【山の手小】山の手小学校既存校舎の外壁撤去にかかる施工方法の調査・検討及び撤去作業等業務	5,951	6号随意契約	大和リース(株)	山の手小学校において、児童の安全を最優先に確保しながら暫定校舎を早期に完成させる必要がある中で、当該事業者は、当該暫定校舎建築の施工業者であり、仮囲いを共用し本件委託業務と暫定校舎建築工事とを同時かつ連続して実施することで、他業者が実施するよりも安全かつ短期間での遂行が可能となるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
-	【土木】土砂災害警戒区域内学校園敷地定期調査業務	3,553	特命随意契約	一般財団法人 建設工学研究所	本業務は、土砂災害に関する危険度判断などに高度な知識と経験を要するものである。土砂災害の専門家であり、学校敷地を含む市内の地質調査を行っている沖村孝神戸大学名誉教授が有する研究実績、ノウハウを提供できるのは当該事業者のみである。また、当該事業者は平成26年から継続的に本業務を受託しており、効率的に業務を遂行できることから委託先として最適と考えられる。
-	【妙法寺小】妙法寺小学校既存建築物現況調査委託業務	4,345	6号随意契約	(株)sora 建築デザイン事務所	妙法寺小学校暫定校舎建築について大和リース(株)が落札しているが、委託先候補者は大和リース(株)のもとで設計業務を行っており、本調査業務については、建築設計業務と重複、関連する内容を含むことから、他業者に委託するより、業務効率の面からも、大和リース(株)と連携し業務を

					行う委託先候補者に委託することがより適切である。
-	葺合中学校受変電設備増設業務	2,735	-	-	-
-	有瀬小学校受変電設備増設業務	10,450	-	-	-
-	桜が丘小学校受変電設備増設業務	4,317	-	-	-
-	【受変電】連池小学校受変電設備増設業務	10,665	-	-	-
-	北須磨小学校受変電設備増設業務	5,665	-	-	-
-	【受変電】本山南中学校受変電設備増設業務（その6）	8,580	-	-	-
B17	神戸市立学校大規模改修事業 その5 狩場台小・高和小	376,217	制限付一般競争入札 総合評価落札方式	(代表企業) 湊建設工業(株)	-
-	【トイレ】神戸市立学校大規模改修事業その6 DB (北神戸中学校)	56,670	制限付一般競争入札 総合評価落札方式	(代表企業) (株)小井手建築店	-
-	神戸市立学校大規模改修事業 その6	91,608			-
-	【こうべ小】こうべ小学校増築他工事設計業務にかか る前払金	5,280	公募型簡易プロポーザル	(株)山本設計・(株)新日本設備設計 (設計共同体)	-
-	こうべ小学校校舎増築他工事設計業務 (基本設計)	12,353			-
B18	春日野小学校校舎改築工事設計業務	34,332	公募型簡易プロポーザル	(株)坂倉建築研究所 大阪事務所	-
B19	春日野小学校校舎改築工事設計業務その2	43,720	6号随意契約	(株)坂倉建築研究所 大阪事務所	本業務は当初、基本・実施設計を一括の契約で進めていたが、基本設計が終わった時点で既存校舎の保存活用の検討が必要となり、基本計画の見直しが行われた。それに伴い、業務の変更および期間の延長が必要となったが、予算の都合上、すでに完了していた当初基本計画および基本設計の変更を1本の契約とし、実施設計業務等を本契約として新たに契約を行う。

					(地方自治法施行令第167条の2第1項2号・6号に該当)
-	垂水小学校校舎棟改築工事設計業務にかかる部分払について	17,683	公募型簡易プロポーザル	(株)山本設計・(株)新日本設備計画(JV)	-
-	垂水小学校校舎棟改築工事設計業務における委託契約前払金の支出	22,290			-
-	【垂水小】垂水小学校校舎棟改築工事設計業務にかかる部分払	15,008			-
B20	歌敷山中学校校長寿命化改修他工事設計業務	29,671	指名型簡易プロポーザル	(株)浦辺設計	-
-	雲雀丘中学校他4校体育館空調設備工事設計業務	3,355	-	-	-
-	桃山台中学校他6校体育館空調設備工事設計業務	4,158	-	-	-
-	鷹取中学校他5校体育館空調設備工事設計業務	3,960	-	-	-
-	乙木小学校他4校空調設備改修工事設計業務	8,525	-	-	-
-	高取台中学校他4校空調設備改修工事設計業務	5,029	-	-	-
-	大池小学校他4校空調設備改修工事設計業務	7,346	-	-	-
-	大沢中学校他4校空調設備改修工事設計業務	6,702	-	-	-
-	菅の台小学校他5校空調設備改修工事設計業務	5,919	-	-	-
-	摩耶小学校他5校空調設備改修工事設計業務	9,900	-	-	-
-	六甲アイランド小学校他5校空調整備改修工事設計業務	11,000	-	-	-
-	広陵小学校他5校空調設備改修工事設計業務	5,992	-	-	-
-	本多聞中学校昇降機棟増築他工事設計業務	7,920	-	-	-
-	神戸市立学校大規模改修事業に伴う仮設トイレ設置工事設計業務1	2,970	-	-	-
-	神戸市立学校大規模改修事業に伴う仮設トイレ設置工事設計業務 その2	3,190	-	-	-
-	妙法寺小教室改修業務委託	12,630	-	-	-
-	【学級増_中】向洋中学校における学級増に伴う教室改修業務	2,002	特命随意契約	溝口建設(株)	当該事業者は、学校施設の調査業務、改修工事の経験が豊富で、業務を円滑に進めるノウハウを有しており、また、直近に施設保全パトロールを行った業者であるため。

-	【学級増_小】西落合小学校における学級増に伴う教室改修業務	3,850	-	-	-
-	【学級増(小)】筑紫が丘小学校教室改修業務	2,401	-	-	-
-	【学級増_中】太田中学校における学級増に伴う教室改修業務	2,409	-	-	-
-	【妙法寺小】妙法寺小学校プール解体・擁壁詳細設計業務前払金	5,470	-	-	-
-	【垂水小】垂水小学校耐力度調査業務にかかる委託契約について	6,820	-	-	-
-	【垂水小】設計業務にかかる発注者支援業務について	19,800	-	-	-
-	学校施設保全コーディネータ業務	14,564	-	-	-
-	【特支】青陽須磨支援学校スプリンクラー配管漏水復旧委託業務	3,740	-	-	-
-	デザインビルド仕様書等修正業務	2,200	特命随意契約	(株)日建設計総合研究所	当該事業者は、当初の仕様書や約款を作成した建設コンサルタント事務所であり、当該仕様書等の修正については、作成者である当該事業者が行う方が正確かつ早期に業務を行うことが可能であるため。
-	【学校計画】湊小学校既存建築物現況調査等委託業務	2,860	-	-	-
B21	令和2年度 元町北会館管理運営事業委託料	16,650	2号随意契約	(株)アサヒファシリティズ	5者で見積合わせ
-	渦が森小学校の横断歩道橋詳細調査及び概略工法検討業務	4,840	-	-	-
-	【LED】神戸市立学校 体育館照明LED化業務(その1)	17,490	-	-	-

委託契約約款では下記のとおり再委託を原則禁止している。

- 第2条（再委託等の禁止）乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。
- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。
- 3 甲は、次に掲げる再委託の承諾をすることはできない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により委託した歳入の徴収又は収納の事務の再委託
- (2) 委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託
- 4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

委託契約約款において、書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託してはならない旨規定されているが、下記の契約では、再委託先があるにもかかわらず再委託に関する書面による事前の承諾を得ていなかった。

（単位：千円）

No.	件名	支出額	業者名
B6	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務 （その2）	32,247	三精テクノロジーズ(株)
B21	令和2年度 元町北会館管理運営事業 委託料	16,650	(株)アサヒファシリティズ

〔指摘事項 11〕 再委託に関する事前の承諾

再委託を行っている契約において、再委託に関して書面による事前承諾を行っていないものがあつた。委託契約約款の規定に基づく再委託承諾の手続きを行うべきである。

競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理である。神戸市でも1件あたり100万円超の委託契約金額については見積り合わせや入札等の対応が必要になるが、下記の委託契約は特命随意契約や6号随意契約として契約を締結しているものの、事前の調査が適切であれば見積り合わせや入札等の対応が可能であったと推察されるものである。

(単位：千円)

No.	件名	支出額	契約形態	業者名
B16	【山の手小】山の手小暫定校舎着工前埋設物等掘削調査・設計及び撤去	19,778	特命随意契約	大和リース(株)
-	【山の手小】山の手小学校既存校舎の外壁撤去にかかる施工方法の調査・検討及び撤去作業等業務	5,951	6号随意契約	大和リース(株)
-	【妙法寺小】妙法寺小学校既存建築物現況調査委託業務	4,345	6号随意契約	(株)sora 建築デザイン事務所

「【山の手小】山の手小暫定校舎着工前埋設物等掘削調査・設計及び撤去」、「【山の手小】山の手小学校既存校舎の外壁撤去にかかる施工方法の調査・検討及び撤去作業等業務」、及び「【妙法寺小】妙法寺小学校既存建築物現況調査委託業務」では、入札等により業者を選定した業務と重複する業務があり連続して実施した方が効率的であるとして随意契約を締結しているが、本来は事前に調査を行い、上記随意契約した業務も含めて入札等により業者選定をする必要があったと考えられる。

また、下記の業務については特命随意契約で契約されているものの、業務の内容として実施可能な業者は他に多数いることが想定され、見積り合わせ等で業者を選定する必要があったと考えられる。

(単位：千円)

No.	件名	支出額	契約形態	業者名
-	【学級増_中】向洋中学校における学級増に伴う教室改修業務	2,002	特命随意契約	溝口建設(株)

[意見 59] 委託契約の随意契約について

競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であることから、事前調査の充実等により競争性等が十分に図られた方法で業者を選定する必要がある。

資料を閲覧した委託契約のうち、当初入札で決定した金額と最終契約金額が大きく異なる契約は下記のとおりである。

(単位：千円)

No.	契約名等	決定金額 (税抜)	最終契約金額 (税抜)	増加額	増加率
B7	【(繰)安対】道場小学校・北神戸中学校学校園施設安全対策業務	27,258	37,905	10,647	39.1%
B16	【山の手小】山の手小暫定校舎着工前埋設物等掘削調査・設計及び撤去	15,000	17,980	2,980	19.9%
B18	春日野小学校校舎改築工事設計業務	78,800	54,729	△24,071	△30.5%

これらの工事の増減額理由は下記のとおりである。

(単位：千円)

No.	増減額	増減理由
B7	10,647	現地調査の結果による補修範囲の増加 道場小学校 当初数量 75 か所、最終数量 447 か所 北神戸中学校 当初数量 85 か所、最終数量 119 か所
B16	2,980	埋設ガス管が発見されたことによる追加業務
B18	12,979	追加業務は下記のとおり、履行期限は 10 か月延長 ・西校舎活用計画案の検討 ・基本計画（原案）、西校舎活用計画案（新案）の比較検討
	△37,050	取りやめ業務内容は下記のとおり ・当初計画の実施設業務一式 追加業務内容は下記のとおり ・基本計画の見直しに係る基本設計業務

「【(繰) 安対】道場小学校・北神戸中学校学校園施設安全対策業務」は外壁等の剥落の危険性のある棟について、調査(改修箇所図の作成)、工事及び工事監理を一括して発注するものであり、暫定補修必要箇所よりも採取補修箇所が大幅に増加しており、それに伴い契約金額も大幅に増額している。契約金額の増額部分については、競争性、透明性、経済性等が確保されているのか判別が困難であることも問題であるが、外壁等の劣化状況の把握状況が十分に行えていなかった点も問題である。

なお、「【(繰) 安対】道場小学校・北神戸中学校学校園施設安全対策業務」と同様の業務は下記のとおりであり、当初契約金額よりも大幅に増額している契約がある。

(単位：千円)

No.	件名	契約金額(税抜)		増加額	増加率
		当初	最終		
-	【(繰) 安対】好徳小学校・淡河中学校学校園施設安全対策業務	30,709	30,709	0	0.0%
-	【(繰) 安対】枝吉小学校・岩岡小学校学校園施設安全対策業務	20,571	29,241	8,670	42.1%
-	【(繰) 安対】箕谷小学校・君影小学校学校園施設安全対策業務	34,300	38,436	4,136	12.1%
-	【(繰) 安対】明親小学校・小部中学校学校園施設安全対策業務	28,295	33,481	5,186	18.3%

「春日野小学校校舎改築工事設計業務」については、当初、春日野小学校の老朽化した既設校舎の建て替えを前提として、敷地内及び校舎内のバリアフリー化、運動場の拡大、常設プールの整備などの教育環境の課題の解決を図るために、公募型簡易プロポーザルで業者を選定し、基本・実施設計業務を一括して契約金額78,800千円(税抜)で契約して基本設計までが終了し、54,729千円(税抜)の支払いを終えている。その後、神戸新聞の報道を受け当初の計画が一変され、既設校舎を温存した形で基本設計業務からやり直しとなったため、当初の基本設計業務に基づく実施設計業務をとりやめ、「春日野小学校校舎改築工事設計業務その2」により基本設計業務の変更及び実施設計業務を契約金額132,500千円(税抜)で6号随意契約により締結している。

しかし、当初の計画で既設校舎は建て替えを前提としており、計画変更後とは前提が異なり、契約金額を鑑みても設計業務は刷新されると考えられることから、本来は業者を選定しなおす必要があったと考えられる。

競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められているが、契約金額を増額変更した場合には増額部分について競争性、透明性、経済性等が確保されているのか判別が困難である。また、多額の増額や主要部分の変更がある場合には、当初よりその変更を織り込んだ上で入札していた場合には別の業者が選定されていた可能性もある。

[意見 60] 委託契約金額の変更について

業者選定前に事前により詳細な調査を実施する必要がある。

また、計画が大幅に変更される場合には、業者の再選定も含めて検討する必要がある。

「小中学校トイレ洋式化業務」については、下記を理由として、対象校 25 校（小学校 15 校、中学校 10 校）分、委託料予定額 580,000 千円（税込）を T O T O アクアエンジニア(株)、(株) L I X I L トータルサービスの 2 者を対象として 2 号随意契約を締結している。

2 号随意契約理由	
委託とする理由	本業務は早期発注が必要であり、計画から完成（計画、建設、発注、監理、検査）までの一連の業務を一括発注するため
業者選定理由	トイレ洋式化のための短工期工法は、専門的な特許技術を必要とする為、それを有する事業者であることが必須となる。全国的にも、当市においても、トイレ洋式化の実績も多く、洋式化後のトイレの機能、性能、品質を保証し、今後長期にわたり故障のリスクを回避する安全で確実な施工が期待できるのは 2 社のみであるため

随意契約結果は下記のとおりである。

(単位：千円)

No.	件名	最終契約金額 (税抜)	契約形態	業者
B8	小中学校トイレ洋式化業務 (その1)	132,060	2号随意契約	TOTO アクアエンジ(株)
B9	小中学校トイレ洋式化業務 (その2)	131,360	2号随意契約	(株)LIXIL トータルサービス
B10	小中学校トイレ洋式化業務 (その3)	110,530	2号随意契約	TOTO アクアエンジ(株)
B11	小中学校トイレ洋式化業務 (その4)	136,155	2号随意契約	(株)LIXIL トータルサービス

避難所として小中学校が使用された場合、和式便所が使用できない高齢者が困るといった事例があり、公立小中学校のトイレ洋式化は全国的に進められている。各市町村の発注方法としては、設計業務、工事請負業務、工事監理業務等業務を分割して入札を行う、本業務のように一括した委託業務として学校ごとに公募型プロポーザルで業者を選定している自治体等がみられた。

[意見 61] トイレ洋式化業務委託の2号随意契約について

競争性、透明性、経済性等の観点から安易に随意契約を締結するのではなく、他自治体の動向等も参考にしながら、契約の方法を検討する必要がある。

「神戸市立学校施設昇降機保守点検業務」では、令和2年度で対象の昇降機が217台、年間で135,945千円(税込)の支出が発生しており、単純に年間支出額を対象昇降機台数で割ると1台あたり626千円(税込)の年間保守料が発生していることになる。昇降機は設置業務については入札等で業者を選定するが、設置以降は設置業者に特命随意契約で保守点検業務を委託することが通常であり、特命随意契約金額となった場合契約金額の妥当性の検証が困難となる傾向にある。

なお、令和2年度に工事を行った「布引中学校昇降機設備」は工事請負金額11,826千円（税抜）、令和3年度の保守点検業務に係る年間支出額は840千円（税抜）である。

〔意見62〕 神戸市立学校施設昇降機保守点検業務について

昇降機の場合、一旦設置すると短期の入れ替えが難しいことが想定される一方、設置後の保守点検業務等に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、設置後の契約金額の妥当性の検証が困難となることが多いため、業者選定時に設置後の保守点検業務等の契約も含めて入札する等の対応を検討されたい。

9.3 その他

神戸市教育委員会では学校施設の改築、耐震補強、大規模改造等の工事を行うにあたり、国の交付金である学校施設環境整備交付金を活用しており、交付金の交付を受けるためには、下記の公表が求められている。

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項及び第3項に基づき、施設整備計画を策定し公表
- 学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、施設整備期間の終了時に計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、評価結果を公表

○学校施設環境改善交付金交付要綱

第8 施設整備計画の事後評価

- 1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

当該要綱の規定のとおり、施設整備計画の事後評価の実施後、公表とともに文部科学大臣への報告を求めているにもかかわらず、平成28年度以降の神戸市公立学校施設整備計画の事後評価については、文部科学大臣への報告は行われていたが、公表は事後評価実施日に対して下記のとおり1年以上遅れていた。

年度	事後評価実施時期	事後評価公表日
平成 28 年度	平成 30 年 6 月	令和 3 年 7 月 27 日
平成 29 年度	令和元年 6 月	令和 3 年 7 月 27 日
平成 30 年度	令和 2 年 6 月	令和 3 年 7 月 27 日

[指摘事項 12] 神戸市公立学校施設整備計画の事後評価の公表について

公表が事後評価実施日に対して 1 年以上遅れている事例があった。学校施設環境改善交付金交付要綱第 8 に従い、文部科学大臣に報告する際に速やかに公表するべきである。

所管課が学校環境整備課である公有財産台帳を入手し内容を確認したところ、廃校して相当年数が経過した学校の建物の計上や、土地の計上がないにもかかわらず建物のみ計上されている学校があった。担当者に確認したところ、下記の建物はすでに取り壊し済であるとの回答を得た。

廃校年度	名称	区	町通	丁目	地番	財産分類	取得日付
平成 26 年度	元荒田小学校	兵庫区	荒田町	4 丁目	134	普通財産	1983/3/1
平成 27 年度	元雲雀丘小学校	長田区	雲雀ヶ丘	1 丁目	1	普通財産	1972/3/30
平成 27 年度	元雲雀丘小学校	長田区	雲雀ヶ丘	1 丁目	1	普通財産	1974/8/1
令和 2 年度	元夢野中学校	兵庫区	熊野町	5 丁目	18	普通財産	1974/7/1
令和 2 年度	元夢野中学校	兵庫区	熊野町	5 丁目	18	普通財産	1976/3/1
平成 26 年度	元平野小学校	兵庫区	下三条町		8	普通財産	1992/3/1
平成 26 年度	元平野小学校	兵庫区	下三条町		8	普通財産	1992/3/1
平成 26 年度	元平野小学校	兵庫区	下三条町		8	普通財産	1992/3/1
平成 26 年度	元平野小学校	兵庫区	下三条町		8	普通財産	1992/3/1
平成 26 年度	元平野小学校	兵庫区	下三条町		8	普通財産	1992/3/1
平成 26 年度	元平野小学校	兵庫区	下三条町		8	普通財産	1992/3/1

〔指摘事項 13〕 公有財産台帳からの除却漏れについて

学校が廃校となり、建物が取り壊し済であるにもかかわらず、公有財産台帳に計上されたままのものがあつた。

速やかに除却処理するべきである。

廃校等から相当年度経過し、現在未利用であり、かつ庁内でも利用希望がない土地は下記のとおりである。

(単位：㎡、千円)

廃校年度	名称	区	町通	丁目	地番	公簿面積	評価金額
平成 8 年度	元西野幼稚園	長田区	三番町	3 丁目	3, 6, 7	2198.73	99,822
昭和 46 年度	元白川小学校	須磨区	白川	字平丁	402	290.67	5,755
平成 11 年度	元君影小学校用地	北区	山田町 下谷上	字中一 里山	11	2028.77	91,091
		北区	君影町	1 丁目	11	742.72	33,348

※ 元西野幼稚園、元君影小学校用地は路線価方式、元白川小学校は標準地比準方式で評価された金額である。

元西野幼稚園は市営住宅と隣接し、元白川小学校は市街化調整区域である。また元君影小学校用地は建物も残っており、平成 27 年度に福祉施設用地として建物解体条件付で事業者を公募したものの申し込みがなくそのままとなっている。

〔意見 63〕 利用予定のない土地について

利用予定もなく、庁内での利用希望もない土地については、樹木の剪定及び草刈等の管理費用が発生するばかりでなく、固定資産税等の市税獲得の機会損失も発生していることになるため、速やかに売却に向けた検討を進められたい。

Ⅳ 一般財団法人 神戸市学校給食会について

1 実施した手続

一般財団法人神戸市学校給食会（以下「学校給食会」）の事務管理の状況及び財務状況を把握するため、学校給食会を訪問し、担当者への質問、及び関連する帳簿、文書、証憑、各種規程やマニュアル等の閲覧を実施した。

2 事業内容

2. 1 安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業

（1）学校給食用の食材の供給

教育委員会事務局作成の給食献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認の上で納入数量を算出し、副食（おかず）食材を調達し、学校、共同調理場及び民間調理事業者に納品する。なお、教育委員会の各食材の調達方法については、「Ⅲ 実施重点施策について」の「8 健康教育課」を参照されたい。

また、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校より委託を受け、学校給食会が調達する副食食材のみならず、学校給食用パン、米飯、牛乳及び生肉等の学校給食用食材の代金の支払いを行っている。

（2）食材の安全管理

- ① 理化学的検査・細菌学的検査
- ② 加工品への放射性物質検査
- ③ 生鮮野菜・冷凍野菜への残留農薬検査
- ④ 製造工場等への立ち入り調査
- ⑤ リスク管理機能強化対策（異物報告等の調査・分析）

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

① 食材補償

4・5月の全校臨時休業による給食中止により廃棄せざるを得ない食材について、神戸市との「臨時休業に伴う学校給食休止における食材補償に対する負担金協定書」に基づき、納入業者に対し、食材補償を行った。

② 食品ロス対策

全校臨時休業による給食中止により発生した廃棄せざるを得ない食材の一部を、フードバンク、こども食堂、老人福祉施設連盟等へ寄附を行った。

(4) 不用食材譲渡に係る情報提供の試行実施について

気象警報発表や感染症流行等で全校休校になったことによる給食中止により発生した廃棄せざるを得ない食材の一部を、フードバンクや社会福祉法人を通じてこども食堂等の利用者の給食として活用してもらうため、市内社会福祉法人等に情報提供希望を募り、食材を無償で譲渡する取組を試行実施した。

2. 2 学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業

(1) 食育支援事業

- ① 農業体験事業「ル＊ル＊ルプログラム」
- ② 企業等の食育プログラムを紹介「神戸っ子食育応援団プログラム」
- ③ 「神戸っ子おにぎりプログラム」
- ④ 「神戸っ子みそづくりプログラム」
- ⑤ 「神戸っ子SDGsプログラム」

(2) 地産地消推進事業

① 市内産生鮮野菜等の使用

市内産生鮮野菜の使用量及び割合は下記のとおりである。

- 小学校及び義務教育学校（前期課程）、特別支援学校

144.6 t / 1,087.2 t（全体）（使用割合 13.3%）

- 中学校及び義務教育学校（後期課程）

18.8 t / 156.7 t（全体）（使用割合 12.0%）

なお、米については市内産を100%使用している。

② 学校給食用「地産地消加工品」の開発

企業（登録納入事業者等）、JA、農業生産者等との協働で、市内産野菜を活用した加工品を開発し学校給食に提供することで、食育・地産地消を推進するとともに、地域経済の活性化等に貢献した。

令和2年度は新たにトマトの加工品である「兵庫県産トマトピューレ（全量市内産トマト）」を学校給食で提供した。

2. 3 情報発信

- ① ホームページを活用した情報の発信
- ② 様々な広報媒体による情報の発信

2. 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

令和2年度までの実施実績なし

3 設立以降の財務状況の推移

3. 1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目		平成30年度※	令和元年度	令和2年度
I 資産の部				
1. 流動資産				
	現金預金	451,617	279,408	838,376
	未収金	230,464	270,989	108,034
	前払費用	993	1,134	1,073
①流動資産合計		683,075	551,532	947,484
2. 固定資産				
(1)基本財産				
	定期預金	3,000	3,000	3,000
②基本財産合計		3,000	3,000	3,000
(2)特定資産				
	退職給付引当資産	0	0	469
	什器備品	2,978	2,498	1,438
	保証金	0	150	150
	ソフトウェア	2,912	1,204	814
③特定資産合計		5,891	3,852	2,872
④固定資産合計(②+③)		8,891	6,852	5,872
⑤資産合計(①+④)		691,966	558,385	953,357
II 負債の部				
1. 流動負債				
	未払金	495,679	246,363	636,709
	前受金	0	305,031	310,732
	預り金	187,396	137	42
	(うち学校納付金預り金)	187,084	0	0
⑥流動負債合計		683,075	551,532	947,484
2. 固定負債				
	退職給付引当金	0	0	469
⑦固定負債合計		0	0	469
⑧負債合計(⑥+⑦)		683,075	551,532	947,954

科 目		平成30年度※	令和元年度	令和2年度
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
	出捐金	3,000	3,000	3,000
	(うち基本財産への充当額)	-3,000	-3,000	-3,000
	市負担金	5,891	3,852	2,403
指定正味財産合計額		8,891	6,852	5,403
2. 一般正味財産		0	0	0
⑨正味財産合計		8,891	6,852	5,403
⑩負債及び正味財産合計(⑧+⑨)		691,966	558,385	953,357

※ 平成30年度の会計期間は、設立日の平成30年5月10日から平成31年3月31日である。また、学校給食事業は平成30年9月に当時の神戸市スポーツ教育協会から事業移管されている

給食事業により得た収益と経費の差額である剰余金の取扱いについては後述の3.3を参照されたい。

なお、平成30年度に預り金勘定に計上されていた保護者からの預り金は、令和元年度以降は前受金勘定として計上されている。

3.2 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度※	令和元年度	令和2年度
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	-	-	-
基本財産受取利息	-	-	-
事業収益	2,880,875	3,993,990	3,891,375
学校給食事業収益	2,880,875	3,993,990	3,891,375
受取負担金	41,573	140,051	622,031
市負担金収益	40,226	136,872	620,582
市負担金振替額	1,346	3,178	1,449
雑収益	14	922	10,641
雑収益	14	922	10,641
経常収益計	2,922,463	4,134,963	4,524,049

科 目	平成30年度※	令和元年度	令和2年度
(2) 経常費用			
事業費	2,911,922	4,115,630	4,508,417
食材購入費	2,714,228	3,813,878	3,938,512
食品検査費	2,353	3,674	3,984
食材輸送費	29,220	43,015	42,150
光熱水費	109,463	137,130	131,227
給食支払手数料	91	144	113
食材補償費	7,987	51,686	327,535
役員報酬	1,544	2,697	-
給料手当	17,414	19,776	23,900
退職給付費用	-	-	469
役員通勤手当	70	119	-
職員通勤手当	311	478	822
福利厚生費	2,929	3,661	4,215
人材派遣費	4,121	7,014	7,704
旅費交通費	50	213	67
支払手数料	460	938	787
通信運搬費	262	528	555
消耗什器備品費	477	842	661
印刷製本費	178	15	167
賃借料	3,535	7,091	12,248
諸謝金	-	95	86
租税公課	2,921	5,046	3
研修・諸会費	-	36	20
委託費	1,434	5,345	387
役務費	5,368	9,604	11,656
会議費	10	-	-
減価償却費	1,204	2,594	749
運営等準備金積立	6,280	-	-
管理費	10,498	19,261	15,609
役員報酬	1,655	2,864	233
給料手当	2,607	4,118	4,794
役員通勤手当	70	119	-
職員通勤手当	98	71	61
福利厚生費	1,107	1,577	816

科 目	平成30年度※	令和元年度	令和2年度
臨時雇賃金	697	-	-
人材派遣費	-	3,273	4,028
旅費交通費	22	73	40
支払手数料	91	62	23
通信運搬費	150	302	259
消耗什器備品費	213	162	154
印刷製本費	41	-	-
賃借料	1,755	3,142	2,819
諸謝金	199	5	500
負担金	260	228	233
租税公課	4	22	57
委託費	750	631	594
研修・諸会費	95	139	159
役務費	326	1,497	382
保険料	205	383	138
減価償却費	142	583	310
経常費用計	2,922,421	4,134,891	4,524,027
当期経常増減額	41	72	22
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	41	72	22
法人住民事業税	41	72	22
当期一般正味財産増減額	-	-	-
一般正味財産期首残高	-	-	-
一般正味財産期末残高	-	-	-
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 1,346	△ 3,178	△ 1,449
当期指定正味財産増減額	5,891	△ 2,038	△ 1,449
指定正味財産期首残高	3,000	8,891	6,852
指定正味財産期末残高	8,891	6,852	5,403
III 正味財産期末残高	8,891	6,852	5,403

※ 平成30年度の会計期間は、設立日の平成30年5月10日から平成31年3月31日である。また、学校給食事業は平成30年9月に当時の神戸市スポーツ教育協会から事業移管されている

学校事業収益は保護者からの給食費（令和元年度まではうち 1.5 円/食を、令和 2 年度以降はうち 1.5 円/食又は事務費実際発生額を上限に事務費に充てることができ）、市負担金収益は神戸市からの経費負担金及び中学校給食助成金で構成されており、令和 2 年度から中学校給食費の半額助成が始まったため令和 2 年度に市負担金収益が著しく増加している。

なお、文部科学省から事務連絡「学校臨時休業対策費補助金に係る需要数調査について（令和 2 年 4 月 3 日）」が発出されたが、令和 2 年 3 月分の食材補償費に係る補助金の交付決定が 5 月下旬であったため、令和元年度の食材補償費 61,567 千円及びそれに対応する補助金が令和 2 年度に計上されている。

3. 3 剰余金の取扱いについて

学校給食事業を運営していた現在の公益財団法人神戸市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」）では、収益（市からの経費負担金及び保護者からの給食費のうち事務費として収受した金額）から経費を差し引いた剰余金について、給食物資調達運転資金として準備金の積立て、又は急激な物価変動により食材価格が高騰したような場合に備えて価格変動等準備金の積立てを行っていた。各準備金の現在までの取扱いの変遷は下記のとおりである。

【給食物資調達運転資金】

団体名	年度	変遷内容
現在の スポーツ協会 学校給食会	昭和 29 年度	積立て開始
	平成 30 年度	学校給食事業は学校給食会に移管したが、公益法人認定法第 18 条の規定により、公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないことから一般財団法人である学校給食会へ移管されておらず、スポーツ協会に積み立てられたままである。 (平成 29 年度末残高 30,000,000 円)
	令和 2 年度 末時点	上記より増減なし。 (令和 2 年度末残高 30,000,000 円)

〔指摘事項 14〕 公益財団法人神戸市スポーツ協会の給食物資調達運転資金について

学校給食会に移管されなかった公益財団法人神戸市スポーツ協会に積み立てられた給食物資調達運転資金について、現在の状況を確認し、引き続き対応の検討を進められたい。

【価格変動等準備金】

団体名	年度	変遷内容
現在の スポーツ協会	昭和 43 年度	積立て開始
	平成 21 年度	<p>税務当局から現スポーツ協会資産として計上することは実費弁償の趣旨に外れ課税対象になるのではないかとの指摘を受け、神戸市立各小学校、現スポーツ協会との間で締結されていた「学校給食用物資の調達等に関する契約書」第 5 条第 4 項にて小学校長会を精算の相手方と定め、小学校長会名義の口座を作成し準備金残高を当口座へ移管した。</p> <p>なお、通帳は現スポーツ協会が保管し出納簿の作成も行っていましたが、金融機関届出印は小学校長会で管理していた。</p> <p>(移管時の平成 20 年度末残高 85, 143, 021 円)</p>
	平成 30 年度	<p>学校給食事業が学校給食会に移管したことに伴い、通帳は学校給食会で保管することとなった。</p> <p>(平成 29 年度末残高 7, 143, 189 円)</p>
学校給食会		<p>なお、神戸市立各小学校、市教育委員会、学校給食会との間で締結されていた「小学校、義務教育学校(前期課程)及び特別支援学校給食用食材の調達等に関する協定書」第 10 条第 2 項に準備金を校長会が管理する旨記載がある。</p> <p>移管後、学校給食会にて平成 30 年度に保護者からの給食費(うち事務費として収受した 1.5 円/食)と事務費の実際発生額との差額である 6, 280 千円を運営等準備金積立として積立てを行った。</p>
	令和元年度	<p>監事よりガバナンス強化及び会計処理上適切でないとの指摘を受け準備金を廃止し残高を学校給食会会計に収納した。</p> <p>(収納時令和元年 10 月末残高 12, 935, 922 円)</p> <p>令和元年度以降は、保護者からの給食費のうち 1.5 円/食を上限として事務費実際発生額を収受しているため剰余金の発生はない。</p>

上記のとおり、学校給食会の契約書の相手方は市立小学校であるにもかかわらず、市の出資団体でもない任意の団体である小学校校長会の口座で学校給食事業の剰余金の一部が平成 21 年度から令和元年度まで管理されていた。

市の出資団体の剰余金を校長会という任意の団体へ資金移動させ簿外処理を行うべきではなく、また、この取り扱いは長年行われていたものであり、市としても是正指導すべき事項であったと考える。

4 事務処理について

4. 1 契約事務について

学校給食会の契約事務については、「一般財団法人神戸市学校給食会会計規則」で規定されており、また委託事務については「一般財団法人神戸市学校給食会事業委託審査委員会運営要綱」にも規定がある。主な内容は下記のとおりである。

○一般財団法人神戸市学校給食会会計規則 抜粋

(契約の方法)

第 44 条 契約は、競争入札に付し、当該契約の目的に従い、最高又は最低入札者と締結するものとする。

2 前項の規定による競争入札が指名入札であるときは、原則として 3 人以上の入札者を指名して行わなければならない。

3 1 件 1,000 万円以上又は重要な契約については、神戸市に依頼して行うことができる。
(随意契約)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約を締結することができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき。

(2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいないとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき。

2 前項第 5 号の必要な事項については、会長が別に定める。

3 第 1 項の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書をとらなければならない。

(予定価格)

第 46 条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設けなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないものと認めるときは、予定価格の設定を省略することができる。

○一般財団法人神戸市学校給食会事業委託審査委員会運営要綱 抜粋
(所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、委託料の予定価格が 100 万円を超える事務事業（以下「審議対象」という。）の委託について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事務事業の委託の適否の判断に関すること。
- (2) 委託先の選定に関すること。
- (3) 履行期限又は期間の 40 日を超える変更に関すること。
- (4) 変更前の決裁区分が常務理事以上の契約について、委託料の 20 パーセントを超える増額変更に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は常務理事、副委員長は給食・食育推進課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 給食運営係長
- (2) 調整係長
- (3) その他委員が指名する係長の職にある者

4 第 3 項の規定にかかわらず委託事業を起案する担当の係長は、当該委託案件を審査できないものとする。

(会議)

第 6 条 審査委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会の議事の結果は、一般財団法人神戸市学校給食会事業委託審査委員会議案書（別記様式）に記録するものとする。

5 会議は、非公開とする。

神戸市の契約事務の取扱いの概要は下記のとおりである。

契約金額 ^{※1}	選定方法等
23 億円以上	一般競争入札
1 千万円以上 23 億円未満	事後審査型制限付一般競争入札
別表 ^{※2} の金額超 1 千万円未満	指名競争入札
別表 ^{※2} の金額以下	随意契約

- ※1 契約金額を問わず、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号に規定の随意契約を締結できる
- ※2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、契約の種類に応じ、下記に記載する予定価格の額を超えないものについて随意契約を締結できるものとしている

(単位：千円)

契約の種類	額
工事又は製造の請負	2,500
財産の買入れ	1,600
物件の借入れ	800
財産の売払い	500
物件の貸付け	300
上記以外のもの	1,000

なお、神戸市では実務上、仕様書の作成が困難であり通常の入札が困難と考えるものを委託契約と分類しており、公募型プロポーザルなどの選定方法も行っているが、教育委員会では 100 万円以上の委託契約については、令和 2 年度時点では、総務部長、学校支援部長、学校計画担当部長、学校教育部長、総務課長、組織改革担当課長、教育企画担当課長で構成される教育委員会事務局事業委託審査委員会で委託契約チェックリストを用いて審議し選定方法を決定しており、結果として見積合せにより業者を選定することが多い。

学校給食会の契約関係の規定において、100 万円以上の委託契約で事業委託審査委員会の審議が求められる旨の規定しかなく、入札が必要な金額を設定する規定や地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく規定がないなど、神戸市で定めている契約事務手続きについて、具体的な金額等の明記がされていない。

[意見 64] 契約事務手続きについて

神戸市と同様の契約事務手続きを行えるよう学校給食会の契約関係の規定に具体的な金額等について明記する必要がある。

[意見 65] 事業委託審査委員会について

100 万円以上の委託契約について、事業委託審査委員会の審議をもって契約の可否を決定し契約を締結している。

しかし、学校給食会の組織体制は人員数も少なく審議の実効性には疑問がある。そのため、組織体制の充実を図る、事務局所管課が関与する等の対応を講じる必要がある。

[意見 66] 随意契約の結果の公表について

神戸市では、随意契約を締結した工事請負契約、物品等契約、及び特命随意契約を締結した委託契約金額のうち地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を超える金額の契約について、件名、契約締結日、契約の相手方、随意契約理由等を HP で公表しているが、学校給食会では同様の規定はなく、公表もされていない。

市の 100%出資団体であることから、契約手続の透明性を高めるために、市と同様の取扱いとすることを検討されたい。

4. 2 支払事務について

学校給食会において発生する支払事務は、主に学校給食会が調達する副食食材購入に係る支払い及び小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校より委託を受けた学校給食用パン、米飯、牛乳及び生肉等の学校給食用食材の代金の支払いである。

食材は各調理現場担当者により検収が行われ、検収後各納入業者が持参した受領書に受領印が押印される。各納入業者により、受領印が押印された受領書が学校給食会へ送付される。受領印については、受領者を明確にするために、「学校給食運営の手引き」において受領者の個人印又はサインを求めている。

支出については担当者と上席者の複数体制で行われ、年度内の支出状況は「支出経過書」で管理を行っている。

各業者から請求書とともに送付された受領書に受領印の押印がないものが発見された。また、押印のないものも含めて各業者に支払いが行われていた。

受領印については、受領者を明確にするために、「学校給食運営の手引き」において受領者の個人印又はサインを求めているが、学校名の受領印のみで受領者が不明な受領書が散見された。

【指摘事項 15】 受領書への受領印の押印等について

受領書への受領印について、「学校給食運営の手引き」に定めるとおり、受領者の個人印の押印又はサインの記載を徹底するべきである。

4. 3 令和2年度委託契約について

令和2年度に支出が発生した委託契約は下記のとおりである。

なお、入札により業者を選定した契約はなく、特命随意契約又は見積り合わせにより業者を選定した契約のみである。

(単位：千円)

契約名等	支出額 (税抜)	業者名	選定方法、理由等概要	書類 閲覧
ル*ル*ルプログラムに係る委託	200	大沢町地域事務局		
神戸っ子みそづくりプログラム委託	187	(一財)北神みそ		
社労士顧問報酬他	462	社会保険労務士法人プラス		
財務・会計全般に関する相談・助言業務	132	辻・本郷税理士法人		
微生物検査及び理化学検査業務に係る委託契約	1,962	(公財)兵庫県予防医学協会	食品衛生法上に規定する登録検査機関3社の見積合せによる	○
異物混入等検査業務に係る委託契約	100	(株)日本食品エコロジー研究所		
放射能測定及び残留農薬の検査業務に係る委託契約	909	(株)日本食品エコロジー研究所	県内で最も高性能なゲルマニウム半導体検査機器を有しているのは2者のみであり、見積合わせの結果同者に決定した	○
衛生監視等指導業務に係る委託契約	563	(公財)兵庫県予防医学協会	平成26年度より当会(前法人含む)より同業務に関わっており、神戸市内の委託衛生管理専門機関(厚生労働省登録検査機関)で、工場調査を実施している法人が同法人のみであるため。なお、当初の年間支出予定額は1,163千円である	○
学校給食管理システム保守委託契約(小学校)	2,274	ソフトム(株)	(公財)神戸市スポーツ教育協会が本システムの構築に際し、プロポーザルで決定した業者であり、システム機能向上のための提案に対しスムーズなカスタマイズが可能であるため	○
学校給食管理システム保守委託契約(中学校)	678	ソフトム(株)		○
学校給食管理システムクラウドサービス等委託契約	3,290	(株)さくらケーシーエス	同社は(公財)神戸市スポーツ教育協会がシステム開発当初からのクラウドサービスによるデータ管理の業者であるため	○
ホームページ運用保守料 7月	97	グローリード(株)		
ホームページ運用保守料 8月	195	(株)暁		
パソコンネットワークサーバー保守料	24	グローリード(株)		
パソコンネットワークサーバー保守料	48	(株)暁		

「微生物検査及び理化学検査業務に係る委託契約」は、食品衛生法上に規定する登録検査機関のうち検査機関が神戸市内にある3者の見積り合わせにより選定している。しかし、毎年度3者のうち2者は検査項目の一部が対応できないとして辞退しており、見積書を提出するのは1者のみである。またその1者も検査項目の一部を再委託しており、再委託先は食品衛生法上に規定する登録検査機関ではない。

なお、辞退した業者については一部再委託を前提とした見積りの入手は行ったことはない。

この点、保護者等への速やかな対応の観点、及び仕様書において学校等に出向いての取去を義務付けており、また地元業者優先の観点から市外の業者に依頼するのは難しいと考えているとのことであった。

なお、製品検査を行う事業所が兵庫県内にある業者は他に1者ある。

[意見 67] 微生物検査及び理化学検査業務に係る委託契約について

毎年度実質1者の見積もりで契約を締結しており、見積り合わせにより業者を選定しているとは言い難い状況である。そのため、仕様書の要件を満たす市外の業者も含めて見積り合わせを行う等の対応を検討されたい。

5 新型コロナウイルスへの対応状況

新型コロナウイルスの発生による休校状況等は下記のとおりである。

年度	学校	休校状況等
令和元年度	小学校	14日休校
	中学校	13日休校
令和2年度	小学校	38日休校 ただし、夏季・冬季休業期間の短縮に伴い、例年実施のない8月給食など追加分12回あり
	中学校	32日休校 ただし、夏季・冬季休業期間の短縮に伴い、例年実施のない8月給食など追加分21回あり

臨時休校となった場合、学校給食会発注食材については、下記の経費が食材補償費等として業者に支払われる。

- ▶ 学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、学校の設置者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）
- ▶ 事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分を除くものとする）
- ▶ その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）

学校給食会では、業者から「給食中止による食材補償費使用申請書」の提出を受け業者に食材補償費を支給し、神戸市では予算で定める範囲内で負担している。

なお、文部科学省が発出している事務連絡「学校臨時休業対策費補助金に係る需要数調査について（令和2年4月3日）」において、「契約事業者における仕入れ先等への支払い状況や原材料の処分状況等を勘案した上で、最終的に協議が整った違約金等について補助対象となります。」とあるが、学校給食会では「給食中止による食材補償費使用申請書」を確認し、「給食中止による食材補償費決定通知」（使いまわし等不適切な処理を行っている場合には食材補償費の返還及び登録の抹消等の措置を行う旨の記載あり）で通知するに留まり、支払い状況の確認は実施されておらず、また原材料の処分状況等についても「給食中止による食材補償費使用申請書」に廃棄等処理（予定）年月日の記載欄があるものの空欄のものが散見された。

また、「給食中止による食材補償費使用申請書」を閲覧したところ、賞味（消費）期限が5か月を超えるものが散見され、長いものでは1年を超えるものもあり、例えば「冷凍魚 50g・賞味（消費）期限 2021年2月27日・数量 36,743個・食材補償申請額 2,340,549円」といったものもあったが、保管費用の支払いも含めた学校給食での転用等の検討はなされていなかった。

【意見 68】 食材補償費の支払いについて

食材補償費の支払いに際して、「給食中止による食材補償費使用申請書」の提出を受けるのみであり、実際に契約業者の仕入れ及び支払いの状況、廃棄状況の確認

は行われていない。全件の確認は実務上困難であると考えられるが、一定金額以上については業者に状況の確認ができる書類を提出させる等の対応を行う必要がある。

〔意見 69〕 食材の転用について

給食中止により発生した廃棄食材の中には賞味（消費）期限が長期のものも散見され、保管費用の負担を考慮しても、廃棄よりも保管して後日の給食に転用する方がコスト面で優位と思われるものもあった。

現行では長期休校の場合に不要となった食材についての取扱いは、調味料等容易に長期保管可能なものを除き、廃棄、業者による転売（食材補償費からの減額）やフードバンク、こども食堂、市内社会福祉法人等への寄附に限定されているが、後日の学校給食への転用も検討する必要がある。

6 今後の在り方について

6. 1 設立の経緯

神戸市教育委員会においては、給食献立の作成、調理業務の実施、食育事業など学校給食に関する中心的な機能と責任は教育委員会にある一方、給食食材の調達、給食費の管理、食材に関する食育等事務的な機能については公益財団法人神戸市スポーツ教育協会（現在のスポーツ協会。「以下「スポーツ教育協会」）が行っていた。

スポーツ教育協会では、「スポーツの振興」と「学校給食」を事業として実施していたが、「スポーツの振興」への比重が大きく、役員構成（評議員・理事）についてもスポーツ関係の役員が大部分を占めていたこと、「スポーツの振興」と「学校給食」を同会内で実施することは事務機能や資金管理面において一定の合理性があると思われるが相乗効果を発揮しているとは言い難い状況であったこと、上記の状況により団体内において学校給食事業に対するガバナンス機能が十分とは言い難い状況であったことから、給食事業を強化することを目的として、①事業分割（新規団体の設立）、②直営化（教育委員会事務局による事業実施）、③団体内で

の給食事業の強化、の3つの方向性の検討を求める「(公財)神戸市スポーツ教育協会の学校給食事業のあり方に関する意見(平成29年12月15日)」(以下「あり方に関する意見」)が神戸市外郭団体の経営評価に関する委員よりが出された。

あり方に関する意見に記載された3つの方向性に対するメリット、デメリット等は下記のとおりである。

方向性	メリット	デメリット
事業分割	<ul style="list-style-type: none"> ・新規団体が設立される場合には、専門性の向上や責任の明確化など、学校給食事業におけるガバナンス機能の強化が期待される ・教育委員会事務局との役割分担により学校給食事業の一貫性を高めることで、新サービス導入・質向上、給食事業に特化した広報などが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食事業に特化した新規団体の設立によって、総務部門に要する新たな管理コストや資金管理コストが発生し、市にとって追加的なコスト、財政負担が増加するのは明らかである。このため、「コストを生み出してもなお、団体を新規で設立するメリットについて」極めて慎重に検討する必要がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規団体の設立にあたっては、事業内容、公益認定の意義及びメリット・デメリットなどを踏まえて、一般財団法人か公益財団法人のどちらとするか十分に検討すべきである 	
直営化	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局に業務を一本化することによって、学校給食事業について現状に比べてより一貫性の高い事業展開が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会内において学校給食事業に関わる企画や情報発信などの機能強化を伴わない限り、単に食材調達と給食費に関する事務機能を教育委員会事務局内に取り込むだけに過ぎず、効率性の低下をもたらす恐れがある
	<ul style="list-style-type: none"> ・直営化に伴う新たな人員配置は、必要最小限となるよう工夫すべきである 	
団体内での給食事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務機能や資金管理面において、一定の合理性があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食事業を現状に比べ強化(食材に関する質の向上、地産地消事業・食育事業の推進強化、情報発信など)するためには、スポーツ関係に偏重した役員構成の是正、教育委員会事務局との連携強化や役割分担の整理を行なう必要がある

なお、直近5年間のスポーツ協会(スポーツ教育協会)への補助金、及び学校給食会への負担金支出は下記のとおりであり、学校給食会の新規設立に伴い市の財政負担は増加している。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
スポーツ協会への補助金	37,138	38,084	22,676	—	—
学校給食会への負担金	—	—	46,952	61,037	63,362

※平成 30 年度のスポーツ協会への補助金は学校給食事業が移管されるまでの平成 30 年 8 月まで、学校給食会への負担金は学校給食会が設立された平成 30 年 5 月以降について発生している。

[意見 70] 3つの方向性に対するコストの試算について

「(公財)神戸市スポーツ教育協会の学校給食事業のあり方に関する意見(平成 29 年 12 月 15 日)」において、事業分割を選択した場合、「学校給食事業に特化した新規団体の設立によって、総務部門に要する新たな管理コストや資金管理コストが発生し、市にとって追加的なコスト、財政負担が増加するのは明らかである。このため、「コストを生み出してもなお、団体を新規で設立するメリットについて」極めて慎重に検討する必要がある」との指摘があったが、3つの方向性に対するコストの試算が行われている文書が確認できなかった。

今後、給食事業の方向性を決定する際にはコストの試算を行うべきである。

6. 2 令和 3 年度の組織体制

令和 2 年度の組織体制については、「第 2 監査対象の概要」の「II 一般財団法人神戸市学校給食会について」「3 組織概要」に記載しているが、令和 3 年度の職員の組織体制は下記のとおりである。

職員数

(単位：人)

		固有	市派遣	市OB	その他	計
総務課	常勤	0	(※1) 2	0	(※2) 1	3
給食・食育推進課	常勤	0	(※3) 1	3	0	4
契約職員又は人材派遣職員		0	0	0	4	4
職員計		0	3	3	5	11

※1 市派遣職員のうち 1 名は常務理事と兼務である。

※2 総務課のその他 1 名は公益財団法人神戸市スポーツ協会からの元出向職員であり、現在

は学校給食会の嘱託職員である。

※3 市派遣職員 1 名は市の再任用職員である。

(出典：令和 3 年度一般財団法人神戸市学校給食会事業概要を元に監査人作成)

令和 2 年度、令和 3 年度はともに全職員が 11 名であり、契約職員又は派遣職員を除くと 7 名のみである。

令和 2 年度でスポーツ協会からの出向職員 2 名は出向期間を終え、そのうち 1 名は定年退職し学校給食会の嘱託職員 1 名となった。給食・食育推進課の市からの派遣職員は市の再任用職員であるため、令和 3 年度には嘱託職員、及び再任用職員を除いた職員は市からの派遣職員 2 名のみとなり、給食・食育推進課には、嘱託職員、又は再任用職員を除いた職員が 1 名もいない。なお、市からの派遣職員の派遣期間は原則 3 年を超えることはできない。

令和 2 年 4 月 1 日から神戸市では地方自治法第 150 条第 1 項に基づき、(1) 事務の効率的かつ効果的な遂行、(2) 財務報告等の信頼性の確保、(3) 事務に関わる法令等の遵守、(4) 資産の保全・活用、を目的として神戸市内部統制基本方針を策定し、内部統制体制の充実を図っている。市の学校給食事業を取扱っている 100% 出資団体である学校給食会にも当然に求められるものと考えられるが、上記の組織体制では内部統制体制の充実を図ることは困難と言わざるを得ない。

[指摘事項 16] 組織体制の脆弱さについて

学校給食会では、神戸市学校給食の副食食材の調達、及び令和 2 年度では 40 億円を超える神戸市の学校給食事業の食材購入費や食材補償費に係る支払業務を担う資金を取扱っているが、内部統制体制の充実が図ることができる体制とは言い難く、組織体制を強化すべきである。

今回の学校給食会に対する指摘事項等の大半は、学校給食事業を別法人に実施させたことに起因して発生したものと考えられる。

評議会・理事会の開催状況も「第2 監査対象の概要」の「Ⅱ 一般財団法人神戸市学校給食会について」「3 評議会及び理事会の開催状況」に記載のとおり、書面決議を除けば年に1回又は2回実施されているのみであり、常勤職員はほぼ市からの派遣職員及び市OBで構成されている状況である。

学校給食事業を別法人に実施させることにより、役員等の人件費や理事会・評議員会の開催費用、職員の社会保険料算定委託や賃借料の支払い等の管理コストが追加で発生する一方、現在までに、学校給食会として新たに始めた事業はなく、別法人に業務を実施させるメリットがコストや問題点を上回っているか疑問が残る状況である。

【意見 71】 学校給食会の存在意義について

学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務であり、現状の改善に向けた取組を進められたい。

また、現状からの改善が見込めない場合には、学校給食会の法人としての継続の必要性の可否について検討されたい。